

平成20年第2回志布志市議会定例会

目 次

第1号（6月10日）	頁
1. 議事日程	11
2. 出席議員氏名	12
3. 欠席議員氏名	12
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	12
5. 議会事務局職員出席者	12
6. 開 会・開 議	13
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	13
8. 日程第2 会期の決定	13
9. 日程第3 報告	13
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	13
11. 日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について	15
12. 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	16
13. 日程第7 報告第3号 水道事業会計予算繰越計算書について	18
14. 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成19年度志布志市一般会計補正予算(第9号))	19
15. 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)	23
16. 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて)	28
17. 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について)	31
18. 日程第12 議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について	37
19. 日程第13 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	44
20. 日程第14 議案第46号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制 定について	57
21. 日程第15 議案第47号 志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	58
22. 日程第16 議案第48号 和解について	59

23. 日程第17	議案第49号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について……………	62
24. 日程第18	議案第50号	土地改良事業の施行について……………	62
25. 日程第19	議案第51号	財産の取得について……………	63
26. 日程第20	議案第52号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）……………	64
27. 日程第21	議案第53号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…	79
28. 日程第22	議案第54号	平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）…	81
29. 日程第23	同意第3号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて…………	82
30. 日程第24	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて…………	84
31.	散会……………		85

第2号（6月11日）

1.	議事日程……………	86
2.	出席議員氏名……………	87
3.	欠席議員氏名……………	87
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	87
5.	議会事務局職員出席者……………	87
6.	開議……………	88
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	88
8.	日程第2 事件の撤回について （議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について）…	88
9.	日程第3 一般質問……………	88
	岩根 賢二……………	88
	小野 広嗣……………	102
	西江園 明……………	122
10.	延会……………	134

第3号（6月12日）

1.	議事日程……………	135
2.	出席議員氏名……………	136
3.	欠席議員氏名……………	136
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	136
5.	議会事務局職員出席者……………	136
6.	開議……………	137
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	137

8. 日程第2	一般質問	137
	丸山 一	137
	立山 静幸	147
	上野 直広	157
	長岡 耕二	172
9.	延 会	183

第4号（6月13日）

1.	議事日程	184
2.	出席議員氏名	185
3.	欠席議員氏名	185
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	185
5.	議会事務局職員出席者	185
6.	開 議	186
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	186
8.	日程第2 一般質問	186
	小園 義行	186
	鶴迫 京子	206
	下平 晴行	224
9.	日程第3 事件の撤回について （議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号））	233
10.	日程第4 議案第55号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	234
11.	散 会	235

第5号（6月27日）

1.	議事日程	236
2.	出席議員氏名	237
3.	欠席議員氏名	237
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	237
5.	議会事務局職員出席者	237
6.	開 議	238
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	238
8.	日程第2 報告	238
9.	日程第3 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	238

10. 日程第4	議案第46号	志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	244
11. 日程第5	議案第48号	和解について……………	245
12. 日程第6	議案第50号	土地改良事業の施行について……………	247
13. 日程第7	議案第55号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）……………	248
14. 日程第8	議案第53号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…	255
15. 日程第9	議案第54号	平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）…	257
16. 日程第10	議案第56号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	258
17. 日程第11	議案第57号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第2号）……………	259
18. 日程第12	陳情第5号	教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書……………	260
19. 日程第13	発議第3号	教育予算確保に関する意見書の提出について……………	261
20. 日程第14	発議第4号	食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出について……………	262
21. 日程第15	発議第5号	志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について……………	264
22. 日程第16	発議第6号	農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置について…	265
23. 日程第17	発議第7号	道路建設対策等調査特別委員会の設置について……………	266
24. 日程第18	議員派遣の決定……………		268
25. 日程第19	閉会中の継続審査申出について （文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長）……………		269
26. 日程第20	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）…		269
27. 閉会……………			269

平成20年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
6月10日	火	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程（採決及び委員会付託）
11日	水	本 会 議	一般質問
12日	木	本 会 議	一般質問
13日	金	本 会 議	一般質問 追加議案上程（委員会付託）
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	委 員 会	
17日	火	委 員 会	
18日	水	休 会	
19日	木	休 会	
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	
24日	火	休 会	
25日	水	休 会	
26日	木	休 会	
27日	金	本 会 議	委員長報告・採決 追加議案上程（採決） 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	継続費繰越計算書について
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	水道事業会計予算繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年度志布志市一般会計補正予算(第9号))
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第44号	志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
議案第45号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	和解について
議案第49号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第50号	土地改良事業の施行について
議案第51号	財産の取得について
議案第52号	平成20年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第53号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第55号	平成20年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第56号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第57号	平成20年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
事件の撤回について	(議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について)
事件の撤回について	(議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
同意第3号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第5号	教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書
発議第3号	教育予算確保に関する意見書の提出について
発議第4号	食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出について
発議第5号	志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について
発議第6号	農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置について
発議第7号	道路建設対策等調査特別委員会の設置について
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 林 勇作	1 ダグリ公園施設の指定管理について	(1) 指定管理者の管理運営について問う。 (2) 納付金の契約について問う。 (3) 従業員の雇用について問う。	市 長
	2 志布志市観光開発公社の現状について	(1) 寄附行為について問う。 (2) 解散及び残余財産の処分について問う。 (3) 今後の取扱いについて問う。	市 長
2 岩根 賢二	1 合併問題について	(1) 合併に関する大崎町の動向について、どのような感想を持っているか。また、今後どのように対処する考えか。	市 長
	2 少子化対策について	(1) 子育て日本一のまちづくりを実現させるために、企業や諸団体との連携を深めていく考えはないか。	市 長
	3 地域活性化対策について	(1) マニフェストの第一番目に掲げている「新自治会組織の立ち上げ」を、今後どのように進めていく考えか。	市 長
3 小野 広嗣	1 特定健診について	(1) 4月から生活習慣病の発見並びに生活指導による予防を主な目的に、特定健診制度がスタートしたが、その推進状況と今後の取組について問う。	市 長
	2 リサイクルの推進について	(1) 携帯電話には、金、銀などの貴金属とともにリチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の観点から適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられている。回収への協力が環境への貢献にもつながる携帯電話リサイクルの推進を図るべきではないか。	市 長
	3 食の安全について	(1) 食の安全が脅かされる中、市民への安心できる食生活の情報提供など、食の安全を守るための対策が急務である。本市の取組状況について問う。 (2) 学校給食の安全な食材の確保と地産地消の取組状況について問う。	市 長 教育委員長
	4 学校の耐震化の推進について	(1) 学校施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠である。耐震補強策を取り入れるなど、学校施設の耐震性を向上させるべきではないか。	教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 西江園 明	1 道路行政について	(1) 市道にある街灯の維持費は今後どうなるのか。 (2) 今後市道にもっと街灯を増やす計画はないのか。 (3) 学校単位でスクールゾーンの通学路点検を行った結果をどのように処理しているのか。	市長 教育委員長
	2 志布志の木びろうについて	(1) 今後の植樹計画はないのか。	市長
	3 教育行政について	(1) 公民館の指定管理者制度導入計画で、公募方式から非公募方式になった理由は何か。 (2) 今後、条例公民館、図書館は指定管理者制度をいつ導入するつもりか。 (3) 志布志町の公民館主事3人が同時に退職したが、これをどのように認識しているか。	市長 教育委員長 教育委員長
	4 大崎町との合併問題について	(1) 市長の見解を問う。	市長
5 丸山 一	1 道路行政について	(1) 海岸に国道220号のバイパス道路をつくれ。	市長
	2 農地・水・環境について	(1) コスモス畑をアピールせよ。	市長
	3 防火水槽について	(1) 設置基準はどうなっているか。	市長
	4 防災対策について	(1) 一丁田・通山地区の総合的防災対策はその後どうなったか。	市長
6 立山 静幸	1 茶の振興策について	(1) 平成20年度一番茶の価格低迷に対して、どのような対応策を考えているのか。 (2) かぶせ茶等、付加価値対策の実施をしているのか。 (3) 借入金等の利息補給支援策を考えるべきと思うが。	市長
	2 肉用牛の振興策について	(1) 5月競り市の価格低迷をどのようにとらえているか。 (2) 濃厚自給飼料作付指導に力を入れるべきと考えるが。 (3) 借入金等の利息補給支援策と経営安定強化策に努力すべきと考えるが。	市長
7 上野 直広	1 畜産振興について	(1) 畜産飼料の高騰が止まらない。市にとっては大問題である。このことをどうとらえているか。 (2) 自給率向上の具体策をどう考えているか。 (3) 市の農業政策を明確に示すべきではないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 上野 直広	2 教育振興について	(1) 2006年OECD学力調査で、日本の15歳の学力が落ちているが、原因は何か。 (2) この原因と教育基本法改正との関係は。 (3) この改正で目指すのは何か。	教育委員長
8 長岡 耕二	1 農業振興について	(1) 厳しさを増す農家への対応の基本的考え方を問う。 ①飼料高騰による畜産農家への対応 ②価格下落による茶農家への対応 ③燃料高騰によるピーマン農家への対応 (2) 各支所の職員の減少の中、今のままの対応でよいか。	市長
	2 学校給食について	(1) 新給食センターの運営での食育をどう考えるか。 (2) 地元農産物利用をどのように図るか。 (3) 食の安全性管理、食品管理対策は万全か。	教育委員長 市長
9 小園 義行	1 後期高齢者医療制度について	(1) 3月議会での答弁に対するその後の対応について問う。	市長
	2 国保について	(1) 条例改正で国保税の引上げが提案されているが、住民の生活実態等を考えたときに、理解は得られないと思う。国保運営に対する考え方を問う。	市長
	3 生活保護について	(1) 生活保護適正実施推進事業の提案があるが、考え方を問う。 (2) 現状のスタッフでは対応が難しいのか。	市長
	4 児童福祉について	(1) 志布志町の田之浦保育所が休園しているが、経過と今後の対応について問う。 (2) 児童福祉にかかわる人の異動は、短期間で行われると児童や保護者との信頼関係を構築するのが困難になると考える。考え方を問う。	市長
10 鶴迫 京子	1 ふるさと納税について	(1) 制度についての現状認識と市長の思いはどうか。 (2) 制度の開始に向けてのこれまでの本市の取組と、現状及び今後の方向性はどのようになっているのか。 (3) 制度の寄附金の使いみちをどのように考えているのか。特化するのか。 (4) 寄附金の使いみちを景観づくりに特化し、「志布志ふるさと景観条例」(仮称)の制定は考えられないか。	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10鶴迫 京子	1 ふるさと納税について	(5) 特化して「国際の森にオアシスを！」のキャッチフレーズで、最優先に国際の森に水を引き、本市の観光の目玉にすべきではないか。	市長
	2 観光、教育行政について	(1) 国際の森、大師公園（志布志町天神）の管理、整備について問う。 (2) 本市の歴史民俗資料の保存の現状はどうなっているのか。 (3) 本市の歴史民俗資料を一箇所に集め展示し、同時に鑑賞できるように給食センター（志布志町）の跡地利用は考えられていないか。 (4) 観光資源を開発し、現存するものも整備しながら、本市の広域的な観光ルートづくりは考えられないか。	市長 教育委員長 教育委員長 市長 教育委員長
11下平 晴行	1 家庭用火災警報器の設置の取組について	(1) 消防法により家庭用火災警報器の設置が義務付けられたが、取組はどうか。 (2) モデル地区を設置できないか。 (3) 弱者に対しての援助は考えられないか。	市長
	2 補助金等の取扱いについて	(1) 補助金等の見直しについて、19年度中に方針を決定し、廃止を含めた見直しをしていくとのことであったがどうか。 (2) 校区公民館補助金の調整について、地域ふれあい交流事業の補助金を上乘せしているが、補助金の在り方をどう考えているか。	市長 教育委員長

平成20年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成20年6月10日（火曜日）午前11時02分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度志布志市一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第12 議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第46号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第47号 志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 和解について
- 日程第17 議案第49号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 議案第50号 土地改良事業の施行について
- 日程第19 議案第51号 財産の取得について
- 日程第20 議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第53号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第54号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

17 番 林 勇 作

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
給食センター所長 東 迫 光 博	国保対策監 若 松 光 正

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前11時02分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
全員協議会のため1時間ほど開会が遅れました。市民の皆様方におわびを申し上げます。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、野村公一君と若松良雄君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間にしたいと思います。これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの18日間に決
定しました。

○
日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第5号は、文教
厚生常任委員会に付託いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から、平成19年度事業報
告及び決算書、平成20年度事業計画及び予算書、並びに監査委員からの監査報告書、文教厚生常任委員
長から、閉会中における所管事務調査の結果報告が提出されましたので配付いたしました。参考にして
いただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、
市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。
今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ
3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。
この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を
決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及
び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りをいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効

投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員は32人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定によって、立会人に鶴迫京子さん及び藤後昇一君を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

（候補者名簿配付）

○議長（谷口松生君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（谷口松生君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名式です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 点検をいたしました。異常無しと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

それでは、順をお願いいたします。

○事務局長（徳重昭一君） それではまず、1番、下平晴行議員。2番、西江園明議員。3番、丸山一議員。4番、八久保壹議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、迫田正弘議員。10番、毛野了議員。11番、立平利男議員。12番、本田孝志議員。13番、立山静幸議員。14番、小野広嗣議員。15番、長岡耕二議員。16番、金子光博議員。18番、木藤茂弘議員。19番、岩根賢二議員。20番、吉国敏郎議員。21番、上野直広議員。22番、宮城義治議員。23番、東宏二議員。24番、宮田慶一郎議員。25番、小園義行議員。26番、上村環議員。27番、鬼塚弘文議員。28番、重永重久議員。29番、丸崎幹男議員。30番、福重彰史議員。31番、野村公一議員。33番、若松良雄議員。32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鶴迫京子さん及び藤後昇一君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（谷口松生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票、有効投票32票、無効投票0票。有効投票のうち、上門秀彦君12票、新宮領進君1票、山下ひとみさん19票。以上のとおりであります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第5、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 皆様、こんにちは。

今月もよろしく申し上げます。

それでは、報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成19年度志布志市一般会計予算の継続費に係る経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第1号、継続費繰越計算書について、補足して御説明申
上げます。

志布志市継続費の平成19年度年割額に係る歳出予算のうち、支出を終わらなかったものについて翌年
度に逡次繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

これは、学校給食センターの建設事業の平成19年度予算の支出未済額に基づく逡次繰越でございます。

平成19年度から平成20年度の2年間の継続費の総額が8億6,896万円で、平成19年度の予算現額が2
億6,418万円でございます。このうち平成19年度の支出済額は1億3,821万1,000円、残額が1億2,596万
9,000円となり、この額を翌年度へ逡次繰越するものでございます。財源内訳としましては、国県支出
金が1,368万2,000円、地方債が1億660万円、その他が568万7,000円でございます。

繰り越しました理由としましては、改正建築基準法の施行により建築確認事務が複雑となり、建築確
認申請から許可が下りるまでの期間が従前より長期を要したことによるものでございます。

以上で、平成19年度志布志市継続費繰越計算書についての補足説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしということで、以上で継続費繰越計算書についての報告を終わります。

○
日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第6、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成19年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

平成19年度志布志市一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費の繰越額が確定しましたので報告申し上げます。

まず、衛生費の水道事業会計出資金につきましては、上水道施設整備計画改良事業の一部が翌年度へ繰越しとなったため、1,900万円を繰り越すものでございます。財源内訳は、全額市債でございます。

次に、農林水産業費の畜産基盤再編総合整備事業につきましては、事業内容等の確定に不測の日数を要し、牛舎建設の年度内完成が見込めないため、3,127万円を繰り越すものでございます。財源内訳は、全額諸収入でございます。

漁村づくり総合整備事業につきましては、事業規模の少ない翌年度計画について、県と協議をした結果、早期に完成する事業効果を目指し、先行着手するため、4,455万円を繰り越すものでございます。財源内訳は、県支出金が2,227万5,000円、市債が2,220万円、一般財源が7万5,000円でございます。

次に、土木費でございますが、3本の事業すべて、建物移転補償及び用地交渉に不測の日数を要し、年度内完成が見込めないため、それぞれ繰り越しております。

まず、地方道路整備臨時交付金事業につきましては、7,141万5,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、既収入特定財源の市債が8万1,000円、未収入特定財源の国庫支出金が3,978万7,000円、市債が2,920万円、一般財源が234万7,000円でございます。

地方特定道路整備事業につきましては、2,412万8,000円を繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、既収入特定財源の市債が9万円、未収入特定財源の市債が2,160万円、一般財源が243万8,000円でございます。

市単独道路改良事業につきましては、1,907万円を繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、市債が1,810万円、一般財源が97万円でございます。

以上が、平成19年度志布志市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての説明でございますが、

繰越総額は全体で2億943万3,000円でございます。財源内訳は、既収入特定財源の市債が17万1,000円、未収入特定財源の国庫支出金が3,978万7,000円、県支出金が2,227万5,000円、諸収入が3,127万円、市債が1億1,010万円、一般財源が583万円でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、3月議会でも若干説明を受けたところでございますが、ここに6件の明繰が出たと。その説明をいただいたということですが、基本的に仕事をしていく行政、この明繰をどうとらえておるのか。その認識を、ひとつ市長にお伺いしておきます。

それから、今日までの今の進ちょく状況、さらに完成の見通しがいつなのか、それをひとつ説明をください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質疑がありました6件につきまして、それぞれの事情があったということで、繰越しになったということでございます。本来、その年度内に事業は完了すべきものだというふうに考えておりますが、様々な事情があってこういった形でせざるを得なかったということにつきましては、非常に残念に思うところでございます。様々な要因がありますので、それらのことを今後の事業につきましては参考にして、今後こういったことなるべく無いような形で、事業遂行に努めてまいりたいというふうに思います。

そのほかの件につきましては、担当の方に回答させます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、財務課の所管の繰越しについて御説明申し上げます。

財務課所管につきましては、繰越明許費繰越計算書の衛生費、水道事業会計出資金でございます。この件につきましては、御承知のとおり、合併後、上水道整備計画、森山から大原までの水源の確保ということで合併特例債を活用して、その事業に取り組んだところでございます。

工事の完成見込みでございますが、その件については水道局長の方で、よろしくお願い致します。

○畜産課長（中崎章文君） 畜産課所管分の畜産基盤再編総合整備事業につきまして、現在の進ちょく状況及び完成につきまして報告いたします。

当事業、もう既に完了いたしておりまして、5月13日、完成検査を終えております。

以上で終わります。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 漁村づくり総合整備事業についてお答えいたします。

現在、工事の進行中でございますが、完了につきましては、7月18日までを工期といたしております。

以上でございます。

○建設課長（白坂照雄君） お答え申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業につきましては、道路3路線でございますけれども、これにつきましては、現在用地交渉を進めながら一所懸命進めているところですが、本年度内に終わるように努力をいたしたいと思っております。

それから、地方特定道路整備事業につきましては、昨日完成検査を実施いたしておりますので、もう事業は終わっている状況でございます。

それから、市単独道路改良事業につきましては、現在工事を発注しておりますので、年度内には完成する見込みでございます。

以上、終わります。

○水道局長（徳田俊美君） 次の繰越しの説明で出てきますけども、2件ございまして、5月8日をもって完成届がなされて、それぞれの処理を終えております。

○議長（谷口松生君） よろしゅうございますか。

ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） やっぱり、この本会議でこういう明繰の説明をされる時はね、現況はどうだという説明を加えて説明をされれば手間が省けるんですよ。そのためには、やっぱり所管の課長さんと説明をされる担当が、しっかり連絡を取り合ってそういう説明をしていけば、何ら事は無い、そう思います。

それから、18年度も確か7件の明繰があったんですが、議会で承認さえもらえれば、それで仕事がずれていいんだという認識であれば、とんでもない話なんです。しかも今、担当課長は「年度内に済む。」って。年度内に済むという、そんなあんた、説明があるねよ。「年度内でいいですよ。」と言って議会は承認をするんじゃないんですよ。本来なら、この6月議会ぐらいまでには終わっとかなんならん。そして、完了しましたという報告をするのが当たり前。その年度内というのをもう一回教えてみてくださいませんか、本当に年度内なのか。

○建設課長（白坂照雄君） 申し訳ございませんでした。年度内と、私の方が全体的に考えてちょっと申し上げたところで、申し訳ございませんでした。

現在発注しておりますので、ちょっと日にちまでは資料を持ってきておりませんが、8月か9月までには、この工事は終わる予定でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第7 報告第3号 水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第7、報告第3号、水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

平成19年度志布志市水道事業会計予算を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の局長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○水道局長（徳田俊美君） 報告第3号、地方公営企業法第26条第3項により、水道管理者から市長に報告いたしました予算の繰越しにつきまして、その内容について説明させていただきます。

法第26条第1項による予算の繰越しは2件でございます。

内訳としまして、まず上水道施設整備改良事業、森山水源地機械室築造工事であります。これにつきましては、敷地の高さを下げる必要がありますことから同一敷地内に設置の必要なさく井工事を先行して進めてまいりましたが、掘削の途中で、地下水の湧水脈と当たりまして、濁りが発生し、既設水源地に影響を与えましたことから、連続した作業が無理となりまして、不測の日数を要することになったものでございます。このことにより、建築に要する工程に不足が生じたため繰越しをし、築造物を完成するのに必要な日数を確保することとしたものでございます。

次に、北大原地区配水管布設替工事であります。これは、市道拡幅による布設替えでありまして、同工事が繰越しとなったことから、併せて繰越し処理をしたものでございます。

なお、繰越し後の状況としましては、先ほど申しましたように2件とも5月8日をもって完成届がなされ、それぞれ処理を終えたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしということであります。

以上で、水道事業会計予算繰越し計算書についての報告を終わります。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第8、承認第1号から、日程第11、承認第4号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度志布志市一般会計補正予算（第9号））

○議長（谷口松生君） 日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、交付金等の額及び地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成19年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成20年3月31日に平成19年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、承認第1号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、交付金等の確定や起債同意額の確定に伴う予算の最終調整によって、1億1,194万円を増額し、予算の総額を181億9,368万3,000円と定めたものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債の補正でございますが、起債同意額の確定等によりまして、一般公共事業など12件の地方債を2,700万円増額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

譲与額の確定に伴いまして、2款、地方譲与税、1項、自動車重量譲与税を1,240万6,000円増額しております。

続きまして、10ページでございます。

地方道路譲与税を303万6,000円増額いたしております。

11ページでございますが、特別とん譲与税を158万1,000円減額しております。

12ページでございます。

交付額の確定に伴いまして、3款、利子割交付金を251万2,000円増額いたしております。

続きまして13ページでございますが、4款、配当割交付金を380万9,000円増額、14ページでございますが、株式等譲渡所得割交付金を80万3,000円増額、それから15ページでございますが、地方消費税交付金を81万7,000円減額しております。

16ページでございますが、7款、ゴルフ場利用税交付金を14万円減額、17ページにつきましては、8款、自動車取得税交付金を1,036万6,000円減額しております。

続きまして、18ページをお開きください。

10款、地方交付税でございます。特別交付税の額の確定に伴いまして、1億1,235万8,000円増額いたしております。

19ページでございます。

14款、国庫支出金は、合併市町村補助金の確定に伴いまして、5,059万7,000円増額いたしております。

20ページでございます。

15款、県支出金は、市町村合併特例交付金の確定に伴いまして、2,103万9,000円増額いたしております。

21ページをお開きください。

18款、繰入金でございます。今回の補正で財政調整基金繰入金を1億811万6,000円減額するとともに、地域づくり推進基金繰入金は、合併市町村補助金への財源振替をしたことに伴いまして、60万円減額いたしております。

22ページをお開きください。

21款、市債におきましては、事業費の確定に伴いまして、農林水産業債など、総額で2,700万円の増額をいたしております。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。

歳出につきましては、予算書の23ページでございます。

2款、総務費、1目、一般管理費につきましては、次年度以降の地方債繰上償還に対応するため、減債基金への積立金を今回、1億1,194万円増額しております。

以下、歳出予算につきましては、特定財源の増加に伴う財源の振替をいたしております。

以上、承認第1号の概要でございます。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 3点だけ確認をしておきたいというふうに思いますが、まず第1点目は、19年度の予算の最終補正であると、この9号がですね。そう理解をしていいのかどうか、それがまず第1点です。

それから、第2点目は、地方消費税の最終交付額が通告がされたということで今回、3億円ですね、おおよそ3億1,000万円。これは18年度の交付額とすると落ち込んでいるというふうに、私は理解しております。その落ち込みの実態というのは何なのか、どのような分野で消費が本市は落ち込んでいるのか、それをどのように把握をされておられるのか、それを教えていただきたいというのと、それから消費総額がおおよそ幾らとなるのか、それもひとつ試算をしてください。

それから、3点目でございますが、今回特交の最終がきたということでございます。今回の特交を加えて19年度の特交額が総額で幾らであるか、そして、その特交に対する主な事業は何であったのか、ひとつ報告をください。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、1番目の御質疑でございますが、今回の補正予算が19年度の最終予算かということでございます。19年度の最終予算でございます。

それから、地方消費税の落ちた理由は何かということでございます。地方消費税につきましては、地方消費税交付金ということで、県税でございます。その県税におきまして、収入に対して地方消費税交付金の2分の1を人口と従業員のシェアで案分して市町村に交付されるという仕組みになっております。減額となった理由は何かと、あるいは本市で何が落ち込んでいるのかということについては、ただいまのところ分析はしておりませんが、国の消費税の1%が県税として地方消費税に入ると。その分で、先ほど申しました割合で市町村に交付されるということでございまして、現在のところ本市における消費の伸び悩みの原因というのは、正確にはつかんでいないところでございます。

それから、特別交付税でございます。特別交付税につきましては、18年度の決算と比較しますと5,300万円程度落ち込んでいるわけでございます。特別交付税につきましては、ルール分と申しますか、例えば災害とか計算に入るようになっておりますが、本市の部分で主なものとしまして特筆する部分につきましては、例えば頑張る地方応援プログラムの部分、これが1市町3,000万円程度というような積算になっているようでございます。昨年度より若干落ちている理由としましては、合併に伴う包括算入分の

部分が減額となったため落ち込んだということでございます。ただし、18年度と比較しますと、18年度におきましては全国的に大きな地震災害等がございました。その関係で、18年度におきましてもルール分がすべて反映しなかったというふうに思っているところでございます。

以上です。

○31番（野村公一君） それでは、1点だけ。

消費の落ち込みは把握をしていないということのようですが、財政はそうであろうというふうに思います。

それでは、所管の担当課、あるいは市長あたりが本市の落ち込み状況を把握しているのかどうか、把握しておれば説明をいただきたいと。もし、把握をしておられなければ、把握をする必要性というのはいないのかどうか。その2点を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの私どもの地域の消費につきましての落ち込みのことにつきましては、把握をしておりません。ただいま、議員の御指摘のとおり、この落ち込みの原因というものについては、私自身も今後把握をいたしまして、その原因究明に努めたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 所管課長は。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど地方消費税交付金についての原因ということでございますが、この積算の中には、先ほど申しましたとおり消費税の1%が県の方に入ると、地方消費税として県の方に入ると。その県に入った部分の中から、人口シェアと従業員等のシェアで案分して、県の方から県内の各市町村に交付されるというような仕組みとなっているところでございます。

本市における消費実態調査と申しますか、そういった部分があれば、また資料があった場合は御提供申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○31番（野村公一君） 財務課長、それどういうこと。資料があつたら提供したい。ちょっと待ってください。

もちろん、オーソドックスには県には入ってくるだろうと。その係数をもって末端の市町村を当てはめることには、100%妥当ではないだろうと、それは分かりますよ。しかし、分かりますが、本市の消費がどうであるかということは、やっぱり一市町村の自治体というのは把握をすべきじゃないかというのが、私の論理なんですよ。

であれば、実態を調査をして、そしてどういう問題点がある、どういう落ち込みの原因があるんだということを把握しないと。しないとですよ、その自治体の商工行政なんていうのは行政指導はできんわけでしょう。そのことを聞いておるわけでありませう。

したがいまして、今回市長が落ち込みのチェックをしてみようということでございます。ひとつ、大変な作業だとは分かりますが、それも私は行政の仕事だと思っていますのでね。ひとつ、早い時期にその報告をお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷口松生君） 何か答弁ありますか。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほどの答弁は失礼申し上げました。

私が先ほど答弁した部分につきましては、地方消費税交付金の中では、本市の消費の売上の部分が積算としては入っていないというようなことで先ほど答弁したところございました。申し訳ございません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定されました。



日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） 承認第2号、志布志市税条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日、制定公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

今回の地方税法改正は、現下の経済、財政状況等を踏まえ、法人関係税制、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに、寄附税制の見直し、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率、並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について必要な措置を講ずるもので、持続的な

経済社会の活性化を実現するための税制の構築に向け、様々な改正が行われております。

改正の主なものとしまして、付議案件説明資料に基づきまして御説明申し上げます。付議案件説明資料の新旧対照表をご覧ください。3ページから36ページでございます。

説明資料の3ページをお開きください。

第19条は、公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収制度導入に伴う条文の整備でございます。

第23条から、6ページ、第31条にかけましては、法人市民税等についての規定でございます。法人市民税において、公益法人制度改革に伴う法人市民税の均等割の非課税及び関連条項の整備を行ったもので、主な内容としましては、法人市民税の均等割において、法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについては非課税とし、公益法人等では、資本金の額又は出資金の額を有しない法人で収益事業を行うものについては、最低税率の年額5万円を適用するとするものでございます。

第31条第2項の改正は、公益法人制度改革に伴う法人市民税の均等割の改正であり、これまで最低税率を適用する法人の規定が明確化されておりましたが、今回明確化されたものでございます。税率の低い方から表が並び替えられております。

続きまして、6ページをお開きください。

第34条の7は、個人住民税における寄附金税制の拡充を図る趣旨から、寄附金税額控除の規定を新たに加えるものでございます。寄附金控除の上限額を現行の総所得金額等の25%から30%に引き上げるとともに、適用下限額が従来10万円から5,000円に引き下げられております。また、控除方式が所得控除方式から税額控除方式に変わっております。

続きまして、12ページをお開きください。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定でございます。個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入で、65歳以上の公的年金等の受給者から公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を、年金から特別徴収の方法によって徴収するというものでございます。この分につきましては、平成21年10月からの実施の予定でございます。なお、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合や、特別徴収税額が老齢等年金給付年額を超える場合は、特別徴収の対象から除外されます。

以下、特別徴収義務者、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務、年金所得に係る仮特別徴収税額等、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ等の規定でございます。

附則の改正の主なものとしまして、説明資料の21ページをお開きください。

第8条は、昭和57年から適用されております肉用牛売却に係る住民税所得割の免除について、平成24年度まで延長する取扱いの特例であります。

続きまして、22ページをお開きください。

附則第10条の2第7項は、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する規定を新設するものでございます。

以上、今回の改正の主なものを御説明申し上げましたが、その他の改正につきましては、関連する法

令等の改正等に伴う条文の整備や字句の整理を行ったところでございます。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、改正附則第1条の第1号から第5号に掲げる規定につきましては、当該各号に規定する日から施行するものでございます。第2条から第4条までは、個人の市民税、法人の市民税、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、よろしく御承認方お願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） このままいきますか。

○議長（谷口松生君） この分だけは終わりたいと思います。

○25番（小園義行君） まだ、たくさんありますけど、じゃあ、1点だけ最初に聞かせてください。

今回、この市税の条例の一部を改正するということで、国との関係、今いろいろありましたね。今回、どれだけ影響があるのか少し教えてください。その1点。あと、たくさんありますけど、3回ということですので、影響を教えてください。

そして、これ、それぞれ施行期日というのを含めて、来年の1月1日、長いものでは22年4月、こういったものを専決でやらなきゃならなかった理由ですね。

それと併せて、具体的な点でちょっと教えてみてください。議案の「保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの」という、こういった保険業法との関係があるわけですが、例えば任意でそれぞれの保険業法から外れていたものが、いわゆる任意の組合ですね、そういったもの等を含めて、互助会みたいなものも今回、この保険業法のここから除きますよということなんですけど、本市にそうしたものがどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。それぞれ、影響等を含めてお願いします。

それと1点、国がいろんな法律を改正してやりますけれども、今回65歳からの方々については年金から市民税の天引きをやるんだと、こういったことがされているわけですが、これについては20年11月ということでありましたね。先ほど、そうでしたね。こういうもの、ほとんど市民の方々は御理解ありませんよ。そういったものに対してどういった啓発等をやられているのかですね、当局として、これまで。11月といたら、もうすぐです。そういうことも含めて、あと年金が6月、8月、10月ですよ、そして12月、すぐきます。それに対してどういった対応をされようとしているのか、ちょっとお願いします。

○税務課長（外山文弘君） ただいま御質疑がありました、具体的にこの条例改正に伴う影響額につきましては、現在のところ具体的な数字等の把握はいたしていないところでございます。

施行期日の関係でございますが、特に専決理由として今、例を挙げられました公的年金の年金からの特別徴収制度につきましては、21年の10月から実施ということでございます。

なぜ、今回専決をするかと言いますと、これにつきましては、来年の1月には年金の特別徴収を行います団体と申しますか、中間団体とのデータのやり取り等、今後9月補正等でこの関係のシステム改築に向けた予算等もお願いをする予定であるところでございます。

それから、保険業法等に基づきます今回の改正に伴う該当団体数等についても、現在のところ把握はいたしておりません。

○議長（谷口松生君） 4項目めは。

○税務課長（外山文弘君） 今後、この専決処分を承認いただければ、来年の10月からこの特別徴収制度になるということでございますので、住民にそのあたりにつきましては広報、またいろんな手段を取りまして、そういう形になると。議員も御存じのとおり、これまでも公的年金につきましては、後期高齢者医療制度、その他保険税等も年金からの天引きとなっております。そういう方々に、新たにまた特別徴収という形になりますので、十分に啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○
午後0時08分 休憩
午後1時10分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

小園議員の質問を続行いたします。2回目の質問です。

○25番（小園義行君） 大変、議長、申し訳ありません。質疑をさせていただきます。失礼します。

先ほど答弁があったんですが、いわゆる65歳から年金を天引きするという、こういったことについては、条例をちゃんと施行する、その時にしっかりと議論をしておかないと後期高齢者医療保険制度と同じような事態が発生するわけですね。そういった意味で、この65歳から天引きされる方々に対して、今回この専決処分が通るとどういふことが起きるのかということ、ちょっとお聞きします。

年金をいただいております方々は、先ほど答弁があったように1万5,000円以上の年金をもらっておられる方々は、介護保険、国民健康保険税、そして今回の市民税、ここまで前期高齢者は年金から天引きをされるというふうになります。今回、これが21年の11月に施行されるということに当たったときに、どういった順序でそれを引かれるのか。国保税、介護保険、そういったもの等との滞納関係等もおありでしょう。そういったことがどういふふうに議論になって提案になったのか、お願いします。

そして、実態調査をしていないということでありましたが、こういった状況が出されるときにはしっかりと、我が市の状況というのはどうだということを把握すべきだというふうに思います。実態調査もしていないという、そのことについてのですね、なぜそうだったのかということをお願いします。

それと併せて、今回こうした専決処分をすると、仮にこの議会が否決をしたとしても粛々とこれは執行されるわけですね。

これは首長に質疑をしておきます。

こうした国のやり方に対して、システムがそうなっているからということ、国の言うとおりに執行をしていく、そのことが志布志市の行政のトップにあるべき立場の人間としてどうなのかと。こういうやり方ですね。2年前に決めたんですよ、1年前に決めたんですよ、そういったことで住民に対しての説明責任を果たさない、そういった国のやり方ですよ。それに対して、国の言いなりにやっていくんだと、そういう考え方をもって今回提案があって、しかも専決処分ですよ。議会が否決しようがしまいが、

そのことは執行されていきます。そういうことについての3点ほど、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国の法律改正に伴いまして、こういった形で市の条例の改正をお願いするわけですが、まだ期間がございますので、このことにつきましては市民に対しまして、経緯等につきましても、理解できるような形の説明を繰り返していきたいというふうに考えております。

専決処分ということではありますが、この4月1日から対応すべき内容があったということで専決させていただいたということがございますので、御理解いただければというふうに思います。

○税務課長（外山文弘君） 先ほどの実態調査の件でございますが、今回の税制改正、条例改正につきましては、特に地方税法の改正につきましては、先ほどの提案理由の中でもありましたけれども、証券税制とか株式等の所得に係る改正、そういうものが主なものでございました。その関係で、そういう面での実態調査はしていないということでございます。ただし、公的年金の控除対象者がどのくらいいるかという数値につきましては、19年の所得等で大体拾い上げております。本市の場合で約1,400名程度になるのではなかろうかというふうに数値的には考えているところでございます。

それから、この公的年金控除につきましては、議員御承知のとおり地方税法の改正に伴い、65歳以上の公的年金所得者については、特別徴収の方法によるという法律改正に基づく改正でございますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

それからもう1点、これも天引きの関係の優先順位等でございますが、基本的にはやはり、これも他の介護保険料、国保税等の差引額を考慮しまして、天引額がその2分の1を上回る場合とか、そういう場合には特別徴収はできないと、普通徴収の方法によることになっております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 日程第9、承認第2号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、基本的に反対の立場で討論をします。

今、志布志市の住民は大変な状況にあるというふうに思います。それは、農業、漁業、すべての業種について、商業も含めてすべての状況において大変な状況で、これ、私だけではなくて、この議場におられる方々すべてが一致した見方ではないでしょうか。ガソリン税の値上げ、そして本市は畜産も大きな産業の一つであります。えさの暴騰、こういった等を含めたときに大変厳しい状況があります。当然、年金生活者の方々においても、これまでのたくさんの年金天引きのそういったもので、生活の実態というのは厳しいものがあるというふうに私は考えます。

そうした状況の中で、今回1年以上も先のこと、また、その他のものについては2年先、そういったもの等もありまして、国のシステム上、今回の専決処分に至ったというふうな提案、答弁がありました。こうした大事な問題については、私はあくまでも専決処分ということをやると、こういうことは認められないというふうな気がします。当然、しなきゃいけない部分もあるでしょう。でも、それは行政側

の都合でありまして、住民の側からは全くそういうことは関係ないよというのが、住民の皆さん方の考え方ではないでしょうか。私は、そういうふうに思います。あくまでも国の言いなりに、そして、自分たちの都合でそういう専決処分をやるんだと、こういったことが反対の1点目であります。

また、2番目は、年金からの天引きをやるんだということであります。65歳から前期高齢者含めて年金を月1万5,000円以上いただいております方々は、それを年金から、介護保険料、国民健康保険税、そして今回の市民税、こういったものも年金から引くという、このやり方は、まさに住民のことを考えていない行政の側の都合であるというふうに思います。なぜなら、これは舛添厚生労働大臣も言っておりますが、「納める手間を省いてやるんだ。」と、まさに、これは国民をなめた、後期高齢者医療保険制度の見直し等の中でいろんな議論がある、マスコミを通じて流れてきます。「そうしたものを納める手間を省いてやるんだ」と、こういったことを申しております。これは、住民、いわゆる国民から見たときに、とんでもない発想であります。自分たちの都合によってそういうことをやるということは、私はとても認められないという気がします。それぞれ生活をしていくためには、自分が生きていく、そのことが、まずもって最優先に住民の方々には考えられております。そういったことをしたときに、今回約1,400名程度影響もあるということではありますが、今後それぞれでしょう、2年後、1年半ぐらいですかね、その後です。影響もそれぞれだと思いますが、こうしたやり方は、私はとても納得はいかないし、住民の方々も理解はいただけないだろうというふうに思います。まさに、専決処分をして議会が否決しても執行は粛々とやると、それは違うんじゃないでしょうか。もっと、私は、国に対してもこうした問題については、しっかりと声を挙げていくと、そういうことが必要なことではないかというふうに思い、そういった点が十分に配慮されていないということをもって反対の理由としたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第2号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、承認第2号は、承認することに決定されました。

日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第10、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布

志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

お手元に配付してあります付議案件説明資料の37ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所をアンダーラインで表示してありますので、よろしくお願いいたします。

第2条は、納税義務者等について規定したものでございますが、今回地方税法第349条の3の改正により第25項から第28項までに規定してある公益法人等に係る特例措置が縮減されたため、第30項から第33項まで4項繰り上げられたこと、また第34項の廃止に伴い、第36項から第38項が5項繰り上げられたことによる改正を行うものでございます。

附則の改正でございますが、固定資産税の課税標準の特例が規定されております法附則第15条の条項の廃止、条項の追加に伴う改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく承認方お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 課長、もう少し具体的にちょっと説明してください。そういった縮減されたという表現をされていましたが、ちょっとお願いします。

○税務課長（外山文弘君） まず、地方税法の一部を改正する法律等の関係の改正でございます。

今回、地方税法の中では特に公益法人に関する制度上の見直しを大幅に行っております。その中で、特に固定資産税関係、それから都市計画税関係につきまして同様の改正を行ったところでございます。いわゆる特例措置を廃止する、又は縮減するという改正内容でございます。

先ほど申し上げました法第349条の3の改正内容でございますが、特に第25項から第28項につきましては縮減という形で、これは法の附則の方に追加になっておりますが、例えば日本電気計器検定所が所有する固定資産等に係る課税標準の特例措置、これは2分の1ですが、この分について第349条の3の方から法附則の方に移行したと。具体的には縮減の方向での特例措置が無くなっていると。同じように、日本消防検定協会、小型船舶検査機構、軽自動車検査協会等が所有する固定資産に係る特例措置がそういうふうに縮減されたということでございます。それから、農業協同組合等が所有する有線放送、電話業務等に供する償却資産に係る課税標準の特例措置につきまして、従来あったものを廃止するという改正内容でございます。そのような改正による条項の繰上げでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） まず、第1点目です。公益法人等の見直しのための改正ということのようですが、今回の都市計画税の改正に当たって建設課あたりと協議をされて今回の提案になったのかど

うか、まず、それが1点。

それから、今回改正の新しい方につきましては第349条の3の中の第25項というのが欠落をしておると、これの理由を教えてください。

それから、新たに同条の第32項は追加がされております。この第32項がどういう条文であるのか、ひとつ説明をお願いを申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） まず、建設課の協議の件でございますが、これは議員も御承知のとおり、志布志市の都市計画税につきましては、志布志市都市計画税の特例に関する条例におきまして、当分の間課税しないという前提の下で行っております。なお、この都市計画税につきましては、旧志布志町時代から、また合併後におきましても当分の間課税しないということで、この特例条例を作っておるわけですけれども、現在都市計画につきましてはそういう見直しを行っている状況のようでございます。そういう関係で、今回のこの改正に当たっては、特別建設課の方との協議はしていないところでございます。

それから、条項の部分でございますが、附則の改正関係で言いますと、これも先ほど全部の説明をしていませんが、今回の条項の変った部分につきましては、第349条の3の改正内容でございますが、先ほども申し上げました第25項から第28項は縮減でございます。第34項が廃止となっております。その関係で本則の方の改正で繰り上げております。

それから、条例の附則の方でございますけれども、本来の第14項が第13項になっております。これは、第12項が廃止をされております。これは、内容は。

○31番（野村公一君） 私が聞いていることだけ教えてください。

○税務課長（外山文弘君） はい。第12項は廃止になっております。その関係で1項繰り上がっておりますが、第15項は廃止となっております。第32項から4項繰り上げという形になっております。第15項は廃止でございます。

○31番（野村公一君） その附則の方は分かるんだよ、附則は。私が聞いたのだけ教えてください。

○税務課長（外山文弘君） 第25項から第28項は、そこから4項抜けております、今回の改正で。従来の第29項が第25項になっております、4項繰り上げて。

○31番（野村公一君） だから、その第25項は何かと聞いているわけ。

○税務課長（外山文弘君） これは先ほどちょっと説明をしたんですが、第25項につきましては、日本電気計器検定所が所有する業務の用に供する固定資産に係る施設でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[何ごとか言う者あり]

○税務課長（外山文弘君） 第32項でございますが、自動車安全運転センターが所有する固定資産となっております。

○議長（谷口松生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

○

日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第11、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） 承認第4号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に制定公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額に関する事項を定め、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正におきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金等に係る課税額を算出する必要があり、現行の国民健康保険税の税率の範囲内で暫定的に税率を案分したところであります。

制度創設時の後期高齢者、又は制度創設後に75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう所要の措置を講ずること、課税限度額について基礎課税額、いわゆる医療分と後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額について

は47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について12万円とするものでございます。

主な改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げたいと思います。

説明資料の38ページをお開きください。

第2条につきましては、国民健康保険税の課税額から後期高齢者支援金等に要する費用に充てるための規定の改正でございます。

同条第2項につきましては、国民健康保険税医療分の課税額合算額の限度額を、「56万円」から「47万円」に改めるものでございます。

同条第3項につきましては、今回新たに制度が始まりました後期高齢者、長寿医療制度に係る後期高齢者支援金等に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額の合算額の限度額を12万円とするものでございます。

第3条につきましては、国民健康保険医療分の被保険者所得割の率を、「100分の9.1」から「100分の6.7」に改めるものでございます。

説明資料の39ページをご覧ください。

第4条につきましては、国民健康保険医療分の被保険者資産割の率を、「100分の37」から「100分の24」に改めるものでございます。

第5条につきましては、国民健康保険医療分の被保険者均等割の額を、「2万3,000円」から「1万6,000円」に改めるものでございます。

第6条につきましては、国民健康保険医療分の世帯別平等割の額を、「2万2,000円」から、特定世帯以外の世帯を「1万5,500円」に、特定世帯を「7,750円」に改めるものでございます。特定世帯とは、国保から、後期高齢者医療制度が始まりましてそちらの方の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいらっしゃる方の世帯のことで、特定世帯の平等割を2分の1に減額するものでございます。

第7条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割の率を100分の2.4とするものでございます。

第8条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の資産割の率を100分の13とするものでございます。

第9条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割の額を7,000円とするものでございます。

第10条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の平等割の額を6,500円に、特定世帯を3,250円とするものでございます。

第11条から第27条までは、条文の追加による条番号等の繰下げなどの所要の改正でございます。

説明資料の42ページをお開きください。

第28条につきましては、国民健康保険税の軽減判定における限度額の部分の改正でございます。

同条第1項第1号アからカまで、後期高齢者支援金等課税額に要する費用に充てるための規定の改正に伴う7割軽減額の改正、及び条番号等の繰下げでございます。

同条第1項第2号アからカまで、後期高齢者支援金等課税額に要する費用に充てるための規定の改正

に伴う 5 割軽減額の改正、及び条番号等の繰下げでございます。

44ページをご覧ください。

同条第 1 項第 3 号アからカまで、後期高齢者支援金等課税額に要する費用に充てるための規定の改正に伴う 2 割軽減額の改正、及び条番号等の繰下げでございます。

45ページ以降の附則の改正につきましては、特定世帯に係る、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいらっしゃる方の世帯の平等割額 2 分の 1 減額措置に係る本則関連の改正と、平成18年度及び平成19年度に適用されておりました公的年金所得計算方法の改正による影響緩和のための経過措置に係る条文の削除と、これに伴う項の繰上げでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、後期高齢者医療保険分のそういったものを国保の現在の条例の範囲の中で案分をするということですね。少し国が今、動揺と言いますか、いろいろ動いていますのでよく分からない部分もあるんですが、簡単に教えてください。これを案分したことによって、0歳から74歳までの方々すべてが後期高齢者医療支援分というのを、平等割、そういったもの等で払っていくということに、簡単に言えばそういうことになりますね。どうですか。

○税務課長（外山文弘君） そのとおりでございます。

○25番（小園義行君） 今回、国がどういった見直しをされるのかよく分かりませんが、非常に不確定な部分があるんでしょう。今の国の動向と言いますかね、そういったものを、今回条例を専決でされるわけですが、そこについて国の動きとの関係、後期高齢者医療保険制度がどうなるのかと、そういったものについての国からの通達なり、そういったものは来ているのか。併せて、本市としては、具体的にそういう国の動きをどのように考えておられますかね。

○保健課長（今井善文君） 現在、国の方で議論されている内容につきまして、厚生労働省の方から正式な通知ということはありません。

○議長（谷口松生君） 市としての考え方、分かりますか。

○税務課長（外山文弘君） ただいま保健課長の方からも答弁がありましたが、厚生労働省からの正式なそういう通知等はないわけですが、多分御存じかと思いますが、現在与党の方ではプロジェクトチームを作りまして、今後の軽減措置に向けて作業は進めているという、そういう関係の連絡等については来ているところであります。現在のところ、市独自での軽減措置等については、まだ考えておりません。

○25番（小園義行君） 今後、これが仮に、専決処分、通りますね。国がまた見直し、いろんなことをやりますね。現場は大変でしょう、これ、正直言って。そういった問題について市としても、これ質疑ですので、これを提案されるに当たって国に対して何か一言申したいとか、そういったことはありませんか。

○市長（本田修一君） 後期高齢者医療制度について、様々な議論があるところでございます。そのこ

とにつきましては、十分政府の方で説明ができなかったというような観点から議論がされているようでございまして、そして、そのことに基づいて今後、制度を改正すべき内容があるとすれば改正するというような方向で、ただいま担当の話がありましたようにプロジェクトチームが動いているようでございます。

議員が御指摘のとおり、非常に今現場では混乱しているというか、今後また改正があるとすれば苦労するということになるかと思いますが、私どもとしましては、制度が発足いたしましてスタートしているというようなことでございますので、このことについては、改正に伴う形で作業は進めていかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 1点、確認をいたします。

第4号の専決処分につきまして、後期高齢者に係る支援金等課税額を定める内容のようであります。この中で、具体的に国民健康保険の被保険者に係る資産割額、平等割、均等割、こういった数字について、国から示されたものをそのまま出されて専決されたものか、若しくは本市の事務方がこの数字をはじき出して条例化して、条例を作り専決されたものか、いずれかを確認したいと思います。

○税務課長（外山文弘君） 当初、予算編成段階では、当然地方税法等の連絡も具体的な詰めもまだ無い状態でございまして、あくまでも暫定的に支援金分と医療分と分けたというふうに聞いております。

○26番（上村 環君） ちょっと答弁がはっきりしませんでしたので、再度お伺いいたします。

暫定的なものだということではありますが、あくまでも専決処分というのは、これが議決されますと効力を発揮するものであります。もし議決されなくても、もう効力が出てくるようなものであるといったことを考えますと非常に大事なものであります。

そこで、これまで保険税に係る様々な税率、それから基本額について、全く専決処分をしたということがこれまでかつてあったかどうかということから、そのことを確認しているわけです。専決処分ではなくて臨時会なりが必要ではなかったかということ、もし、この数字が国から示されたものであるとすればまだしも、事務方の方で均等割、平等割、こういった額もすべて計算をして条例を作られたか、そのところを確認しているわけです。再度お伺いします。

○保健課長（今井善文君） 専決時点におきましては後期高齢者支援金の方の大体の額が出ておりましたので、それに見合った分を率を出して専決をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 基本的に、ちょっとお伺いをしておきますが、専決処分をするという自治法上の手法、これは執行者にとってこういう便利なものはないわけです。しかし、議会からすると、議会は無くていいと言われるような悪法であります。したがって、この運用がどのようにしていかれるかということは極めて大事なことでありますので、基本的な考え方を教えてくださいませんか。

先ほど所管課長は、今回の専決処分を、第179条の第1項をもって専決処分としたというお話でございました。第1項であれば、議会を開くいとまがないという判断をされたんだろうというふうに思いま

すが、その判断の材料をどこで取られたのか。まず、それが第1点。

それから、上位法改正だから専決処分でよかろうという考えはなかったのかどうか。と言いますのは、この条例の改正というのは、一志布志市の市民にとっては、プラスであろうとマイナスであろうと負担を伴う条例であるわけです。そういう大事な条例を改廃をしていく時期に、議会に何の相談もなく改廃がされるということは極めて遺憾であるというふうに考えますが、その点について、ひとつお伺いしておきます。

○税務課長（外山文弘君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正であります。先ほどの暫定的な税率の案分につきましては、これは市の方で考えた部分でございますけれども、ある程度納付金等の額に見合った金額で税率を定めたということでございますが、この限度額等につきましては、地方税法の改正に伴いまして、国・県からも、4月30日、国会の方で可決、成立し、同日に施行、公布されております。これと合わせて、県・市町村においても同様の措置を講じるようにということで、強く指導のあったところでございます。法律の施行日と乖離しないと、これが基本的に地方税法の改正を受けて本市の方でも条例改正したという経緯でございます。

○市長（本田修一君） 専決処分をなしたわけでございますが、議員御指摘のとおり、市民にとって極めて重大な案件につきましては、議会等を開会していただきまして、その上で審議していただいて執行するのが筋かというふうには考えております。ただいま御相談していただいている案件につきましては、緊急に施行が必要というふうになったということで、このような形で専決処分したということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○31番（野村公一君） そうすると今、説明では上位法の改正だから自治体も改正をしていくということで、今回この専決をしたという説明のようではありますが、それだったら、この第179条の何をもって専決処分をされたのか。そんな上位法だからという、それは法律上はありませんよ。第179条の何をもって専決をされたのか、ひとつ法的に示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第179条の所に「議会を開くことができないとき」ということがございまして、そのようなことから今回承認を求めるということでございます。

○31番（野村公一君） 市長と所管課長と何で答弁が違うの。市長が答弁をするんだったら、ちゃんと課長の訂正をしてから答弁してもらわんと。全然別個やがな。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長の方も、先ほどの答弁で、いとまがないときということで御説明申し上げたというふうに思います。

○31番（野村公一君） 答弁は議事録に残るんですよ、ねえ。だから私はしつこく言っているんです。今、市長が答弁をされた前の説明は「上位法が改正だから専決をしました。」と、はっきり言われたんですよ。そのことを訂正していないと市長の答弁が答弁にならないんですよ。そこをもう一回ちゃんと、はっきりしてください。

○税務課長（外山文弘君） 先ほどの説明で若干言葉足らずの部分があったと思います。この法律が、

地方税法の改正が4月30日の深夜でございました。そういう関係で議会を開くいとまがないということで、法律改正と同時に市としても第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 承認第4号について、基本的に反対の立場で討論をします。

今回、この承認第4号は、後期高齢者医療保険に關しての支援分、ここをちゃんとするということがあります。この後期高齢者医療保険に対しては、全国的に見ても大変な批判と怒りの声が起こっております。そして、国会でも一院においては廃止法案まで出ている状況であります。そうした中で、今回志布志市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これ専決処分なわけですが、こういったものについてはきちんと対応しないと、これから先出される第45号ですかね、こういったものに次、跳ね返っていきます。

私は、後期高齢者医療保険に対して、前期高齢者をはじめとして国保に加入する人たちが0歳からすべて支援をしていくということに今回の承認第4号はなる内容になっております。まさに75歳以上の人を別建ての保険制度を作っていく、そのこと自体が私は大きな問題だと思いますが、そうしたことに對して、前期高齢者をはじめとして国保加入すべの方々に対して、後期高齢者医療支援分をやっていくと、こういうことについては、後期高齢者医療保険制度そのものを廃止をしていく、そうしなきゃいけないという立場で私は臨んでおりますが、そういうものを国保に加入されている方々が支援をしていかなきゃいけないというような、そのことを認めるということは後期高齢者医療保険制度を認めるということになります。よって、第1点目はそういうことでもあります。

そして、併せて、今回その税率の中で案分ということでもあります。このことをしない限り次の税率の改正、そこが出てこないわけですね。そういった点については、非常に専決でこれをやらなきゃいけないということも含めて、先程来いろいろありますけれども、そういうやり方についても、私は早急にこういった見通しをもって理解をいただきたいということ等を含めてですね、やるべきであったのではないかというような気がしてなりません。そういった意味で、今回のこの承認第4号については、基本的に反対であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第4号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） すみません、もう一回確認します。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、承認第4号は、承認することに決定されました。

○
日程第12 議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第44号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取組として、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、第1条第1項で市長の給与の特例を、同条第2項で副市長の給与の特例を、第2条で教育長の給与の特例を定め、いずれも減額措置を講じる期間を平成20年7月1日から平成21年3月31日までの間とし、その率を定額の100分の5とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 何点かお聞きをしたいと思いますが、今回提案された内容は給与の改定ということではなくて、いわゆる市長の方が政策的な判断で、いわゆる財政の健全化を図るために減額をするということで全員協議会でも話があったわけですが、そういう観点から立つと報酬審議会とか、そういった所に諮問するような内容ではなかろうというふうに思います。これは市長の政策判断だというふうに思うわけですが、ただ、この議会にこういった提案をされる前に、諮問ではなくて、報酬審議会等にそういった減額の報告がなされたのか、その点をちょっと確認をさせていただきたい。

そして、朝方も全員協議会で話が出ておりましたけれども、今回の提案に関しては、3月議会での、いわゆる当初による提案という方向付けはなかったのか。また、議会とのそこらのすり合わせと申しますか、なかったのかということが議論になったわけですが、こういうふうに提案をされていくと、あくまでも議会と執行部というのは車の両輪に例えられます。そして、批判、監視をしてチェック機能をしっかり働かせていくというのも議会の立場ではありますけれども、おおむね議会はいろんな議案を提案された中で、可決、否決、いろいろありますが、おおむね可決をしてきておりますね。そして、今回の提案の中身というのは本当に、今朝方の話によりますと、いわゆる国保の税率改正に伴って市民に痛みを伴う、そういう状況の中で自分たちもしっかり身を切っていくという提案であろうと思いますが、そうであればあるほど議会とのすり合わせというか、話し合いというのが事前にあってしかるべきだったろうと、僕は本当に思っております。いわゆる信頼関係、議会とのですね、こういったものが本当に損なわれるような提案の在り方である、そういうふうに思いますが、そこに対しての市長のお考えをまずもって2点、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、特別職報酬等審議会等の答申を受けたかというようなことですが、今回の減額措置につきましては特別職報酬等審議会の答申を受けたものではなく、あくまでも自主的な判断に基づく減額措置でございます。今後、長期的に特別職給与の減額措置が必要となった場合には、特別職報酬等審議会を開催いたしまして答申を受けたいというふうに考えております。

それから、今回、三役等のみということですが、このことにつきましては今朝ほどお話したとおりでございます。私自身が、この国保税の改定についての認識が甘くて、結果的に高額の改定の幅になってしまったということで、そのことが最終的にはっきりしたのが5月22日以降ということですが、その後できるだけ調整をしながら減額になるような方向というものを探ってきたところでございます。そういうような中で、5月29日に国保運営協議会を開催していただいたところですが、29日直前まで様々な案をシミュレーションいたしまして、できるだけ負担が軽いような形というものを探ってきた結果、5月29日に至ったということでございます。

そのようなことで、時間的に非常に足りないというような中で判断をしてきたというような経緯で、議会の皆様方にもその経緯についてお話を申し上げておけばよかったわけですが、結果的には最後になって、こういった形でやりたいということをお話を申し上げたところでございます。

そういうことで、私どもは、議会とはいつもこうして施政の両輪というようなことは当然認識しておりますので、その都度、御相談は申し上げているところですが、今ほど申しましたように、このことについて最終的な額がなかなか定まらなかったという経緯がございます。今回、御迷惑をおかけしたというふうには反省しているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 報酬審議会に諮問する内容であるとは、僕は思っていないよ。ですから、給与等に関することであれば諮問しなければならないわけですが、結果的に、だけれども今回の減額について、普段御審議をいただいているそこへ報告等はなされたのかということを知っているんですからね。

それが一つですが、いわゆる時間的なタイムスケジュールを見ていくと、大変に厳しいという状況の中で時間がなかったと。先ほどの専決処分もそうですね。だけれども、中身を見ていくと、臨時会でも専決処分の問題だって組むとか、いろんなことができたろうと思うんです。いわゆる今回の提案に関しても、実際は僕は3月の段階でもできたであろうというふうに思うんですよ、予測はできるわけですから。まあ、それはそれでいいでしょう。

今回、提案をされて来年の3月まで、タイムリミットを決めていくということですが、今回の減額の率、そして来年の3月に区切った理由、これ全協でも多少出ておりましたけど、再度確認をさせてください。いわゆる、私なりに判断すると、先程来出ています後期高齢者医療の問題、そして支援金の問題、そして特定健診なんかをやっていく、医療制度を改革していきますね。そういうことによって国保財政を少しでもプラスの方向に持っていかうと、軽くできるんじゃないかと、そういう動きで医療制度改革をやっている。だけれども、今いろんな問題があつて国でもまれているわけですが、そういったことも踏まえて来年の3月ということでいったん区切っているのか、そこらをちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、私自身、市長に就任以来、日本一元気な高齢者がいるまちを目指したいと

というようなこともお話、施政方針、あるいは所信表明でも述べてきたところでございます。そのことで様々な取組をしてきたところでございますが、今回後期高齢者医療制度が発足するに伴いまして、様々な形の支援措置が取られてくると。あるいは、依然として医療の給付が増高してきているというような状況があって、3月議会の時にも法定外繰入金というような形をお願いいたしまして、ある程度予測ができたということは確かであったと思います。しかしながら、最終的にその額がなかなか見極めがつかなかったというようなことございまして、結果的に高額の改定をせざるを得ない最終の数字が出てきて、今回の措置になったということでございます。

このことを受けまして、直ちに私は課長会等の中で、非常に緊急的な事態になってきたということでありまして、さらに私どももいたしましては全庁を挙げて、ただ担当の課のみではなく全庁を挙げて高齢者の方々の健康増進、あるいは生きがいづくり、あるいはボランティア活動、そしてスポーツ活動、生涯学習活動といった総合的な面から高齢者の方々の健康づくりをしていかなきゃならない、そして高齢者だけでなく市民全体の健康づくりに取り組まなきゃならないということを改めて申しまして、今後そのプロジェクトチームを立ち上げて改善に取り組みたいということを経長会で話をしたところございました。そのような取組を更にしまして、今後、今年度以内にそういっためどがつけばよろしいわけでございますが、依然として厳しい状況でございますので、とりあえず今年度3月いっぱいというような形で今回お願いするところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、報酬審議会には報告はされていないんですね。

○市長（本田修一君） 報酬審議会等は、まだ報告しておりません。

○14番（小野広嗣君） まあ、あらかた分かりました。来年の3月までですね、医療制度改正が今行われている最中、そして推移を見ていかないといけないと。本来ならば、国保財政が少しでもいい方向へ向くというのが一番なんでしょうけれども、今のところなかなか厳しいという状況で推移をしていくんだらうなというふうに思っていますが、今後この議会でこれが議決、この次の議案で出てきますね、これが最終本会議で仮に議決されていくといったときの市民への説明責任というのが出てきたときに、いわゆる説明をすることイコール自分たちが身を切っていくと、自分たちも身を切っておりますということを書いていかないとなかなか理解をしていただけないだろうという判断の下の提案だろうというふうに思うんですが、その提案の額を5%というふうに決められた根拠というものがあれば、ぜひお示しをしていただきたい。

○市長（本田修一君） 5%につきましては、他市の、他町の例を参考にしたということでございますが、私自身としましては、もっとというような気持ちもあったところでございますが、また市民の方々にお話をする際に5%ということで、私どもも真しに今後取り組んでいきますということをお話するとなれば、理解いただける数字かなというふうに考えたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 先ほど全協もありましたけど、市長の提案理由で「財政健全化に向けた取組として」というふうにおっしゃったんですね。全協は、いわゆる語り合いの場ですのでね、あれですけど、本来、これ財政健全化という、ここに向けた取組としてやるんだったら、今5%の根拠もちょっと出ま

したけど、そういった観点からやるのであれば当初予算で当然提案があつてしかるべきだというふうに思います。

これは、先ほど答弁の中で少し国保の引上げの関係でというふうにおっしゃっていましたがけれども、そういった小さな視点ではなくて、あなた自身が財政健全化に向けた取組としてそのことを論じるのであれば、この5%についてもですよ、もっと私は政治家としての判断としてやっていくべきだったというふうに思います。そこらについては国保の引上げをするから、ちょっと私たちも身銭切ってますよというようなことで、お茶を濁すようなことではないというふうに思うんですけど、再度、先ほど提案理由でおっしゃった財政健全化に向けた取組として、5%がどうなのかという1点と、これ、もしそのことをされるのであれば条例改正についても、あなたの任期中、来年ではないですよ、次の年まで、私はちゃんとやった上できちんとやるということが、本来の政治家としての財政健全化に向けての取組の現れ方かなというふうに思うんですが、そういったものは考えておられなかったのですかね。

それから、今回仮にこれが通ったとしたときに、来年の3月いっぱいということで、金額は幾らになりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

財政健全化に向けてということで様々な取組をしてきているということでございます。そのような取組をしていく中でも、こうして国保の改定について大幅な改定をお願いしなきゃならないということに至ったということでございまして、改めて私自身は、財政の健全化に少しでも資すればというようなことで御提案をしているところでございます。

この期間につきましては、来年の3月までというふうになっておりますが、私自身としましてはこの状況は一朝一夕にはなかなか変わらないと。私どもは、このことについては真しに一所懸命取り組もうとするわけですが、なかなか今の状況からすると、まだまだ厳しいというようなことが考えられます。そのようなことから、来年4月以降については、まだ更に私自身としましては今回御提案している内容より厳しい形で、また御相談する場面になるんじゃないかなというふうには今考えているところでございます。

そして、今回の改正に伴いまして、年額で三役合わせまして96万1,650円の減になるところでございます。

○25番（小園義行君） 年額、3人の方を合わせて約96万円程度だということでありませぬ。実際に国保の引上げ、まだ提案がないわけですが、ここに試算をいただいておりますけど、1人当たり9万円からの負担ですよ。市長のいわゆる給与と、所得、全然違いますよ。そして、世帯当たりでも15万7,000円と、そういった1世帯当たりの負担になっているという状況があります。そういった点については、この5%というのが本当にあなた自身が住民の痛みを感じてのことだということであれば、もっとこれは思い切ったものが提案されてしかりだったろうというふうに思います。

それと併せて、今回三役ということで特別職、私たちも実際特別職なわけですけど、そういった議会の対応というのは先ほどもちょっと出ていましたが、全員協議会の中でも申しましたように、きちんとそのことをしないと議会の側だけに住民の皆さんから勢い批判もくるといのは、当然予想をされなか

ったのかなというふうに思います。私は、これまでもこういった介護保険の引上げとか、そういった時に対しても、議員サイドに対してもそういった投げ掛けがあってしかりだろうというふうに思っていました。そういった問題についてもですね、私はやっぱり当局と議会、そこについてもきちんとしたそういう呼び掛けがあってしかりだったろうと思います。今回は急なことであるということでありましたが、やはり政治家としてそういった判断をされるに当たっては、議会は触らん方がよいというふうに、まさか思っておられたんじゃないでしょうね。私は、そこについてですよ、財政健全化という提案理由でありましたので、そういうことでもあります。そこについて少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししておりますように、このことにつきましては、私自身の認識の甘さというか、見通しの甘さがあった結果、こういった形で御提案ということになったところでございます。

議会とは、いつも皆様方の理解を得るべく、様々な形で私どもはお話を申し上げておりまして、行政がスムーズに推進しますように、重要な案件につきましては特にお話を申し上げているというふうに思っております。事前にお話を申し上げているというふうに思っております。

このことにつきましては昨年来、来年度において国保の改定が必要になってくるということはお話を申し上げておりまして、その際はひょっとすると三役等の給与の改定、あるいは報酬の改定、あるいは議会にもお願いする場面があるかもしれないということはお話を申し上げてきたところでございました。しかし、3月の時点では、まだまだ今回御提案申し上げるような幅になるというふうには私自身が認識していなかったということでもございまして、今回は市民の方々にも理解できる範囲内で改定をお願いするということになるのではなかろうかというふうにも考えておりました。そのようなことから、最終的に数字が出た段階で様々な調整をしていきまして、今回御提案する内容になったわけでもございますが、そのようなことから時間的に足りなくて議会の皆様方にも御説明するいとまがなかったということでもございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） 小園議員、いいですね。

○31番（野村公一君） どこから話をしているか分からんですが、私はこの議案は違うと思うんですよ。それはなぜかと言うと、例えば行政の執行者、あるいは行政の仕事をしておられる方が、先の見込みが違った、あるいは見通しが甘かったということで、その責任を感じると。これは感じてもらわなきゃいけません。しかし、この責任論で報酬の減額をすとか、あるいは給与のカットをすという、私は処分の仕方はおかしいと。

じゃあ、三役が今回こういう減額をされた。これは責任論ですよ、見通しの甘さの。今後、各課長さん方が、それぞれの事業の中で見通しが甘くて失敗をしたと。こうなりますか、ならんでしょ。やっぱり執行者の責任論というのは違うところにあるんですよ。まして、100分の5。どうしても責任を取るんだと言われるんだしたら、半額ぐらいしてくださいよ、なあ。しかも、任期も来年の3月じゃない、任期いっぱい続けてもらいますよ。それが責任の取り方でしょう。あなたは来年の3月になったら、また増やしてカットをしなきゃならないというから3月までと言われたけれども、これを見て、また増えるだろうという判断をする人は誰もおりません。ああ、3月で終わるんだなという判断をするんです。

そんな、三役揃って、こんなでたらめな処分を誰が言い出したか分からない。しかし、市長はもっと多くしたかったような心境を話をされましたけど、あなたに付いている部下の皆さんは、そんなたくさんはしませんよ。あなた方にいいようにしか答えは出さないんだから。だったら、あなた方が本当に責任を取ると言うんだったら50%しなさいよ。議会も喜んで、それは賛成をします。政治家の責任とは、そういうもんですよ。こんななあ、形だけで処分をしてだよ、しかもこういう大事な問題、小野議員も言われた、少なくともこういう問題は議会に事前に相談をすべきでしょう。誰が見ても、あなたの点数稼ぎとしか見られない、これは。その後、副市長も教育長も何も話されなかったんですか。あなたたちの思いを、ひとつ語ってみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

責任論ということであれば、あるいは半額とかいう話もあるかと思いますが。しかしながら、私自身、今、様々な形で行財政改革に取り組み、そして職員にも汗を流してもらっております。そういう中で、今回このような形で市民の方々にもまた新たな負担を求めるということになったということに至りまして、その中で私自身、非常に責任を痛感してこのような形で御提案するというございます。その額については、半額というようなことまでは、とても思いが至りませんでした。

しかし、今後更に市民の皆様にお話をしながら、そのような意味合いから責任を求められるということであるとするならば、そのことについては真しに受け止めていきたいというふうに思います。

○31番（野村公一君） 幾らがいいのか、そこはな、やっぱり責任論としてしっかり考えないと。金額で済む責任じゃないでしょう、な。あなたの給与、三役の給与、3人の給与をそこに100万円ぐらい減額して、それで「ごめんなさい」はないでしょう、ね。3万何千人、国保税上がるんですよ。だったら、やっぱり政治家としての責任の取り方というのは私は別のところにあると思うんですよ。

こういう、まあ言えばちっぽけな議案、ねえ、こういうちっぽけな議案を議会で審議をする、上程をされる神経が分からない。審議もしたくないです、こういうのは。皆さん、そう思っておられると思いますよ。引っ込める気がないか。総務委員会で扱いたくもない、こういうのは。今一度、あなたの決心を聞かせてください。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたように、責任の取り方につきましては額ではないというようなことであろうかと思いますが。私自身、本当に今回このような形で御提案申し上げざるを得なかったと、そういった事態に至ったということにつきまして責任を感じたところでございます。そのような意味合いから、「ちっぽけな」というふうに言われましたが、私としましては、本当に今回はじめてこういった形をお願いするというございますので、副市長、そして教育長とも協議いたしまして、このような形にしたところでございます。

今後、市民の方々には、このことにつきましては、先ほども言いましたように真しに市民の声を受け止めながら対応していきたいと。そして、本来健康で、そして生き生きとしていかれていくべき高齢者の方々、健康な市民の方々のいるまちづくりを一所懸命取り組んでいきたいということございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありますか。

○26番（上村 環君） 国保の財政が極めて厳しくなっており、そのことについては昨年来、指摘

をしてきたところであります。このままいくと20年度大幅な引上げをせざるを得ないといったことで、何らかの一般会計との中での予算調整が必要じゃないかという指摘もした覚えがあります。

ただいまのやり取りをお聞きしておりますと、この議案第44号には財政健全化に向けた取組とありながら、その大幅引上げとなった、そのことが市民に多大な迷惑を掛けると。やはり、そのことは私が国保に対する見通しが甘かったんだという反省の下に、その責任を感じてと、どちらが本当なんだろうかなということですね、仮に財政の健全化ということであれば、三役のみならず、議会も含めて全市的に行政改革推進という形でおのずと何%というのは出てくると思います。そういうこと取組が正しいのではないかと。

そしてまた、国保の財政面から考えますと、税が上がることよりも、滞納が大きすぎることの不満ということも市民にはたくさんあります。今回の引上額よりも滞納の額が多いわけですから、市長が、若しくは三役が5%という姿勢を見せることよりも、1%徴収率を引き上げることへ真しに努力をする、そのことへ市民に最大の協力を求めるんだという訴えをしていくことの方が、はるかに健全な国保の財政運営につながると、来年度以降にもつながるという考え方を持っていますが、その点について見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの案件につきまして御提案しまして、行財政改革に取り組む中での財政の健全化という面もあるということでございます。当然そのことにつきましては、私自身も3月の当初の段階でも考えていたところでございますが、様々な取組をしてきているというような状況から、そのことについても、いつかは取り組みたいと考えておった中で、ただいまお話しているような、国保の大幅な改定をお願いせざるを得ないという状況になったことと相まって、今回このような御提案になったということでございます。

そして、確かに滞納というものが増えるということもございますので、今後このことについても、更に改善に向けて強力な形の取組が必要だということも、今、関係課を通じて始めようとしているところでございます。そのことでもって更に税収のアップにつながって、財政健全化に資していくような形を採っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありますか。

○25番（小園義行君） 1点だけ、もう3回目ですので。

○議長（谷口松生君） 特に許可します。

○25番（小園義行君） 市長はですね、提案理由で財政健全化に向けた取組として、今回この三役、5%カットするんだというふうにおっしゃっているんですね。でも、質疑に対する答弁は、国保会計の財政健全化に向けてというふうを受け取るわけですよ。だから、今回この市長等の給与の特例に関する条例の制定について、カットしますということについては、本市の財政状況が大変厳しいというふうに判断されての提案というふうを受け取ったわけですけど、答弁はなぜか国保の引上げの方にだけ答弁がいくわけですが、提案理由としたら、本市の財政の健全化に向けてということで私は提案がされたというふうに、これは思っているんですがね。それであれば、先ほどからいろいろ私も言いました、ほかの同僚議員も言いましたが、もっとここを真剣に考えなきゃいかんのですかということになるんです。この議

案第44号の提案理由を再度言ってみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

提案の理由につきましては、ただいまお話があるように、財政健全化に向けた取組としてこのことを提案するというようなことに述べたところでございます。先程来お話ししますように、財政健全化の一助になればということは当然なことではございますが、契機といたしまして今回国保の改定が大幅になったということがあったということをお話をしているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、医療費の動向、被保険者の所得の状況等を勘案し、国民健康保険特別会計の健全財政運営を図るため、国民健康保険税の税率を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） それでは、議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

前もってお配りいたしております別冊の議案第45号、第53号の説明資料により説明いたします。

今回の補正内容につきましては、平成20年度の制度改正により、新たに加わりました前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の額が確定したこと、また、療養給付費を19年度実績に基づき、再計算した結果などによるものが主なものでございます。これらから歳出見込額及び国民健康保険税を除きます歳入見込額を算出いたしまして、差し引いた必要な国保税額を求め、平成19年中の所得確定により現行の国保税率で試算しましたが、必要な額に至りませんでした。必要な国保税を確保すべく税率試算を行い、その結果、今回御提案申し上げます税率になったものでございます。

それでは、説明資料の1ページをご覧ください。

平成20年度の歳入歳出の予算状況、補正予算案からの抜粋でございます。

歳出予算案でございますが、国民健康保険事業費総額の約6割を占めます療養給付費でございます。過去3か年の伸び等を参考に、医療給付費の伸びを平成19年度実績の5%と試算いたしまして28億1,250万6,000円と見込みました。

資料2ページの被保険者の推移、及び1人当たりの医療費の年度別推移をご覧ください。

1人当たりの一般医療費で平成17年度、18年度は高い伸びを示しております。19年度につきましては4.4%増となっております。これは、平成14年10月の法改正で老人医療対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、国保医療費にも年次的に影響を及ぼしてまいりましたが、19年9月までで年齢到達となったことから、平成19年度につきましては低めの伸びとなったものと分析しております。平成20年度につきましては、退職者医療制度の改正に伴い、退職者医療から65歳以上75歳未満の方が一般医療の被保険者となりましたが、比較的医療費の高い年齢層が一般医療になったこともあり、平成19年度の伸びより若干伸びると推測して5%の伸びとしたものでございます。そこには明記しておりませんが、平成20年4月末現在の退職分の被保険者数は375人となっております。一般被保険者につきましては、1万1,823人となっております。

1ページにお戻りをください。

高額療養費につきましては、19年度実績に基づきまして再計算をいたしました。794万1,000円増の3億2,737万9,000円を見込んだところでございます。

次に、諸支出金の補正額2,278万円でございますが、これにつきましては会計検査院の指摘に伴います返納分でございます。旧志布志町分の平成14年度、15年度、16年度分の温泉保養助成事業などが補助適用外と指摘があったもの、及び14年度、15年度の国保調整交付金算定におきます国の算定におきましてシステム入力誤り等がありましたので、旧3町分の返納を行うものでございます。

予備費は4,391万7,000円を増額し、5,396万円としたところでございます。

歳出予算見込額の総額は、補正額2億4,441万8,000円を増額し、48億9,287万2,000円となりました。

続きまして、歳入予算案でございますが、先ほど説明いたしました医療費増加の見込額に伴いまして、国庫・県支出金の療養給付費等負担金や財政調整交付金、並びに社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金などを推計いたしましたところでございます。

表の中程に前期高齢者交付金の9,027万2,000円の減額分がございます。これについて御説明申し上げます。

当初予算では、平成19年11月の支払基金の通知額を基に予算計上いたしましたところでございます。その後、交付額を求める算定データを保険者の実績値ではなく推計値で求めることになったことによるものでありまして、支払基金から平成20年3月28日付けで本市へ通知があったところでございます。この交付金につきましては、各保険者におきます65歳から74歳までの被保険者の加入率が、全保険者平均12%でございますが、これを下回る政管健保や健保組合等は納付金を納付し、全保険者平均を上回ります市町村国保は、交付金を受け取る仕組みとなっております。

次に、繰越金でございますが、確定見込みに伴いまして6,380万円の減額をするものであります。

国民健康保険税を除きます歳入見込額の総額は、38億7,166万2,000円となったところです。

この結果、歳出見込額から歳入見込額を差し引いて、必要な国保税額が10億2,121万円となったところです。

資料の2ページの一番下の表に基金保有額の推移を載せております。基金につきましては、19年度で

1億713万6,799円を取り崩し、20年5月末現在の保有額が2,653万4,005円となっております。本来、国が示します過去3か年の平均保険給付費等の5%以上というのがございますが、1億9,000万円程度でございます。これぐらいを保有すべきであると言われておりますが、今回につきましては被保険者の負担を最小限にとどめおくため、予備費5,396万円と合わせて持つということで御提案をいたしているところでございます。

なお、繰入金につきましては、当初予算で一般会計からの法定外繰入金といたしまして1億3,000万円を認めていただいておりますが、この繰入金を減額するとなると、被保険者の方々の税率を大幅に改正しなければならないということになりましたので、今回は減額補正をいたしておりません。

以上のようなことから、10億2,121万円を国民健康保険税で賄うべく、今回の税率の改正案に至ったところでございます。

次に、資料の3ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険税額を、当初予算と今回の税率改正案で比較したものでございます。

最後のページでございますが、資料の4ページにつきましては国保税率案の新旧比較表でございます。合計の欄で、改正後の1世帯当たりの国保税額が15万7,138円、被保険者1人当たりでは9万626円となっております。いずれも、改正前の26.7%増となっております。

以上で、私の方からの説明を終わります。

○税務課長（外山文弘君） 議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、税務課の方から補足して御説明申し上げます。

私の方は、お手元に配付してあります付議案件説明資料で御説明申し上げます。

51ページ、52ページをお開きいただきたいと思います。

表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所をアンダーラインで表示しております。なお、改正前につきましては、先ほど承認いただきました4月30日専決処分後の数値及び金額等になっておりますので、よろしく願いいたします。

本案は、ただいま保健課長の方から説明がありました本市の国民健康保険運営に当たりましての医療給付費等の増加による財政状況を受け、国民健康保険の被保険者に係る保険税率の見直しを行ったことによる条例改正であります。

まず、第3条は、国民健康保険の被保険者に係るいわゆる医療分の所得割額の規定であります。改正前の「100分の6.7」を「100分の9.1」に改めるものであります。

第4条は、医療分の資産割額の規定であります。改正前の「100分の24」を「100分の37」に改めるものであります。

第5条は、医療分の被保険者均等割額の規定であります。改正前の「1万6,000円」を「2万4,000円」に改めるものであります。

第6条は、医療分の被保険者に係る世帯別平等割額の規定であります。特定世帯以外の世帯の改正前の「1万5,500円」を「2万4,000円」に、特定世帯の改正前の「7,750円」を「1万2,000円」に改めるものであります。

第7条は、支援金分の所得割額の規定であります。改正前の「100分の2.4」を「100分の2.8」に改めるものであります。

第8条は、支援金分の資産割額の規定であります。改正前の「100分の13」を「100分の12.6」に改めるものであります。

第11条は、介護分の所得割額の規定であります。改正前の「100分の2.4」を「100分の3」に改めるものであります。

第12条は、介護分の資産割額の規定であります。改正前の「100分の3」を「100分の3.5」に改めるものであります。

第28条は、被保険者均等割と世帯別平等割の軽減額に関する規定であります。今回の税率改正に当たりましては、医療分の被保険者均等割と世帯別平等割の額についてのみ改正しておりますので、支援金分と介護分については従前のおりであります。

第28条第1項は、医療分に係る軽減を規定しております。第1号が、いわゆる7割軽減、第2号が5割軽減、第3号が2割軽減の規定であります。今回の医療分に係る被保険者均等割額と世帯別平等割額の引上げに伴い、それぞれの金額の改正を行うものであります。

今回の改正に伴いまして、世帯当たりの国保税額は先ほども説明ありました15万7,138円となり、改正前と比較しますと3万3,092円の増、被保険者1人当たりでは9万626円、1万9,085円の増となったところであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

また、改正後の志布志市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 文教厚生委員会に付託をされる予定でありますので、おおまかな部分でちょっと質疑をしておきたいと思いますが、まずもって、今回の提案に対して国保運営協議会に諮問をされていると思いますが、その国保運営協議会における主な内容で結構です。主な議論の中身、そこをお示しをしていただきたい。

そして、今回値上げに至る前、現状であります。19年の状況の中で、いわゆる保険税、1人当たりの保険税、そして平均額等があるわけですが、これが、いわゆる鹿児島県の市町村、いわゆる市町村の中でも市、合併して増えておりますが、その市の中でどういった位置にいるのか、何位ぐらいにいるのか。そういった点を、まずお示しをください。

○保健課長（今井善文君） まず、運営協議会の内容につきましてお答えいたします。

5月29日に運営協議会を開いたところでございますが、主な意見と、結論から申しますと上げ幅に対する戸惑いと申しますか、そういう部分の意見が出されました。その上で、一応原案どおり答申ということに落ち着いたところでございます。そのほかにも介護とか、そういう部分等の負担が発生しながら、

国保医療費につきましても、こういうふうになるのかという御意見があったところでございます。

まだ今回の改正につきましては、すべての市町村を網羅して。

○14番（小野広嗣君） 今回じゃないですよ。今回はまだ確定してないから分かんませんがね。前年度ですよ。

○保健課長（今井善文君） しばらく時間をいただけないでしょうか。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩をいたします。

ここで、3時10分まで休憩をいたします。

○

午後3時00分 休憩

午後3時11分 再開

○

○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。

○保健課長（今井善文君） 失礼いたしました。

19年度につきましては、まだ統計的な部分はまとまっておりません。18年度でお答えをさせていただきたいと思います。18年度の実績といたしまして、49市町村のうち、世帯当たりにつきましては13番目、1人当たりにつきましては15番目というような、順位で申しますと、そういうことになっております。

○14番（小野広嗣君） 私たちが議員で、町中でいろいろ議員活動をする中で、いわゆる志布志市の、もっと言えば、旧町で言えば「志布志町の保険税は、ほかの所と比べてどげんあつとな。高いとな、安いとな。」というようなことをよく聞かれるわけですね。そういった意味で、今回、今お聞きした分は18年度分ですが、これ高い順から言われているんですよ。

今回税率改正をして、他市町村もいわゆる基金の持ち方も違いますし、一樣には議論できませんが、ある程度国保の会計というか、こういったものを整理していったときに、また本市が、これあくまでも議決して以降の話ですが、他市町村と比べてどういう位置にあるのかというのが見えてくると思います。そういったときに、執行部も我々も説明をしていかなきゃいけない。ましてや、これが議決をしていって以降説明をしていくときに、かなり住民の方々に「努力をした結果、それでもこうであります。」ということになるんだろうなというふうに思います。

まだ何点か聞きたいわけですが、今回の値上げで、例えば年金生活者のモデルケース、例えば160万円以下の年金生活者、この夫婦の方々のいわゆる保険税額というのはどうなるのか。そして、それを年金額で見たときに、例えば、まさか1か月には当たらないと思いますが、0.4か月とか0.5か月とか、そのぐらいの割合になるのか、そこらをちょっとお示しをください。

そしてもう一つ、先ほどの議案とも兼ね合ってくるわけですが、いろんな同僚議員からも質疑がありました。いわゆる滞納の問題もありましたね。こういう国保の税率を上げるに至るその経緯、いくらか理解はしておりますけれども、やはり負担を求めていくときに、できるだけ市民に負担を掛けないようにという配慮がなされていかなきゃいけない。なされた結果こうだというふうに市長は言われるのかも

しれませんけれども、市民にとって、説明を受けていく段階にとって、市はどのような努力をしてここに至ったのかということが当然出てくると思いますね。本市の様々なこういう福祉行政にかかわらず、市長が取り組んでいくいろんな事業があります。そういった事務事業の見直しをしっかりとやり、メスを入れるところにはしっかりとメスを入れて財政の健全化を図ってきたと。それでもなおかつこういう状況であるというふうになるのか。そういう説明でないと分からないですよ、市民の皆さんは。いろんなことが、多分、今後出てくるだろうと思います。だから、この国保の税率を上げるに至って、極力その税率を上げるのを避けるためにですね、当局はどういった努力がなければならなかったのか。そういった部分、そこをちょっと、市長、お示してください。

○税務課長（外山文弘君） まず、1点目の年金が160万円の夫婦世帯の場合のケースについてお答えいたします。現行でいきますと、夫婦世帯の場合に現在のところ、年額が当然、夫婦世帯で年金が160万円でありますと7割軽減の対象世帯でございます。軽減後の金額が2万400円でございます。これが、今回の新税率になりますと年額で3万6,000円、年にしまして1万5,600円の引上げになるようでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、課長の方から税の負担について県内での位置ということをお話があったわけでございます。そして、医療費の面からいくと県内で低い方から18番目ということでございまして、決してそんな形で、医療費が特別に多い地域ではないというふうには認識をしているところでございます。

しかしながら、現在お話がありますように、この国保につきまして更なる負担を求めるということに至った経緯については、数字でお話をしたとおりでございますが、私どもはこういった事態にならないように様々な政策を打ちながら、市民の健康増進に努めてきているということでございます。特に高齢者の方々につきましては、先程来お話をしますように日本一元気な高齢者のいるまちというようなものを目指して、健康増進のための取組を、特に介護にならないためのピンピン元気塾というものをしましたり、それから1人暮らしの高齢者の方々にはボランティアの方々の御協力をいただいて、ふれあいサロンというのを開設したりしまして引きこもりを無くした形での健康増進というものに努めてきているということでございます。それから、スポーツ増進にも努めまして、この面からも健康増進に寄与していく姿勢というものを取り組んできているということでございます。そのような取組を、様々な形で取組をしてきておりますが、現実的には高齢化に伴いまして、医療費が膨らんできているというような状況でございます。

今後、更に様々な施策を取り組みまして、この医療費の増高につきましては、低減化を図っていきたいというふうに考えています。

○14番（小野広嗣君） 先ほども議論をされておりましたけれども、市長の責任の取り方ということで話が出ておりました。いわゆる国保、あるいは保健事業をしっかりと取り組んでいく。そういった中で厳しい状況に至って今回の税率改正というふうになるわけですが、そういった場合、それ以外の分野において、先ほど言いましたように、事務事業の見直し等も含めてしっかりと取り組んでいくというのも市長のいわゆる財政健全化へ向けた仕事ですよ。そういった部分にしっかりと取り組んで、そこから持って

くるという方法があるわけですので、そういった責任の取り方というのがすごく大事だろうと思うんです。そこまでやって、なおかつ足りない分をお願いしますという在り方が、一番市民が納得できる在り方だろうなというふうに僕は思っておりますよ。だから、そこらについては、やはり庁内で見直しも含めてですね、いろんな事業の、やはり抜本的な改革をして、こういった形で臨むべきであろうというふうに思っているんです。

国保財政が大変になっているというのは、志布志市に限らず多くの自治体でそういう状況を生んでいます。そういった中で、医療制度の改革というものを国が掲げてやっていますが、今、試行錯誤の状態ですよ。そういった中で、今回4月からスタートをしている後期高齢者医療制度、そして様々な現役世代からの支援制度、そして先ほども申し上げましたように今回メタボリック、こういった特定健診の問題等が出ていますね。こういったことにしっかり取り組んでいくことによって、医療制度を改正することによって、いわゆる国保会計の健全化、これを図ろうという動きがあるわけですね。そういった影響というものを、当局はどのように現在見ているんですか。国保財政が今後、そういった医療制度の改正によってどういうふうに推移していく、その影響はどういうふうに表れてくるというふうに見ていますか。最後に、それだけお聞かせください。

○保健課長（今井善文君） 議員お話もありましたように20年度から新しい事業と、特定健診、特定保健指導ということも始まっております。これにつきましては、生活習慣病を中心とした部分を改善していき、後々の医療費の増加を抑えようというような目的で、そういう取組がなされてきております。

おっしゃいますように、元気なうちから俗に言います予防という部分を全面的に強化していこうという、そういう取組を行っていこうと。ひいては医療費にも貢献するのではないかとということで、我々も精力的にその取組をしていきたいと思っておりますし、期待もしているところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、私どもは新しい組織体制で議会に臨んでいるところでございます。以前の部長制を廃止しまして、課長制という形で臨んでおりまして、このことは行財政改革集中プランに基づきまして、このことに取組をして、そして成果が出てきているということでございます。さらに、今年度は行政評価システムを取り入れまして、更なる行政の効率化を果たしていきながら市民の方々へサービスが行き渡るように、そして更なるサービスが提供できるようなシステムというものを構築したいというふうに考えまして、そのことに取組もうとしているところでございます。

そのような中で、私ども自身は定員適正化計画に基づきまして職員を減らしていきながらも、そのことに対応していこうとしておりまして、非常に職員にとりまして厳しい状況、大変な状況だというふうには思っているところでございますが、市民の方々にとりまして現在様々な社会的条件が本当に激変しておりますので、そのことについても真しに受け止めて、私ども自身もそういった改革に真剣に取り組んでいながら、効率的な行政を成し遂げたいというふうに思っているところでございます。

そのような中で、市民の健康増進という観点からの医療費の増高の抑制ということにつきましては、先程来お話をいたしますように全庁を挙げて、このことにつきましては今後プロジェクトチームを結成いたしまして、改善に向けての取組を開始したいというふうに考えるところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○16番（金子光博君） 今までいろいろ質疑が出ておりますが、この議案に関しまして、私は松山で常々生活をしておりまして、松山の住民にとっては、8割強がこの国保に加入しておる世帯だというふうに思っておりますが、これ以上こんな議案を提案する悪いタイミングは無いんじゃないかというようなくらい最悪の時期ですよ。

農林漁業を取り巻く環境は非常に、私が言わんでも皆さん分かっておられると思いますが、厳しい状況です。メロンにしましてはブランドの名称を県に返しますと、それくらい金も取れないというような状況、お茶に関しては前年に比べて約1,000円くらい暴落したと。これでやっていっがなつたろかいというような状況ですよ。畜産、子牛も大暴落をしております。市長、あなたは過去に畜産の専業を営まれておって、非常に農業に関しては経験もあるし知識もある方でございます。志布志市の中で、これがいいですよと言えるものが何がありますか。見通しが甘かった、26.7%、皆さん方負担してください。暴動が起きてもおかしくないですよ。それぐらいの数字だと私は思います。

それぞれ農林漁業の方々が自分たちの経営を維持、持続していくために様々な形で経営努力をされておりますが、もうそれも限界ですよ。大きな視点で言えば、国の農業政策がとんじゃくがねえからこうということになるんでしょうけれども、大きなふるいに今掛けられていますよ。みんな、網の目から下に落ちないように必死でつかみ下がっております。三役の給与の5%、これなんかも市民の方々が「ああ、さすがやね、市長は。」というような人は誰もおられないと思いますよ。

あなた方がこういう提案をされるときに、苦しい時には隣町をすぐ比較対照に出されますけれども、ちなみにそいじゃあ、こういうようなことで隣の曾於市、大崎町はどうなのか、そのことを教えてください。

○保健課長（今井善文君） 今回御提案しているところで改正の方を提案しているところもございまして、お聞きした金額でございます。曾於市につきましては世帯当たり12万3,675円、大崎町につきましては14万7,178円ということでお聞きいたしております。

○16番（金子光博君） 数字を言ったち、伸び率がどうなっているか分かりませんがね。

○保健課長（今井善文君） 失礼いたしました。

曾於市につきましては、今回の税率改正を行っていないということでございます。大崎町につきましては、約でございますが、25%ほどとお聞きいたしております。

○議長（谷口松生君） 16番、いいですか。

○31番（野村公一君） 大変難しい議案が出てきますが、まず第1点目でございます。今回改正をされて、改正後の年間の徴収額が幾ら見込まれるのか、それをまず教えてください。

それから、第2点目であります。今回の改正の中で第8条だけはマイナス改正になっているようですが、これの内容とマイナス改正の根拠をちょっと教えていただきたい。

それから、3点目は答弁があったかもしれませんが、私がちょっと失念をしておりますが、この議会に提案をされる前に当然、審議会で御検討があったであろうと。そして、その審議会の中でこの議案の内容に、どのような御意見が出されたのか。

合わせて3点、答弁を求めます。

○保健課長（今井善文君） まず、国保運営協議会の内容について御回答いたします。

5月29日に開催をいたしました。結果といたしましては、上げ幅に関します戸惑い等の意見が出されまして、原案どおりの答申ということをお願いしたところでございます。そのほかの御意見といたしまして、介護とか医療とか、そういう部分について毎年上がっているがというような御意見と申しますか、下がらんとかというような御意見があったところでございます。

○税務課長（外山文弘君） まず、今回の引上げ後の実質的な調定額になりますが、計算上10億8,800万円程度になる予定でございます。予算は、またこれに徴収率等を勘案しまして今回の補正を出しております。

税条例の中で減額になるものがあるがということではありますが、これにつきましては、支援金分につきまして保健課の方で試算した結果、資産割額につきまして、現行の13.0を12.6に率を下げしております。その関係で0.4ポイントほど下がった、その関係でマイナス部分が出てきておりますが、実質的には所得割分が2.4から2.8に支援金分が増えております。そこで支援金分につきましては、実質的には0.4所得割で増えて、資産割で0.4減っているという形の内容でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） いや、まだ返ってきてないよ。その徴収見込額は幾らなの。

○税務課長（外山文弘君） 平成19年度の徴収額ということでしょうか、税率改正後の。

○31番（野村公一君） 改正後。

○税務課長（外山文弘君） 先ほど言いました、この税率計算上、今計算しておりますのは10億8,800万円でございます、調定額として。これに徴収率が大体93%でございます。

○31番（野村公一君） こういう状況に怠ってきた、これは、別に市長の肩を持つわけじゃないけど、あなただけの責任じゃないと思いますよ。今のいろんな説明をいただくとね。今日に至るまでに国保審議会というのは年に3回か4回、ずっとあったでしょう。その中で積立てがどういう状況になってきているとか、医療費がどういう状況にあるんだというのを皆さんが把握をしておればな、こういう状況にはならんのですよ。

だから、審議会にどうのこうのと諮問機関だから言えないけれども、少なくとも審議会の審議員という肩書きを持って参加をされるのであれば、この人たちがしっかり、やはり審議をしてもらわないと。医療費も上がっているなというぐらいじゃな、これは何をか言わんやです。

だから、しっかり国保の仕組みはどうなっているのかということを審議会の皆さんにも勉強をさせてくださいよ。あなたたちから諮問をされて、「はい、その通り。」と言って議会に上げてもらっても迷惑な話。その点をどうお考えですか、市長。

○市長（本田修一君） 国保の運営審議会の委員の方々には、それぞれ専門の方々を委員として委嘱を受けて審議をさせていただいているところでございます。その中で、私どもとしましては、今後どのような状況になるということ、現在どのような状況である、そして今後どのような推移が見込まれるということについては、お話を申し上げまして、審議をさせていただくということになるわけでございますが、

十分認識された上、このことについては答申をなされたというふうに考えているところでございます。

しかしながら、結果的に現在このような形で、かなりの高額の改定をお願いするという事になったということにつきましては、議会、あるいは市民の方々から「もっと慎重に。」というような御意見があったということについては、お話を申し上げたいというふうにと考えているところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっと教えてください。

この歳入の関係です、前期高齢者交付金の中身をちょっと、もう少し教えてみてください。ここが今回減額補正です、約9,000万円からね。

だから、ここの制度がですよ、ちょっといろいろだと思っておりますが、もう一回ここを教えてください。

○保健課長（今井善文君） 前期高齢者交付金につきまして、再度御説明申し上げます。

65歳以上75歳未満の医療保険の加入者に係ります給付費、それと後期高齢者の支援金につきまして、保険者間の前期高齢者の偏在により負担の不均衡を調整するため、国保・被用者保険の各保険者がその加入者数に応じまして、費用負担を調整する制度でございます。

平成20年度推計の前期高齢者の加入率が、全国で平均が12%でございます。それに対しまして、全国の市町村の国保は28%と平均でなっておりますが、12%を下回る政管健保や健保組合につきましては納付金を納めていただく。逆に、平均を上回る、市町村国保が多いんですが、こちらにつきましては交付金を受け取るという仕組みでございます。

当初予算につきましては、昨年11月の支払基金の通知額に基づき予算計上いたしておりましたが、その後、交付額を求める算定データ、前期高齢者に係ります医療費等のデータでございますが、これを各保険者の実績値、この実績値につきましては平成18年度の実績値でございますが、で求めるのではなく、20年度に係ります分でございますので、20年度の推計値で求め直したということで、本年3月末に通知がありまして、今回の補正の金額となったところでございます。

この交付金につきましては、2年後に再度精算されるということで、2年後にプラスになるのかマイナスになるのかは、その時に分かるということになっております。

○25番（小園義行君） 今回、大変大きな税率改正ということなものですから。今のその言葉ではな、あんまりよくお分かりにならないんじゃないかと思えます。

簡単に言えばですよ、国の基準が平均で28%なんでしょう。そこで、本市は何が28%を超えた、下がった、いろいろあって今回の9,000万円からの減額になっているんですよ。その中身を難しい言葉じゃなくてですよ、私たち素人ですよ、言葉は悪いですけど。そのことを含めて、簡単にうちは28%をどうだったのかと、そこを少し教えてくださいということをお願いしているんですよ。

○保健課長（今井善文君） 計算に用います数字の中で、前期高齢者の医療費の部分を平成18年度分を使用いたしまして、最初11月に通知があったわけでございますが、これが実績値を使うと、当初はそういうことになっておりました。全国集計をいたしまして3月末に来ましたのは、その実績値ではなく、20年度推計した数値を使うということになった関係で、今回のこういう金額の差が生じてしまったとい

うことでございます。

○25番（小園義行君） 委員会をお願いします。

あとですね、19年度の決算も締切りがあれするわけですが、国保徴収率としては、国のペナルティをかけられないところでの徴収率をクリアしているというふうに理解してよろしいですか、今回の補正で。

○税務課長（外山文弘君） 19年度はクリアしております。92.2%でクリアしております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○9番（迫田正弘君） 1点だけお伺いします。

この値上げの率が26.7%ということを知った時に驚くしたわけでございますが、これには多分、基金も枯渇している中で、基金を積んでいこうということ、それから3年後ぐらいを見込んでこの率にしていこうというふうになっているのではなからうかなと、私、想像したわけでございます。今までずっと説明を聞いておりますと、そのようなことはないような気がします、私が聞き漏らしかもしれませんが、今のこの率でいきますというと、一体何年先までこの率でもてるかということ。

それから、もしこの率が私の思うところ、単年度、20年度だけでいくとすれば、また21年度は値上げの話が出てくるのかなというふうに思うわけでございますけれども、その辺のこと。次の2年後、3年後、基準改定年もあると思いますけれども、それとは別に上がっていくわけですから、それをどのように見込んでおられるか、お答えをいただきたいと思います。

○保健課長（今井善文君） 今回の医療費の伸び等につきましては、今年度を見込んで積算をいたしております。

○9番（迫田正弘君） そういうことになりますというと、療養給付費の伸びによっては、また来年も改定が出てくるということになるかと思っておりますけれども、そういうことを踏まえてやはり議論していかないと、とめどがとれないというような感じがするわけでございますけれども、ますます悪い状況になっていくというようなことになると、やはり先程来出ておりますように、医療費の伸びを抑制するような指導というものしかないような気がいたしますけれども、その辺を含めて、やはり今話を聞きましたけれども、また考え直さなければならぬような状況が出てくるということは非常に懸念する材料かなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありますか。

○11番（立平利男君） ただいまの質疑に関連したような話になりますが、先ほど16番議員の方からも話がありましたように、今、志布志市の所得状況、経済状況は、本当お茶にしる牛にしる園芸にしる、非常に厳しい、2割から3割減の販売高、そういうような状況もあろうかと思っております。そういう状況の中で、当然来年は、所得がすごく見直しと申しますか、減ってくるんじゃないかなと。

そういう中で、まず基金の話、給付の5%基金を積み立てなさいということになりますと、10分の1の基金状況ということで、そういう見通しが立たない今回の値上げ、非常に寂しい思い、残念な思いがしますが、20年度末、基金がどれぐらい予想されているものか。

それと、保険税について、19年度については10億7,700万円の補正の税がありました。先ほど、徴収

率92.2%という発表がありましたけれども、総体的に19年度を含めて未納額が幾らなのか、お示しをいただきたいと思います。こういう改正になりますと必然的に、収納率も93%見込みなんです、悪い状況が出てくるんじゃないかな、そういうふうに思います。

そしてまた、法定外繰入金ですが、ここで何とかしのいでいける方法があるのかなという思いもしますが、どれぐらいまでそういう繰入れが可能なのか、お示しをいただきたいと思います。

○税務課長（外山文弘君） まず、19年度の徴収状況につきましてお答えいたします。

先ほどの92.2%というのは、あくまでも調整交付金の関係が予算上出ていないがということだったものですから、調整交付金の対象になる現年分の国保の一般分を先ほどは申し上げております。ちなみに今年の見込みですが、現在のところ国保の現年課税分につきましては93.17%でございます、徴収率。それから、滞納繰越分が14.05%となっております。

なお、収入未済額でございます。いわゆるこの分が滞納繰越になるわけですが、合計で2億5,895万49円でございます。うち、過年度分からの滞納繰越分が1億8,000万円程度でございます。

○保健課長（今井善文君） 基金についてでございますが、今年度につきましては、今回の税率改正に伴います補正も御提案いたしておりますが、基金の積立てとか、そういう部分については現在のところ余裕がないというふうに見ております。

○財務課長（溝口 猛君） 今回、法定外の繰入れを1億3,000万円という形で、合併しましてはじめて法定外の繰入れをしたということでございます。法定外の繰入れを幾らまでできるのかということでございますが、当初予算の段階でも説明しましたとおり、一般会計の方も年々税等が減収となりまして、なかなかその繰入れの対応というのは難しいという形で考えているところでございますが、今回の法定外繰入につきましては、あくまでも急激な負担増を緩和するというような考え方に基きまして繰り入れたということでございます。

○11番（立平利男君） やはり、この滞納ですよ、保険税額の過年度分を含めて25%の数字になるのかと思います。やはり、こういう努力をすることが、1%、2%なり負担額が減っていく、そういうふうにしておりますので、今後の取組等をお聞かせいただければと思っております。

財務課長の方から法定外繰入ということで1億3,000万円、やはり26.7%、そういう負担率の増という中で、もうちょっとここを十分検討していただいて繰入れを増やしていただければよかったような気がします、市長として、どういうふうに今後、当然来年度も議論をしなくてはならないと思っておりますので、やはりそういう状況等を踏まえた中の今後の取組等をお聞かせいただければと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

滞納の徴収につきましては、この保険税のみならず、ほかの税等、それから利用料金等についても同じということで、総体的に滞納徴収については取り組むということを全庁挙げてやっているところでございます。今回この改正を提案するに当たり、更に滞納徴収について取組を強化しなければ、税率が上がることによって、更に滞納が増えていく可能性が高いということでございますので、そのような人員の補強もさることながら、全庁的に職員の滞納に対する徴収態勢も考えてみたいというふうに考えているところでございます。

法定外繰入金につきましても検討したところでございますが、年度当初で1億3,000万円という形をお願いしているということでございますので、今回は税率改正という形をお願いしていきたいということでございます。また、次年度以降につきましては、更に様々な形から検討を加えて、もし必要だということであれば御相談を申し上げたいなというふうには考えております。

○3番(丸山 一君) 今回の26.7%の税率改正についてですが、我々旧有明町にとりましては、合併前に基金不足によりまして大幅なアップをして合併に臨んだわけですね。それで、その時、資産割というのがまた一つ加味されまして、いろいろすったもんだがあったわけですが、今回も基金不足によって大幅アップをしたいんだということを提案されていますけども、これが、先ほど同僚議員が言いましたけども、国保審議会におきましてそれを審議しておれば、しっかりやっておけば、こんな一括して上程という形じゃなくて、年度的に上げるという方法もあったはずなんですけども、今回も基金不足、もう基金が枯渇してくると。それによって26.7%も上げるんだというのは、すごく乱暴な論調のような気がするんですけど、その点についてお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) 結果的に2億2,000万円というような形の財政措置をするということで、26.7%の税率改正ということをお願いするということでございます。このことにつきましては、先程来担当の方からも様々な数字を述べまして、この数字に至ったということをお話させていただいているところでございますが、私どもといたしましても、なるべくなら基金まで醸成できるような形の税率改正、あるいは法定外繰入金を解消するような税率改正というものも取れたら、その方がベターだというふうには考えたところでございますが、当然そこまで手を入れるような中身ではなかったということでございます。現在御提案申し上げている税率の改正になったということでございます。

これは、5%の医療給付費の増高に基づいて積算したということでございますので、最悪の場合、大疾病が発生した折に医療費が増高するということになるとすれば、また年度の中でも御相談しなきゃならない事態も発生するというような財政の中身であるということでございます。

○3番(丸山 一君) 医療給付費の約5%を保有していなくちゃならないというのは僕らも理解しておるわけですが、これがですね、こんな残高が少なくなってきた時点まで条例改正をしない、アップをお願いしないという方法は、僕はおかしいと思うんですよね。段階的にやってくればいいわけですから、何もこんな一括して26.7%も上程しなくていいと思うんですよ。それは、審議会においてのしっかりとした審議が行われていないという、先ほど同僚議員が言われましたけど、それは実際そうだと思うんですよ。

実際、我々も合併する時にはいろいろ痛みが伴うんだと、基金保有金が少ないからしょうがないんだという形で住民に説明をしてきました。ところが、今回こうやって合併をして2年ちょっとしかならないのに26.7%もアップすると言って誰が納得しますか。先ほど同僚議員が言われましたけども、農林水産事業においては、かなり今減収になっているわけですね。そこでこういう26.7%アップをお願いしたいということは、とてもじゃない、僕らは、住民の人たちに説明することはできないと思うんですよ。ましてや、それが通った場合にいろいろ電話がきます。僕らは、それについてはなかなか説明しにくいし、言いづらい面がありますけれども、それについてどのような責任と言いますか、説明する心構えで

おられるのかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、御指摘がありましたように、市民の方々にとりまして今回この改定の額というものを認識されたら、かなりの形で問い合わせ、あるいは抗議、あるいは不信感というものが寄せられるというふうに考えるところでございます。そのようなことがないように、十分丁寧にこのことについては広報等を行っていききたいなど、説明会を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○3番（丸山 一君） 先ほど同僚議員とのやり取りの中で、「見通しが甘かった。」という形を答弁されました。しかも、これは先ほどの議案第44号にも関連があると思うんですけども、見通しが甘かったから今回はアップをお願いしたいんだというのは、すごく僕はおかしい論調、論理だと思うんですね。実際、我々もいろいろな所に行きますと、いろいろな形で言われます。実際、合併をして良かったのか悪かったのかという論調までなってくるわけですよ。ましてや、これで26.7%もアップしますとですね、合併して何らいい事は無いという論調が絶対生まれてくるんですよ、これ。それに対して、僕らは明確な答弁をすることができないんですよ。見通しが甘かったというのは、本当そういうのは、僕は納得ができる返答じゃないと思うんですよ。

先ほど同僚議員が言われましたけども、来年もまた値上げがあるんじゃないかと。しかも、3月の当初予算が通ったばかりなのに、3か月もしないうちにこうやってまたアップをしてくる。医療費確定によってアップをお願いしたいんだということも、僕はあんまり納得できないし、これがまた来年の6月で、また補正という形になるんじゃないんですか。それは発生しないんですかね。

○市長（本田修一君） この医療費の増高、あるいは保険税率の改定というものは、決して合併があったからこういったふうになったということではないわけでございます。少子高齢化時代でございます、そして医療制度の改革によって、こういった形で新しい財源が必要になったと。そして、それに基づいて税率の改正をお願いするというところでございまして、そのことについては御理解をいただきたいなというふうに思っています。

今後、医療費が増高しないような形の様々な政策を全庁挙げて取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第46号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第46号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、老朽化した志布志市立志布志学校給食センター及び志布志市立有明学校給食センターを廃止するとともに、これらに替えて新たに設置する志布志市立学校給食センターの名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、第2条の表から志布志市立志布志学校給食センター及び志布志市立有明学校給食センターに関する部分を削るとともに、新たに設置する給食センターの名称を「志布志市立学校給食センター」、位置を「志布志市有明町野井倉1565番地」とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第15、議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第15 議案第47号 志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第47号、志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査の対象とする措置が講じられたため、当該審査の期間に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、第9条に健全化判断比率及び資金不足比率に関する規定を加え、監査委員は関係書類が審査に付された日から90日以内に意見を市長に提出しなければならないこととするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。

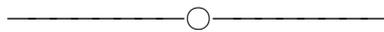
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第47号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第48号 和解について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第48号、和解についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、和解について説明を申し上げます。

本案は、故迫田アヤ氏の遺産に関する民事一般調停事件について、大隅簡易裁判所から提示された調停案に基づき和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事件番号及び事件名は、大隅簡易裁判所平成19年（ノ）第15号公正証書遺言取消調停申立事件、和解の相手方は、志布志市の〇〇〇〇〇氏であります。

詳細については、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第48号、和解について、補足して説明申し上げます。

議案の内容を説明します前に、今までの経緯等について御説明申し上げます。

付議案件説明資料の55ページと56ページをお開きください。

説明資料の55ページでございます。平成18年4月2日に志布志市志布志町に在住の迫田アヤ氏が亡くなりました。その後、公証人役場で平成12年6月21日付けで作成された公正遺言証書があることが判明いたしましたところでございます。

それでは、55ページの説明資料の一番目の公正遺言証書の内容でございますが、平成12年6月21日付けで証人立会いの下、鹿児島地方法務局の公証人が作成され、遺言者が志布志町安楽978番地、迫田アヤ、受遺者が鹿児島県曾於郡志布志町となっております。この遺言証書には遺言執行者も指定されております。迫田アヤ氏の遺産、本人所有の不動産と、預貯金や国債等の債権約1億円でございまして、こ

れを志布志町に遺贈するという内容でございます。福祉に役立ててもらいたい旨が付言してありました。

早速、このことを受けまして、迫田氏には子供がなかったため、迫田氏の兄弟の方の所へ遺言執行者とともに公正遺言証書の法的効力と、その執行に係る御理解と御協力をお願いしたところでございますが、葬儀の経費や家屋が建っている底地の問題等がありまして、早急には遺言の執行ができない状況でございました。

その後、平成18年11月、迫田氏の〇〇に当たる今回の和解の相手方でございますが、この方は迫田氏が亡くなる前の約半年間ほど病氣見舞いや看病をされたと聞いております。入院治療中の平成18年1月、「自分のお金を使って寂しい老人の集まる場所を造ってほしい。」と依頼され、実印や通帳の入ったバッグを渡された。このことによりまして死因贈与が成立し、民法第1023条第2項によりまして公正遺言証書は取り消され、その効力は生じないとの申立てがあったところでございます。

相手方は、財産の帰属先を争う場合は裁判しかないということでもございましたが、話し合いで解決できれば和解も検討したいという意向でもございました。

早速、本市の対応策につきまして弁護士等と相談しましたが、死因贈与の効力は裁判をしないと確定しませんが、市の福祉のために役立ててもらいたいという遺言者の遺志を勘案すれば、裁判より和解で解決する方法が良いのではないかと助言を受けたところでございます。

その後、相手方と協議を続けてまいりましたが、双方とも私利私欲ではなく遺言者の遺志を尊重し、福祉に役立てたいと考えていること。それから、裁判で争った場合は弁護士費用等が非常に多額になり、その結果、遺産が外部流出すること。最高裁まで争われますと最低でも二、三年かかり、遺言者の遺志の実現が大幅に遅れる。また、訴訟遂行に相当の労力を費やすこと。これらのことを理由に和解の方向で協議することとしたものでございます。

平成19年10月、相手方から民事一般調停申立が大隅簡易裁判所になされました。このことを受けまして、平成20年1月から4月にかけて大隅簡易裁判所で、調停委員、書記官等の指導を受けまして、申立人が主張してきた施設の整備については申立人が実施し、遺産の中から4,500万円を和解金として支払うと、そういう方向で調整がなされ、今回裁判所から和解案が提示されたところでございます。

以上、今までの経緯でございます。

資料の3番目でございます故迫田アヤ氏に関してでございますが、迫田アヤ氏は、大正11年11月17日に志布志町に生誕されております。看護師を志され、戦時中は日本赤十字社の救護班として活躍、昭和30年、鹿児島県職員に採用されております。在職中のほとんどは県内の保健所に勤務され、志布志保健所にも保健婦長として2回勤務されております。鹿屋保健所保健婦長を最後に昭和57年退職されておりますが、在職中は保健行政の向上に尽力されたというふうに聞いております。

それでは、議案の方の調停条項、これが和解の内容でございますが、議案の内容について説明申し上げます。議案の調停条項をお開きください。

まず、1項の1号から4号につきましては確認条項でございます。

2項からが今回の和解の内容となります。

2項で、申立人、これは和解の相手方でございますが、申立人は、相手方、志布志市に対して遺言公

正証書が有効であることを認める。

3項では、相手方は申立人に対して、1号で、平成20年12月31日までに和解金として4,500万円を支払うこと。2号で、申立人が不動産の所有権を取得することを認め、不動産登記がしてある物件については、平成20年12月31日までに所有権移転登記をすることとしております。

4項では、申立人は、迫田アヤ氏の遺産を1人暮らしの寂しい老人のため、福祉のために使用することを誓約し、結果を平成21年12月31日までに報告すること。

5項では、報告期限を1年間伸長できること。

6項では、申立人が第4項の義務を怠った場合は、志布志市に対し不動産を明け渡し、和解金の残余については返還すること。

7項は、調停費用は各自の負担とすることとしております。

以上が和解の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この調停条項の4項ですね。ここで迫田アヤさんの遺産をうんぬんということがあるわけですが、ここに5項目あります、遺産、不動産を含めてですね。それと併せて、それをもって資料にもあります家屋、お庭ですね、土地の関係、いろいろ改良されて、1人暮らしの老人がそこでいろいろ集いをするというために使うということでしょうか、この4,500万円とされたその理由というのは、根拠としては、裁判所からの調停の中に、改装、いわゆる家屋の改造を含めて、すべて勘案されたところでの金額というふうに理解をしいんですかね。それとも、今回のいろいろなそういう申立人等の関係でありました訴訟費用、いろんなことを含めてこの金額だよということなのかですね。そこだけ、ちょっとお願いします。

○財務課長（溝口 猛君） 和解金の4,500万円でございます。基本的には、迫田アヤ氏が〇〇〇氏に依頼されたとする施設を造るための建設費、あるいは先ほど申しました建物が建っている所が底地と、本人所有の土地ではございませんので、その底地の取得経費と、あと施設の維持管理経費等、一部弁護士にかかる経費等も含まれているようでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託をいたします。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第17、議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第17 議案第49号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第49号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について説明を申し上げます。

本案は、市町村合併により伊佐市が設置されることに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年11月1日から、大口市及び伊佐郡菱刈町を脱退させ、伊佐市を加入させるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。



日程第18 議案第50号 土地改良事業の施行について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第50号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、土地改良事業の施行について説明を申し上げます。

本案は、志布志市営土地改良事業を施行するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成21年度から委託により輝北ダムの維持管理に関する事業を施行するもので、名称を市営基幹水利施設管理事業（曾於南部地区）、施行場所を鹿屋市輝北町平房地内とするものであります。また、概算事業費は、平成21年度分で921万円であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第19、議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第19 議案第51号 財産の取得について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、学校給食配送車両を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号、及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○給食センター所長（東迫光博君） 議案第51号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

一番目に、財産の名称、種別及び数量。名称、学校給食配送車両。種別、積載量2,000kg。数量、4。

買収の目的、学校給食の配送業務用。

買収の方法、指名競争入札。

買収の価格、2,040万1,500円。

買収の相手方、所在地、鹿児島県志布志市志布志町志布志772番地3、名称、有限会社有川自動車整備工場。

あと、付議案件説明資料の57ページから61ページの方に物品売買仮契約書と仕様書が添付してありますので、お目通しを願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、可決されました。



日程第20 議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各種事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億2,710万6,000円を追加し、予算の総額を200億510万6,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございまして、一般単独事業の合併特例債事業を450万円増額変更しております

が、これは地方改善施設整備事業の実施に伴うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金は、総額で4,284万1,000円増額しておりますが、主なものとしましては、1項、国庫負担金で、国保保険者支援分として保険基盤安定制度国庫負担金を270万7,000円増額しております。

10ページをお開きください。

2項、国庫補助金は、セーフティーネット支援対策等事業を148万5,000円増額し、地方改善施設整備事業を400万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を3,448万1,000円計上しております。

12ページをお開きください。

15款、県支出金は、総額1,751万4,000円を増額しておりますが、主なものとしまして、1項、県負担金で、国民健康保険医療費助成負担金を880万6,000円増額しております。

13ページをお開きください。

2項、県補助金は、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業を100万円増額、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業を380万2,000円、漁業原油価格高騰緊急対策事業を250万円それぞれ計上し、種子島周辺漁業対策事業は、補助率が增高となったため140万6,000円増額しております。

14ページをお開きください。

17款、寄附金は、先ほどの議案第48号の和解に係る歳入を4,500万円計上しております。

15ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を9,393万9,000円減額、学校施設の耐震診断委託事業の財源として、施設整備事業基金繰入金を1,453万9,000円増額、漁業原油価格高騰緊急対策事業の財源として、漁業振興基金繰入金を109万4,000円増額しております。

16ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、老人保健特別会計繰入金を9,555万7,000円増額しております。

17ページでございます。

21款、市債は、上田屋敷地区の地方改善施設整備事業に伴い、土木債を450万円計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、特別職と一般職員分合わせまして、総額で980万8,000円減額しております。

それでは、歳出の19ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、議案第48号に係る和解金として4,500万円計上しております。

25ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、中国残留邦人支援事業に伴う報償費を16万9,000円と、対象者の生活支援給付金等の生活保護扶助費の既存費目からの組替えにより、扶助費

を549万8,000円増額、国民健康保険特別会計繰出金を738万5,000円増額しております。

3目、自立支援費は、曾於地区障害者相談支援センターの相談支援業務の充実を図るため、相談支援体制整備事業特別支援事業補助金を100万円計上しております。

28ページをお開きください。

3項、生活保護費、2目、生活保護扶助費は、先ほど説明しました中国残留邦人支援事業に係る扶助費の組替えに伴い、549万8,000円減額しております。

3目、生活保護適正実施推進事業費は、セーフティーネット支援対策等事業に係る生活保護面接相談員の報酬及び旅費を、総額で148万5,000円計上しております。

30ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、原油価格の高騰により経営を圧迫されている施設園芸農家への支援対策として、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業補助金を380万2,000円計上しております。

31ページでございます。

2項、林業費、2目、林業振興費は、森林組合が事業主体となって高性能機械を導入することにより、木材搬出等の経費削減を図り、計画的な森林整備を推進していくために、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業補助金を3,448万1,000円計上しております。

32ページをお開きください。

3項、水産業費、2目、水産業振興費は、原油価格の高騰により経営を圧迫されている漁業者への支援対策として、志布志漁協を事業主体に、老朽化した燃油関連施設の補修整備を図る漁業原油価格高騰緊急対策事業補助金を500万円計上しております。

33ページをお開きください。

7款、商工費、3目、観光費は、スポーツ団体の誘致促進等を図るため、(仮称)スポーツ団体誘致推進協会への運営費補助金を130万円計上しております。

35ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費は、排水路対策事業である地方改善施設整備事業の国庫補助内示があったため、工事請負費等を900万円計上しております。

36ページをお開きください。

5項、都市計画費、2目、公園費は、鉄道記念公園のディーゼルカー老朽化に対する対応をJR等と協議し、検討してまいりましたが、既存のディーゼルカーを補修再生できるとの結論に達し、その経費を400万円計上しております。

38ページをお開きください。

9款、消防費の2目、非常備消防費は、消防団員の弔慰救済負担金を733万3,000円計上しております。

40ページをお開きください。

10款、教育費の2項、小学校費は、志布志小学校ほか6校の校舍耐震診断調査に要する経費を1,214万円計上、同じく41ページの3項、中学校費は、有明中学校及び松山中学校の耐震診断調査に要する経

費を239万9,000円計上しております。

以上が補正の内容でございます。

なお、お手元の補正予算説明資料に詳細に記してございますので、お目通しください。よろしく願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二議員から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二議員の質疑を許可をいたします。

○19番（岩根賢二君） 2点ほどお聞きをいたします。

33ページの商工費、3目の観光費ですが、スポーツ団体誘致推進協会の設立の経緯、あるいは活動内容、予算等について、もう少し詳しい説明をお願いをしたいと思います。

それと、40ページ並びに41ページの小学校・中学校の委託料ですが、中国の四川省の大地震による校舎倒壊の状況を受けまして、これは関連質疑ということになります。政府は、小・中学校の校舎の耐震化事業の補助率の引上げと工事完了時期の前倒しをする考えを示しております。このことにより、当市の耐震化に関する予算はどのように増えて、いつごろまでに完了すると予想されるのか、この2点についてお伺いいたします。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

お尋ねの、「政府は小・中学校校舎の耐震化事業の補助率引上げと工事完了時期の前倒しをする考えを示したが、本市の耐震化事業に関する予算はどのように増え、いつごろまでに完了すると予想されるのか。」ということですが、議員御承知のとおり、本市における学校施設の耐震化につきましては、平成18年度に、どの建物から耐震診断すべきかという判断資料としまして、耐震化優先度調査を実施いたしました。その結果につきましては、昨年3月の議会全員協議会で御報告を申し上げたとおりでございます。

そして、その結果を受けまして、志布志中学校3階校舎の耐震診断及び補強計画について昨年度実施をし、また20年度は、志布志中学校3階校舎の実施設計業務、並びに松山中学校2階校舎の耐震診断等調査業務について予算措置をさせていただいたところでございます。

しかし、御案内のとおり国の耐震化事業の推進に向けた取組が4月に打ち出されましたので、私どもといたしましても、学校の耐震化を推進すべく検討を重ねてまいりました。

そして、まず今回、国が示す倒壊の恐れのある建物として耐震化優先度調査において優先度ランク①及び②の志布志小学校ほか9棟について、建物の安全性を詳細に把握できる耐震診断業務を早急に実施するという考え方から、今回補正予算をお願いしているものでございます。

そこで、耐震化事業予算と完成時期でございますが、実際的には建物の耐震診断を実施しなければ、耐震補強が必要か、また改修、改築となるのか、そういったことについての事業計画が立てられないということから、まず今回、優先度調査に基づく優先度の高い建物から耐震診断を行いまして、その結果によって、地震により倒壊する可能性が高いという評価が出ました場合には、それぞれの建物について耐震工事等の計画をしていく手順になってまいります。したがって、これらの耐震診断調査を迅速

に進めてまいりたいと考えております。

なお、また国が示している耐震化年次計画は、原則3年間で完了することとなっております。そして、遅くとも5年間で完了することとなっております。私どもといたしましては、そういった状況を踏まえて、災害発生時の児童・生徒の安心・安全確保のためにも、この耐震診断の結果を待って早急に耐震化年次計画を策定し、耐震化の事業実施をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○市長（本田修一君） 観光費の（仮称）スポーツ団体誘致推進協会のお尋ねにつきまして、お答えいたします。

設立の経緯につきましては、本市では、さんふらわあ利用促進、入込客の増加対策の一環としまして、温暖な気候や運動施設を生かした合宿やキャンプ等を行うスポーツ団体を誘致し、観光やスポーツ振興、地域経済の活性化に取り組んでいるところでございます。しかしながら、現在受入れや誘致推進に向けての組織づくりがなされておらず、関係団体等との連携による十分な取組ができていなかったため、今回、より一層の事業の促進を図る目的で、民間主体のスポーツ団体誘致推進協会を設立していただく運びとなったところでございます。なお、本年3月から5月にかけて5回の設立準備会が開催されているところでございます。

活動内容につきましては、本会の主な活動内容は、スポーツ団体の誘致促進及び歓迎行事の推進に努めることが予定されております。

予算の使途につきましては、関西方面の旅行代理店、大学等を訪問して、誘致促進を図るための誘致活動費用、歓迎ムードを高めるため、のぼり旗・チラシの作成費用、参加団体への贈呈品購入費用、歓迎行事の歓迎費用等が予定されております。

○19番（岩根賢二君） 教育委員会の関係ですけれども、5年と3年という数字が出てきましたけれども、従来は5年であったのを今度3年に短縮するということじゃないのかなと私は理解していたんですが、遅くとも5年ということですか。その確認をしたいと思います。

それと、この観光費のことですけれども、今るる説明がございました。これは観光費ということですので、スポーツ団体は誘致ですよ。そうですね。それで今、市長から説明がありましたが、関係団体というのはどのような団体が入っているのか、それをちょっと確認をしたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、スポーツ団体誘致推進協会の準備会で関係している団体につきましては、市商工会、市観光協会、市特産品協会、志布志町旅館組合、市体育協会、歓迎する店の会、株式会社ダイヤモンドフェリー、その他関係団体等の代表で組織される予定になっております。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

原則3年間ということ、遅くとも5年間では完了することという文科省の指導を受けております。以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 観光費のことで再度確認をいたしますが、今、仮称ということでございます。それで、既にこの協会そのものの規約とかそういうものがちゃんとできているのか、組織としての形ができていないのか、その点をお示してください。

○市長（本田修一君） 現在、先ほどもお話ししましたように、5回ほど準備会が開催されたということでございまして、それに基づきまして規約の案は検討されております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、質疑がありましたのでもう簡単に結構ですが、33ページの今ありましたこのスポーツ団体、この件に関して、これまで庁内でいろいろ協議をされてきてここに至ったんだろうと思います。実際、こういった方向も3月の当初予算で出てくるべきであろうというふうに思うんですが、ここに至ったその経緯をひとつお願いします。

あと、予算書の36ページ、先ほどありました鉄道記念公園のディーゼルカー、この補修費400万円ですが、一回売却という方向にあったわけですが、そういった方向から更に検討を重ねてほしいという様々な要請があつて残すと。残していく中で補修再生をしていこうと。どんだけの金額になるか分からないというぐらい、当初伺った時は話があつたんですが、今回400万円で補修再生がなるというふうに出されているわけですが、これ、市内の業者の中で例えば補修再生をできるのか、そこが一つ。

そして、もう一つは、いわゆる国鉄OBの方々の手によって機関車の方は常に清掃等が行われてきた経緯がありますけれども、ディーゼルカーに関しては立場が違うということで、どちらかというところたらかちにされてきてああいう状態になったという経緯があると思うんですが、今回補修再生をして、その維持管理というかですね、ディーゼルカーに関しての維持管理ということに対する取組をどのように考えていらっしゃるのかをお願いをしたい。

そして、今もありませんが、40ページ、41ページの耐震化の問題。一般質問で通告をしておりますので、耐震化についてはその場でどんどん聞いていこうと思っておりますが、この場で一応耐震診断の予算が上がってきております。この予算が認められたとして、いわゆる今回上がっている小学校の部、そして中学校の部、耐震診断が行われたとして、この結果によって小学校の部の耐震診断率、中学校の部の耐震診断率はどこまで上がってくるのか、そこをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スポーツ団体誘致推進協会、仮称ですが、このことにつきましては本年の3月の施政方針の中で述べさせてもらいまして、設置したいということをお話したところでございました。それに基づきまして、今回その設置のための費用、そして推進のための費用というものについて御相談をするところでございます。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

本市の耐震化率でございますが、私どもの資料といたしまして、小・中学校別に分けてございませんで小・中学校含めてやっておりますが、これをしますと約47.7%の耐震化になるものでございます。

今回、国がどうしても優先度調査をしました①、②、この建物が、地震で倒壊の恐れのある全国1万棟の中に本市も10棟ほど入っております。まず、それを先にしまして、あと残り優先度調査の③、④という幾分低めの分につきましては、今後全体的な財源の関係からも検討しながら計画をしまいたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

ディーゼルカーの補修費につきましては、市内の業者では経費的に高くつきまして市内の業者ではできませんので、JR九州の子会社をお願いをしたいというふうに考えております。

それと、今後の維持管理につきましては、昨年10月に市商工会など4団体が申入れがございましたので、その団体に改修後お願いをしていこうという協議を進めていきたいというふうに考えております。

○31番（野村公一君） 3点だけ、ひとつ説明をいただきます。

まず、第1点目ですが、今回追加分の管理職手当が300万円ほど、おおよそ計上があります。合計で年間2,342万円ぐらいの管理職手当になるようですが、現在管理職手当は、6等の最上級を活用しておるだろうというふうに理解をしております。その100分の何%が管理職手当に当たるのか、そのパーセントと、それから該当者の人数をちょっと教えてください。それが1点。

それから、2点目は、同じ管理職手当でございますが、この管理職手当が本庁の課長と支所の課長とパーセントが違うというふうに理解をしています。その法的な根拠をひとつ教えてください。

それから、税務、保健、商工、土木、今回勤勉手当が1,200万円計上がされています。それぞれの課で、この勤勉手当が何の事業に使われていくのか御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、3点目は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業というふうに3,400万円、これは国・県の補助事業であろうというふうに理解はしています。この事業をどこの団体に交付して、どのような成果が得られようとしているのか説明をいただきたい。

以上です。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の管理職手当の増額の方でございますが、今回管理職手当の補正を143万9,000円ほどお願いを申し上げているところでございます。その率につきましては、3月議会におきまして、今までは定率制で管理職手当を支給いたしておりましたが、4月から定額制に移行ということで御提案を申し上げまして決定をしていただいたところでございます。その額につきましては、6級の最高号俸の12%以内ということで5万1,100円を定額制といたしております。

2点目の本庁、支所とのパーセントの関係も関連でございますけど、本庁の課長につきましては5万1,100円、それと支所課長につきましては4万2,500円ということで設定をいたしているところでございます。

その根拠ということでございますが、県内の当時は17市、3月時点でございますが、南九州市を入れまして18市でございますけど、その状況等を見ながら決定をしたわけでございますけど、第一番目には、議会対応が本庁の課長が主になるというようなことから差を設けたところでございます。

それと、勤勉手当の減額を今回総体では行っておりますが、勤勉手当で52万8,000円の減額でございます。今回、勤勉手当の支給率は、管理職については100分の95、一般職につきましては100分の75となっております。今回、管理職につきましては、一般職よりも勤勉手当支給の割合が高くなっているところでございますが、4月の定期人事異動によります昇格による手当支給額の基礎となる給料月額が一部の職員において増額となったもの、また、部長制の廃止や一部事務組合への出向等により、管理職の職員数が当初予算編成時点で見込んでいたよりも人数が減少したことにより、総体としては減額になった

ものでございます。

以上で終わります。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業でございますが、事業主体は曾於地区森林組合でございます。

成果につきましては、曾於地区森林組合の素材取扱量が平成19年度2万1,000立米でございますが、この事業を導入いたしまして、2年後には1.5倍の3万2,000立米を予定しております。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 交付先は。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 交付先は曾於地区森林組合でございます。

○31番（野村公一君） その管理職手当の問題です。今、課長は、県内18市の状況をかながみてということで、議会对応の差によって管理職手当を決定をしたということですが、そうすると、支所の課長さんというのは議会には全く出て来ないんですか。本会議だけが議会じゃないですよね。委員会にも出て来られる。こういう管理職同士で手当の差が生じることが、どういう影響を与えるかということ、あなたお考えになったことあります。

いろんな臆測が飛んでいます。ここにおいで課長さん方、旧有明町出身が11名ですか、志布志出身が6名、松山が4名、なっていますかね。そういうことでどういう臆測を呼ぶと思います。そこは違うんじゃないの。ねえ、同じ志布志市のまちづくりをしようという仲間ですよ。同じ課長さんが同じ難儀をしておる。その手当に差をつけるなんていうのはですね、仕事がうまくいくはずないじゃないの。100分の12と100分の10でしょう、ねえ。ここに出られる方は100分の12支給、ここに出られない方は100分の10支給、その決定を誰がしたのか教えてください。どういう会議でその議論になったのか、まず、それが1点。

それから、先ほど言いました税務、保健、商工、土木、勤勉手当が今回プラスで計上されていますよね。税務が200万円、保健が250万円、商工が200万円、土木が570万円、なっているでしょう。その勤勉手当は何のために計上は今回されたかを聞いているんですよ。それぞれの課長さん、答えてみてくださいよ。

○議長（谷口松生君） 答弁の準備のために、ここで10分間休憩します。



午後5時09分 休憩

午後5時19分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。

○総務課長（中崎秀博君） まず、勤勉手当の件から回答を申し上げたいと思いますが、勤勉手当の税務費等の増額につきましては、全費目、増額、減額が出ておりますが、4月1日の人事異動に伴うものでございます。特に税務課につきましては、今回職員数が2名の増になっております。また、職員によ

って給料の率でいきますので、給料の高い方が税務課への異動によって生じたというようなことだと思います。結果的には人事異動によるものでございます、全費目。

○副市長（井手南海男君） 管理職手当の件でございますが、本庁課長と支所課長の手当に差があるではないかということでございます。

このことにつきましては、第一義的には職責の違いということでございます。本庁課長につきましては、支所の課長まで含めまして、ある意味で統括的な役割を持っているということでございます。なおかつ部長制廃止に伴いまして、従来、本庁に部長がおります。そして、支所に支所長がおりまして、それは同格という位置付けであったわけでございます。そのようなことから、本庁課長といわゆる支所長を同じ手当の格付けにしたということでございます。

それと、その他の支所の状況でございますが、特に総合支所方式を採っております市におかれましては、町も含めてですが、その辺の給与の手当の形態を調べますと、当初から本庁と支所の課長については差がついているというような状況があります。そのような中で、支所の管理職手当を見た場合には、他の市町に比べましては、かなりそれでも上位に位置付いているということでございます。そのようなことを私が総務部長の時代に場内で協議しまして、その結果を基にして市長の方に進言したということでございます。

以上でございます。

○31番（野村公一君） ちょっと違うと思いますよ、副市長。合併をして有明が本庁になって、そして志布志と松山が総合支所方式で支所になったと。そういう中で、どこの課長さんも同じ職責で仕事を今日までしてきたんですね。ところが、合併をすると同時に、そういう職責で金額が違うんなら分かるんですよ。ところが、1年間は同じようにやってきとって、今回4月から何の説明もなくそういう差がついたと、支給率が変わってきたと。そのことを、ここに居られる課長さんは何も思われないかもしれない。だけど、第一線で一所懸命仕事をされる課長さんは、やっぱり違うんじゃないかと、ねえ。合併をして、まだよたよたよたよた歩く中で、そういうトラブル、不協和音を招くような問題の提起の仕方というのは、私は好ましいことじゃない。議会に出るからということであれば、じゃあここにいない課長さんは委員会には出られませんか。皆さん委員会に出て汗をかかれるんですよ。ここにおられる課長さんだけが議会の対応をされるんじゃない、出先機関も支所の課長さんも議会に出られて汗をかかれる。そのことを考えると、管理職という責任のある手当というのは、やはり一律にしてやる気を起こさせるというのが、副市長、あんたの仕事じゃ。

市長も了解をされたということですが、市長、あなたどうお考えですか、このことを。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、現在、本庁の課長、そして支所の課長ということで管理職手当が違ってきていると。そのことについて不協和音があるということにつきましては、今はじめてお伺いしたところでございました。このことにつきましては十分説明をして、そして取組をすればよかったところでございますが、ただいま副市長が申しましたように、合併直後2年間につきましては部長制を採りまして、それに基づいて管理職手当がされていたというようなことがございまして、今回改めて課長制に移

行ということになったときに、そのような形での管理職手当もあり得るというふうを考えまして現在の管理職手当を支給しているということでございます。今後、課長等の意見を聞きながら、そのことについては検討していきたいと思っております。

○副市長（井手南海男君） 先ほど、職責の視点で申し上げたわけでございますけれども、決裁権限上につきましても、支所課長につきましても100万円、本庁課長が300万円と、いわゆる支所長も300万円ということで、決裁上もそこに権限の違いがあるということでございます。

御指摘の件については十分理解することでございますし、事前に十分な説明もなかったという御指摘も当然のことかと思っております。

ただ、当然トータル的に見れば職責の違いはあるかと私は思っております。そういうことで、議員とはちょっと見解の相違があると思っております。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 2点ほど、ちょっと伺ってみたいと思っております。

説明資料の5ページでございますが、生活保護適正実施推進事業、この内容にありますとおり新規申請に関する指導助言、それから2番目の被保護者との面接による相談及び就労指導、いわゆる生活の助長、これは行政がやらなきゃいけないというふうに思うわけですが、今、三百数十人の生活保護者がいると思っておりますけれども、この生活保護面接相談員はどのような経歴の方を設置するのか。それから、何人されるのか、報酬はどのようなやり方で、報酬108万円ということですが、その内容について伺ってみたいと思っております。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答え申し上げます。

生活保護の相談員でございますが、これにつきましては、現在各相談につきましても、各ケースワーカーが本庁の方に来られた住民の方々に対する説明を行っているところですが、件数が多かったりして、かなりケースワーカーの負担も多くなっているところでもあります。そういうことから、できれば今年の年度当初からお願いするところでしたけれども、該当する方がいらっしゃらなかったということで今回お願いをするところでもあります。

この方につきましては、大隅地域振興局保護係の方で経験をされた方で、直接行政に携わっていた方ではございませんけれども、1年間経験されたということと、社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方ということで情報がありましたので、適切な方ではないかということで今回お願いをするところでございます。

なお、先ほど議員が申し上げられましたとおり、新規申請に対する指導助言、それからケースワーカーとの連絡を図りながら適切な指導をしていきたいということと、それから現在、保護を受けていらっしゃるの方々に対する相談業務も含めて行っていきたいと思っております。また、就労指導についても、志布志支所のハローワーク等との連携を図りながら行っていきたいと考えているところでございます。

それから、人数としてはお一人を考えているところでございます。

報酬については、8,000円の1日の月15日を予定しているところでございます。

○1番（下平晴行君） 今、課長の方の説明がありましたけども、新規申請に係る問題が他市町村でもあるわけでありましたが、そのことと含めて生活保護者が多いと。私も1回質問しているわけですが、そういう両面からですね、やはりこのことは、一所懸命働いている人がこのようにいいのかということからも含めて、あるいはその反面、本当に苦しいのになれないというようなこともあるわけですが、この新規申請にかかわる指導助言とその両面からですね、やはり行政が、もちろんそういう経験もあるという、1年というのはちょっとどうかなというふうに気がするわけですが、やはりそういう指導も行政の方からも積極的にしながら、その方を生かしていくということを考えて取組をしていただきたいというふうに思います。もう、それはいいです。

それから、2点目です。

先ほどもディーゼルカーの改修業務委託事業、これは一般質問でもしようかなと思っていたらここに載ってましたのでしませんでしたけども、これ1,000万円ぐらいかかるだろうというふうに言われていた、専門というか、それにかかわっている人から聞きますと。私どもも現地を見て、その車両も見たわけでありましたが、あの辺が海岸沿いで、潮風で中身まで腐食しているわけでありまして。先ほど建設課長がJRの子会社と。この額については見積りを取られたのかどうかですね。

それと、商工会、4団体が観光資源と言われているわけでありまして、先ほどそのことについては課長が説明があったとおり、やはりそう言うのであれば、自らがやはり観光資源というのを管理していかなくちゃいけないだろうと、行政とともにですね。それはいいことであるわけでありまして、その400万円の投資効果があるのかどうかですね、私は、そこに大きな心配があるわけでありまして。そこ辺はちょっと、もう一回お願いいたします。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

JRの子会社から、一応御相談を申し上げて見積りを徴取してございます。先ほど申し上げましたとおり、昨年に売却反対の申入れがありまして、今後改修を行いまして、現在の状況が外部の方につきましてはパテで大分厚くなっておりますので、それらを全部撤去いたしまして新しい鉄板に張り替える、あと中の方もやり替えるということで、そこまで協議をいたしまして今回の補正計上をしたところでございます。

○1番（下平晴行君） 以前も市長にお聞きしたわけでありまして、4団体から観光資源とって売却するのを中止したわけですね。やはり行政というのは、やると言ったらもう当然進めなきゃ、やめないですよ、断固としてそれをやっていくと。やはり、売却すると言った以上は、なぜ売却するのかということ、そういうふうに決めているわけですから。

それはそれでいいとしまして、ただ問題はそういうふりふりですか、あっちからこう言われればこうするんだと。そして、まして400万円投資、今、課長が400万円見積りを取ったらできるだろうと。パテが厚く塗っている、あれをみんなはいたら穴ぼこですよ。市長、見られました。見ておられますよね。ですから、そこ辺がですね、私はどうもいい加減じゃないかなと、この400万円という額がですね。

ですから、400万円を無駄にしないように、本当に内部で詰めてやっていただきたいなど。これは委員会でもあれでしょうけども、そういうことで、十分協議をされて実施をしていただきたいというふ

うに思います。市長、一言お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このディーゼルカーの撤去につきましては、今お話があるように、かなり傷みがひどい、そして危険性があるということでそのような方向性を打ち出したということで、いったんそのことで御提案申し上げるということになったわけですが、結果的には関係団体の方々から存続の要望がございまして、そして存続をすれば幾らの費用がかかるかということのを改めて見積りをしたところ、1,000万円か2,000万円、あるいは3,000万円ということもあつたりしました。そして、別途、現在使用されているディーゼルカーが耐用年数がきたから、そのものについて代替で持って来ましょうかということをお話もあつたりしたところですが、それも移動等をかけますとやはり1,000万円近くかかるということで、そのような状況等をお話、改めてしようかなというふうに考えていたところに、今提案しますような形でJRからお話があつたところがございます。今回改修するとすれば、大幅に改修しながら、新しく展示に耐え得る形にしなきゃならないということがございます。そして、今後10年間はもつであろうというふうに言われておりますので、観光資源としては十分活用できるというふう聞いております。

○議長（谷口松生君） 4回目ですね。特に許可します。

○1番（下平晴行君） もうやめようかなと思いましたが、10年間でという考え方はちょっと、市長、もったいないですよ、これ。

私は逆に言うと、1,000万円ですね、外部から持って来るという話をされましたよね。かえってその方が、将来長い目で見ると、そして4団体と一緒に管理していくと、やっぱりそういう方向性の方がいいんじゃないんですか。そこ辺は本当に十分検討してください。でない、市長のような考えでは、10年もてばよか、これは本当に、投資効果といいますか、投資無駄になるんじゃないかなという気がしますので、ぜひそこ辺は十分内部で詰めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○22番（宮城義治君） 1点ほどお伺いいたします。

予算書の38ページ、説明資料の1ページです。この中に消防団の退職者がありますが、松山方面隊で6名、志布志方面隊で12名、有明方面隊で5名、計23名が退職されていらっしゃるんですが、この内訳として、定年退職なのか、あるいはやはり一身上の都合で退職されたのか、まずお伺いいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 退職慰労金の件で御質疑でございますが、定年で辞められる方もいらっしゃるし、5年で辞められる方もまちまちで、各方面隊まちまちでございます。定年と早期に退職される方もいらっしゃるということでございます。

○22番（宮城義治君） 私は定年者は、そう多くないんじゃないかと思うんですよね。その内訳は分かりますか。定年となると、やはり10年は先のことを定年にみるんですが、やはり一身上の都合で二、三年で辞められている人が多いんじゃないかと思うんですが、お願いします。

○総務課長（中崎秀博君） ちょっと手元の方に資料がありますが、長い方で36年近くの方、早い人でも4年という方がいらっしゃるようですが、ほとんど見てみますと10年以上の方が結構いらっしゃるよ

うでございます。

○22番（宮城義治君） それに伴って、今度は入団者が後の引継ぎですよね、引継ぎされる新入団の方が、後を埋めていらっしゃるのかお伺いします。

○総務課長（中崎秀博君） 退団者に対しまして、その後継者がいるかというような御質疑でございますが、20年3月1日現在の退団者と入団者数を比較しますと、退団者が15名、3方面隊合計でございますが、入団者が19名ということでございます。市の全体で定数が現在480人となっておりますが、現在の志布志市の消防団員数は457人というふうになっております。

○議長（谷口松生君） 4回目ですので、特に許可いたします。

○22番（宮城義治君） 分かりました。

やっぱり消防団員の確保ということについては、やはりこれは志布志市だけの問題じゃないと思うんですね、これは全国的にこういう問題は起こっているわけですから。やはり、その消防団員の使命というものもよく把握されて、現在消防団に入っている方も農業者の人もいらっしゃるし、それぞれの方もいらっしゃると思うんですけども、やはり自分の生活がまず優先する人が多いんですよ。

やっぱり市長、こういうことを定年者、4年とかで退職されるということは、私はこれは何か個人の仕事上で退職される人がやはり多いんじゃないかと思うんですよ。そこら辺の今後の市の取組として、やはり消防団員の処遇というか、そういった方面も考えた団員の確保も図っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、ひとつ市長、その辺についてどのようにお考えか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま総務課長の方からありましたように、今年度においては退団を上回る入団者があったということでホッとしているところでございます。

現在、消防団の組織のことにつきまして、改めて機能性が発揮できるような消防団、分団というものはどういったふうにあるべきかということも、今後検討していかなきゃいけないというようなことで、その在り方についても検討を加えていくところでございます。そのような中で、また改めて消防団員の待遇等についても話が出てくるだろうというふうに思いますので、そのことでもって志布志市の消防団行政についての取組をしたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） それでは、さっきも同僚議員からも出ておりましたが、実は消防団の退職慰労金の問題でございますが、本来なら当初予算に私は出すべきだろうというふうに考えているわけですけど、退職される方は3月31日の退職だろうと思っております。そういう中で、当初予算に間に合わなかったのか、一応把握はできなかったのか、そこらあたりの経緯について説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） 退職慰労金の方を当初予算に計上できなかったかという御質疑でございますが、御承知のとおり、当初予算の編成は1月で実際行っております。その時点ではまだ退職者は、御指摘のとおり3月31日をもって退職されるわけですが、その時点で把握ができないというような状況から、毎年6月補正でお願いをしている状況でございます。

○18番（木藤茂弘君） これも先ほど同僚議員の方からいろいろと出ておる分でございますが、実はデ

イーゼルカーの委託料の問題でございますが、なぜ委託料にされたのか。性格から言えば私は請負だろうというふうに考えるわけですが、その委託料にされた経緯の説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

この作業というか、仕事につきまして特殊な専門技術が必要ということと、JRの子会社ということで、その部分に詳しい状況等がございまして委託料として計上したところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっとお願いします。

今回、いろいろ補正予算ということで人件費等に関しては総務課が一括というようなことでありましたが、ちょっとお聞きします。

先ほど議案第44号で志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてということで、いわゆる5%カットすると、三役ですね。これは、財政健全化に向けた取組としてそうなんだということでありました。やはり、そうした大きな視点で志布志市の財政を論じるときには、私たち議会の議員ももちろんそうでしょう、そして首長以下特別職のそういう方々、そして管理職の方々についてもですね、私はやはり総合的に考えて、住民に痛みを伴う、そういったときには、すべてきちんと対応した総合的な考え方をもちて提案というのがなされないといけないんじゃないかなど。これは、たまたま補正ですのでね、そういうことになっていますけど、本来すべて住民の皆さんに痛みをお願いするときには、役場の職員はじめ、首長をはじめとして、そういうことですね、きちんと対応をしていかないとなかなか理解が得られないのではないかとということからして、今回提案になっている管理職手当等のこういった問題についても、住民と痛みをともに分かつという観点の議論というのがなかったものかどうかをお願いします。

それと併せて、給与費の明細書で、私なんかよく分からないわけですが、合併後もう2年たちました。旧有明町、旧志布志町、旧松山町、それぞれ一般職の職員の給料の、例えば何号の何という、その同じ等級の方々のですね、当然合併当初は違ったと思うんですよ。そういったものについてのすり合わせというのが、どういうふうに進んで一貫性をもっておられるのか、少しお願いをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回は三役のみで給与の改定をお願いするということであるわけですが、行財政改革につきましては、合併直後から全庁挙げて必死になって取り組んできているところでございます。特に合併直後に、1年、2年目につきましては、合併協議のすり合わせ事項について未解決部分がございましたので、その部分のすり合わせについて懸命に取り組みながら行財政改革に取り組んできたということでございまして、職員自体もこのことについては市民サービスが低下しないというような形を懸命に取り組んできているということでございましたので、今回、先程来お話しするように、国保の改定も高額の改定をお願いするということもあって、三役のみにしたということでございます。

○総務課長（中崎秀博君） 職員の給料の合併後の資料が手元にございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。

午後 5 時 52 分 休憩

午後 5 時 56 分 再開

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 大変時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

新市における先ほどの質疑でございますが、昇給、昇格の調整及び運用につきましては、合併前の11月に協議がなされたところでございます。いろいろと細かい点も調整を行っておりますが、合併時点で、3町の昇格基準が3町とも違っていた状況で、その中ですり合わせを行いまして旧志布志町の基準に合わせたと、調整を行ったというようなことでございます。

○25番（小園義行君） その給料の関係については、一般職の方々についても、それぞれ3町ごとに違っていたものをきちんと対応したということで理解をしいいわけですね。

併せて、先ほど野村議員の方からも、議案第44号を取り下げる考えはないかというようなこともありました。やはり、財政が大変厳しいという状況の中からは、今回、私は給料表で見まして管理職手当等も増えているという状況があります。そういった問題を含めてですね、お互いに痛みを伴うことにしないと、やっぱり理解が得られないというふうに私は感じるところであります。そういった意味で、今後、どういうふうに議案第44号になるか分かりませんが、ぜひ住民の理解を得るためには整合性をもっていろいろ提案をしていただかないと、議会の判断としても大変、これ複雑になります。そういうことを、ぜひ今後こういった提案がされるときには調整をされた上での提案をするという考えはないか、少しお願いをしておきます。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの管理職手当の増額の件でちょっと質疑であったわけですが、今回の補正額につきましては、当初の額よりも143万9,000円の増額補正をしているわけでございますが、19年度の最終補正時の額と比較しますと792万1,000円の減額となっている状況でございます。

今回、この143万9,000円の増額につきましては、当初予算編成時点で、管理職手当の受給者の対象となる職員数の手当額の算出を1月時点でしたことにおきまして、今回、特定職、監のポストが新設されたことで当初予算に比較しまして増額ということになっております。

○議長（谷口松生君） 整合性をもったの考え方というのは、市長、答弁しなくていいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方からありましたように、20年度におきましては管理職も減らしまして、そしてそのことで職員の新しい行財政改革に伴う組織機構で取組を開始しているところでございます。

今回このような形で御提案申し上げたところでございますが、今後は十分準備をしまして皆様方にも御相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第21 議案第53号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第53号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、療養諸費、共同事業拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） それでは、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、2億4,441万8,000円を追加し、総額を48億9,287万2,000円にしようとするものでございます。

予算説明資料につきましては12ページからでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きをいただきたいと思っております。

歳入でございます。

先ほど議案第45号の条例改正の折に御説明申し上げましたが、国保税の税率改正に伴う算定によりまして、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税、2億740万円を増額、退職被保険者等国民健康保険税を1,370万円増額いたしまして、合わせて10億2,121万円とするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

国庫負担金、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、合わせて8,132万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、9ページでございます。

国庫補助金の財政調整交付金につきましては、866万5,000円追加し、2億8,741万7,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。

療養給付費等交付金につきましては、退職者医療療養給付費等交付金を2,207万5,000円を追加しようとするものでございます。

11ページの前期高齢者交付金につきましては、交付額を求める算定データの調整によりまして9,027万2,000円を減額しようとするものです。

12ページをお開きください。

県負担金につきましては、322万4,000円を追加するものです。

13ページの県補助金につきましては、財政調整交付金といたしまして1,508万円を追加するものでございます。

開けていただきまして、14ページでございます。

共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして3,963万6,000円を追加するものでございます。

15ページでございます。

一般会計繰入金につきましては、738万5,000円を追加いたしまして、4億5,920万5,000円にしようとするものでございます。

16ページをお開きください。

繰越金につきましては、確定見込みで計上してございます。

次に、歳出でございます。

17ページになります。

療養諸費の一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費につきましては、給付費の伸びを5%とみまして、それぞれ1億2,526万5,000円、866万4,000円増額しようとするものでございます。一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費につきましては、前年度実績から見込んだものでございます。

18ページの高額療養費につきましても、前年度実績に基づき算定したものでございます。

19ページでございます。

葬祭費につきましても前年度実績から見込んだもので、90万円の増額をお願いするところです。

20ページをお開きください。

後期高齢者支援金等につきましては、財源振替でございます。

21ページでございます。

前期高齢者納付金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるものです。

22ページの老人保健拠出金、23ページの介護納付金につきましても、支払基金からの確定通知によるものでございます。

24ページでございます。

共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県国保連合会からの確定通知によるものです。

25ページでございます。

償還金につきましては国庫補助等返還金でありまして、会計実地検査によるもので、2,278万円の増額をお願いするところでございます。

最後でございますが、26ページをお開きください。

予備費につきましては、4,391万7,000円を追加いたしまして5,396万円にしようとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第54号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、償還金及び一般会計繰出金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成19年度の医療費等の精算に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ9,586万8,000円を追加いたしまして、総額を5億9,618万2,000円にしようとするものでございます。

予算説明資料につきましては16ページでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きをお願いいたします。

支払基金交付金につきましては、平成19年度の医療給付費等の精算に伴います追加交付分でございます。

6ページをお開きください。

6ページの国庫支出金、7ページの県支出金につきましても、前年度の精算に伴う追加交付でございます。

次の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の確定見込みで計上したところでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開きをいただきたいと思っております。

諸支出金の償還金でございますが、前年度精算によります支払基金への事務費の返納分でございます。

10ページの一般会計への繰出金でございますが、平成19年度の医療給付等の精算に伴います繰出金9,555万7,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第23、同意第3号から、日程第24、諮問第2号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号から諮問第2号までの以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第23 同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第23、同意第3号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月31日をもって固定資産評価員を退職した〇〇〇〇氏の後任として、井手南海男副市長を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

井手南海男氏は、昭和47年4月に志布志町の職員となり、企画課、監査委員書記、選挙管理委員会書記、総務課行政係長、企画財政課長補佐、社会教育課長補佐、図書館開設準備室長、企画財政課長、財務課長を歴任され、合併後、志布志市になりましてからは建設部長、総務部長を経て、先の3月定例会におきまして御同意いただきまして、副市長の要職に就いております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 3月31日をもって前任者が退職されたと、その後任に井手南海男氏ということですが、3月議会において副市長として同意をされ、今回行政財産等の関係もあろうかと思いますが、行政側代表ということで固定資産評価員に同意の案件が出されたようであります。

井手氏の役割について、そして任期、そして、ほかの固定資産評価員の総体の人数と申しますか、どういう方面から選出されているかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

固定資産評価員は、「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」というふうになっております。任期は無いということでございます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午後 6 時 18 分 休憩

午後 6 時 22 分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○税務課長（外山文弘君） 大変失礼いたしました。

この固定資産評価員の設置につきましては、地方税法第404条の根拠によるものですが、この中では任期の定めはございません。任期があるものにつきましては固定資産評価審査委員、これらについては任期が3年と、審査委員会の委員については任期が3年と定めてあります。

職務につきましては、先ほど市長の方から答弁がありました第404条の第1項で、「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」となっております。

○議長（谷口松生君） 総体の人数は。

○税務課長（外山文弘君） 1名でございます。

○議長（谷口松生君） よろしいですか。

○26番（上村 環君） 私の方がちょっと不勉強であったようでございます。固定資産評価審査委員ということで、ちょっと思い違いをしておったようであります。

ちなみに、固定資産評価員を1名置くということが、一応副市長、従来であれば助役という形になりますか、その役割を、置かなければならないということを再度ですね。固定資産評価審査委員とは全く仕事上の接点はないのか、その点を確認をいたします。

○税務課長（外山文弘君） 地方税法第404条第4項を見ますと、極端に固定資産税の課される固定資産が少ない場合においては、第1項の固定資産評価員を置かなくて市長がその業務を行うという規定がございますが、例えば旧志布志町におきますと、従来から助役がその任期中については固定資産評価員を兼ねるという形で、合併後も、志布志市におきましても副市長がこの任に当たっているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

○
日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第24、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年9月30日をもって任期が満了する平原三郎氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 諮問第2号について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料63ページをお開きください。

平原三郎氏は、平成17年10月に旧松山町から推薦され、法務大臣から人権擁護委員を委嘱されております。今回、平成20年9月30日付けをもって任期満了となりますので、引き続き推薦するものであります。

平原三郎氏の略歴ですが、本籍地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、現在○○にお住まいで、昭和○年○月○日生まれの○歳でございます。

同氏は、昭和○年○月に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を卒業されております。

職歴としては、昭和○年○月に○○○○○○に入隊され、平成○年○月に定年退官されておられます。その後、農業に従事されるかたわら、平成11年4月に松山町園芸振興会役員、平成13年10月には松山町文化財保護審議会委員、平成18年1月には志布志市文化財保護審議会委員を歴任されております。

また、人権擁護委員としては平成17年10月から1期務められている方でございます。

今日、法務省では、真の人権擁護委員として活発な活動が期待でき、また十分な実績があり、女性問題及び心身障害者問題等、人権の擁護に理解のある方の推薦依頼が来ております。

このようなことから、活動実績のある平原三郎氏を引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は適任ということに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後6時29分 散会

平成20年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成20年6月11日(水曜日)午前10時32分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 事件の撤回について

(議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について)

日程第3 一般質問

岩 根 賢 二

小 野 広 嗣

西江園 明

丸 山 一

立 山 静 幸

上 野 直 広

長 岡 耕 二

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

出席議員氏名 (29名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (4名)

17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松 山 支 所 長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時32分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

傍聴者の皆さん方には、本日の全員協議会で協議いたしましたので、開会時間が遅れましたことをおわびを申し上げたいと存じます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、下平晴行君と若松良雄君を指名いたします。



日程第2 事件の撤回について

（議案第44号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第2、事件の撤回についてを議題とします。

事件の撤回理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

議案第44号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを撤回することについて御説明申し上げます。

本市を取り巻く社会経済情勢の厳しさ、また国民健康保険税税率の大幅な引上げなどを考慮し、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして、御提案申し上げたところでありますが、昨日の皆様方の質疑の中で、再考すべき点もあることを真しに受け止め、給与の減額措置について、その率を更に検討いたしまして、改めて提案することとしたいため、撤回の承認を求めるとでございます。

このことにつきましては、議会の運営上、御迷惑をおかけしましたことにつきまして陳謝申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の撤回については、承認することに決定しました。



日程第3 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） おはようございます。

諸般の事情によりまして、一般質問のトップバッターを仰せつかることになりました。岩根でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の質疑・付託、あるいは今朝の全協ということで、私が今、質問をしようと思っております合併問題ですが、市長にとりましては、我が家は火の車なのに、合併問題どころじゃないというふうな気持ちではないかなと思いますが、質問をさせていただきます。

今日は3点ほど質問をいたしますが、まずはじめに、合併問題について質問をいたします。

私は、昨年3月の定例会でもこのことについて質問をいたしました。その時は、大崎町の住民アンケートの結果、町民の過半数である52%の人が志布志市との合併を望んでいる。議会も志布志市との合併推進を決議し、町長も同じ趣旨の発言をしておられる。このような状況の中、大崎町側から合併協議会設置の申入れがあった場合、どう対処するのかという質問に対して、市長は、新市がスタートして新たなまちづくりが始まったばかりであり、合併問題については、市全体のコンセンサスが極めて重要であると思う。したがって、この問題については慎重に対応したいと、そういう答えでありました。

この質問をいたしましたのは昨年の3月でございます。大崎町の町長選挙から約3か月経過したところでありました。質問した時点では、町長も、大崎町の議長も、まだそのことで志布志市には見えておりませんでした。しかし、3月の終わりごろには、大崎町から町長と議長があいさつに来られたと思います。また、4月には統一地方選挙が行われ、新しい議員が決まり、その新しい議会構成の下、大崎町議会は昨年の9月に賛成多数で、再度、志布志市との合併を推進する決議をいたしました。また、議会もメンバーが替わったということで、新しい議長も町長と一緒にあいさつに来られたと思います。そして、先月には、非公式ではありますが、大崎町的全議員と志布志市の有志議員が参加して、交流会も開催をされました。そのことは市長のお耳にも届いているかと思えます。また、市長もいろいろな会合等で大崎町の町長や、議長とも顔を合わせる機会も多くあるかと思えます。その度に合併の話も多分出ているのではないかと思います。これらの一連の動きの中で、大崎町の動向についてどのような感想を持っておられるのか、また合併協議会設置の申入れがあった場合にはどう対処しようと考えているのか、お聞きをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の一般質問にお答えいたします。

大崎町との合併についての御質問でございますが、お答えいたします。

本市におきましては、平成18年1月1日に新生志布志市として誕生しまして、現在、議会の皆さん方とともに一体となりまして、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指して、鋭意努力しているところでございます。

大崎町との合併協議の流れにつきましては、平成16年1月29日に曾於南部合併協議会からの離脱を表明され、同年5月に地方自治法に基づく住民投票を実施され、単独を望まれる方が合併を望まれる方よりも19票上回り、同年6月14日の本会議で離脱のための規約変更を可決し、協議会から正式に脱退をされております。

また、合併問題がその後浮上いたしまして、平成18年11月に住民アンケートを実施され、志布志市との合併希望者が52%を占める結果となりました。

それを受けて、同年12月22日、本会議で志布志市との合併推進をすることが決議されましたところ、賛成10人、反対7人であったようです。さらに、大崎町議会では、平成19年の9月議会で再度、志布志市との合併を推進する決議を審議され、賛成10人、反対5人で可決されております。

このことを受けまして、同年10月4日に、大崎町から町長、副町長、議会議長、総務課長がお見えになり、志布志市との合併推進決議が可決されたことの報告があったところでございます。

また、今年の4月9日にも、大崎町から町長、副町長、総務課長がお見えになり、合併についてのお願いがあったところであります。

さらに、一昨日の6月9日に、大崎町長がお見えになりまして、5月中に町内7箇所で開催されました町政座談会の報告に来られております。

本市におきましては、振興計画に基づくまちづくり、行政改革大綱に基づく事務事業の見直し、その他定員適正化計画、集中改革プランなど、様々な計画や方針に従い、市民への行政サービスの円滑な提供と行政改革の推進に、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

このような中で、志布志市民の方々がどのように考えているのか私ども自身がまだ把握していない状況であることや、大崎町の住民の方々の民意が一体的なものかどうか確認できていない状況でありますので、志布志市としての方向性は、その状況等を確認しながら諮っていきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 大崎町から、昨年10月4日に、町長、議長、副町長がお見えになったということで、その時に合併の話があったということですが、その時には市長はどのように返事といえますか、どのような態度を表明されたのか、そのことをまず聞いてみたいと思います。

○市長（本田修一君） この10月4日に、大崎町議会が、9月定例議会初日の9月12日に志布志市との合併を推進する決議を可決したということにつきまして、志布志市への決議の報告というような形で来庁されたところでございます。出席された方は、町長、副町長、議会議長、総務課長ということでございます。私どもの方としましては、副市長、議会議長、総務部長、総務課長で対応いたしました。

報告の内容につきましては、町長から、18年11月に高校3年生以上にアンケート調査をした結果ということで、志布志市との合併希望が5,129人、52%というふうに意識が変わってきたということをお話されたところでございます。18年12月に本会議で志布志市との合併推進を、賛成10、反対7で決議された。そして、今回、9月12日の本会議で、賛成10、反対5であった。合併協議の途中で離脱するという失礼なこと、合併推進にあたって町長がリードできなかったことを深くおわびしたいというお話でした。

また、3町合併して一体性の確立に鋭意努力している中、公文書で申出をすべきではというふうに迷ったところでございますが、あいさつをもって伺ったということでございます。

○19番（岩根賢二君） 今の市長の答弁は、私の質問には全然答えておられない。その状況の説明だけじゃないですか。その時に市長がどのように対応したのかというのを聞いてるわけです。そのことは私は承知してますよ。確かに大崎の町長が来られて、今市長がおっしゃったように、離脱に関しておわびを申し上げられたということも聞いております。それで、今市長がおっしゃったように、その時にはお

わびということで、それとアンケート調査の結果報告ということであつたろうということは分かりますが、その後ちゃんと公文書でまた申入れをしたいということもおっしゃってるじゃないですか。だから、私が第1回目の質問をしたのは、公文書の申入れというのは、多分合併協議会設置の申入れであろうと思いますが、そのときに市長はどう対応するのかということを最初聞いているわけです。それと、今の2回目の質問では、大崎のそういう三役の方が来られた時に、市長としてはどのように相手方に答えを出したのかということを知っているわけです。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。

この町長以下、来訪された時に、今あつたようなことで経過を説明されたところでした。私といたしましては、新市が誕生しまして1年9か月がたつて、志布志市発展のために鋭意取り組んでいるということでございます。そして、一昨年7月に志布志市行政改革大綱を策定しまして、大綱に沿って18年度中に定員適正化計画、志布志市組織・機構見直し方針、志布志市集中改革プラン、中期財政計画等を策定いたしまして、市民への行政サービスの円滑な提供と行財政改革のために、職員一丸となつて取り組んでいる状況であるということでございます。このような中で、志布志市全体のコンセンサスが極めて重要ではないかなあというふうに考えているということ、本日のところは御報告を承っております、という形で回答をいたしましたところでございます。

○19番（岩根賢二君） その時には承っておくだけということでは答えられたということですが、私が手にしました大崎町の議会だよりによりますと、大崎町の合併問題の特別委員会の中で東町長は、その時の志布志市長の対応はこうであつたということ述べておられますが、今、市長の答弁をお聞きしますと、そのことがちょっと抜けていたと思います。それはどういう部分かと言いますと、一番最後の方で、今市長がおっしゃった、市全体のコンセンサスはどうか、市民がどう考えているか分からない状態であると。その次ですね、今のところ合併に反対という声は聞いていないと。市としても、将来的には合併に向けて流れていくものと思われるので、話合いの場は持つ必要があるというふうに志布志市長が答えられたということで、東町長は大崎町の議会に対して、そのように報告をされております。これは公式な場で発言されておりますので、多分本町市長もそういうふうにお答えになったんだと思いますが、ということであれば、やはり合併に向けて話合いの場はこれからも持っていくよ、という考えであるということ認識してよろしいですね。

○市長（本田修一君） まあ私どもといたしましては、大崎町の方から、合併の協議の申入れ、あるいは準備会の申入れというものが、具体的に文書等で来ているというような状況ではないということでございます。そのようなことから、先程来お話しするように、大崎町の状況等を見極めながら、そして私どもの方といたしましても、議会の方々、市民の方々にも御相談を申し上げながら、このことについては取り組んでいくべき内容だということについては、お話は申し上げたかと思います。そのようなことで、今後、私どもとしましては、いつの時点で正式な申入れというものがあるのかということについては、ある程度、もしあつた場合等についての準備等はしているような状況でございますが、現在のところまだそういった状況ではないということでございますので、大崎町長が議会でそういった形でお話をされているということにつきましては、今私がお話をしましたような内容を受けてのお話だとい

うふうに思います。

○19番（岩根賢二君） まあ話合いの席には着くということで理解をしたいと思いますが、市長は市民の、市全体のコンセンサスがどうしても必要だということですよ。それと、大崎町の動向と言いますか、町民の皆さんがどうであるというのが、まだ、まあ言えば半分半分じゃないかなあという疑問も持っておられると思います。その中で、市長としてはどのようにそのコンセンサスを確認されるのか、大崎町にしろ、志布志市にしろ。どのようなことで判断をしたいと考えておられるわけですか。

○市長（本田修一君） 大崎町の町長さんが、議会に対しまして私がお話をしましたことをどのようにお伝えされているか、正確には把握してないところですが、私自身はまず、議会の方々が昨年改選されて、その後9月議会で採決されて、10対5であったということについては、少し残念ですねということをお話したところでした。もう少し理解していただける議員の方が多いのかなあというふうには期待、再議決ですので、期待しておったところですが、そのことについては少しまだ反対される方が多いんですねということで、そういった意味で残念ですねということはお話したところがございます。そのようなことで、議会の方々も、もし合併を望まれるということであれば、もう少しまだ差が開いてもいいのかなと、賛成の方が多くなっていいのかなという気はしているところがございます。それから、町民の方々についても、多分、そのような形で、まだまだコンセンサスが得られていないんじゃないかなあというふうには感じているところがございます。もちろん、これは議会と同じように、多数の方々がそういったことを望まれているというアンケートの結果もございますので、相当数は、賛成される方が多いというふうには思っているところがございますが、反対される方もいらっしゃるというようなことで、そのような中で合併協議を進めるとなると、そのような方々に対しまして、私ども自身も、まだ理解を求めるような形をとる場があるかというふうに思いますので、そのような時にかなり苦勞するのではなかろうかというふうには考えているところがございます。そのような中で、時間的制約もございますので、そのことがスムーズにいくためには、かなり賛成の方が多いような形の申入れがあった方が望ましいというふうには思っているところがございます。

○19番（岩根賢二君） 大崎町のことに関しては、議会の賛成・反対の数で判断したいということのようですが、我が志布志市のコンセンサスがどうであるというのは、やはり議会の判断、まあもちろんそれも入るでしょうけれども、それが今のところは議題として上がってこないですからね、判断はなかなか難しいと思います。いかがですか、志布志市の市全体のコンセンサスというのは、どのような形で確認をできるとおられますか。

○市長（本田修一君） まだ具体的な形で申入れがないということがございますので、今のところ、議会の方々にお話する場をどういったふうにするか、あるいは市民の方々に対して意識調査を、あるいはアンケートを、あるいは住民投票というような形であるのかということについては、検討をしてないところがございます。

○19番（岩根賢二君） 検討はしてないということですが、検討をしたいと思いませんか。

○市長（本田修一君） 先程来お話しするように、申入れの時点で、かなりの形で大崎町が意志が統一されているんだなあという状況があった上で、私どもは、このことについては取組をしたい。そうい

った形で申入れがあるとすれば、前向きに取り組んでいきたいというふうには考えております。

○19番（岩根賢二君） 先ほど、市長も大崎町から、今度の町政座談会ですか、そのことも終了して、そのことの報告もあったということでございました。聞くところによりますと、東町長は、今までずっと対等合併、対等合併ということで、ずっと町民の皆さんには説明されてこられた。しかし、今度の町政座談会ではそうではなくて、もう大崎町は吸収合併しないと駄目なんですよと、そうでないと合併もできませんよということで住民説明をされたというふうに聞いておりますが、そのような話はありませんか。

○市長（本田修一君） 今回、5月中に町政座談会を開催されて、その中で合併についてのお話もされたということでございます。そして、その中で、今お話がありましたように、従前は対等合併をお願いするというような形でお話をされていたということであったわけですが、今回、初め編入合併というようなお話をされていたというふうに聞きましたが、後ほど吸収合併というような形の表現をされているというふうには聞いております。

○19番（岩根賢二君） その話があったということでございます。それと、大崎町議会の方で一般質問がありまして、合併問題についてたくさんの議員が質問をされているわけですが、その中で、大崎町の希望ですけどね、大崎町は今度の新合併特例法の中で、期限内に合併をしたいということを町長も申されております。それで、それに対して、議会の一般質問で、じゃあそれに間に合わせるためには、合併協議会はいつ設立する考えかというふうな質問をされた議員がおられます。そのことに対して東町長は、合併協議会のいろいろな協議の日程等を考えれば、やはり今年9月ごろには合併協議会を設置しないと、その特例法の期限内には間に合わないのではないかなと考えていますというふうな答弁をされております。そして、先ほど市長の話の中にもありましたが、前回はあいさつだけだったけれども、後でまた公文書で申入れもしたいということでございますが、そのことがこの9月の合併協議会の立ち上げを意味しているのではないかなあと、勝手に推測するわけですが、もしそのような状況になった場合に、市長としてはどのように対処される考えか、改めてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併となると、ある程度の期間を要するというところでございます。合併協議会を設置しまして、そして様々な手続や準備作業、そして議会の議決を経ながらやっていかなきゃならないということになります。知事への届出をしまして、その後合併がなされるというような段取りになろうかと思っておりますので、相当な時間が必要だということでございます。そのことを踏まえて、東町長は9月にはというふうなお話だとすれば、それ以前、今6月でございますので、6月の議会が終了後、何らかの形でアクションを起こされるのかなという気はするところでございます。

○19番（岩根賢二君） そこは私も今言ったわけですよ。だから、そういう状態になったときにどうされるんですかというのをお聞きしているわけです。

○市長（本田修一君） 私どもとしましては、申入れがあるとなれば、そのことにつきましては、真しに対応したいというふうには思っています。

○19番（岩根賢二君） はい。合併問題については、これ以上申し上げませんので、またそういう動き

がありましたら、ひとつ対応をお願いしたいと思います。

次に、少子化対策についてということでお尋ねをいたします。

少子化対策については、今まで多くの議員がいろいろな角度から質問をされております。市としても出産祝金や児童手当、児童扶養手当の支給、ファミリーサポートセンターや子育て支援センター等の支援事業、また幼稚園就園奨励費補助やスクールカウンセラー配置等の教育面での支援、あるいは乳幼児医療費制度や不妊治療、妊婦無料健診など、保健医療面での支援策等々、支援の幅が広がっていることは大変結構なことだと思っております。というよりも、これらは制度として当然整備され、実施されるべきことであります。

私の今回の質問は、少し視点を変えて、地元の企業や商店に当志布志市が子育てで日本一のまちを目指して取り組んでいることを理解してもらい、協力をもらえるように連携を深める努力を市としてもすべきではないかということでもあります。例えば、先の議会で、市役所の男性職員で育児休暇を取った人は何人いるかとお尋ねしましたところ、旧有明町で1名あったということでした。市役所でさえこういう状況ですから、一般企業では、なかなか男性が育児休暇を取れるような状況ではないと思います。女性であってさえも、子供のことでなかなか休みを取れないという状況でもあります。育児休暇については、市としても積極的な取組がされていない状況ですので、企業や商店に対して育児休暇の導入をお願いするというのは難しいとは思いますが、何しろ子育てで日本一のまちづくりを目指している志布志市ですので、日本一ですよ、そこは呼び掛けていく必要があると思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子育てで日本一のまちづくりを目指しまして、現在、乳幼児健康支援、一時預かり事業、延長保育事業、障害児保育事業、休日保育事業、放課後児童健全育成事業等、働く親御さんのサポート事業として展開しているところでございます。また、地域子育て支援センターでも、妊娠、出産、子育てに関する様々な悩み、相談等が寄せられて、その都度、相談内容に応じて対処しているところでございます。このような相談に適切に対応するために、本年度から子育て支援センターに嘱託職員としまして家庭相談員を1名配置しまして、家庭内での様々な問題解決のサポート役として、現在業務を行っております。本年度新たに、母子支援対策としまして、自立支援教育訓練給付金制度及び高度技能訓練促進費事業を設け、社会参加の手助けとなるべく、広く推進しているところでございます。また、現在県が押し進めております鹿児島子育てパスポート事業で、未来を担う子供たちの成長や子育てを支援する目的で、現在、市商工会を通じまして、広く協賛企業の店舗の募集を募っているところでございます。内容としましては、妊娠中の方及び18歳未満の子供のいる世帯が、協賛企業、店舗でパスポートを提示すると、協賛企業、店舗の善意によりまして、買物スタンプポイントの加算や割引、託児サービス、ミルクのお湯の提供など、独自の子育て支援サービスの提供を受けることができる仕組みの事業であります。協賛企業、店舗につきましては、県のホームページに掲載、登録され、県内どこでも利用できるものでありますので、今後、協賛募集に力を入れてまいりたいと思います。

また、志布志市次世代育成支援対策行動計画で、仕事を持つ女性からの、少子化の理由として挙げられた、出産・育児と仕事との問題が出ていることから、今後、これらの問題点も企業や諸団体と十分に

連携を取りながら、次代の社会を担う子供たちの幸せを第一に考えまして、安心して産み、育てられる地域生活環境の整備を図ることが、子育て日本一のまちづくりの実現につながるというふうに考えております。

また、今後、企業に対しましても、お産休暇、育児休暇ということの導入についても配慮いただけるよう、関係課と連携してお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 市長の答弁では、協賛企業、店舗ですか、そういうお店関係、その募集に力を入れるということと、企業にも育児休暇が取れるようにお願いをしていきたいという話でございました。私が今回の質問をしたのは、そのことを進めていただきたいということでしたので、もう答えは出ているんですけども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。例えば市役所で、そういう育児休暇を取ってもいいですよと、そういう制度があるんですよということは、十分周知をされておりますか。まずお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話がありましたように、現在1名の男性職員が育児休暇を取ったということでごさいます、このことについては、制度としては十分認知されているというふうに考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） まあ制度としてはあるけれども、なかなか活用していただけないということだろうと思いますが、それはやはりそういう、取れる雰囲気がないということだろうと思うんですよね。それか、今市長は首をかしげられましたけれども、そういう必要はないと思っておられるのか、その職員の方がですよ。そこらへんは分かりませんが、私は今回のこの質問をするにあたりまして、いろいろ調べておりましたら、次世代育成支援対策推進法という法律がございまして、その中で、市町村もこの次世代育成支援対策推進の行動計画を策定しなさいということになっております。私は、その時点で、市が策定したということは耳にもしてなかったし、目にもしてなかったので、福祉課に聞きましたら、ありますよということで、その冊子をいただきました。これですけどね、これは平成19年の3月31日ですから、平成18年度に策定をしておられます。けども、どのような形で市民の方に公表というか、示されたのか。我々議会としてもこの資料はまだ見たことはないよという方が多分多かろうと思いますが、これをせつかく策定をしておきながら、どうして配布をされなかったのか、そのことをまず聞いてみたいと思います。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答えいたします。

今申し上げられたとおり、次世代育成行動計画につきましては、旧町時代にそれぞれ作成がなされておりました。それに伴いまして、合併に伴いまして19年度で作成し、一本化いたしまして、このような形で、「志布志市いきいき・元気っ子・応援プラン」という形で作成したところでございます。今御指摘のとおり、配布については、議員の皆様方のお手元になかったということについては、こちらの不手際であったと思います。早い段階でお配りすべきだったと思っております。

○19番（岩根賢二君） 昨年、保育所の民間移管の問題がありました。この中にもちゃんと書いてあるんですよ。そのことを策定したということも我々は知らなかったわけですよ。ですから、それはやはり行政の皆さんの、言葉は悪いかも知れませんが、怠慢であろうと思いますよ。私もこれを手にした

のは、つい先日、おとといでございましたが、この中に、市長が巻頭の「はじめに」という所で、「本計画のそれぞれの目標が達成できますように、関係者ならびに住民各位の更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。」と書いてあります。このことの関係者というのは、どのような方を想定されているんですか。これに企業も入っているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

関係団体ということで、企業も入っているということでございます。

○19番（岩根賢二君） それでしたら、やはり市としても、やはりそういう体制をとって協力を求めていると、多分反発を食らうんじゃないかなあと思いますよね。市役所はじゃあどうしてるのと言われたときにですね。ですから、そこらへんはちゃんとやっていただきたいなあと思います。

それと、今、市長、手元にあるわけですね。一番最後にこういうふうに書いてあります。「今後、国、県をはじめ、各関係団体や地域社会との連携を図りながら、明るい未来につながることを心から祈念しまして「志布志市次世代支援対策行動計画」策定における、私の言葉といたします。」。私は、この文書を読んだ時に、市長は何か他人事として考えてるんじゃないかなあと気がしましたよね。ただ策定をしました、それが心から祈念しましてと、何かどこか来賓あいさつみたいな感じの言葉なんです。ですから、ここに私は市長の思いがなかなか伝わってこないなあとと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まあ「はじめに」ということで、この冊子の私の理念というようなものをお示ししているところでございます。その趣旨につきましては、当然、少子高齢化社会の解消というものを目指したいということで、私ども自身が行動計画を策定して、今後このような形で進むですよということをお示ししているガイドラインということでございます。そのような意味合いから、関係各位の御協力を賜りながら、少子化の解消に努めたいということでございますので、少しそのような思いが伝わっているか伝わっていないか、ちょっと分からないところでございますが、私としましてはそういった思いで書いたというふうに御理解していただければ有り難いと思います。

○19番（岩根賢二君） この策定をされたのが、平成19年3月31日ということで、18年度中に策定されたとは私は認識しております。それでもう19年、今20年度ですね。それで、この法律の第8条に、毎年少なくとも一回、行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないとなってるんですよね。公表されたんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） これにつきましては、関係機関、それから教育委員会関係とか、そういう所につきましては配布をいたしてございました。そういう意味では公にしたところでございます。

なお、先ほど19年度中ということでも申し上げましたけれども、18年度中の作成ということで訂正させていただきたいと思います。

○19番（岩根賢二君） 今課長の方からもありましたが、その結果について公表はしたつもりですよ。ですから、もしそういう何か資料でもあれば、後でよろしいですから、お示しをください。よろしくお願ひします。

そして、今、課長の答弁の中にもありました。いろいろ教育委員会との関係もあるということで、こ

の行動計画の中にも、いろいろな部門で市役所のですよ、子育てに関するそれぞれの課の役割というのが、ちゃんと示されておりますよね。これについてはどこの課がやりますということでもあります。その中にもやはり教育委員会も入ってきているし、建設課も入ってきてますよ。分かってますか、子育てに関して。あるんです。それで、私が今ここで申し上げたいのは、例えば全庁的に取り組むべき、そういう少子化対策推進本部なるものを立ち上げて、子育て全体を全庁的に考えていくということも必要なのではないかなあと思っているわけですが、市長いかがですか、そういう考えはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

少子化というのは、今お話がありますように、この行動計画に基づいて、いろいろなすべての部署について関係があるということが述べられているようでございます。そのような観点からすると、総合的に少子化対策の取組をするということでございますが、現在新しい組織体制の中でも、そのような位置付けをしまして、取り組もうとしているということでございます。そのことについて御理解いただければと思います。

○19番（岩根賢二君） 何しろ日本一の子育てのまちですから、ほかにも全国子育て日本一を掲げている市町村はたくさんありますよ。いくつあるか私も数えたことはないですけども、相当な数の市町村が子育て日本一のまちを目指して頑張っておられます。ですから、他の市町村に負けられないような本当の日本一を築いていただくように、全庁挙げてですね、やっていただきたいなあと思います。

以前、これは平成18年の3月ですから合併して直後だったと思いますが、同僚小野議員の方が、子育てガイドブックを作成してはどうかというふうな提案をされておりますが、そのことに対して市長は検討したいとおっしゃっておられます。検討した結果はどうだったのかお聞かせください。

○福祉課長（津曲兼隆君） ただいまの件ですが、子育てガイドブックにつきましては、一応作成してございます。本所、各支所の窓口に備えてあります。

○19番（岩根賢二君） はい。早速、そういうことで一般質問が功を奏して、ガイドブックもできたということでございますので、それを生かしながら、また更に進めていただきたいと思います。

それと、市長、さっきの全庁で取り組むということについては、そういう取組はもちろんしているということのお答えだったようですが、そういった組織を立ち上げていくということは考えておられないですか、組織的にですね。というのが、これは下関市の例ですけども、下関市では今年の4月に下関市少子化対策推進本部を設置して、全庁的に取り組んでいるということの記事を目にしたことがあります。いかがですか。

○市長（本田修一君） 現在、担当の方で、このことについては取組をして、全庁的に取り組むための行動計画を策定しているというような流れになろうかというふうに思います。日本一の子育てのまちを目指すということで、私自身は看板というか、そのような目標を立てておりますので、そのことに向けて一歩ずつ一歩ずつ、新たな取組をしていきながら、日本一を目指したいというような形でございます。そのようなことから、今後、またこの事業について新たに取組をすれば少子化の対策になるというようなことが、それぞれの課の方からまた上がってこようかと思っておりますので、そういった観点から担当の方を通じて事業化していきたいなというふうに考えるところであります。

○19番（岩根賢二君） この子育ての関係で、行動計画の中でいろんな数値目標というのが掲げてありますが、例えば保育所の定員数がどうこうということで、そういう人数とかが書いてあるんですけども、最初の話に戻るわけですけども、例えば育児休暇の数を、男性職員が何年には何人以上取得するとか、女性職員であれば、取得率を何%ぐらいにするとかいう、そういう数値の目標というのは立てられないものか、そういうことについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 育児休暇につきましては、制度として十分認識されているということはお話したところでございます。そのような中で、じゃあその数値の目標を掲げるべきかということにつきましては、まだ検討をしていないところでございます。今後、初めにお話がありましたように、企業等にそのような形で要望をするということになるとすれば、私どももある程度そういったものは用意していきながら要請をするべきかなあというふうには感じたところでございますので、そのことにつきましては、担当の方と協議をさせていただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 何しろ日本一の子育てですから、やってくださいよ。

それでは、次の地域活性化対策についてお尋ねをいたします。

残念なことに、このことについても昨年の3月に私は質問をいたしました。その時は、マニフェストにある自治会の再編は一向に進んでいないが、今後どのように進めるのかという質問に対しまして、市長は、行政区の見直しから始めたい、行政主導ではなく、自治会と協議をしながら進めたいと答弁をされました。それから1年数か月がたちましたが、私には一向にその姿が見えておりません。マニフェストの中のすぐに行う重要施策、これを優先順に3つ述べてくださいということの中に、1番目に掲げているのが、この新しい自治会組織の立ち上げであります。そのことは何回も申し上げておりますので、市長ももちろん頭にあると思いますが、その2番目にある市民編集員による広報紙作りや、女性支援対策室の設置、あるいはふれあい移動市長室の開催については実現をしております。3番目の安全・安心のまちづくり委員会の設置やピンピン元気塾、あるいはおにぎり大作戦等も順調に展開をされております。このことは大変評価できると思いますが、肝心の優先順位第1番目のすぐに行う重要施策が思うようにいってないのではないかなと感じております。難しい問題をあえて1番目に市長は持ってこられたのかなあという気もしておりますが、また同じことを聞きますけれども、今後どのように進めていかれる考えかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会に関しましては、現在、庁舎内に自治会活性化検討委員会を設置しておりまして、自治会の在り方について調査・協議を行っているところでございます。今後につきましては、外部の方を委員とする新たな検討委員会を設置しまして、自治会の現状や課題、行政が管理している行政区の見直し作業、それから自治会の統合や再編等に関しまして御意見を伺いながら、新自治会組織の立ち上げに向けて取り組んでまいりたいと考えております。この新たな検討委員会につきましては、当初、21年度からというふうに思ったところでございますが、これを前倒ししまして、本年度中に設置しまして、委員の構成や所掌事務の範囲等の検討を重ねて、必要な要綱を定めながら、予算措置を講じていきたいなあというふうに思っています。この委員会の設置後は、来年度のなるべく早い段階で中間答申をいただけるよう

な形のスケジュールを考えております。非常に自治会の再編統合ということにつきましては、微妙な問題があるようでございますので、このことにつきましては慎重に進めていきたいということで、内部で十分調査・検討を重ねてきているところでございます。現在、その段階が終わったということでございますので、改めて外部の方々を入れながら、そのことについて進んでいきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 外部の方というのはどういう方ですか。

○総務課長（中崎秀博君） 外部の委員とはどのような方かということでございますが、現在考えていますことは、委員の選任につきましては、検討中でございますけど、自治会を取り巻く状況、地域ごとに旧3町の差異があるということから、地域の実態を踏まえた御意見をいただきたいということで、松山、志布志、有明地域にそれぞれ在住される方々を委員として選任をしたいと、委嘱をしたいというような考え方を現在検討中でございます。

○19番（岩根賢二君） 市役所の外部という意味ですね。そういう意味ですね。市外から何かそういう新たな視点で、そういう方を委員に入れられるのかなあと思ったんですが、そうじゃないわけですね。

今の市長の答弁では、新たなそういう検討委員会みたいなものを今年度中に設置をするという話ですが、私はマニフェストに沿ってお聞きしますが、すぐに行く第1番目ですよ。すぐに行くというのは、市長、どのくらいのことを言ってるんですか。

○市長（本田修一君） すぐに行くというのは、1年か2年以内だというふうに考えております。そのような意味合いから、このことについては取組の開始をしたところでございます。先ほども申しましたように、新しい自治会の組織というものがどういったふうにあるべきかということをお示しするとすれば、相当な準備がいるというようなことになったところでございます。そのために、まず庁舎内で検討委員会を立ち上げて、そして現在の自治会の方々にアンケート調査等を重ねながら、現在の課題等を把握して、そしてその結果がまとまったということで、次の段階に進もうということで現在やってきているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 市長の感覚では、一、二年ということでしたけれども、一、二年内にそういう委員会を立ち上げるから、それでいいんだという考えですかね。それは遅いんじゃないですか。マニフェストだから僕は言ってるんですよ。マニフェストによって市長は選ばれたんです。市民の皆さんは、第1番目にこれをやってくれるんだなあとと思って市長に投票した人が、本田氏を市長に立ち上げたわけですよ。ですから、それは市民に対するひとつの約束じゃないですか。私の感覚では、一、二年後には新しい自治会組織ができていくというのがすぐに行く重要施策だと思うんですが、そうじゃないですか。それがちょっと微妙な問題とおっしゃいましたが、微妙な問題だから今ずれ込んでいるんですよという認識なのか。それだったらいいですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） マニフェストの1番でということで、すぐ取り組むというような形でお示ししまして信任いただいたというようなお話ですが、このマニフェストにつきましては、様々な項目を取り上げて、市民の皆さん方に診断をいただいたところでございます。その中でこの件につきましては、現在遅れているようでございますが、私としましては、真面目に、前向きに取り組んでいるというような

状況でございます。そして、先程来言いますように、非常に集落、自治会というものを考えたときに、そのことを解決するためには、前向きに進めるためには、慎重に取り組まなきゃならないということが状況として分かったということでございますので、そのことを今取り組んでいるというようなことでございます。お話のように、微妙な問題でもあるというようなことでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） この自治会については、やはりそれこそ微妙な問題がありますよね。先日、3月定例会で同僚議員が、自治会に加入をしてない世帯が何件あるのかというお尋ねに対して、3,453世帯あるという答えがありました。そしてさらに、じゃあ職員で加入してない人もいるのじゃないかということで質問をされました。その時には、実は把握してないんですよと、これから、市長の言葉を借りれば、すぐさま調査したいとおっしゃいました。すぐさま調査した結果はどうだったんですか。

○市長（本田修一君） 職員の加入が328名、未加入が11名、加入予定が11名、その他が10名、市外が14名、派遣・休職が7名ということでございまして、職員の加入率につきましては86%でございました。

○19番（岩根賢二君） じゃあお聞きしますが、この数字を見て、市長はどのように感じられましたか。

○総務課長（中崎秀博君） ただいま市長の方で数字の方を、職員の加入状況を86%と申し上げましたが、その中には市外在住、それに派遣職員、休職等も入っております。率を見ますと91.1%の加入率になっております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、加入してない職員がいるということについては、少し残念だなあという思いがしましたので、この加入してない未加入の職員については、その後、指導をしているところでございます。

○19番（岩根賢二君） これは市長が強制はできないと思うんですが、やはり11名の未加入の職員に対しては、声掛けはしているんじゃないかなと思いますよね。というのは、自治会組織は、市長は市の行政にとって、自治会組織というのはどういうものだとお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市が様々な行政を行うときに、私どもは自治会の方々に様々な形で御協力・御支援を賜りながら行政推進を行っているわけでございます。自治会の中に、現在、行政の協力員というような形で推進員を設けさせていただいているところでございますが、ほとんどの方が自治会の会長さんをされているということで、その自治会の活性化がまさしく市の行政の活性化、市全体の活性化ということにつながるというような意味合いから、新しい自治会組織が必要だというようなことを考えまして、この新自治会システムの取組をしているところでございます。そのような意味合いから、私自身はこの自治会を基礎単位といたしまして、今後とも市の行政について、あらゆる協力をお願いしていきながら、理解していただきながら、市の行政推進を成し遂げていきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） まさに、今市長が答弁されたとおりでと思いますよね。ですから、それに加入をしてないということはどういうことかというのは、その職員の方も分かると思いますよね。

それで、これはちょっと話がずれるかも分かりませんが、3月定例会で市長はすぐさま調査をした

いとおっしゃって、すぐ調査をされた、その報告は一向にされてない。私が今聞いて初めて分かったんですよね。質問をされた議員も多分聞いてないんじゃないですか。それは市の姿勢だと思うんですよ。言われたことに対してぱっと答えを出すということが必要だと思いますが、そういうことができてなかったと、この件に関して言えばですよ、できてなかったということじゃないですか。ですから、地域の活性化もですけども、やはり志のまちを目指している志布志市ですよ。志のあふれるまちづくりをやりたいと。そういうことにこたえていくのも一つの志じゃないですか。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このただいまの職員の自治会加入の状況の調査の結果報告につきましては、5月の中旬ごろ受けたところでした。そして、私自身もちょっと遅いなあというふうには感じておりましたので、もっと速やかに対応するよということとは、その時お話ししたところでございますが、今御指摘がありましたように、私自身としまして、議会の中で速やかに調査したいというようなこととお話しして、結果的に時間がたってしまったということにつきましては、本当に私自身の指導力がなかったのかなあというふうについては、反省するところでございます。今後、また様々な取組につきましては、私自身、職員をして施政を預かっているというような形でございますので、様々な形の御提案、御要望、御意見等につきましては、そのことが反映できるように、そして改善すべきところはすぐさま改善できるように、態勢をまた改めて整えたいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 市長は、今、自分の指導力不足かなとおっしゃいましたけれども、私は指導ではないと思いますね。それは何かと言いますと、やはり市長自身の行動です。よく子供たちの話をするとき、子供は親の言うことは聞かないけれども、親のしたとおりになりますよと、あなたが育てたとおりに育ちますよということをよく聞きます。市長が自らそういう思いやりの心で、いろんな場面で接しておられれば、職員の方もそれを見習って、指導はしなくてもやっていけると私は思っておりますので、そういう態勢でお願いをしたいと思います。

それと、先ほど未加入の数字を示された中に、市外から14名ということでしたが、この市外の14名というのはどういう形の職員なんですか。一般の職員ですか。

○総務課長（中崎秀博君） 市外在住につきましては、職員でございます。このアンケート調査も職員を対象とした自治会の加入状況を調査したところでございます。

○19番（岩根賢二君） 今日の私の質問の趣旨からは若干外れると思いますけれども、この14名の方は、市民税は志布志市に払っておられないということで理解していいんですかね。

○市長（本田修一君） 市外に在住ということで、そのようなことだというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 市外ということであれば、かなりの距離になろうかと思いますが、通勤手当はどうなってるんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 通勤手当については、支給をいたしております。

○19番（岩根賢二君） これ以上質問を続けるとちょっとそれてしまいますので、私の質問は以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。午後は1時10分から再開いたします。

○
午前11時52分 休憩

午後1時10分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

宮田議員が着席でございます。毛野議員、吉国議員が早退しました。小園議員は遅参ということであり
ます。

一般質問を続行します。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） それでは、お昼になりました。皆さん、こんにちは。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問をしてみたいと思います。

はじめに、特定健康診査、特定保健指導に関して質問をいたします。

日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者、また予備
群が増加しており、厚生労働省が示した資料によりますと、医療費に占める生活習慣病の割合は、国民
医療費の3分の1にも上り、死因の割合も6割以上になっております。本年4月から、こうした生活習
慣病の発見並びに生活指導による予防を主な目的に特定健診制度がスタートをいたしました。特に今、
しきりにいわれております内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した検査で、メ
タボ健診ともいわれております。この制度は、40歳から74歳までが対象で、保険者にこの健診を行うこ
とが義務付けられております。志布志市も国民健康保険の保険者として、加入者とその家族に対し、特
定健診、またその結果を受けての特定保健指導を実施することになるわけでありましたが、その推進状況
と今後の取組について、まず伺いたいと思います。

次に、携帯電話のリサイクルの推進について質問をいたします。

携帯電話のリサイクルを推進するその大きな目的は、我が国の産業競争力の要ともいわれるレアメタ
ル、いわゆる希少金属ですが、これが携帯電話に多く含まれていることにあります。レアメタルの安定
確保は喫緊の課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレア
メタルや貴金属は、鉱山に見立てられて現在注目を集めております。中でも国内で1億台以上も普及し
ている携帯電話には、金、銀などの貴金属とともに、リチウム、インジウムなどのレアメタルが含ま
れているため、3R、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの観点から、適切な処理と有用資源
の回収に大きな期待が寄せられております。資源の無い日本は、レアメタルの安定供給を確保するため、
廃棄物リサイクルを強化していく必要に迫られております。環境問題に力を入れている本市でも、回収
への協力が環境への貢献にもつながるこの携帯電話リサイクルの推進を図るべきではないかと思いま
すが、お考えを伺いたいと思います。

次に、食の安全の観点から2点質問いたします。

最近、偽装表示や賞味期限の改ざんなどが相次ぎ、食品の安全性に対する信頼が大きく揺らいでおり

ます。ここ1年間の事例を挙げてみますと、ミートホープ、白い恋人、赤福、比内地鶏、船場吉兆など、いずれも人気の高かった商品や特産品、あるいはしにせの店であります。今年に入ってから、とどめを刺すように、中国産ギョーザの問題が起きました。これだけ短期間のうちに不正発覚や問題が続くと、これは氷山の一角で、実際はもっとあるのではないかと疑いたくもなります。これまで表面化した偽装も、いずれも経営者らが以前から不正を認識していたものであり、そのモラルを欠いたあまりに身勝手な姿にあぜんといいたします。これでは消費者は何を信用すればいいのか分からなくなりますし、あまりに消費者を見下していないかと怒りすら覚えます。このように食の安全が脅かされる中、市民への安心できる食生活の情報提供など、食の安全を守るための対策が急務であると思いますが、本市の取組状況について伺いたいと思います。併せて、学校給食の安全な食材の確保と地産地消の取組状況についても伺っておきたいと思います。

次に、学校の耐震化の推進について質問いたします。

先の中国四川大地震では、学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために、地震防災対策特別措置法を委員長提案による議員立法で改正することが与野党で合意をされました。改正法案には、国庫補助率の引上げ、地方交付税措置の拡充などが盛り込まれることになり、画期的な改正になります。公立小・中学校施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠であります。耐震補強策を取り入れるなど、学校施設の耐震性を今こそ向上させるべきではないかと思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

以上について、執行部の誠意ある答弁を求め、後は一問一答方式で行ってまいります。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、特定健診について、進ちょく状況と今後の取組ということでございますが、お答えいたします。

今回の医療制度改革では、糖尿病、心疾患、脳卒中等の生活習慣病予防の重点目標として、その大きな因子であるメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の概念を導入し、徹底した予防医療を展開し、生活習慣病対策を講じようとするものであります。このため、平成20年4月から、健康診査及び保健指導の徹底を図り、医療全体を体系化し、サービスを必要とする人を効率的に抽出する特定健康診査と、確実にサービスを提供する特定保健指導を実施し、健診、保健指導と医療の情報をリンクさせることによって、その効果を評価する仕組みを整え、生活の質の向上と医療費の削減を図ろうとするものであります。このメタボリックシンドローム対策の大きな柱である特定健康診査、特定保健指導につきましては、40歳から74歳までの方々に対して、それぞれの医療保険者に実施が義務付けられ、本市におきましては、平成20年度に30%、21年度に40%、22年度50%、23年度60%、24年度65%の目標を立てたところ です。受診率向上のための方策の一つとして、従来の集団健診のみでなく、個別に医療機関でも同じ健診が受けられるよう、曾於地区2市1町合同で、曾於郡医師会と協議を重ねてきました。曾於地区合同で医療機関への説明、研修会を開き、市単位での医療機関説明会を開催し、個別健診がスムーズに実施

できるよう態勢を整えつつあります。

2つ目は、今まで健診を受けなかった方の中には、既に医療機関で医師の指導管理の下に、治療中の方もおられます。そうした方も特定健診の対象者ですので、特定健診と同等の検査を受けておられれば、その情報を提供してもらうことで、健診を受けたものとみなすことができます。そのため、情報提供票を準備し、各医療機関が本人の同意を得て、情報提供をしていただく、若しくは本人がその情報を直接市に提出していただき、受診率向上につなげるという方法で、曾於地区2市1町と曾於郡医師会とで最終調整を行っているところであります。医療機関の協力をもらいながら、より効率的に受診率を上げていくための試みに取り組んでいきたいと考えています。ただし、被保険者が個別あるいは集団で健診を受けたいとの要望があれば、健診を受けていただくこととなります。そういう工夫をしながら、本年度は、新しい健診について住民の方の理解を得るために、各種会合やがん検診時、広報紙、あるいは自治会回覧等で受診希望をとりながら啓発活動を実施しているところであります。7月から8月にかけて個別健診と情報提供を中心に実施し、10月にはがん検診と同時に集団健診を実施していく予定でございます。健診結果により特定保健指導の対象者が絞られてきますので、健診後は、市の保健師、管理栄養士を中心に、情報提供、道義付け支援、積極的支援を、グループや個別に電話や手紙、メール等を利用してきめ細やかな対応をして実績を出していきたいと考えております。

次に、リサイクルの推進でございます。携帯電話には貴金属とともにレアメタルが含まれているということで、この回収等につきまして適切な処理をすることによって、この回収が大きな期待が寄せられるということでもあります。この回収への協力が今後、環境への貢献にもつながるということで、携帯電話リサイクルの推進を図るべきではないかというお尋ねでございます。お答えいたします。

基本的には、再生利用できるものについてはリサイクルを進めていこうと考えております。現在、携帯電話、PHSの使用者は年々増加しておりまして、その加入数は1億人を超えているともいわれています。これに伴い、年間に廃棄される携帯、PHSの端末数も増加しております。小野議員の質問にもありましたように、携帯電話には金、銀、銅、パラジウム、リチウム、インジウムなど、レアメタルの貴金属が含まれているため、都市鉱山とも呼ばれているところであります。使用済み携帯電話の回収の現状としましては、社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会で構成されましたモバイルリサイクルネットワークにより、自主的な回収が行われております。また、秋田県小坂町の小坂精錬所のように、製錬技術を応用し、携帯電話やパソコンなどから金や銅を回収して再利用しているケースもあるようでございます。志布志市内にあります3通信事業者に、買換え、解約時における端末の処理状況を確認しましたところ、30%程度が回収されており、残りの利用者については端末を処分せず手元に置いており、この傾向は年々増加しているとのことでもあります。この理由としましては、端末の多機能、高性能化により、電話帳としての利用、データのバックアップ用、デジカメ、ゲーム機、目覚まし時計などの用途で利用する人が増えてきたということが考えられております。このことから、手元に置いてある端末が相当あることが予想されますので、小野議員の質問にありましたように、3Rの観点から、適切な処理と有用資源の回収を図ってまいりたいと考えております。

食の安全についてお答えいたします。食の安全が脅かされる中、市民への安心できる食生活の情報提

供、食の安全を守るための対策が急務である。本市の取組状況について問うというお尋ねでございます。お答えいたします。

食をめぐるっては、牛海綿状脳症問題、BSE問題をはじめとしまして、産地表示の偽装、輸入食品からの残留農薬の検出、ダイエット食品による健康被害、無登録農薬の販売・使用など、数多くの問題が発生し、市民に大きな不安を与えていることは御指摘のとおりであります。

本市の取組としましては、1つ目に、情報の収集と提供・公開があります。食の安全確保や危害発生防止等のため、食の安全に関する情報の収集を積極的に行い、ホームページや広報紙等を活用し、また県からの食中毒警戒注意報等など、防災無線、有線放送を通じて、迅速かつ正確に、分かりやすい情報の提供・公開に努めているところであります。

2つ目に、安全な食の生産、製造であります。人と環境に配慮した安全な食の生産、製造確保が重要で、農林水産物の生産方式を再点検するとともに、土作りを基本に、農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組むエコファーマー制度の推進や、養殖魚への医薬品の適正使用など、安全な農林水産物の生産や、食品の製造確保を推進しているところです。また、食品の衛生管理の徹底のため、食品衛生協会により、定期的な講習会の開催などにより、食品関連事業者に対する衛生思想の普及・啓発を行っております。

3つ目に、食の安全・安心につながる食育の推進であります。健康で豊かな食生活を営むことは、食への関心を高め、食を通して食をはぐくむ自然環境や、地域の食文化、引いては食の安全についての理解につながる。このようなことから、消費者が家庭において四季折々の地域の食材を味わいながら、食について学び、健康的な食生活を確立するため、各地区で活動している食生活改善推進員による啓発事業等を行っております。

また、子供の時からの食育の実施であります。子供たちが楽しく食事をとりながら、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、将来、安全な食を自ら選び、食することができる力をはぐくむことが大切です。このため、乳幼児の健診時や育児学級などにおける栄養士、保健師による指導、学校を通じた保護者への啓発活動を行っているところであります。保育所、幼稚園、小・中学校等における食に関する学習、地域行事や学校給食等での体験活動や地産地消活動も行っているところです。

このように、食の安全・安心の確保につきましては、多岐にわたる庁内連携と危機管理体制の確立が重要であるというふうと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても、教育委員長の委任がございましたので、私の方から教育委員会関係につきましては答弁をさせていただきます。

学校給食の安全な食材の確保と地産地消の取組についてということでございますが、我が国におきましては、学校給食は教育の一環として行われておりまして、対象者は抵抗力の弱い若年者の児童・生徒でありますことから、極めて高度な安全性が求められていることは御指摘のとおりでございます。にもかかわらず、他県におきましては、ノロウイルスをはじめとする食中毒が発生したと聞いております、近年。これは学校給食衛生管理を怠ったり、あるいはまた非衛生的な調理場の実態や、調理員の認識の甘さなどが複合脱線的に作用して発生したものと推測されるところでございます。このことは決して他

人事ではございません。また、輸入冷凍食品の異物混入や、あるいは賞味期限の改ざん、あるいはまた産地偽装等により、学校給食の安全・安心が危機にさらされている昨今でございます。そのような中にありまして、国における食育基本法の制定は極めて時宜を得たものと考えております。本市におきましては、給食センターが老朽化しているとはいえ、給食調理場の職員及び学校の努力によりまして、本日、この時間まで、食中毒の発生が無いことは誠に有り難いことだと考えております。昨年度は、松山給食センターが優良共同調理場として県の表彰を受け、今年度は国の学校給食優良表彰対象となっていることは、誠に喜ばしい限りでございます。

ところで、学校給食の安全確保のためには、御指摘のとおり、安全な食材の確保が必要となっております。そのために給食センターでは、地域に根差した学校給食推進事業に取り組んでまいりました。学校、地域、家庭、そして市内の生産農家の方々と連携を図りながら、安全で新鮮な地場産物を多く取り入れるための方策として、地場産物購入計画会等を開催いたしまして、いつでも新鮮な農産物が納入できる態勢を整えてきたところでございますが、現在、新センター稼働に向けまして、食の安全管理には万全の態勢で臨もうとしているところでございます。

また、給食センターにおける地産地消の取組でございますが、3センターの割合は年間に使用いたします食材費の約40%でございます。地元の食材を生かした学校給食を目指しているところでございます。これまでも生産者と密に連絡を取り合いながら、黒牛や黒豚、新鮮な野菜、果物など、計画的に献立に取り入れてきたところでございます。本年度も地元の新鮮な農産物がいつでも納入できるような態勢を確立しつつ、市内の生産農家のバランスを考慮しながら、地産地消を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上のように、食の安全管理には万全の態勢で臨んでおりますが、9月から稼働予定の新センターにおいても、これまで以上に緊張感を保ちながら、異物混入など無いように、センター関係者一丸となって、子供たちの安心・安全な給食を提供できるよう指導してまいりたいと、かように考えております。

次に、学校の耐震対策についてでございますが、お答えいたします。

先に発生いたしました中国四川省の大地震では、死者・不明者が8万人とも、あるいはまた9万人ともいわれまして、損壊家屋等は2,100万件を超えると。500万人もの人たちが帰る家がなくなったとあって、まさに想像を絶する悲惨な災害に見舞われていると伝えられております。特に学校施設の倒壊等はひどいものでございまして、6,000人を超える児童・生徒や学校関係者の尊い命が失われているやに聞いております。しかも、手抜き工事により校舎が崩壊し、多くの児童・生徒が死亡したとの見方が強まっているというような報道もございまして、驚きと同時に胸の痛む思いでございます。

さて、御質問の学校施設の耐震化でございますが、国の施策といたしまして、本年4月に公立小・中学校施設の耐震化の推進が出されました。これには、地震で倒壊等の危険性が高い学校施設について、遅くとも24年度までには耐震化を検討するとなっております。ここでいう倒壊等の危険性のある建物とは、平成18年度で実施した耐震化優先度調査の結果、優先度のランクが1及び2に該当する施設となっております。本市における耐震化につきましては、議会の皆様方の御理解によりまして、19年度から優先度の高い建物から、順次、耐震化の計画をしてきたところでございます。しかしながら、更なる国の

耐震化推進の指導や、対象となる学校施設数の多いことなどから、耐震診断の結果を見ないことには今後の総体事業費がつかめないことから、優先度ランク 1 及び 2 の志布志小学校ほか 9 棟について耐震診断業務を早急に実施し、来年度以降の本市における耐震化実施計画に反映させたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、私ども教育委員会といたしましては、御指摘のとおり、学校施設は災害発生時の児童・生徒の安全確保及び地域住民の緊急避難場所としての役割も担っておりますので、学校施設の耐震化については、先の優先度調査の結果を踏まえつつ、順次、推進してまいりたいと考えております。同時に、この間に中国のような大地震に匹敵する地震が発生しないことを祈りつつも、学校での避難訓練も実施をさせまして、有事に備えてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） まず、特定健診、この保健指導が新しくスタートしたということで、その今、取組状況をお聞きをしたわけですが、今後この 7 月、8 月以降、どんどん進んでいくわけです。その中身については、今市長の方からお示しがありましたので問いませんけれども、この特定健診、保健指導が新しくスタートした。今、るる市長の方からも述べていただきました。そのスタートした本来の意義がどこにあるのか、市長のお考えをまず、その御理解のほどをお聞きをしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この特定健診の制度がスタートするということになるわけでございますが、国保の対象者をある一定のパーセントまで受診率を高めていきながら、国民全体の健康増進につなげていき、そのことによって、医療費を削減していった、健康な国民生活を送っていただきたいというような趣旨から始まったものというふうに理解しております。

○14番（小野広嗣君） そういう共通理解の下に質問をしていきたいんですが、まさしく国民全体の健康増進を図りながら、一方で医療費の抑制も抑えていかなければいけないという方向で打ち出された状況があります。だから、この受診率等の目標も 65% と、5 年後にはですね、かなり高く設定をされておるわけですね。今回、この基本健診が特定健診に変わるということによって、いわゆるメリットの部分もあれば、デメリットの部分も今後出てくるであろうというふうに僕は今思っているんですが、そこをどうカバーしていくのかという観点から、いくつか質問をしていきたいというふうに思っているんですけども、今回こうやって特定健診に変わることによって、市民の皆さんがこれまで以上に健診を受けられる体制になるのか、逆に受けにくくなる傾向もあるのではないかと、そういう問題が一つ。

そして、この個人負担というか、自己負担額がどうなるのか。高くなるのか、安くなるのかという問題。

そして、この健診の質のレベル、これが高くなるのか、低くなるのか、そこらについて、まずお考えを伺いたしたいと思います。

○市長（本田修一君） 私どもといたしましては、今回のこの取組によりまして、市全体でも健康増進が図られていかなきゃならないということございまして、このことにつきましては、設定しました目標どおりに進めていきたいというふうに思っております。このことによりまして、受けやすくなるのか、

受けにくくなるのかということにつきましては、受けやすくなるというようなことを前提に組み立てておりますので、そのようなふうに御理解していただければというふうに思います。

それから、受診される中身につきましても、現在の健診の項目より、特定の、例えばメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群というものの概念を導入していき、成人病の対策をするというようなことが大きな目標となっておりますので、このことによりまして、更に受診率が高まるような取組をしていきたいというふうに思っております。

受診料につきましては、担当の方に回答させます。

○保健課長（今井善文君） 手数料と申しますか、自己負担につきましては、基本健康診査の方でも無料でしたが、今回始まります特定健診につきましても、一応無料ということで計画をいたしております。

それから、健診の質につきましては、基本健康診査と特定健診の検査項目におきましては、脂質部分と腎機能の部分で検査項目がちょっと減っている部分がございます。

○14番（小野広嗣君） 市長答弁で、この特定健診を、より受けやすい環境づくりに努めていくということで、そういう方向に持っていきたいという理解でいいんだろうと思います。ぜひそういう方向で、新しくスタートしている制度です。

ただ、今課長の方から答弁をいただきました、いわゆるこの健診の項目、これが項目を見たときにレベルが下がっているんじゃないのかという気がする部分があります。今も答弁をいただきました。例えば人間ドックの問題だとか、いろんなものが消えていく、そういった状況に対して、今後いろんな形で説明もしていかなきゃいけない。だから、こういう制度をスタートするときに、何を削り、何を残すのかという議論も多分なされたいと思うんですが、そこらの経緯を少しお示しをください。

○保健課長（今井善文君） 人間ドックかれこれを含めましてございますが、一応保険者といたしましての国保の方につきましては、助成制度ということにつきましては、従来と変わらない形でできております。

それから、先ほどありました検査の質の問題でございますけれど、その部分につきましても、とりあえず特定健診が始まるということでございますので、受診率の関係、あるいはこれから始まります保健指導の関係ということで、検査項目等につきましても各検査機関と協議を重ねてきておるところでございますが、現在示されております特定健診の項目ということで、健診を委託する機関との協議を進めているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 課長の答弁は分かるんですが、今後、いわゆるこのことの周知を図りますよね。そういったときに、これまで行われて、今回削られていく健診、こういったことに対する理由付けというか、説明責任ですね、こういったものをしっかりその際に言っていないと、やはりその対象者であった方々がそういった事業に乗っかれないという部分があるわけですので、そこは含めてですね、親切的な周知を今後心掛けていただければというふうに思うわけですが、先ほど市長の方から65%へ向けて、5年計画での達成目標率が出されました。これはかなり国が、当然、国民そろって健康増進を図って、医療費の抑制ということにつなげていきたいという国の気構えもあるんでしょうが、これまでの本市の

状況を見ても、他市町村の状況を見ても、なかなか高いレベルの目標設定になってると。ただ、これが達成できなければ、ペナルティが科せられていくという厳しい問題も突き付けられていますね。そういった状況の中で、この受診率を具体的に上げていくための、今考えられているその方法等、これはどういう状況でしょうか。

それと、19年度までの基本健診の方の受診率。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しい健診制度がスタートするということでございますので、様々な会合や、それから広報紙等で広報していきたいと。そして、自治会に対しましては、この受診の希望を回覧で取りながら、このことについては、啓発運動に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。そして、今年につきましては、7月から8月につきましては、個別健診と情報提供を中心に実施していきたいと。そして、8月にはがん検診と同時に集団検診を実施していく予定でございます。さらに、このことに基づきまして、長寿健診の申込みも同時にするわけでございますが、保健指導の実施も並行して行っていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

今回、機構改革がなされて、いわゆる保健課と、そしてその保健課の中に保健対策係、介護保険係とか、こういったものが整理されて、本市においてスタートしたわけですね。いわゆるこういう事業がスタートして、課をまたがない形で連携が取れるのかなという気がしますが、担当課長として、こういった動きに対しての今回の機構改革で、保健課の中にこういうふうに収まったということの利点と申しますか、それをどのように感じていらっしゃいますか。

○保健課長（今井善文君） まず、先ほど御質問がありました基本健診の受診率でございます。16年度につきましては22.07%、それから17年度につきましては23.90%、18年度でございますが21.59%、それから19年度でございます、これは完全には確定はいたしておりませんが、現在のところ27.35%という状況になっております。

もう一つの御質問でございますが、今回、国保と保健対策、介護、地域支援係というのが同じ課になりました。保健師を中心といたしまして、横の連携というのは、同じ課の中で取りやすくなったわけでございます。日常のそういう打合せとか、そういう部分を含めまして、健診の組立て、特に保健指導の方でございますが、そういう部分と国保との連携というのは十分に図っていかなければいけないと、いけるというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 保健課の中でそういうふうに連携が取れるようになったと。そのことによって、いろいろやるべきことはあるんでしょうが、例えばこういう健診の受診率の目標に対しても、従来より連携を取りながら取り組んでいけると。であれば、そういった20年度は30%、そして年度ごとに40%、50%、そして65%と、5年間で達成をしていくんだという試算はされてると思います。それは良い方向で来てるんだろうと思いますが、やはりこの受診率を65%までに持っていくということは、並大抵ではないだろうと思います。市長も先ほど答弁をしていただきました。そういった状況の中で、本当に市民の理解を得ながら、啓発し、周知しながらやっていく。僕もこのメタボの質問をするというか、自分自

身もこのメタボリックシンドロームの範ちゅうに、ウエストでいっても入ってますのでね、しっかり減量しながらやっていかなきゃいけないと、健康管理に努めていかなきゃいけないというふうに思うんですが、そういったことを市民にどンドンドンドン伝えていかなきゃいけない責務があるわけですね。そういったことを考えていったときに、今回のこの流れは、まず特定健診を受けてもらう。受けてもらうためには、特定健診を行う機関が必要で、委託をするというような形になっていきますね。そして、その結果が出てきて、対象者がピックアップをされてくる。そして、ピックアップされた対象者に対して、今度は保健指導を行っていくということ。この保健指導はどこがやっていくんですか。先ほど保健師とか、いろいろ言われましたけど、どういうことですか。

○保健課長（今井善文君） 本年度につきましては、市の職員であります保健師、管理栄養士等を中心としてやっていく予定でございます。

○14番（小野広嗣君） そこがすごく気になる場所なんです。僕もあまり声高に言えない立場なんですけど、特定健診を今回スタートさせていきますね。多分、今の食生活の流れの中で、いわゆるこのメタボリック症候群、この範ちゅうに入る人ってかなり多いと思うんですよ、僕は、志布志市の中で。その数多くの方々に保健指導をしていくということで、人的な能力というか、体制、これは本市のその体制で対応できるんですか。

○保健課長（今井善文君） 御指摘のとおり、受診率が伸びる、それと同時に疑われる人、あるいは予備群の方、その方も当然増えてまいります。現在、職員の方でできる数というのも限られてくると考えております。次年度以降につきましては、アウトソーシングと申しますか、委託という部分も視野に入れながら、検討を重ねていくべきだというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 本当にそうだろうと想像するんですよ。これまでも保健業務に携わっていらっしゃる方々は一所懸命仕事をされてきたと思うんですが、そこへ来てこれが、実際健診を行って、こちらのいくらかの見込みもあるでしょうけど、まだデータが無いですからね、基本的には。基本健診がこれまで20%台で推移しているわけですから、データの的にもあまり無いというわけですよ。これが上がっていく分のデータというのは全然無いわけですから、そういったところのデータに無いところの部分の中で、このシンドロームに引っ掛かってくる、メタボに引っ掛かってくるという人が増えるということは、かなりの量が出てくると。今課長が言われたように、本市の保健業務の中で対応するということは当然大事なんだろうけど、実際のところ、もうすぐそこに対応できない現実があると僕は予測をするんです。そういう意味では、市長とともにそこらのことをしっかり検討して、結果が出てから大慌てということにならないように進めていっていただきたいと、それはそういうふうに思っています。

あと、この国保の方はそれでいいわけです。それで、国保の保険者としての市長の責任というのはそういうことに対する目配りということになりますけど、一方、市民全体に対する目配りということの責任も市長は、実際は僕はあると思っているんですよ。例えばサラリーマンの場合、この医療の保険者は違いますよね。国保の保険者と違う。国保組合だとか、政管健保とか、様々あります、保険の形態がですね。今、そのことも国で議論をされて、一本化できないのかとか、いろいろ出てますが、まだ今はそこまでいってない。そうなってくると、その扶養者となる家族の方々、そういったサラリーマンの方々の

扶養者となる奥さん方とか、家族の方々、これは例えば、この扶養者の勤め先が遠い所であったりいろいろしますね、志布志市外という所。そこが決めた、保険者が決めた医療機関で健診を受けるという形態になっていくと思うんですよ。そういった場合に、その奥さん方とかいう方々もそういう形になっていく。そういったときのいわゆる混乱ということもあり得ると思うんです。これは国保の、保健課の問題ではないかもしれませんが。志布志市の特定健診、この保健指導についてうんぬんというのを見いきますと、「志布志市国民健康保険以外の方は」って書いてありますね。「お持ちの健康保険証を御持参の上、加入されている医療保険者にお尋ねください」ってなっていますが、それだけでいいというものでは僕はないと思うんです。こういったことで不安になられる方々の相談ということも、当然、窓口で電話なり、お見えになるなり、今後出てくると思いますね、これがスタートしていくと。そういったことに対しては、どのように考えていらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

被用者保険の方というのは、一定の地域に住んでいらっしゃるわけでないということでございます。広範囲の地域に住んでおられますので、被保険者本人は職場で健診が実施されますが、被扶養者の方を1箇所に集めて健診を実施するという事は困難であります。それぞれの住んでいらっしゃる地域で健診を受けられるのが最善かと考えております。今後、被用者保険と健診機関との契約が締結され、健診実施に向けて健診会場の提供などが必要になってきた場合には、同じ市民の健康増進のためということですので、便宜を図っていきたくと考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、今市長が答弁された、そのことはよく理解できます。今の答弁の方向で、ぜひ努力をしていただきたい。それが市長としてのやはり責務であると思います。保健課の仕事としては、そこまで広がり求めていくわけにはいきませんが、今の市長の答弁を受けて、庁内でそういった状況に対して取り組める、相談を受けられる、そういった状況を作り上げてほしいというふうに思っています。

今回のこの特定健診、あるいは特定保健指導計画というのは、2008年度から2012年度の5か年計画というふうになっておりますね。この期間中のいわゆる3年後であります。2011年、3年後にはこのレセプトの電子化というものが図られて、それをオンライン化していくというシステムづくりが目指されております。これは画期的なことであろうというふうに思います。このシステム体制に向けて、今、庁内で、もう3年後に迫っています、どのような議論がなされているのか、そこをお示してください。

○保健課長（今井善文君） レセプトの電子化につきましては、もう御指摘のとおりでございます。ただ、現在の進捗よくと申しますか、国保連合会との間で協議をするというようなことで、そういうことになっております。まだ具体的な部分での、そういう取組のところまでは至っておりません。

○14番（小野広嗣君） 3年後のこのレセプトのオンライン化が進んでいけば、効果的な特定健診、特定指導、こういったものがますます図られていく。そして、そういったものがデータ化されていく。なぜこういう質問をするのかというと、いわゆるIC化の問題ですね。例えば、市民の健康ICカードみたいなものを今後作成するという可能性だって出てくるでしょう。こういったことを模索している所がありますね。こことつながっていくんです。そのカードがあれば、データが全部そこに入っていると、情

報がですね。そうすることによって、適切な医療が行われるし、そういったことを見据えた議論を、もうこれは3年後です、そういったところにつなげていこうと思えば、3年後ぐらいにはできるんです、そういうことも。だから、そういった議論を、先ほどのレセプトのオンライン化についてはまだ待ち状態ですよね、今、課長の答弁は。でも、市民の健康管理を一元化する、IC健康カードみたいなものに対する検討というのはどうなんですか。

○保健課長（今井善文君） 市民の健康づくりということで、全庁的な取組の中でまた、計画と申しますか、それを作成していく、そういう中におきまして、今御提案のありましたICカードにつきましても、協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、3年、4年というのはすぐ来ますので、今の状況の中で情報をしっかり取り入れながら、市民の健康増進のために何ができるのかということも、真剣に悩んでいただきながら取り組んで行ってほしい。ともかく、この国保に加入されている人、あるいは国保以外の保険に加入されている人々も、今回のこの特定健診、そしてその結果の指導を受けながら、本当に健康で快適な生活を送っていただけるよう、市長を先頭に、しっかりこの事業については取り組んで行っていただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

市長、この携帯電話のリサイクルについて、今回通告をいたしたわけですが、先ほどそれを受けて、いろいろと調べられたと思うんですが、お答えをいただきました。率直なところ、この質問通告を受けて、担当所管の職員の皆さんが調べられたと思うんですよ、いろんな答弁作りのためにですね。こういう通告がある以前に、行政として、あるいは市長として、こういった問題意識、このことについて情報を得ていたのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、議員からの質問の通告を受けて初めて認識したところでございます。

○14番（小野広嗣君） 多分そうだろうと思うんです。僕らもいろんな新聞を読んだり、情報を得る中で学んでいくわけですが、実は携帯電話の中に、こういう金・銀とか、いろんな希少価値のあるものが含まれているということはニュース等でもときどき流されておったわけですが、その具体的なことについては、あまり知っていませんでした。先ほど市長の方からもありましたし、僕も冒頭話をしました。例えば、天然の金鉱石が1 tあったとしますね。その中に含まれる金というのは5 g程度といわれています。それに対して、同じく1 tのいわゆる携帯電話に含まれる金の量というのは、400 gという途方もない数ですよ。これはインジウムとかコバルトとか、いろいろほかにもありますから、一つ一つに関しては言いませんけれども、この1億台を超える携帯電話が日本には普及していると。そして、これがそのまま理由もなく家に保管されていたり、捨てられたりしていると。これが実際集まったときには、世界有数の資源国に日本はなると。先ほど市長が言われたとおり、都市鉱山、あるいは産業のビタミン剤になるんだというぐらい日本興しができるんだというぐらい言われています。これは中国とかアフリカとか、どちらかというところ、ああいう所がこの産出国です。ところが、こういう産出国がいわゆる規制を始めはじめています。そうなってくると、日本はこういうものが枯渇していくんです。だから、今のう

ちに手を打っていかなくやいけないということで呼び掛けが始まっている。東京を中心に行政に呼び掛けを始めて、今、東京は動き始めています。そして、行政に全体的に呼び掛けを当初したらしいんですが、なかなか進まないという状況。2000年当時は、確か1,360万台だったんですよ、回収が。これが2006年には半分の660万台に半減した。先ほど市長が言われたような要因もあります。写真として残している個人データ、目覚まし代わりにとか、様々ありますね。だけれども、実際そこまで頻繁に使っているのかと、家に3台、4台あると。充電機もそのまま含まれている、充電器、こういったものがそのまま放置されているという。そして、何も情報を知りませんから、業者がこういう回収システムを基に無料で行っているんだという情報を知らないから、ましてやこのレアメタルという、こういう希少価値のあるものが含まれているということを知らないで捨てられている方がいっぱいいらっしゃるという現実。こういった現実に対して、先ほど市長が言われました、モバイルリサイクルネットワーク、こういった所が地方自治体に協力を寄せているわけですね。それにしっかりこたえていこうじゃないかという動きが現実にあります。

そこで、先ほど市長の答弁で、3Rの観点からも、回収を図っていくことが大事であるというふうな答弁をいただきました。だから、具体的に、市長、携帯電話を捨ててはいけないものなんだという意識が無い方々がいるわけですからね。だから、ごみとして捨てるような方々もいるし、じゃあ捨ててはいけないからということで、ずっと持っていらっしゃる人もいます。あるいは、まだまだ使えると、目覚ましとして使える、電話帳として使えるから持っているとか、いろんな方々がおられます。だから、このレアメタルの情報というものをしっかり流していくと。そして、携帯電話は捨ててはいけないものとして、ごみの分別としてしっかり情報を送ることが大事だと思うんですよ。そして、この業者が、先ほど言われましたモバイルリサイクルネットワーク、ここが事業者間を超えて、もう自由に回収をできるシステムを作ってるわけですから、その事業者に回収をしていただくと、無料で回収をしています。そして、個人情報に嫌だと、それが知れるのが嫌だと、怖い、そういう人の場合は、その目の前でその携帯を粉砕する装置がちゃんとあります。そういったところまで今、業者は取り組んでいます。そのことをやはりしっかり市民に周知していく。まずもって、本市としては、このごみの分別をしっかりする中で、この周知を図っていく。このことを入れ込んでいく。文書を送りますね。分別の文書を送っていますね。その中に入れ込んでいく。そして、事業者が回収できるんですよと、無料で事業者が回収するんですよと、このことをまず言っていただくということが大事だろうと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めにお答えいたしましたように、現在のところ、市内では30%ぐらいしか回収されていないという状況であるということでございます。そして、今、改めて御指摘のとおり、この携帯電話につきましては、都市鉱山というようなふうな、非常にレアメタルがたくさん含まれている貴重な資源だということをご認識したところでございます。このことの回収というものにつきましては、今後、機運が更に盛り上がっていき、取り組まなきゃならないということになるわけですが、今お話がありましたように、個人情報の関係で、なかなか手放さないという方が多くいらっしゃるというふうには私も認識、そ

うじゃないかなあというふうに思うところでございます。そのような方が安心して資源として、あるいはごみとして出していけるような場を提供すると。そして、そういった場があることをお知らせするという点については、市としても取り組んでいきたいというふうに考えるところであります。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、この携帯電話を捨ててはいけないものという認識をまず市民に伝えるということが、捨ててはいけないものなんだと、携帯電話はですね、そのことを伝えることがまず第一義であろうと思います。そのことをいわゆるこの分別の案内を送る場合に、しっかり届けていく。いろんな届け方があると思いますので、それは担当課で議論をしていただきたい。そして、ある時点で、こういう取組をしてこういう結果が出たというのを市民にお返ししていただくことによって、特に市長を中心に環境問題については、4月もそうでしたが、真剣に取り組んでいる地域ですので、そういったことも利用しながら、環境問題にもつなげていくという努力を、ぜひお願いをしていただきたいと思います。この件はこれで終わりたいと思います。

次に、食の安全についてということで、先ほど市長の方からこれまでの取組、結構、市長のお話を聞くことによって、本市としてもその問題については従来から一所懸命取り組んできたんだなあというのが、いくらか見えてはまいりました。ただ、この国民の意識というものが、市民の意識とつなげてほしいと思いますが、社団法人中央調査社というのが、食の安全をテーマにしましてね、アンケートを取った結果、76%の人が食品の安全性に不安を抱いているというデータがあります、当然でしょう。そのうちに非常に不安と答えた人が24%いる。そしてまた、この最も多く不安を感じる要素は、先ほども少し出しましたが、生産地、原産地、これが62.1%、あと食品添加物や農薬、こういったものが続いているわけですね。そして、特に輸入食品に不安を訴える人は86.9%に上ったと。これは特に異物混入、中国ギョーザの問題等、そういったものが影響したんだろうというふうに思いますが、こういった状況に我々は日々さらされている。そういった状況の中で、正確な情報を速やかに市民にお届けするということがすごく大事だろうと思うんですね。そのことについては、これまでも取り組んでおられるし、今後ともそういった安全・安心、そういったものを守れるような態勢を庁内で連携を取りながら確立していくということで、市長が冒頭、答弁をしていただきました。そういう方向でぜひ臨んでいただきたいわけですが、この中国ギョーザの問題が発覚し、すごくマスコミ等をにぎわせて以降の、いわゆる志布志市としての取組、そして関係団体とどういう連携を取りながらここまで来たのか、それを簡単にお示ください。

○市長（本田修一君） 最近、食の安心・安全にかかわる事件が数多く起きているということでございます。人為的なものとしまして、北海道のミートホープ社の牛肉ミンチの品質表示事件、船場吉兆事件、または原因は今のところ判明しておりませんが、大きな社会問題、国と国の問題になりました中国製毒入りギョーザ事件と、そしてBSEの問題というのは特にまた最近、韓国では大きな問題になっているようでございます。鳥インフルエンザ、それら等、本当に市民生活に直接関係する事件が多発しているということでございます。県内におきましても、今年になりまして、うなぎ産地の偽装事件のほか、鹿児島市の百貨店が通信販売で鶏肉のプロイラー種を地鶏というふうに表示した事件がございました。霧島市の漬物業者が中国産などのだいこんの原産地を鹿児島産と偽って販売したということで、食品業界

のモラルにかかわる問題が、世界的にも、また県内でも、近い所でも発生しているということでございます。私どもとしましては、鹿児島県自体が農畜産物、漁業というものが全国有数の産地であるということで、これらのものが食の信頼を揺るがす事件としてなっておりますので、鹿児島県産、引いては志布志市の農畜産物をはじめとした食品に大きなダメージが与えられるということでございますので、今後、食糧基地を目指す本市にとって大きな影響があるということで、今後このことを市民に対しまして正しい情報を発信していきたいということを考えているところでございます。

現在、市におきましては、470団体が加入している市の食品衛生協会がありまして、これらの方々によりまして、危害の発生の状況とかいうものを啓発いたしまして、そしてこれらの団体を通じまして、安心・安全な対応をお願いしているということでございます。それらのものを通じまして、いろいろなことが多岐にわたっておりますので、私どもはこれらのものを整理しながら、市民に対しまして適切な情報を提供するというようなことになるわけでございますが、中国製の冷凍ギョーザ問題では、本当に事業者を通じて、自主管理を促すというようなことから、市民への情報もしていきたいというふうに考えています。緊急情報につきましては、直ちにホームページ等で警告を呼び掛けたり、そして防災無線等の放送で注意喚起を呼び掛けたいというふうに、今後取り組んでいきたいというふうに考えるところであります。

○14番（小野広嗣君） 今後の取組について答弁をしていただきました。僕はこれまで何をなしてきたのかということを知りたいわけですが、まあいいです、それはそれで。実際、危機管理を持って、ああいって事件が出てきた。我が町ではどうなのかというふうに、すぐ頭を使って、庁内でいろんな議論をして、打てるだけの手、そして打てるだけの情報、そういったものを速やかに正確に市民にお伝えしていくということが行政の仕事だろうと思うんです。そういう意味で、そういった方向で、市長は今、今後の取組として言われましたので、ぜひそういった努力を重ねていただければいいと思います。この件に関して、いろいろ市長の方にも細やかに聞きたいこともあるんですけど、もうちょっとそれはいいとして、いろんなことが、何がいわゆるこの食の安全を守るために市でできるのかということ、一回原点に立ち返って、一回庁内で僕はじっくり協議する時間を、またいろんな方々の知恵が出る、そういった時間をとって検討を一回していただきたいなあという思いがすごくするんです。やはり、あらゆる所との連携というのが必要になります。そして、生命の危機ですよ、いわゆる食の安全が奪われるというのは。生命の危機ということは、本市にとって、いわゆる危険管理、そういったことに対する取組というのは、もう本当に各課連携を取っていかないとできない問題ですね。これは市民課だけでもない、農林水産とか、あらゆる分野にまたがっていく。そういった総合的な態勢が取れて、危機管理に対応していくということでいえば、こと食の安全ということで、今回、質問通告をしてるわけですが、その観点一つ取っても、やらなきゃいけないことがいっぱいあると思います。そういうことから見たときに、一回原点に立ち止まって、この食の安全ということについての議論を庁舎内でもしっかり一回やってほしい。そのへんはどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

食の安全といえば、すぐ思い浮かぶのは、例えば今言いましたように、様々な事件からくる食品、そ

れから例えば加工食品が早い話になるわけですが、私どもの地域には農産物という面もあるわけがございます。そして、そのことが加工食品につきましても、国境を越えて来るといようなこともあります。そのような観点から、このことにつきましても、ただ単に保健課の方で対応できるような問題ではないというふうには思うところがございますので、それぞれの課の中で、担当の中で、食の安全について、自分たちが取り組むべき課題かというものについては、改めて認識を起すということで、取組をしていきたいというふうには思ったところがございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひそういう、今、市長の答弁の方向で検討していただきたいと思いますが、今回、学校現場における食の安全ということも通告をしておりますが、市長の関係でいえば、保育行政、いわゆる保育園関係も含まれてきますので、いわゆる保育園におけるこの食の安全、いわゆる給食の問題だけではなくて、保育所に至ってはおやつ時間等とかいろいろありますね。そういったものに関する鋭い目線といいますか、そういったチェック機能というか、そういったものがしっかりとされているのか、そのへんをちょっと、多分課長の方の答弁になろうかなと思いますが、お願いします。

○福祉課長（津曲兼隆君） ただいまのことではありますが、先ほど市長の方からの答弁の中にもありましたとおり、保育所においても指導をしております。これについては保健課の管理栄養士が公立、民間問わず、回りながら、食育の指導もしておりますので、当然その中で保育所の職員の人たちも理解をして取組をしていると思っております。

○14番（小野広嗣君） 食育に関して、保健師の方々、あるいは管理栄養士とか、いろんな方々の多分アドバイスを受けながら、これまで来られたんだろうと思いますが、保育士の方々においても、そういった食の安全に対する情報というか、そういった認識がしっかりとされていないと、どういった問題を起すか分からないということがありますので、それも含めて、ぜひ今後とも対応していただきたい。

あと1点、市長、志布志市と縁の深い、志でつながっている志木市ってありますね。市長御存知だろうと思いますが、志木市というのは、国とか県にいわゆる、食品表示ウォッチャー制度というのがあります。これを拡大して、志木市は市民全員に対して、この食品表示のウォッチャーになっていただくという条例を制定しております。もう既に5年ほど経過いたしておりますが、こういった流れが少しずつではありますが、こういう食の安全に対して危機感を持っている所で、少しずつ広がりをもってきています。県にはあるんですよ。こういった市民全員に食品ウォッチャーになっていただいて、賞味期限を過ぎているもの、あるいはそういう表示がなされていないもの、そういったことが分かったら、市長に直接情報を送り届けるシステムを持っています。そして、そのことによって、市長の方から国、県と連携を取りながら、その結果を広報等で公表し、確かな安全な食品が流通するようなシステムを作り上げていく。こういったうちの志とつながりで、志縁サミット等でもみえてる町であります。そこがそういう事業を展開されている。取組をされている。こういった取組も、本市でも食の安全を考える角度から、やはりできるんじゃないかなと思いますが、そのへんどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民全員の方が、この食品表示のウォッチャーになられているということであれば、すごいなあというふうに思ったところがございます。志木市のことを勉強させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、情報も入れていただきながら、そういった市民全体が食品ウォッチャーになっていただいています。そして、またそういった中から食品表示委員会、ウォッチャー委員会なるものを立ち上げて、十五、六人でいろんな議論をしながら、次々と手を打っていくと、そういうシステムがちゃんと出来上がっておりますので、ぜひうちと縁のある町での取組ですので、情報を入れて検討をしていただきたい、このように思います。

あと、学校関係に移らせていただきますが、教育長の方から答弁をいただいたわけですが、特に給食に携わる現場ですので、先ほど食中毒のお話もされながら、これまでは本市において、皆さんが一所懸命努力されて、そういうことが無かったと。しかし、他市町村での状況を見ると、対岸の火事として見ていくわけにはいかないというような趣旨で、しっかり今後とも取り組んでいくと。新給食センターの立ち上げに伴い、余計、そこへ向けて真剣な取組をしていきたいとか、いろいろ述べていただきました。そういう努力を今後していただきたいというふうに思うわけですが、先程来言っています、この中国産のギョーザの問題が出て以降、中国の製品、こういったことに対する注意の喚起、そういったものがこの給食センターを取り巻く状況の中でどうだったのか、そこをお示してください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校給食におきましては、極力、冷凍食品は使わないというのが原則でございまして、特にこれまでも肉につきましても、アメリカ産は使っておりませんで、オーストラリア産でございましたので、間違いないかなと思っておりますが、あとは納入業者をもう信用するしかないと申しますか、大丈夫ですとおっしゃれば、それを使う。ただ、学校給食におきましては、いわゆるなま物は一切献立に出しませんので、そういう意味では熱を通すということでは大丈夫かなと思っておりますが、しかしそれも安心できません。それから、もう一つ、一番私どもが今懸念しておりますのは、何と申しましても給食センター方式を今度、旧3町全部一斉にやる、今でもやっているわけですけれども、給食センター方式というのは、いったん出ますと、もう一網打尽という、自校方式じゃございませぬので、自校方式なら1校だけで終わるんですが、これは大変懸念しております。ですから、先ほど申しましたように、緊張感を持ってやらなきゃいけないということでございまして、現在、中国産のギョーザ等々につきましては、使用したという形跡はございませぬし、ギョーザを使う場合は、もうあくまでも国産をとということで、十分熱処理して使うということを指導しておりますので、今のところはまだそういうことはございませぬ。

○14番（小野広嗣君） この中国製の食材、ギョーザにかかわらず、そういったものをこれまで使用した経緯はどうですか。そして、今の現状。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私の方で把握しておりますところによりますと、中国産のギョーザを使ったという報告は聞いていないんですが。

○14番（小野広嗣君） 先ほど、市長の方に申し上げました、この中国産にかかわらず、アメリカのBSEの問題等も含めて、今、韓国でも相当もめてますね。こういう状況で外国産のものを輸入することに対する、国民の不安というのが86.9%あると。そういった状況の中で、今、中国に限って話をしましたが、国外のいわゆるこの食材についてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

例えば、考えられますのは食用油等で、その原料が外国産ということは考えられます。そこも十分、現実的に国産の油というのは、もうほとんど無いに近いということでございますので、こうなりますと、当然、外国産のものになろうかなと思っておりますが、そこまではまだ調査したことがございませんので、もう一回、再度、調査してみたいと思います。

○14番（小野広嗣君） うちの教育委員会が遅れてるというふうに言うつもりはありません。ただ、やはりああいふ中国産のギョーザの問題が出た時に、やはり自治体によって取組状況が全然違います。僕もちょっとさかのぼっているいろいろと調べてみました。それを責め立てるつもりは毛頭ありませんけれども、こういった状況の時に、やはり危機意識を持って管理にあたっていくということはすごく大事ですので、そこらについての取組というのは、今教育長が答弁されたように、ぜひやっていただきたい。

そして、本当に難しい部分もあるのは分かるんです。この給食の安全な食材の確保のためにどうすればいいのかということで、すごく様々、教育委員会あるいは給食センターを取り巻く状況の中で、いろんな所が取組をしますけど、この納入地での受入検査といいますか、そういったものをするためのこの検査検討委員会なるものを設置して、厳密に取り組んでいる。産地の問題とか含めて、賞味期限も含めて全部、その表示一つ一つに対してチェックをする委員会なるものを立ち上げて、給食に対する安全をしっかりと守ってるという所があります。こういったことに対してはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

具体的にお示しして、モデル的に本市24校の中でどこかすばらしい実績を残している所はございません、正直申しまして。しかし、具体的には各給食センターでは、そこに携わる職員は徹底的にやっております。まず、月2回の検便、それから水質検査、細菌検査、それから害虫駆除、食品の取扱い、衛生マニュアルに従ってやっておりますので、そちらの方からのチェックはしておりますが、食材からどの程度これができるのかということになりますと、これはまた難しい問題がございまして、産地の見える食材を使えということになりますと、勢い原材料の値段が跳ね上がるということになりますと、これがまた給食費に跳ね返るといようなこと等も併せまして考えなければいけませんので、十分注意をしながら、安全を確保しながら、また給食費等々の経費に跳ね返らないようにということ等もにらみながら進めていきたいと、こういうふう考えております。

○14番（小野広嗣君） 本市は本市のやり方があるんでしょうが、本当に再三申し上げていますように、市長にも申し上げました。本当に食の安全に対して、国民が不安におびえている。そして、その中でも学校の現場、自分の子供たちの食の安全は大丈夫なのかという不安が当然、親御さんの中に生まれているこういう現状の中であって、本当にこの安全な食の確保のための検討委員会というか、そういったものをしっかり設置して、確かに現場現場では、今教育長が言われたように、まじめに取り組んでいらっしゃると思いますけれども、それは一所懸命だと思いますよ。ただ、決められたこと、チェックしなければならぬことを繰り返し繰り返しやっていくうちに、人間というのは油断ができますよ。そういったところにしっかりメスを入れるためにも、はっと気付くようなシステムというのが絶対必要だと僕は

思ってるんですよ。だから、そこらは少し詰めていただければ有り難いなあというふうに思います。そういったこととのつながりで、いわゆる地産地消ということを使うわけですが、先ほどの答弁で、食材費に関していえば、約40%まできてるという状況だったと思いますが、生産農家とのバランスも考えながら地産地消については取り組んでいきたいというふうに言われたわけですが、この地産地消の良いところというか、地産地消の食材というのは、新鮮であるということがまずありますね。そして、安全性に対して一応の信頼がおける。なぜかという、生産者の顔が見えるからですね。こういった良い面があります。この面をやはりこういった危機的状況の中でますます高めていかなきゃいけない。じゃあこれが70%、80%まで持っていけるのかというと、これがまた難しい。給食の食材というのは多品目にわたっていきますので、その多品目が例えばこの地域に全部揃っているのかというと、そうではない。だけれども、極力この食の安全を確保するためと、地域のこの生産者たちを守る上でも、高めていかなきゃいけない。両方、形作っていかなくちゃいけないと思いますが、今後、今、教育委員会でこのいわゆる地産地消に対する食材費のアップ、これはどのくらいまで持っていけると考えていらっしゃいますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

極めて難しい御質問、厳しい御質問でございますが、問題は安定供給ができる体制があるのかということだと思います。例えば、ジャガイモならジャガイモを、カレーを作るので500kg欲しいといったときに、それが果たして安定的に供給できる体制ができてくるかということでございます。そう言えば、それじゃあもう鶏と卵でちゃんと作って出せて言われたら出すねと言われるし、大変難しいと。ですから、今、材料費、費用で40%でございますので、今後はこれを50%ぐらいにでも上げていけたらいいなあと思っているんですが、私は基本的にはやっぱり、先ほど議員おっしゃるように、この地域に無い物もあるわけでございますので、地産地消という言葉をあまりにも狭義に解釈いたしますとおかしくなりますから、場合によっては、県産県消的な発想も持たないといけないのかなあと思ったりもいたしております。それから、もう一つは、献立の中でカレーならカレーの中で、ジャガイモだけは志布志のものをということ、にんじんだけは有明のものをというような形で、その材料の一部を使うと。あるいはまた、さらに行事食等をする場合、ひな祭りだとか、あるいは誕生会とか、そういう場合に、子供たちに地場産のものを食べさせると、そういうことも考えられていいのではないかと。まるごと一品物を地産地消でというのは、これはまた大変難しい問題も発生するかなと、個人的には考えております。

○14番（小野広嗣君） 僕も、今の教育長の答弁はよく理解できますよ。何が何でも地産地消でなければいけないとも当然思ってませんし、それで給食の体制が整えられるとも思ってませんし、今言われるように、県産県消というか、そういった領域、もっと言えばもっと広がりが出てきますね。そういったところまで取り組みながら食の安全を守っていくと。だからこそ、先ほど言いました納入の時の検査検討委員会なるものも両方で持ちながら、地産地消、県産県消とか、そういった流れ、広げていけば広げていくほど、検査態勢をしっかりと持っていかなきゃいけないわけですからね。そこらを併せ持って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ただ、何よりも、やっぱり新鮮で、結局、生産者の顔が見えるというのは安心を与えますよね。そういった部分でのやはり取組というのを市民に知らせていくということは、安心を与えることになりませんか。それをどんどん、やはり伝えていただければと、こ

のことに關しては後段で同僚議員からまた質問がありますので、もうこれ以上やりませんので、お願いします。

あと、学校の耐震化について、答弁をいただきました。昨日も質疑も出ましたし、私の方でも少し述べさせていただいたんですが、教育長、今、この冒頭、質問もしました。そして、教育長の方からも答弁もいただいたんですけども、これまで、学校の耐震補強事業を現行法で行っていけば、地方自治体の負担事業費というのは3割強、31.25%必要だと。今回、この地震防災対策特別措置法の改正、これになっていくと、これは1割強で済むという状況、大変な改正です。国が86.7%をもつと、いわゆる地方負担は13.3%で済むと、これは市長も聞いてってくださいね、いう状況。大幅な変化です。これは何なのかというと、四川省の大地震を教訓にして、我が国の小学校、中学校、あるいはもう少し拡大解釈されていますけれども、そういったところまで広げて対応していかなくちゃいけないということで、これは与野党を越えて急速に進んで、先週の金曜日の6日に、衆議院を可決して通過しています。これが今、参議院に送られていますね。これはこの制度の流れで、そのままいきますね。いった場合、これは5年間の特別措置法の中で、いわゆるもうスタートしていますので、この法律がですね。ここへきて20年度予算からやっていくということで、3年の時限立法になっていますよ。だから、この財政措置、いわゆる国庫補助率が2分の1から3分の2に引き上げられる。そして、地方交付税を拡充をして財源措置をまたするという手当てを示しておりますね。だから、確かに診断結果を見ていかないと、これを耐震化を図るのか、あるいは改築を図るのかという判断がなかなかつかないという状況にあると思います。昨日、答弁をいただいた時に、現在の小学校、中学校別々には示しておられませんでしたけれども、小・中学校合わせて耐震診断率が47.7%という状況にあります。これは全国水準から見たらどうなんですか。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

現時点におきましては、当初、18年度の耐震化優先度調査の時点で96棟でございました。それを分母にして計算しますと、先ほど申しました47.6%ということで、若干、全国の平均からしますと、下回っているところでございます。

○14番（小野広嗣君） この耐震化の流れを見ていきますと、2002年には44.5%だった学校施設の耐震化率は、2007年4月には58.6%と、14ポイント向上したと。これは耐震化率ですよ。そして、もう一つ、今お尋ねしている耐震診断の実施率も、いわゆる2002年は30.5%ですよ、今から五、六年前は。本市はこれを上回っていますけど。現在は89.4%まで、わずか5年間で進んだ。これはこの歴史の中で、ここ5年間の中でいろんな問題が起きました。それに対して法律を作って後押しをした結果だろうと思っています。そういう流れに乗って、うちも耐震診断を今、一所懸命されています。だから、その耐震診断の結果、全部終えて耐震化が図られたら、これは乗っかれませぬのでね。先ほど教育長が言われましたように、耐震診断をしていく流れで、来年、いわゆる耐震化の推進計画なるものを作り上げたいというようなことでしたけど、それはそれで、来年スタートでよろしいんですか。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、国のそういう耐震化に向けた取組というのが発表されました。実は、本年

4月25日に文科省の担当課長さんが、直接本市にもお見えになりました。そして、国の状況等についてお話をいただき、この全国1万棟といわれる中に本市が14棟入ってございます。だから、この14棟については、20年度に耐震診断をしてほしいという強い指導もございました。したがって、今回の補正で残りの、既にもう志布志中学校、松山中学校は19年度からしてございますので、残りの分につきましては、6月の補正ですべて耐震診断の予算をお願いしたところでございます。その耐震診断につきましては、できたら年度内にその耐震診断の結果を終えて、次年度以降の当初予算に耐震化事業の計画に載せたいという考え方でございます。参考までに、志布志中学校の耐震診断をいたしました。これはI S値が、いわゆる耐震の指針といわれるI S値が0.68という数字が出ました。国交省は0.6以上あれば大丈夫だということでございますけれども、別途文科省については、児童・生徒の安全という面から、0.7以上という厳しい設定をしてございます。したがって、志布志中学校が少し低かったということで、場合によっては補強の計画を21年度にはお願いしなければならないのかなという状況にも今現在至っているところでございます。いずれにしても、この耐震化を早急に進めて、耐震の必要なものにつきましては、耐震化事業を進めていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、国のこの手厚い補助がある間に、このチャンスを生かして取り組んでいただきたい。例えば、四川省の事件が起きたからこういうことをやるということもなかなかないでしょうけれども、やっぱりそのときどきの判断、国の政治家の判断というのも大きいでしょう。いわゆる中国のこういったものを受けて、今やらなければいけないというふうに、今盛り上がっていますけれども、これが4年、5年たったときに、そういった耐震化に対してそういう雰囲気づくりがあるのかということ、どうなるか分かりませんね、国の財政の問題も当然あるわけですので。やはり、本市としては、こういうチャンスがある時に、今年行われる耐震化診断の結果ということを受けたときに、さっきの志布志中学校の問題もそうですね。そうなるくと、あと2年ですよ、来年から。1割強の予算、それでも大きいです。改築になるととんでもないことですが、耐震化であれば取り組めると思いますので、診断の結果を受けて、より多くの耐震化を図れるように、ぜひ推進をしていただきたい。

最後に、教育長、ちょっと答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに、今おっしゃいますように、時限立法でもございますので、これがまだまだ記憶の生々しいうちに、しかるべき所にも予算措置等もお願いをいたしまして、そしてまた議員の皆様方にもお願いをいたしまして、予算措置をいただきまして、そして子供たちが安心・安全に、引いてはまた地域の方々が学校を避難場所として安心してお使いできるような施設となるように努力をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○14番（小野広嗣君） 議長、終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩いたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 3 時 02 分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、2 番、西江園明君の一般質問を許可いたします。

○2 番（西江園 明君） 皆さん非常に昨日も遅くて、疲れていらっしゃる中で、いかにして早く終わるように、非常に今、休憩室の所で言われたところで、皆さんの御希望に沿って、さらっと流していきたいと思いますので、期待の持てる答弁をお願いいたします。

まず、通告に従いまして、質問申し上げます。道路行政についてであります。

昨年的一般質問で、松山、有明、志布志の 3 地区の各自治会にある防犯灯の維持管理の不均衡について質したところ、今年度から全市的に見直しを行うと先般説明がありました。小さな自治会、特に農村部にある自治会は、小規模ではありますが、家屋が点在しているため、設置本数は自然と増えざるを得ず、維持費が自治会運営の大きな負担となっています。その中で、今回の措置は自治会運営の大きな助けになると確信をしております。 つきましては、もう少し突っ込んでお尋ねしますが、各自治会が現在管理している防犯灯には、市道、すなわち市が管理する道路にある街灯が相当数あります。先に述べましたように、農村部では家屋が点在しているため、道路のカーブ付近には立てざるを得ず、管理本数も自治会の規模の割には多い所もあります。私の住んでいる自治会でも、自治会の区域とは離れていますが、通学路であるため、数本設置しており、管理しております。2 級の市道であります。このように市道にある街灯は、今後どのようなになるのか、まずお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

市道にある街灯の維持についての今後ということでございますが、市道に設置してあります街灯の維持管理の方法につきましては、松山地区、志布志地区では、市民の方からの通報などにより、破損等が確認された場合、その都度、電球交換などの維持補修を行っております。有明地区では、電気工事業者など 6 社と点検委託契約を締結し、月 2 回の点検を行い、破損等が確認された場合、電球交換などの維持補修を行っております。

御質問の街灯の今後の維持ということでございますが、維持につきましては、ただいま申しましたようなことで行っていくこととなりますが、維持費につきましては、電気料、修繕料、点検委託料などを合わせまして、平成 18 年度実績で約 725 万円ほどとなっております。今後もこの程度の維持費はかかるものと考えております。

○2 番（西江園 明君） 建設課長、私はこの問題を通告に行ったですよね。市長の答弁は、全然私が聞いていることと反対のことで、集落が今まで管理している、自治会が管理している街灯が市道にあるんだけど、それはどうなるのかと、懇切丁寧に私は通告に行ったじゃない。市長の答弁は、今まで市が管理しているのは今のままで管理しますよ、それが 725 万円ですよという答弁じゃないですか。自治会が管理している中に、市道にあるのはどうなるのかと私は質問している。それもわざわざ懇切丁寧に通告に行ったじゃないですか。どうなんですか、まず。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

その件につきましては、私どもも議員の方から聞いておりますけれども、現在、市道にある自治会が管理している部分につきましては、総務課の方からの部分で、今現在、助成を本年度から行っておりますので、今後それらについて市が管理しなくちゃならない分については、調査を進めて、今後そっちの方を移行していきたいというふうに考えております。

○2番（西江園 明君） 今、建設課長の答弁は、結局、今、自治会が、例えば先ほど言いました、私の自治会のことを例えますと、4本あるんですけれども、市道にですよ。そのほかにもありますけど、それは集落内だから、市道にあります。それは調査をして、市の所管の方になっていくというふうに理解していいんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 3月の段階では、防犯灯に関しまして、有明地区には845基、松山に282基、志布志でこの時点では約1,050基ぐらいというふうにおさえているわけでございます。今、市道との関係が出ておりますが、これは有明と松山地区につきましては、現在、自治会が管理しているものだけでございます。市道の分は入っていないという見方を総務課の方ではいたしております。そういった中で、有明と松山地区につきましては、各自治会ごとに図面上に自治会の街灯数が落としてあると。そして、市道につきましても、建設課が管理する部分については、番号を振っているというような状況でございます。今回、自治会が管理している部分を助成するというふうになったわけですが、志布志地区の場合、1,050基の中に、今議員からありましたとおり、市道の部分が入ってるんじゃないかなろうかということも想定いたしております。今回、有明と松山は、そのすみ分けができておりますので、志布志地区につきましては、総務課サイドの考え方といたしましては、今検討中でございますけど、大体10月1日をめどに、図面上に自治会で落としていただきまして、自治会が現在管理している部分を、そしてそこに市道の部分、通学路部分、あるいは隣の集落との交差する部分、そこらをちょっとピックアップして、建設課と協議を行いたいというような、今現在、検討をしているところでございます。

○2番（西江園 明君） そのへんをよくすり合わせをしてですね、せっかく親切に通告に行っても、違った回答が返ってくれば、何のための通告やったのかなあとと思わざるを得ません。ですから、今年から、志布志地区のことを考えれば、市からの助成があるようになったわけですから、それでも今管理しているのをそのまま、そっくりその本数で市の助成の対象と、市道も歩きますけど、対象になるんだったらそれでもいいんですよ。ですから、今総務課長が言いましたように、この前の自治会長さんの集まりの中でも、本数の調査をして、把握をして、それで助成額を決めるというふうに説明をしているわけですから、そのへんのところはよく建設課とすり合わせて、その把握に漏れが無いようお願いをしたいと思います。

その件については、冒頭、早く終われということだったんですけれども、冒頭からちょっと引っ掛かりましたけれども、先般、自治会長さんとの話の中で、通学路の街灯の話が出ました。冬場は、ほとんどの生徒が部活のため、暗い道を帰宅している姿を見ていると、以前は考えられなかったような事件が最近、地方で発生しており、そのような報道を見ると、自分の住んでいる地域で発生しないかと不安を感じているとのことでした。

そこで伺いますが、通学路を含めて、市道にもっと街灯を設置すべきと考えますが、市当局はどのように考えているのかお尋ねします。市長の施政方針にも、安全で安心な住みよいまちづくりは市民の願いであるとあります。期待の持てる答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

街灯の設置につきましては、今までも御質問いただきまして、必要性のある箇所から設置を検討しているということの答弁をしてきたところでございます。現在、設置箇所、灯具の種類、設置費用などの調査・検討中であります。その必要性を考慮いたしまして、通学路などへの設置を基本としながら、具体的な設置箇所を今後選定していきたいというふうに考えております。また、設置する灯具に関しましても、今後は環境に配慮し、標準的な街灯よりも消費電力、CO₂の排出量、電気使用料等の抑制があること、そして電球の交換などの維持費も抑えられるもの、そういった機種を考えて、こういったものについて設置をしたいというふうに思っているところであります。今後、先ほども申しましたように、調査、検討いたしまして、有利な財源を模索しながら設置に努力したいというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 調査をして整備を図るとの答弁ですので、来年度の施政方針に出てくると確信をしております。

次に、関連して教育長にお尋ねいたします。

各学校に、呼び名は違うかもしれませんが、スクールゾーン委員会という組織がありますけれども、毎年、通学路の危険箇所の点検を行い、各学校ごとにまとめているようですが、この点検結果は教育委員会にも報告されていると思いますが、この点検結果を教育委員会としてどのように位置付けているのか、対応を含めて、まずお尋ねします。今、市長が答えましたように、通学路街灯、防犯灯、いろいろ対応を含めてお願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

スクールゾーンの点検につきましては、12月議会におきましても答弁いたしましたけれども、ただいま議員御指摘のとおり、学校安全上、極めて大切なことと認識しております。各学校におきましては、4月から5月にかけて、職員による現地調査や、それから保護者からの情報、地域の方々の協力によりまして、市内全学校が安全マップを見直し、そして修正し、危険箇所の把握、児童・生徒への指導、並びに家庭への周知を行っているところでございます。また、学校の中には、スクールゾーン委員会なるものを設置いたしまして、駐在所、公民館、道路設置者とともに、登下校の危険箇所の把握を行っている学校もございます。ここで把握した内容につきましては、児童・生徒や家庭への周知及びPTAや警察等と連携を図りますとともに、地域住民が教職員と連携しながら、危険箇所を中心に登下校の指導をし、安全な登下校を促す看板の修繕などを行っております。また、道路設置者等への要望を出しまして、ここ3年間では、横断歩道の設置、普通信号の設置、歩道内の街路樹の撤去などの改善がなされました。さらに、危険箇所への看板設置、側溝のふたの設置、県道沿いのつつじせん定などの改善もなされておまして、お陰様で本日ただいま現在、児童・生徒を巻き込む大きな事故は報告を受けておりません。

教育委員会といたしましては、今後とも学校長からの報告を基に、緊急性のある事案につきましては、

関係各課と協力いたしまして、即刻対応いたしますとともに、スクールゾーンの点検は各学校における子供の安全を確保する上から、最重点事項の認識に立ちまして、ソフト・ハードの両面から、その指導、管理に努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○2番(西江園 明君) 学校の役員も毎年替わります関係上、ほとんど多くは替わります。ですから、毎年同じ箇所が点検結果としても、危険箇所マップとして上がってきても、もう役員の人たちが替われば、初めて見るわけですから、違和感は出てこないと思います。教育委員会も、今教育長の答弁の中で、担当部署の方へというふうに、協議しながらというふうに、その成果も今、説明がございました。担当部署へお願いして一件落着ではなく、その成果の追跡調査をまず、かなりの事業になると思います。追跡調査をしているんですかね。また、その結果を学校へ報告しているのかお尋ねします。道路事業となると、莫大な事業費を要するものもあり、簡単には実現困難な案件も多いと思いますが、点検結果について、経過報告をすることで行政の姿勢というの、学校運営者にも理解、あるいはPTAにも理解いただけたと思います。先ほど、岩根議員の中にもありました。フォローですね、フォローがなされているか、それについて伺います。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

実は、議員の御質問がございましてから、また早速、こういう時期でもございますので、点検状況につきまして調査をいたしました。その結果、24校それぞれに問題箇所がまったく無いわけではございませんで、私の手元にも各学校から、例えば横断歩道設置依頼を警察へお願いしたとか、あるいは看板を作って対応しましたとか、あるいは街灯の無い所につきましては、たまたま先日行われました市長と語る会をお願いをしておいたとか、いろいろとその関係方面にもお願いの旨が私の所にも報告が来ております。先ほど申しましたように、一部は既に改善していただいております。しかしながら、私も近くを通りますが、ある学校の歩道等は非常に交通の頻繁な所から子供たちが出て来るという状況がございまして、また聞くところによりますと、そこら辺りが地主さんとの交渉もしなければ、簡単に、また改善できないというような問題もあるやに校長から伺っておりますので、今後とも根気強く、またお願いするところはお願いを続けながら、子供の安全を確保してまいりたいと、かように考えております。

○2番(西江園 明君) 粘り強く、所管の担当部署へお願いして、一件落着と教育委員会としてするんじゃなくて、追跡調査を、そして成果を出すようお願いしたいと思います。この件については終わります。

次に、志布志市の木「びろう」について伺います。

これも先の議会で質問しましたところ、早速、市役所前に植えていただきました。これで少しは志布志市の木を認知してくれる市民も増えると思います。

ところで、通告にもありますように、びろうの植樹はこれで終わりなのか、PRするにはちょっと少ないような気がするんですが、市役所の前とか、市内にはまだ多くの公共施設があります。この辺りを利用して植樹していく計画は無いのかお尋ねします。あると答弁してもらえれば、もうこれで終わります。

す。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の木「びろう」を公共施設等に更に植樹する計画は無いかという御質問でございますが、びろうの木を市民の方々に知っていただくために、子供たちを対象としまして、鉢植えのびろうの木を市内の全小・中学校に配布し、その後、ただいまありましたように、本庁と支所にそれぞれびろうの木を植樹したところでございます。びろうの木は、現在、アピア前の街路や公園、鉄道記念公園付近、運動公園付近で多く見ることができますが、これを計画的に公共施設に植樹するとなれば、非常に高価な木でございますので、それなりの予算も必要となり、厳しい財政状況を勘案しながら、今後対応していきたいというふうに思います。そのような中で、安価な方法で植樹できないかということでございますが、旧志布志町において、国が不要となったびろうを無償で払い下げたという経緯もあるというふうに聞いております。あるいは、びろうの種から育てられるという話もございますので、これらの方法等も検討しながら、植樹については検討していきたいというふうに思っております。

○2番（西江園 明君） 志布志地区はもともと、今市長からありましたように、植えてありますから、私が言いたかったのは、松山地区、有明地区も、そういう公共施設等に植える気は無いかというふうにお尋ねをしたところですが、志布志地区の答弁がありました。まあいいでしょう。

じゃあ、次に移ります。

教育行政についてということで通告をしております。特に公民館運営についてであります。

まず、指定管理者制度についてであります。

既に有明地区の青少年館は指定管理者制度を採っておりますが、条例公民館はまだ採っておりません。当初、我々議会に示された計画の中では、公募方式でしたが、後に公民館は非公募方式に変更されましたが、この理由をもう一度、再度説明をまずお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御存じのように、指定管理者制度につきましては、地方自治法の公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度が改正されたことによって、新たに創設された制度であります。これまでの管理委託制度の下では、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共的団体及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されていたということでございます。一方、指定管理者制度の下では、地方自治体が指定した指定管理者に使用許可を含め、施設の管理を行わせることができ、また指定管理者の範囲については、法律上、特段の制約が無いことから、民間企業やNPOなども含む法人、その他の団体が、議会の議決を経て、指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能になったところでございます。

そのような中で、市では、平成18年3月に公の施設に係る指定管理者制度に関する指針を策定し、この指針に基づき同年5月に指定管理者導入計画を策定したところであります。指定管理者制度を導入する場合は、原則公募制によることになっておりますので、公民館についても当初は公募で行う考えでございました。しかしながら、公民館は各地区の活動拠点として管理運営されており、公募によらず、指定管理者を選定した方が市民サービスの維持・向上をさせるために必要であると判断しまして、導入指針

の地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体等に管理運営を行わせることが適当と認められる施設に該当するので、平成18年9月の指定管理者制度検討委員会で公募から非公募に変更がなされ、議会の皆様にも報告させていただいたところであります。公民館施設は、現在直営で管理しておりますが、指定管理者導入計画では、平成20年度以降に導入することになっておりまして、現在、所管課の方で今後の管理方法について検討をしているところでもあります。

○2番（西江園 明君） 分かりました。

市長は、昨日の全員協議会の中でも財政健全化の一環として、この制度の導入を進めるというふうにお話がありましたけれども、そこでお尋ねしますけど、今、市長は20年4月から、今年ですよ、担当の方で、所管の方で指定管理者制度の計画にのっとって進めるというようなニュアンスのお話がありましたけれども、残りの条例公民館の指定管理者制度は、今後、今年、今先ほど20年4月とありますけれども、今年度を含めて進めるというふうに理解していいのか、併せて図書館の制度はどのように考えているのかお尋ねします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

図書館の指定管理者制度について、私どもの所管でございますので、お答えいたしたいと思っております。

公民館の指定管理者制度につきましては、19年度に校区公民館長さん方とともに、担当職員が、既に指定管理者制度を導入している他の市を研修・視察して、その報告を私も受けております。具体的な公民館の指定管理者制度の導入につきましては、平成20年度以降の計画でもありますことから、市民へのサービス向上や経費削減等々から、もう少し時間がかかるのではないかと考えておるところでございます。

図書館でございますが、図書館の指定管理者制度につきましても、図書館は地域の読書施設でありますとともに、市民の皆さんの生涯学習を支援する拠点施設でありますし、教育機関としての大きな役割を担ってまいります。この役割を果たすために、図書の貸出しのほか、市民、特に子供たちを対象とした各種の事業も併せて実施しておりまして、多くの市民の皆さんに利活用をいただいているところでございます。図書館の指定管理者制度の導入につきましても、20年度以降ということで計画されているところでございますが、図書館サービスは無料の原則がございますし、他の公共施設との違いがありますことから、教育機関としての役割を担っていることなど、本市図書館の指定管理者制度の導入につきましては、市といたしまして、また市民の利用者の皆さんにとって、果たして指定管理者になることが最善といえるのかどうか、また議員の皆さん方をはじめ、図書館協議会や、利用される市民の方々の御意見等を参考にしながら、市の直営というのも選択肢の一つでございますので、慎重に協議・検討し、結論を得たいと思っておりますので、もうしばらく時間をお貸しいただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） 今の答弁をいただきますと、市長は、公民館については、指定管理者制度を進めていくと。教育長の方では、図書館については、まあ直営がいいのか、そのへんのところをちょっと時間をかけて検討していくというふうな答弁でございましたけれども、じゃあちょっと次に入る前に確認しますが、市長、公民館は指定管理者制度を進めていくというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） 公民館の施設につきましては、現在、直営で管理しているということでございます。指定管理者導入計画では、平成20年度以降導入ということになっておりますが、このことにつきましても、所管の方では今後の管理方法について検討しているというようなことでございます。そのようなふうに御理解していただければと思います。

それから、図書館につきましても、今教育長の方から答弁がありましたように、この運営の形態について様々な御意見を賜りながら、指定管理者導入については検討させていただければというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 分かりました。

昨年、私、霧島市と都城市に、この件で研修に行っていました。公民館の運営が、先ほど教育長がどこか行ってというような答弁もありましたけれども、公民館運営が進んでいるとの情報で霧島市にまず行きましたけど、まったくで、志布志市の方がずっと進んでいるように、私は感じました。指定管理者制度についても尋ねたところ、話題に出ている程度で、具体的な作業には入っていないという、霧島市ではそういう答弁でした。

次に、都城の市役所に行きました。対応した職員は立派でした。指定管理者制度の取組について質問したところ、この制度ほど首長の人気を落とす制度は無いと。よって、制度を進めるつもりはありませんと、はっきり回答されました。職員がですよ。制度の妥当性を当然、担当部署の中でも協議がされたと思いますけど、その結果であるにしても、正々堂々と市長の評判を落とすような制度は採用しませんとはっきり回答されました。まあ国の方針があるにせよ、その町、その市の主体性を持った行政運営が私はなされるべきと思うんです。ですから、国がうんぬん、どうこう、盛んに問題になります保育園の民営化にせよ、行政財産の指定管理者制度にせよ、もっと検討すべきというふうに思いますが、市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、都城のお話がありましたが、市長の評判を落とすかどうかということとは別としましても、私自身もこの図書館の指定管理者につきましては、若干どうかなというふうには考えておったところがございます。しかし、指定管理者制度の導入に伴いまして、方向性が定めておられましたので、今こういった形になっているということでございますが、先ほども申しましたように、様々な方々の御意見を賜りながら検討させていただければというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 検討するという事ですから、でもやっぱりそういうふうに市長の評判を考えて、制度の導入について検討している、そういう市もあるということを理解していただいて、やっぱり導入するにせよ、例えば公民館について、ここでは言えませんが、メリット・デメリットをまず考えてみてください。まずメリットは無いです。

次に、志布志町内にある条例公民館のことをお尋ねします。

通告しておりますけれども、今年の3月に志布志町内にある3つの公民館の公民館主事がそろって辞めるという事態が発生しました。3つしか無いんですよ。3人も同時に辞めるということは異常事態と私は感じるんですけど、教育長に通告しておりますので、教育長はどのように受け止め、認識されてい

ますか。伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、公民館は、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と、こういうふうに明記してあるようでございます。このことを達成するために必要な業務であります生涯学習や体育、あるいはまたレクリエーション等の推進及び校区公民館活動など、各種団体・機関等の支援に関する業務を公民館主事に委託し、行っているのが現状でございます。

志布志地区の公民館主事につきましては、長年、同一公民館に勤務していただいております、経験を積まれた方々でございましたので、その他の地区の公民館でもその経験を生かしていただきまして、底上げといえますか、ボトムアップを含みまして、市全体の公民館活動の向上、あるいはまた公平分担というような意味合いからも、相互の活性化を図るために異動をお願いをいたしましたところでございました。しかしながら、御本人の希望で、もう退職したいということでもございましたので、貴重な人材を継続して確保できなかったことにつきましては、誠に残念でございました。そこで、現在、新たな公民館主事に業務をお願いをいたしましたところ、現在までトラブルや苦情等は寄せられてはいないと思っておりますが、何しろ初めての仕事でございますので、悩みもあるかもしれませんから、私どもといたしましても、積極的に相談に乗り、そして仕事が円滑に進むように御助言もしたいと。いずれにいたしましても、新たな公民館主事の方々には、今後とも生涯学習センターや校区公民館との連携を図りながら、業務遂行をしていただきまして、今まで以上に地域の方々と密接な連携で、円滑な公民館活動に力を貸していただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） まあ教育長の立場としては、まして議会という場所においては、そのように答弁せざるを得ないと思います。私もこの人たちと話をしました。当初は、今教育長からありましたように、異動ということになりましたということでしたので、まあ宮仕えだから仕方ないねえというふうに話をしていたのですが、突然退職と聞き、びっくりしたところです。教育長が今ずうっと長々説明されました。でも、結局、この3人の人たちが退職に至ったのは、教育委員会に対しての不信感が原因と私は感じました。自分たちのしている仕事、現場の仕事を理解してもらっていない以上、やる気を失いましたとのこと。私も思います。まさに住民と行政の接点で仕事をしているのが、この人たちですよ。先週も開講式がありましたけど、志布志市の生涯学習講座が、今教育長も述べられました、他の市町村に誇れる教育事業の一つになったことの大きな一翼を担っていたのが、この主事の働きだったと私は思っています。でもやっぱり、こういう組織の中では、辞めた方が負けです。このやる気を失った原因は何だったんだろうかと考えてみました。

ちょっと飛びますけど、市役所のある職員で、土曜、日曜と関係なく、一所懸命仕事をしている職員がおります。たまたま今、ある部署で配置されているため、土曜、日曜と、市民から呼出しを受けたりもしているようですが、そしてこの職員はある公民館や自治会の裏方の役員もしており、書類的なもの

は一手にその職員が引き受けており、その職員でそこの公民館や自治会は回っていると言っても、私は過言でないと思います。そこで、私はその職員に聞いてみました。「仕事もそげん一所懸命するが、帰ってから今度は地域のことを今度は一所懸命だが、だるっどが。その原動力は何だ。」と聞いてみました。その職員いわく、今はもう係長になっていますけど、当時、役場職員として採用された時の先輩から、今はその先輩も課長補佐になっているようですが、役場職員の給料は半分は仕事に対して出ている、後の半分は地域のために奉仕するために出ているんだと、最初、先輩職員から教えられたそうです。だから、それを自分も守っているだけと話してくれました。まさに言うのは簡単だが、実行するのは厳しいものですよ。私は、もう頭が下がりました。公務員の鏡と思いました。

私が何を言いたいかというと、このような市長は立派な職員を持って、今言ったような立派な職員もおり、先に言ったように都城の職員のように、自分の立場をわきまえ、一所懸命奉仕する職員もいるかと思えば、今回の公民館主事の3人が同時に退職せざるを得ないような状況に追い込むような環境を作る職員もいるということです。ある人がこの件で市長の所に相談に行き、パワーハラスメントとおぼしき言動があったのではと話したところ、とんでもないと市長は一笑に付されたとのこと。市長の立場としては、もう当然そう認めるわけにはいきませんからね、当然のことと理解します。内容についてはとやかく申しませんが、今私が言いました、そういう職員も、いろんな職員もいる。その中で、市長はよく共生・協働とかうんぬんと言われます。また、ありましたけれども、新規採用職員を含め、市長の考える市職員の職員像をどのように考えて、それを職員にどのように伝えているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、市長に就任直後に、職員に対しまして、就任の際の訓示をしたところでございました。その時に、皆さん方は市の職員として勤務していただくわけですが、その心構えとして、侍の心を持ってほしいというようにお話をしたところででした。それは何かというと、まさしく公のために尽くす存在なんだと、自らのことを捨てて取り組む存在なんだというようにお話をしたところでございます。そして、市長になりまして、共生・協働・自立のまちづくりを進める中で、地域の中における職員の存在というものがいかに重要かというのを再確認いたしましたので、事業といたしましてふるさとづくり委員会事業があるわけですが、これらの事業にすべての職員がかかわり、この事業をサポートするよというようにお話をし、現在、そのような形で配置をしているところでございます。もちろん、自覚がそれぞれ違いますので、サポートの度合いの差はあろうかと思いますが、基本的にはそのような形で、職員自身は職員でもあると同時に、地域の一員でもあるということをお話して、地域の活性化に努めていただきたいということを常々話しているところでございます。そして、このことは様々な事件・事案がある度に、あるいは私自身は毎月1回、本所、そして各支所、朝礼を行っておりますので、朝礼の際に職員としての心構え、そしてもちろんその中で市の施政の方針というものに対する取組、そして各種行った事業に対する評価というものをするわけですが、主に職員としての心構えというものを話をして、常に緊張感を持つような形の職場を醸成しているというふうには自覚しているところでございます。

○2番（西江園 明君） まあ侍の気持ちを持ってやって、職員であると同時に地域の一人でもあるというふうに訓示をしているということですので、分かりました。

もうちょっと時間も本当はあるんですけど、あまり長いとまた言われるっですから、最近の教育委員会の弱者に対する人事異動というのを見てると、もう本当、まあそれは人事権ですから、執行権の問題をとかやく言うつもりはありませんが、人事権の濫用ではないかと思えてならないものもあります。今回の件にしろ、私もこの前びっくりして、何十年も勤めとった学校にいる司書補まで図書館に異動、定年間際の人を何で今ごろ何十年もおった所から動かしたろかいと、遠くからちょっと見て疑問に思っただんですけども、まあそこまではもう尋ねません。

ただ、1点だけちょっと聞きますけど、公民館の主事は業務委託というふうになってますけれども、普通は市役所の人を嘱託とかパートとかいうふうな形ですけど、この公民館主事だけが業務委託になってるのはなぜなんですかね。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

この公民館主事の方々につきましては、ずっと前から一応委託というような形で来ていたわけですが、私も異動して、昨年した時にちょっと、どのような形で、臨時でなく、また嘱託でなく、委託契約になってるんだろうかということでお聞きいたしましたところ、土曜、日曜もいて、普通と違う、月曜日も出てきていただくという特殊な形であるから委託するというようなことで、私は受けたところでした。しかし、考えるところによりますと、このことについては、やはり全体的、嘱託職員の皆さんと一緒に、やはり嘱託職員が妥当ではなかろうかと、見解を今持っておりますので、来年から総務課の方にもお願いしまして、嘱託職員として配置をお願いしたいというところで、このへんをお願いをしたところでした。

以上です。

○2番（西江園 明君） 総務課長、今の答弁でちょっと勤務日が違うから嘱託職員じゃなくて委託というふうになってと、来年は来年のことですから、今の時点で聞いているわけですから、業務委託だからそういうふうな理解でいいんですか。総務課長、分かりますか。

○総務課長（中崎秀博君） 教育委員会サイドのことですので詳しくは説明はできませんが、公民館主事の業務委託は、本来、公民館主事としての業務内容が限定されているというようなことから委託できているというふうに私は理解をしているところですのでございます。私も教育委員会の方に合併当時おまして、結局、志布志の方が合併前から公民館主事を3名配置をしておまして、そして合併後、松山と有明地区が条例公民館を設置をしたところでした。そうした中で、すり合わせの中で、旧志布志が業務委託を行っていたということで、有明、松山も公民館主事においては業務委託をするというようなことでの調整をしたような記憶がございます。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） ちょっと回答としては理解はできませんけれども、委託契約だから社会保険とか、雇用保険とかというような適用にならないというふうにしてるのかなあとと思いますけれども、業務委託といえば、事業主という扱いにもなります。だから、この人たちを労働者というふうな労働契約

になるのか、ただ保険とか何かを掛けないために、そういう形式を採ってるのかというふうに私は疑わざるを得ないわけです。でも、やっことは労務の提供でございますから、当然これは雇用という形であると思います。もうこれ以上言えば、また後ろの議員から怒られますので、「そら通告にけちゃねじゃねか」と言われるっですから。

次に、大崎町との合併についてお尋ねします。

先に、岩根議員からも、今日、るる冒頭に質問がございました。その中でもありましたように、先般、交流会がありまして、本音は合併についてのことだったと私は思ったところです。先輩議員の中には、合併協議会の脱退の経緯など、意見は様々あるようですが、私たち議員がいくら交流会をしても、首長である市長がどう考えているのか分からないと、私は前へ進まんと思いました。先ほど、岩根議員の中にもありましたように、市長としては、議会の意向を見ての方が楽でしょうが、タイムリミットが迫っています。事務局の方で結構ですけれども、22年3月、特例法の関係から、合併を目標にするのであれば、遅くとも、いつごろまでにそういう協議会というのを立ち上げたらいいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併をすとなれば、合併協議会等を立ち上げて、そして様々な手続を経ながら、合併に至るということでございます。ある一定の期間が必要となりますので、その期間につきましては、まず、職員をスタッフとする合併準備会というものを設置しまして、それで合併協議会を設置するための会則の整備、事務事業の調査等、具体的な作業を行って、その作業が2か月ぐらいかかるんじゃないかなあというふうに思います。そして、お互い議会の議決を経て、県知事への届出をして、合併協議会が設置されます。その後、合併に至る協議や市町村建設計画の作成等に関する協議を行うこととなりますが、合併協議会設置から合併までは、場合によって、様々になるということでございますが、短い例でお話しますと、延岡市に北川町が編入合併いたしました例では、8か月程度で合併しております。しかし、今回、本市と大崎町ではどのようなスタイルでの合併になるかというのは不明でもあります。また、様々な事務事業の調整等もございます。電算システムの調整もございますので、これらのものが今後、合併の協議が進むとすれば、どれぐらいの時間になるかというのは、まだ予測はつかないところでございます。

○2番（西江園 明君） 市長は、先ほどの岩根議員の答弁の中でも何回か申されました。そして、昨年の全員協議会の所に、我々議会の全員協議会の所に来て、この合併の件で報告をされました。その中で、大崎町の、先ほどもありました、議会内の賛成がいくら、住民投票の賛成がいくら、まあ52%ですね、圧倒的な数字ではなく低いので、いかがなものかなあというふうにも受け取れる報告を、私はそういうふうに理解したわけです。ですから、今日、午前中もありましたけど、市長の言葉では、この数字を盾に、何か断る理由にしているというふうに受け取れるんですがね。議会は10対5にしろ、可決をされればそれで決まるというふうに、議会の意向は決まるわけです。ただ、住民投票を盾にするのであれば、もう一回住民投票をせん、52%という数字は変わらんわけです。ですから、今日の午前中の答弁でも、先ほど言いましたように、全協の中での市長の答弁を言えば、この住民の意向が低いと、圧倒的なものではないというふうなふうに答えていらっしゃるから、この数字を盾に断る理由にしているふうに私は受け取れるんですが、いかがなものですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

岩根議員の御質問にもお答えしましたとおり、私自身はこの数字については、少し残念だなあというようなことを思っているというようなふうにお答えしたところでございます。旧大崎町議会の中で10対7と、そしてさらに住民アンケートを取った結果、52%の方々が志布志市との合併を望まれている。そして、昨年の統一地方選挙で新しく構成された議員の方々が議決された数字が10対5ということで、この10対5がもう少しあればよかったのにね、というような気持ちがあったということを率直に申ししたところでございます。今後、大崎町の方で申入れがあれば、真しに対応していくというようなことも答弁したというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 午前中の答弁を聞いて、市民のコンセンサスの確認方法についてということでもお聞きしました。お尋ねになって、具体的な申入れが無いので、今ありましたように、検討してないということですがけれども、大崎町の議会、市民の意向が合併の方向で確立されたら考えたいというようなことですがけれども、大崎町はそうかもしれん。逆に、じゃあ大崎町の方に、責任転嫁という言葉は悪いかもしれませんが、盛んにそういうふうに住掛けていって、じゃあ志布志市の市民の意向というのは全然まだ、大崎町だけは、こげんして今、市長が言ったように、もうちょっと数字を上げてくださいというニュアンスのようなふうにとれるんですけれども、そういうふうに住掛けておきながら、じゃあ我が志布志市の市民、あるいは議会を含めて、そういう意向というのは考えていないんですかね。今、午前中からの答弁を聞けば、大崎町だけの方の意向のようなふうを受け取られて、肝心の、じゃあ大崎町が整いましたからといって、公文書で申出があったとした場合に、じゃあそれから志布志市の市民の意向というのはどうなるんですか。いつの時点で、そういう確認をされるつもりですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新合併特例法でいきますと、22年3月までに合併をなし得なければ、新しい法律の中で合併できないということになるわけでございます。そのような中で、合併協議会を立ち上げて、そして協議をしていくとなれば、時間的にもう非常に切迫してきておりますので、大崎町は今回、町長が町民に対しまして座談会をされておりますので、その時に初めて編入合併ですと、吸収合併ですというお話をされたというふうに聞いております。今までは対等合併というようなことで、大崎の町民の方々も考えられていたんじゃないかなあと。そして、議会の方々もそうだったと思います。今後、協議をしていくとなれば、かなりスピードアップした形で協議をしなければならないということで、まさしく編入合併、吸収合併というような形でしていくとなれば、その期間内に合併は可能かなというふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、大崎町の方々がそのことについてもう少し理解されているというようなことが私ども自身も把握できたら、あるいはこういった形で大丈夫ですよというような形の申入れがあったら対応したいというようなことをお話したつもりでございます。

○2番（西江園 明君） 私が聞いているのは、大崎町はそういう条件を整えなさいというふうに、整えるように言いながら、じゃあ申出がありました、肝心の志布志市の市民のコンセンサスはどうやって確認を。それから、今市長は、時間が無いから対応したいというふうにおっしゃいますけれども、それから志布志の市民とか、議会とかというのは、意向を確認するということですか。

○市長（本田修一君） 正式な形で申入れがあった段階から、私どもとしましては、すぐさま間に合うような対応をしていきたいというふうに思います。

○2番（西江園 明君） じゃあ最後に確認、今市長が答弁されましたけれども、正式に申出があれば、それから誠意を持って対応するというふうに理解してよろしいのか、それを確認して終わります。

○市長（本田修一君） 申入れがありましたら、真しに対応してまいります。

○生涯学習課長（小辻一海君） 先ほど、公民館主事の委託の件で、補足して御説明申し上げます。

私の方で、先ほど、委託契約の件でちょっと言葉が足りませんでした、少し補足を付け加えさせていただきます。

公民館主事は、この公民館を利用される地区民への行事の案内や準備、それから会議室等の貸出しをはじめ、先ほど議員申されました生涯学習講座への協力、それから生涯学習センターとの連携、公民館図書の出しや整理、校区公民館主催の体育レクリエーション等の行事等への参加など、その地区と一緒にやる特殊な業務、そしてあと生涯学習のいろいろなフェスティバル等に参加して、そのあたりも特殊というようなことで私どもは見ておりましたので、要は特殊ということで、一般の嘱託職員の皆さんと違うというような形で委託契約というような形になったのではないかと思うところでございます。

以上です。

○2番（西江園 明君） これについては、もうお尋ねはいたしませんけれども、そもそも業務委託というのは、民法上には無い契約制度でありまして、私が言いたかったのは、他の雇用と、職員と一緒に、あくまでも雇用関係にある立場だというふうに思うんです。ですから、やっぱりこういう業務委託というような、事業主というふうに思われるような体系がどうなのかということについて聞いたところです。

以上です。答弁は要りません。

○議長（谷口松生君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

12日は、午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

午後 4 時06分 延会

平成20年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成20年6月12日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山	一
立 山 静	幸
上 野 直	広
長 岡 耕	二
小 園 義	行
鶴 迫 京	子
下 平 晴	行

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、若松良雄君と下平晴行君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、3番、丸山一君の一般質問を許可いたします。

○3番（丸山 一君） おはようございます。

通告に従い、市長に順次質問いたします。なるべく短時間で済ませたいので、誠意ある明確な、前向きな答弁をいただきたいと思っております。

それではまず、道路行政についての中で、「海岸に国道220号線のバイパス道路をつくれ」について伺います。

旧高山町、旧串良町、東串良町、大崎町を通ってきた国道448号が、大崎町菱田で国道220号に接続しております。旧建設省の見解では、菱田川、通山・押切海岸、安楽川を抜けて志布志の基地、志布志港、天神へ抜けるバイパス道路の構想がありました。その中で、便宜的な措置で国道220号へつないだというのが現実であります。このことは大崎町益丸の住民説明会の中で出席者に確認もしておりますし、旧建設省の職員の人たちにも確認はしております。

新若浜ふ頭から国道220号への接続は一本の道路で行われており、交通渋滞が激しく、志布志港振興対策等調査特別委員会の報告書や同僚議員の一般質問の中でも指摘されておりますが、遅々として進まずであります。

道路は、私が思うに縦方向・横方向にあってこそ機能を発揮し、利便性も向上いたします。そこで、私が提案するこのプランについて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

丸山議員の質問にお答えいたします。

海岸に国道220号のバイパスを造れということですが、ただいま議員に御提案いただきました国道220号バイパスにつきましては、現在私どもが関係各方面へ提案している志布志湾岸道路と同じ趣旨のものと理解するところであります。

当該道路につきましては、志布志港からの荷さばき、市街地の交通量緩和、海岸線の防災対策、スポーツイベント、観光ルートなど、多目的な道路の新設として市の発展に寄与するものと期待して、ことあるごとに国をはじめ関係機関に現在働き掛けをしているところでございます。

今後とも関係市町と連絡を取り合いながら、実現化へ向け努力してまいりたいと思っております。議員各位の

ているということでございます。今、議員からありましたように、大隅総合開発期成会におきましても、このことにつきましては来年度正式な議題として取り組んでいただけるよう、今準備をしているところでございます。

そして、その前段階として大隅地域振興局への事業概要の説明をしております。それから、港湾関係の方々にも、このことにつきましてはお話を申し上げております。それから、関係市町、大崎町、そして東串良町、鹿屋市等にもこういったことはお話ししております、今後この220号バイパスの事業の推進に向けて、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 20年ほど前になりますが、私が元会社におった時に、稚児松の交差点と末野病院の前の交差点の工事をいたしました。その時、夜9時までかかりまして、建設省の事務所に当時の担当を送っていかなくちゃいかんということになりまして、私が送っていく車の中で、将来、この志布志の基地が大きくなってコンテナ量なんかが増えてくる時代が来るでしょうと。その時に、それを見込んで、この末野病院の前の改良とかバイパス道路の構想というのは無いんですかというお話をしましたところ、当時はですね、市長が先ほど言われましたとおり、交通量が非常に少ないと、信号待ちもまだ2回だと。2回であれば、まだそれは構想にはならないという返事をいただいた記憶がございます。

それと、この構想を練るに当たりまして、二つの理由があります。実際、通山・押切海岸におきましては4年ほど前に海岸の管理道路が流出いたしまして、地域住民の生命・財産が危うくなった時期があります。その中で、森山先生なんかをお願いいたしまして、その管理道路はできたわけですが、その中で今から、地球温暖化によりまして100年後は約88cmの海面上昇が見込まれるということがあるわけですね。それと、今、10mの鋼矢板を打っておりますけれども、鋼矢板を打っている管理道路の裏側、内陸側に堅固なバイパス道路ができますと、我々地域住民にとりましては、二重の砦ができるということになります。それも、我々地域住民との話合いの中で、大きな理由の一つであります。

それともう一つ、志布志の基地から柏原の基地までは約20kmあります。東串良町の方で行われますルーピン祭りの所に、松林の中に約4mの舗装道路が大崎町境まで来ております。その舗装道路を大崎町まで延ばしてきて、菱田川でバイパス道路と並行で歩道設置をして、通山海岸から安楽川を抜けて、新若浜ふ頭までつなぎますと、これは20kmになります。往復とりますとフルマラソンができるわけですね。新若浜ふ頭の中にも総合運動公園ができるわけですから、距離も2kmぐらいということですから、それを合わせますとフルマラソンができる。いろいろ調査した結果、日本陸連もそういう長い距離、交通量の支障が無いようなコースが欲しいんだということでもあります。それと社会人、高校生・大学生なんかの陸上部の関係者の人たちも、そういうコースがあったらいいなことなんですよ。ですから、そういうことを考えて、この構想を今までいろいろ練ってきておったわけであります。

それと、松林の中には約6mの管理道路がありますけれども、これを5mで一部砕石等を振っておりますので、これも我々ふるさとづくり委員会と緑化推進協議会において整備していくつもりでありますので、先ほど市長が言われましたとおり、我々も全面協力をして、この推進には努めていきたいと思っております。

それでは次に、農地・水・環境向上対策事業による「コスモス畑をアピールせよ」についてでありま

す。

我々、地域で結成をした野井倉南部保全協議会では、5月25日に行われた運営委員会において、昨年に引き続きコスモスを植えることに決定いたしました。昨年は、距離にして約2km、面積にして8町にコスモスを植栽しましたが、私は久々のヒット商品であると自負しております。多分これは日本一の規模になるかと思えます。

多くの見学に来られた人たちから、「元気が出る」とか、「いやされる」と言われ、やって良かったと関係者一同非常に喜んでおります。霧島の生駒高原までわざわざ行かなくても、ここで十分だと。自宅介護をしている人たちが高齢者の人たちを車いすに乗せて来られたり、介護施設の車がゆっくり走りながら乗っている人たちにお見せしたりとか、子供たちを連れた若い母親たちが来られたりとか、それとか、さんふらわあで下船したはいいけれども鹿児島へ帰る途中に道に迷ったということで、たまたま上がって来たらこういうきれいなコスモス畑があって、迷って良かったと非常に喜んでおられました。

そこで、私が言いたいのは、現在我々南部保全協議会において、企画の方から、市の方から別に打診も無いような気がするわけですが、企画は何をしているんだと聞きたいと思えます。この地域おこしに役立っております生きた素材を、なぜ生かさないのか、私自身不思議に思えます。

県の観光大使に任命されました有明町出身の奈良迫氏には、約1か月ほど前になると思いますが、鹿屋で講演がありまして、その講演が終わってから観光大使にアピールしたわけですが、そこで非常に喜んでおられました。できれば県の大使としてどこかでPRできないかということも、その時お願いしたわけですが、そこで市長、企画課長にお伺いいたします。

昨年の8町のコスモス畑を見て、どのように感じ、この後どのようにするつもりなのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、昨年このコスモス畑が満開になった時、花見大会が開催され、その時に御招待を受けまして拝見させていただいたところでした。

この地につきましてはしよっちゅう行き来しておりますので、当初植えられた時、またにんじんが植えられたのかなというぐらいに思っていたんですが、それが農地・水・環境によるコスモスの種をまかれて花を咲かせるということを知りまして、本当に花が咲くのを楽しみにしていたところでした。そして、それが2km、8haに及ぶ面積で一面花畑が出現して、本当に「すごいな」というふう感じたところでございます。この地域の皆さん方の全面的な取組によりましてこういった景観ができたということは、本当に有り難いなと、そしてすばらしいことだなというふうに思ったところでございます。

野井倉南部保全協議会の方々が取り組まれたこのコスモス畑のほかにも、市内には安楽地区や潤ヶ野地区、それから尾野見地区でのふるさとづくり委員会でもコスモス畑が出現しております。そして、さらに各地域のそれぞれの共生・協働の取組におきまして、そばの花や彼岸花、菜の花畑やひまわりの畑、あるいはあじさいのお花畑も出現しているということで、それらも含めまして、市内全域でそれぞれの季節、季節において取組がされたすばらしい景観ができてきているなというふうに感じているところでございます。

これらのものを市の重要な観光資源として位置付けまして、今後は、志布志花暦や四季の花マップのようなものを作成いたしまして、今後ホームページ等を活用いたしまして、それからマスコミ等にも紹介いたしまして広くPRしていきたいというふうに考えております。

○3番(丸山 一君) 観光大使の奈良迫さんとお話しました折に、講演でも言われたんですけども、「その地域におきましては無い物ねだりをせずに、今ある生きた素材を生かせ」というのが、彼の講演の趣旨であったように思います。

今、市長が言われましたとおり、我々のコスモス畑ではなくてあじさいであったり、ひまわりを植えているとかいっぱいあるわけですね。安楽地区では夜間照明をしておったですね。ああいう所を、だから何か連携を取ってPRできないかと考えておるわけです。

例えば、私が考えるに、休暇村サービスの全国向けのガイドブックがありますね。ああいう所に載せていただくとか、さんふらわあの船内にでかいポスターをはるとか、市のホームページにも載せていただきたいということもあります。それとコスモス畑に、去年はモアで2反の所に中を通るようにしたわけです。そうしたら、そこで中に入って来た人たちが、中にしゃがんで写真を撮れるわけですね。外回りの土手ばかりだと、なかなか中に入って行けないというのがあったわけです。あれを見て、「モアでちょっと刈ってくれんか」と言って、中をずっと行ったと。今年はそれを周遊コースにしようかと、そういうプランを私は考えている。その中でちびっ子たちを走らせてちびっ子マラソンをすとか、鑑賞会をすとか、撮影会をすとか、それとか我々が地元で作った、あれは作物団地化によってあの田んぼが区画整理をされましてコスモス植栽につながったわけですけど、そこで作られた早期米を作った地元の人たちとの交流会であったり、焼き肉大会であったり、様々なやり方があると思うんです。

夕べ、いろいろ考えておる中でこういうのをち

よっと思い出したわけですが、先ほど市長が言われましたとおり、市内各地にいろんなPRをするものがあると思うんですよね。そういう所と連携を取りながら、できれば様々な形で大々的にPRをしていただきたいと思います。これはもう企画力を問われると思うんですよね。企画課長にお伺いいたしますが、その点につきまして、どのようなお考えでしょうか。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 企画課長ということですが、観光の面におきましては港湾商工の方で担当しておりますので、私の方でお答えをさせていただきたいと思います。

今、市長が先ほど答弁いたしましたように、市の重要な観光資源として位置付けまして、他地区の所在と併せて大々的にPRをしていきたいというふうに考えております。

特に、今議員がおっしゃいましたように、ただコスモス畑を見るのではなく、それを生かした様々な活用、観光への活用ということで、私ども観光の担当と協議会等でお話をさせていただきまして、今議員が申されました周遊コースであるとか、ちびっ子マラソンであるとか、あるいは写真を撮る場所であるとか、そういったことで協議会と、それから私どもでお手伝いができることであれば、これから話をさせていただきまして、大々的に、私も去年初めて、ちょうど家族であそこを通りかかって何度か見た時に非常にびっくりしまして、うちの家内やら家族も大変びっくりして喜んでおりましたし、また、郷土会の面々と話をする機会もありまして、大変すばらしい素材だなというようなことで喜

んでいっしょにいましたので、今年も継続していただけるということでありましたら、今おっしょにいましたような方向で、去年に無いような、去年に無いようなというか、私どももお手伝いをしながら去年以上の取組をさせていただきまして、PRをさせていただきたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） もう一つ追加しますと、確か今年の10月25日ごろで4日間のねんりんピックが開催されると思うんです。そこにはかなりの人たちが来られると思うんですけれども、ちょっと時期的なものがありまして、我々は長く花を楽しんでいただきたいという形で9月の半ばに種をまいたわけです。11月になってから花が皆さん楽しめるようになったわけですが、このねんりんピックに来られる人たちにも楽しんでいただけたらなということも考えておるわけですが、そこは今、課長が言われましたとおり、我々協議会の方と協議をして種まきの時期等はまた検討したいと思います。

それでは、次の防火水槽の設置基準についてお伺いいたします。

防火水槽の設置についてであります。有明地区では以前から民地を提供してもらって、そこに設置をしております。旧有明町時代に委員会の中で私も申し上げたんですけれども、志布志町では道路であったり公園であったりというような公有地に設置をしているのに、なぜ有明町ではできないのかということをお伺いいたします。

私も自治会長をしておりまして、様々な所から「してくれんか」と、「タンクが無い」ということが言われますので、行って消防関係者と自治会の人たちなんかと協議をするわけですが、有明町の従来のままでいきますと、やっぱり民地を探して、地域に必要なということをお伺いいたします。有明町では、その中で民地を今度は探していくわけですが、それで、今度は民地の所有者に承諾と申しますか、説得と申しますか、それをやるんですけど、なかなか承諾していただけないということで、防火水槽の設置についてはかなり困難を来しておるわけです。

今の構造で申しますと、組合せ式でありますし、構造的にかなり強度があると思うんです。そういうものをなぜ道路にできないのかというのがあります。特に、我々自治会の中で申し上げにくいんですけれども、例えば通山保育園の界わいは、皆さん土地を1反ほど買い求められた人たちがいっぱい住んでいっしょにやる。その中に今度はタンクの設置をお願いしたいということは、なかなか心苦しいし、承諾が全然いただけません。去年とおとしですけれども、畑をちょっと提供していただいて設置をした記憶がございます。

ですから、もう新市になっているわけですから、旧町のすり合わせが今どういうふうになっているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防火水槽等の消防水利の設置基準につきましては、消防法第20条第1項の規定により、消防水利施設の給水能力や防火対象物からの消防水利までの距離等について定められております。本市におきましてもこの設置基準に基づきまして設置をしているところでございます。

現在、本市には平成20年4月1日時点で540基、松山地域で168基、志布志地域で170基、有明地域で202基の防火水槽を設置しているところでございます。設置箇所につきましては、有明、松山地区におきましてはほとんどが民有地に設置しておりますが、地域の方々の要望に基づきまして所有者の方の承

諾が得られた場合に設置をしております。なお、志布志地区の市街地におきましてはなかなか民有地への設置が難しく、現状としましては市道の歩道部分や道路下、若しくは市有地に設置しているところがございます。

今後、また新たに設置する場合におきましては、志布志地区での事例がございますので、こういった取組も松山地区、有明地区についても可能かというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 今の市長の答弁によりますと可能であるということでありますので、非常に期待したいと思います。

それと、今までの、例えば松山で168基、有明で202基の防火水槽設置の場所につきましては、その人、個人の所有者の善意によって成り立っているわけですが、その人たちに対して買上げをすとか、借上げをすとか、非課税措置をすとかいうことは考えられないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私有地に存在します防火水槽に対します固定資産税の課税については地方税法上の非課税措置はなく、防火水槽部分を含めまして課税されているのが現状であります。

しかしながら、平成21年度評価替えにおきまして、防火水槽部分課税について見直しを計画しており、今年度中に位置の把握及び現地における面積測定を行いまして、平成21年度から防火水槽部分の課税を免除する計画でございます。

○3番（丸山 一君） それでは、次に防災対策についてお伺いいたします。

一丁田地区、通山地区の総合的な防災対策についてであります。市長は施政方針の中で安心・安全なまちづくりをうたっておりますが、一丁田・通山地区におきましては、防災上の面から見ても安心・安全なまちづくりとは程遠いと考えられます。ですから、昨年9月に続いて質問いたします。

旧大隅線跡地ではちょっとした集中豪雨が降るたびに、前原公民館長と自治会長の私が冠水した両サイドで交通誘導をしておりますが、3月の当初予算で計上されました旧大隅線の上ノ浜押切線の改良舗装5m×100mは、いつ施工されるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 一丁田地区の上ノ浜押切線は雨のたびに冠水いたしまして、通行止めを余儀なくされている現状であります。そのことにつきましては、市といたしましても十分認識しているところでございます。その対策としまして今年度上ノ浜押切線改良工事で道路のかさ上げ等を計画して、工事設計書の作成も完了しまして近々発注の予定です。7月ぐらいにはできるんじゃないかなと思います。近々発注の予定でございます。

また、道路の流末部分で埋設している場所がございますが、現在この埋設場所の掘削を行っております。道路改良工事と併せて、その効果が現れるよう鋭意努力しているところであります。

○3番（丸山 一君） 実は、昨日の夜8時ごろから大雨が降りまして、9時、10時ごろ雷がかなり鳴りました。その中で、私もまた出て行こうかなと思ったんですけど、気が弱いので雷はもう怖いということで出掛けなかったわけですが、近くに多分落雷したと思うんです。かなりの音が、バシッという音がしました。

今朝、早く起きまして、6時ごろ行ったわけですが、今までの冠水の位置よりもまだ10cmぐらい高い

位置まで冠水していたわけです。その跡はずっと分かっておりますので、役所の方に電話しましてその高さの位置だけでも確認をしておいてくれと、どこかに位置を移しておけということを担当の方に申し上げをしたわけですが、実際、雨が振るたびに我々2人は両サイドで交通指導をして、中で冠水して止まったりする人たちが結構いらっしゃる。しかもストップを掛けても横をすり抜けて行く人がいるわけです。そういう人たちの車を見ていますと、ボンネットの上まで水がかぶっているわけです。よくあれで走って行けるなど、不思議でならないわけですが、特に軽乗用車なんかに乗っている女性は、もう無視して走って行きます。時々止まって、あらしもたという感じになっているわけですが、そういう時にはもう助けに行かないようにしています。

昨年も、市の作業車、2 t 車が冠水しまして、たまたまその時後ろに4 t 車が来ておりましたので、4 t 車が引っ張り上げた事実があります。電動車いすも止まりましたし、2週間ほど前にはタクシーも止まったわけです。そういうことがありますので、これは前々から熱望しておったわけですが、7月発注ということでありますので、1日でも早い発注をと願ったわけですが、はっきりしましたので、この件はこれで終わりにしたいと思います。

それと、安楽川右岸の河口近くの堤防が無かった部分に関しましては、森山先生の尽力によりまして、今工事が着々と進んでおるわけですが、肝心の水門につきまして我々に情報が全然入ってきませんので、護岸に設置されるであろう水門について、どのようになっているかお伺いいたします。

それと、新若浜ふ頭の護岸にそでを出すようにということが、今年の8月17日に併せてそういう話が出たわけですが、そのそでを出して、これは港湾事務所の管轄になるわけですが、そこでそでを出して沖合から来る波を軽減しようということが、その場で打合せをされたわけですが、その後情報は全然ありませんので、併せて2点についてお伺いいたします。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

ただいま御質問にありました、安楽川の河口の部分についての水門でございますけれども、県の方が工事を進めておりまして、現在のところ築堤だけということで、水門については具体的な内容をこちらの方には示してはございません。

その流れに基づきまして、先ほど市長の方から答弁がありました、その排水についての流れを今後検討していきたいということで、市としては考えております。

それと、河口の方の港湾関係からの要望についてはちょっと私も資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと内容的に分からないところです。後で調査して報告申し上げます。

○3番（丸山 一君） 今の課長の答弁によりまして、分からないということではありますが、昨年8月17日に森山先生に来ていただいた時に、2回目の時に各関係者を集めてくれという、私は要望を出したわけです。その中に、港湾事務所、それと県土木、県耕地、それと国交省、それと市の土木を全員集めた中で、皆さんで協議をする協議会を設置してくれと。その中でさまざまな意見を出していただいて、対応していただかなくちゃならんと。特に護岸等に関しましては県の土木部の管轄だけでは駄目なんだと、関連があるわけですから、という話し合いをしたわけです。

その中で、確か市長は森山先生から、「どうですか、協議会は」と言われたら、「検討します」じゃな

かったような気がするんです、「やります」と言われたような気がするんですけども、その後、協議会が設置されたという話も全然聞いておりませんが、市長にお伺いいたします。その協議会はどうなったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘の協議会につきましては、現在まだ設置されていないところでございます。

この事業につきましては、今課長の方から答弁がありましたように、県の方で築堤をしているということでございますが、総合的な排水の関係もあるというようなことで、とりあえず河川の維持という、護岸の維持という観点から今回、工事がされておるようでございます。

この地域全体の排水というものを考えた形で、その水門というものがどういった形で設置されているか、担当の方も把握していないということでございますので、今後また関係機関と調整をしまして取組をしていきたいと思っております。

○3番（丸山 一君） 私が8月17日に関係機関を全部集めてくれと言ったのは、結局縦割り行政の弊害がありまして、なかなか進まないというのがあったわけです。県河川課には約20年ほど前から、我々、堤防の無い川なんてあるかという形で、かなり要望も出したり、陳情もしてきた結果、県土木が言うことには用地交渉をしたけど駄目でしたと、それはじゃあ20年間に何回したんですかと言ったら、たった2回だったんですね。

ですから駄目だと、県土木だけじゃ駄目だと、港湾の関係もするんだと。やっぱりお互いの連携で縦割り行政の弊害を無くして協議していただきたい。それで、協議会設置をお願いしたいということで皆さん集まっていたらと。そこで協議会ができておれば、先の担当課長じゃないですけど、知りませんという返答はないと思うんですね。実際、情報の開示がされていないわけですから、でも、今となってみればもうかなり工事も進んでおりますし、あとは担当課の方で聞いていただいて、どういう姿勢になっているか、何年後にそでを出していくのかということも返答をいただきたいと思っております。

それでは最後に、れでは最後に、鮫島坂についてお伺

平成20年度に農業・農村活性化推進施設等整備事業鮫島地区として県に事業申請をするということでありましたが、どのような結果になったのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農道の現状というのは幅員も狭く、非常に急こう配だと。そして、通行車両等の安全性の確保においても支障があるということを懸念されている地域でございます。

過疎地域自立促進計画におきまして、平成20年度に農業・農村活性化推進施設等整備事業鮫島地区として、県に事業申請しているところであります。現在、県の補助事業も道路特定財源を含め、農政全体で調整中であるとのことで、平成20年度の事業の決定がされていない現状であります。

今後、県農政部全体の事業の動向を見据えながら、引き続き県補助事業の採択に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 市長、採択の方はもう終了したんですか、結果は出たんですか。

○市長（本田修一君） まだ、申請しているだけの段階で、採択には至っていないところでございます。

これは県全体の方で総体の事業の決定がございますので、その中でただいまお話ししました農業・農村活性化推進施設等整備事業というもので、この地域にまだ、この事業採択があるかどうかというものについては示されていないということです。今後、県の方から結果が示される時期については、まだ把握しておりません。

○3番（丸山 一君） 昨日の大雨で、また心配になりまして、今朝6時ごろ行ったわけですが、むき出しの崖が、シラスのむき出しが15mほど立ち上がっておりまして、その中でオーバーハングで上に雑木が、まだ従来の木がそのまま乗っ掛っておるわけです。雨が降るたびに、我々行くと、ちょっと怖いので手前の方で、もう行かないようにしているんですけども、今朝はシラスが国道まで流れてきておりまして、量的にはもうしれておったから、そんな大した量じゃないと思うんですけども、我々地域住民にとりましては、今、あそこを通る人はあまりいなくなったと。実際、怖さが先立つものから通らないんです。実際、これも、もう15年ほど前からの申請になります。尚志館高校等を含めた通学路という形で陳情書、要望書も提出したこともあります。

市長は9月の答弁で、「中島坂の崩落で、危険度・優先度があり、ここについては事業化するが、順次この地区についても整備を行っていきたい」と言っております。県の不採択になった場合、市長、鮫島坂はいつごろに施工されるんですか。お伺いたします。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） お答えいたします。

先ほど答弁が市長の方からありましたように、やはり財政的な面もございますので、今後においても、県の補助事業の導入に努力してまいりたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 財政的な理由を挙げられますと、なかなか何の工事も進まないわけですが、今年例えば不採択になった場合、また来年申請をする。それでまた不採択になった、そしてまた待たなくちゃいかんという形になると思うんですけども、ここはひとつ市長の英断によりまして、何年後かには、県がずっと不採択になった場合には年次的に、5か年ぐらい、金額的に大きいですから、それは5か年ぐらいにわたってもいいと思うんです。それでないと、我々地域住民にとっては防災上の意味からも、下から上に逃げるときの防災上の道路の意味をなさないんですよ。

実際、昨年7月におきまして、我々地区から上の方の台地へ逃げる防災道路は2箇所通行止めになり、真ん中の坂だけが生き残っておったわけです。ですから、防災上の意味からもすごく僕は早急な対応が必要だと思うんです。

それと、もしも人的被害が生じた場合に、道路の管理責任を問われるわけですね、市及び市長等は。ですから、そういうことを考えますと、やっぱりもうちょっと対策の仕方もあるんじゃないかと思うんですけども、再度市長にお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状として非常に危険度が高いということで、立木等が覆いかぶさっているということにつきましては認識しているところでございます。豪雨の時期におきましては、あるいは台風の時におきましては、通行止めの措置を取らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

この地域の事業化につきましては、県にただいま申請をしているところでございます。限られた財源

の中で、なるべく補助事業等を活用した形で事業実施をしていきたいというような観点から、ただいまそのような措置を取っているところでございますので、御理解していただければと思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

先ほどの火災のこともありますので、11時までちょっと休憩します。



午前10時48分 休憩

午前11時01分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次質問いたします。

一番、茶の振興策について、（1）の平成20年度一番茶の価格低迷に対して、どのような対応策を考えているのかであります。鹿児島県が一番茶が30年ぶりに安値での取引で終わっております。本茶・番茶を合わせたkg平均価格は、前年より13.4%安い2,216円となっているようであり、昭和53年がkg当たり1,967円であり、30年ぶりの安値であります。

原因は、リーフ茶の販売不振による過剰在庫が主な原因であるようでございます。県内の行政、JAの茶業担当者の研修会では茶価格低迷を受け、原因の究明がなされたようであります。それによりまずと、一つに高級茶販売店が平成14年度以降全国で2,000店余りものれんを下ろしていること。二つに、小売から逆算した価格の形成が進んでいること。三つに、これまでは年間分まとめて買っていたが、それを抑制して必要量だけ買う様相が強くなっていること。四つに、静岡産の出回りが昨年より早かったこと。五つに、平均価格が2,000円を下回っても買い支えが見られず、産地茶商が在庫を抱える形となったこと。以上のような事柄が重なって低迷の要因になったようであります。

また、明るい展望もあるようでございます。一つに、海外では日本食ブームにのっとり緑茶の消費が伸びていること。二つに、鹿児島茶の認知度向上を目的に、販売協力店制度が平成15年度に始まり、平成20年5月現在、7都府県で22社、33店が登録して鹿児島茶の販路拡大の協力体制が整備されつつあること。三つ目に、日本茶インストラクター協会が小学校の高学年を対象に、お茶とのふれあい授業をスタートさせていること。これは一コマ分の授業時間を借り入れて、インストラクターがお茶の入れ方や効能・歴史などを伝授しながら、将来の消費を支える小学生にお茶のおいしさを考えることで、消費拡大につなげる取組をしていることであります。

茶をつくるだけでなく、消費者を育てることも茶産地の役割であります。また、今後の取組といたしまして、一つに販売協力店や量販店でのPRを強化して、消費拡大を図るべきであること。二つに、より低コストで生産できるように指導していくこと等であります。

いろいろ申し上げましたが、多くの案件が重なって30年ぶりに一番茶価格低迷の年になりましたけれども、志布志市では行政・JA・茶の振興会等で一番茶価格低迷に対してどのような協議がなされ、どのような対策で価格低迷を乗り越えていこうとさ

れているのかお伺いたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

茶の振興策についてということでございまして、平成20年産一番茶の価格低迷に対してどのような対応策を考えているのかというお尋ねでございます。お答えいたします。

ただいま、議員の方からも今回の20年産一番茶の価格低迷については、いろんな背景のお話があったところでございます。まず、第一番目に、県内外茶商の繰越しの在庫が予想以上に多かったということで、在庫調整が必要とされたのではないかとということであるようでございます。

二番目に、選択外に加えて必要外の様相が強まったんだということで、この新茶時期の仕入れが抑制されたというようなことであるようでございます。

三番目に、全国的に霜害も発生してなくて、主産地の静岡県で鹿児島県と同時期に優良品種のやぶきたが出回ったと。産地表示の観点から県内物は不必要となって、地元産で対応された関係で荒茶の価格が低迷したというようなことであるようでございます。

それから四番目に、平均価格が2,000円を下回っても買い支えが見られず、産地茶商が在庫を抱える形になったということであるようでございます。

また、ここ数年のリーフ茶の販売不振、消費者の緑茶購入先が専門店から量販店に変わり、価格は下落傾向にあるということなど、消費形態の変化が出てきているというのが要因とされているようでございます。このことにつきましては、議員も述べられたとおりでございます。

そこで、今後どのような対策を考えているのかということでございますが、このような事態を受けまして、市・地区茶業振興会等の組織を挙げて、県茶生産協会や茶商への価格安定に対する要望書等を陳情で行ったところであります。

今後もこのような価格形成が続くことを考えると、生産コスト、必要経費の見直しなど、経営の分析を今一度検証しまして、将来の茶業経営を模索する必要があるかというふうに思います。そのためには生産者自らが、まずはじめに茶園管理の徹底を行い、これまでと同じように継続して茶商に信頼される確かなお茶づくりで均一の製品を市場へ共同出荷すること。2番目に、二番茶以降の生産に集中し、最大限の生産販売に努力すること。3番目に、確実な生産技術を生かし、市況などの情報収集に努め、有利販売に努めること。

このようなことを踏まえまして、生産者並びに関係機関一体となりまして、組織を挙げて良質茶生産に取り組み、生産者としての姿勢をしっかりと保ち、生産意欲を失わずせさたくまして来年度へ備えることが大切かというふうに考えております。

そこで、市としましても将来の消費動向を見据え、産地・消費地の茶商並びに量販店への茶のPR、消費拡大に関係者一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○13番（立山静幸君） ただいま、市あるいは振興会・生産者と一体となって今後の対応策について協議がなされたというようなことですが、それに加えて、今、ペットボトルの使用が多くてリーフ茶等の使用方法が少ないというようなことで新聞紙上でもあるわけですが、できるだけペットボトルは一回だけ買って、そのペットボトルに自分の家でお茶を沸かして何回でも利用すると、そういう取組を学校関

係からいろんな会合等でも、そういう方法を探って消費拡大を図るといような考えは話されなかったものか、その点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在様々な関係団体に、この価格安定に対して要望を申し上げているということで、その前段で私どもとしましては茶業振興会等と一緒にこのような活動をしているわけですが、その中で、ただいまお話があったような取組についての話はなかったということでございます。

ただ、そのような流れが茶の専門店の方で取組がなされているというのは聞いたことがございますので、そのような形の消費拡大というものにつなげる方策があるとすれば取り組んでいくべきかというふうには今考えたところでございます。

○13番（立山静幸君） ぜひリーフ茶、湯飲みに入れて飲むという方法を積極的に勧めていくべきではないかと、こう思っております。

それと、先ほども二番・三番以降について全力で取り組むといようなこともありましたけれども、生葉の生産者の方から、摘んでも赤字が出るといようなことで、話を聞いてみますと二、三年前もそういう経験をしたといことでございますけれども、現時点で、三番・四番茶等についての生葉生産者の対応といのはされていないものかお伺いいたします。

○議長（谷口松生君） 休憩します。



午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開



○議長（谷口松生君） それでは再開いたします。

答弁を求めます。

○農政課長（永田史生君） 二番茶・三番茶以降の今後の対応はどうされているかということでございますが、とにかく一番茶がそういった格好で終わったところでございますので、二番茶以降の、とにかく生産に集中をしながら適正な管理に努めてもらいたいということで、それぞれ反省会の中では確認がなされたところであります。

別段、これといつて緊急な対策といのは、今のところ難しい状態であるといことでございます。

○13番（立山静幸君） それでは、次に（2）のかぶせ茶等の付加価値対策の実施についてお伺いしたいと思ひます。

5月15日の南日本新聞の社説で、「多様な嗜好に応じたい」という見出しで、霧島市と湧水町の9戸で設立した始良地区かぶせ茶研究会の取組が掲載されております。また、5月17日には同じ南日本新聞のサロンで、「高級かぶせ茶産地化に奮闘」と題して、湧水町の森山俊裕さんが紹介をされておりました。

かぶせ茶は一番茶を摘む前に、1週間から3週間ぐらい寒冷紗を茶園の上部だけ覆うだけの栽培方法であるといふことの記事でありました。さらに、県の農業開発総合センター茶業部が、JA・県経済連

の委託で、かぶせ茶の栽培技術研修を始めており、霧島市、湧水町9戸の茶農家の意欲の後押しをしているというようなことでもあります。

また、かぶせ茶は食材向けの用途にも期待されておりまして、もみ工程を省いたせん茶は粉にひいて粉末にすれば抹茶になり、アイスクリームやケーキ、そば等の抹茶入り食品は人気が高くて、用途に合わせた栽培と加工が、需要掘り起こしにつながっているとのことでもあります。

このように販路拡大につながる付加価値を高めた栽培から加工について、志布志市ではどのような取組がなされているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問のかぶせ茶等につきまして、付加価値対策を実施しているかということですが、市内で生産されているお茶は、せん茶・深蒸しせん茶・蒸し製玉緑茶・かぶせ茶・番茶などが生産されておりまして、主にせん茶が多く製造されています。近年は、消費者の好みや求めている茶種について、優良品種の導入、製造法の工夫など、消費動向に見合う茶流通の改善に取り組んでいますが、市場への荒茶流通が主体となっております。

かぶせ茶は本来、稲わらや菰などで1週間から3週間ほど茶園に覆いをした生葉を摘み・製造したお茶の種類でございます。市内では9日から7日間程度、被覆資材、バロンを用いて覆いをしますが、品種によっては10日間ほど覆いをしてせん茶・深蒸しせん茶を生産しています。これらの茶はほとんどが市場への出荷となっております。

近年、地域の特性や立地条件を生かした高品質のお茶づくりが、県内各地で取り組まれておりますが、かぶせ茶の生産もその一つではなかろうかというふうに思います。しかし、消費形態に限界があり、販売先の確保や栽培管理の難しさがあると思われまますので、茶栽培者や関係機関の見解と流通状況を見極めて、十分検討しなければならないと思います。

志布志市は、広大な畑地で機械化体系の茶園を利用した大型機械で低コストの良質茶生産を行い、産地の特長を生かした茶業経営がされています。今後も立地条件を生かした産地の特性をより発揮し、本市の茶業振興に努めてまいりたいと思います。

なお、付加価値対策としましては、市内でも生産者自らが小売店舗や通信販売等で、微粉末茶・一煎パック・水だしせん茶等を作り販売されているようでございます。そこで、市としましては今後も茶の宣伝を、茶業振興会と関係機関一緒になって取り組んでまいります。

○13番（立山静幸君） 志布志市におきましては、従来どおりの茶の生産でいろんなせん茶とか玉緑茶とかいろいろ種類が多くあるようでございますが、それらを振興していくというような答弁でございましたが、せっかく先ほども申し上げましたが、JAも取り組んで霧島市とか湧水町にはそういう茶農家も生まれてきて後押しをしているわけです。それと、志布志市には県農業開発総合センター茶業部の大隅分場もあるわけです。これについて、少しあそこの内容を聞いてみましたが、蒸し製玉緑茶の製造、今までこういう製造方法を主にしておって、それと、この大隅半島の茶の指導に当たっているというようなことでございます。

せっかく県の、昔の茶業試験場ですね、こういう施設もあって、あそこでも製造しているわけですか

ら、やっぱりそういう付加価値を高めるような大隅分場にして、継続してあそこが無くならないような、やっぱり方法も一つの取組ではないかと、こう思っているんですが、この辺についての市長の考えはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 高級茶、特殊な茶の生産については、極めて地域的に限定した形で生産されるということで取り組まれているように感じるところでございます。

この南日本新聞の記事にもありますように、湧水町の方で森山さんが生産されているというようなことで、かなり高値の価格が付いたということでございますが、量的にやはり少ないかなというような気もしているところでございます。そのようなことを考えたときに、私どもの地域では地域の特性を生かした茶生産ということで、広大な農地で機械化が進んだ茶の生産が今後もまた進んでいくというようなことで、特殊なお茶というのはやはり、その生産者自らがまた特殊な茶を作りたいというような意向があれば、そのような形に進むのかなというふうに考えるところでございます。

茶業試験場の分場の維持につきましては、現在この地域で畑かんが進んでおりまして、そして畑かん営農作物の主作物に茶も指定されているようでございますので、茶の振興というのはこの地域でますます必要性が高まってくるというようなことになろうかと思えます。そのような中で、この茶の試験場の分場についての維持というものは、私どもは当然あるべきだということで、県の方には強く要請していき、この試験場とともに、この地域の茶業振興と品質向上を果たしていきたいというふう考えております。

○13番（立山静幸君） 答弁によりますと、広大な土地、それから機械化でやるという、この志布志市ではあまり付加価値には力を入れなくても売れるんだというような、私はそう受け取りました。これも、茶の振興会なりいろんな方々のそういう考えであると思うんですが、やっぱりこだわりの茶の売り込みをしなくては、今後はそういう小さな、少量しかできない所に太刀打ちできないんじゃないかと、こう思うわけです。

そういうことで、やっぱり特徴ある茶づくりにも努力をしていかんないかんのじゃないかと。そのためにもやっぱり大隅分場を生かした取組も大事じゃないかと、こう思っております。さらに、そういう大隅分場を生かしたり、またそのような、先ほども特殊なそういう茶の生産者もおられるようでございますので、今後付加価値を高めるような方法に、協議も生産者としていただきたいと思っております。

次に、(3)の借入金等の利息補給支援を考えるべきではないかということでございますが、これは私の間違いで、「利子補給」でございますので、そのようにお含み願いたいと思えます。

御承知のとおり、燃料費の高騰と合わせて生産資材から食料品まで一気に値上がり、高騰をいろんなものがしております。茶の価格は30年ぶりの安値、生産資材・生活費の高騰により今、茶の農家は予想以上の厳しい状況であるようであります。

現在までの設備投資の借入れの返済、計画の見直しや生産資材の購入、または新たな製造方法の研究費等、支出は膨らむばかりであります。そこで、安定した茶経営を持続するため、少しでも利子補給支援策は考えておられないか伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市が実施しております借入金等の利子補給支援策といたしましては、市の単独利子補給事業で農業振興資金及び農業近代化資金等を貸し付けた農業協同組合等に対しまして利子補給を行い、農業者の金利負担の軽減を図っているところであります。

農業振興資金につきましては、市が農協に対して利子補給をすることにより、農業者への貸付金利は無利子となっております。また、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金につきましては、市が利子助成を行っておりまして、農家負担は無利子及び低金利になっているところであります。

そこで、借入金等の利子補給はできないかという質問でございますが、本市としましては国・県の補助事業のほか、市の単独で様々な事業も実施しながら農業の振興を図っているところであります。しかしながら、ただいま議員からのお話のように、今年度の一番茶の厳しい状況というものを考慮したときに、経営の安定が確保できるような、利子補給を含めた、市単独の事業等を総体的に検討してまいりたいと考えます。

○13番（立山静幸君） 農業が基幹産業でありますので、いろんな農業の方々がおられるわけですね。これを一番茶が安値だったから、これに利子補給をと、一部門だけということじゃないわけですよ。いろんな園芸なり、また後で畜産関係もしますが、いろんなことで燃料費の高騰により収入が減っているわけですが、今話を聞きますと市単独でなんとか検討したいというようなことです。ぜひ、少しでもそのような市単独の利子補給でもして、経営者を元気づけていただきたいと、こう思っております。

それと、今、茶の工場をされている方は建設業に代わって、人も非常に多く雇用を、一時的ではあるかもしれませんが、雇用をされているわけです。建設業の4月・5月は仕事が少なく、その人夫の人たちも遊んでいる時期に、こういうような茶の生産に雇用されている部分もあるわけです。そういうことで、志布志市には工場も非常に多いわけですので、雇用面からも、やっぱりいろんな手当が必要ではないかと思っております。

いろんな、志布志市には野菜等を含めてあるわけですので、これに十分とは申し上げませんけれども、ぜひ今、答弁がありました市の単独の利子補給でも、別な方法でも良いと思いますが、ぜひ実施していただきたいと思います。

これで、一番目は終わりました、次に二番目の肉用牛の振興策についてであります。1の5月競り市の価格低迷をどのようにとらえているかであります。5月の子牛競り市は県内15市場とも前回は下回り、特に指宿・曾於では7万円前後も下落しております。国内で初めて牛海綿状脳症、いわゆるBSEが見つかった平成13年以来の落ち込み幅であるようであります。背景には配合飼料価格の高騰に枝肉価格の低迷が加わり、肥育農家の買い控えがあるようであります。

BSE発生後、平成13年以降であります。国産牛肉の安心・安全への取組が評価され、価格が上昇し、生産農家は増頭や設備投資に力を入れてまいりました。しかし、平成19年から、原油高による燃料費の高騰やバイオ燃料製造向けへのトウモロコシ等がありまして、飼料価格も高騰し、競り市では昨年の8月ごろから毎回ごと1万円とか2万円ずつ下落をし始めて、4月では3万円ぐらい、5月に入りま

して先ほど申し上げましたとおり7万円前後の下落になっております。

このような肉用牛、子牛の価格低迷に対して行政やJA、畜産振興会等ではどのような対応がなされているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於中央家畜市場の5月の競り市の平均価格は約41万円と、前回と比較しまして6万7,000円、前年同月と比較しまして約9万4,000円の安値でありました。なお、県内平均につきましては5月の平均価格が約40万9,000円と、前回比較約4万円の安値ということで、4月競り市も前回比約2万円の安値となっております。

一方、曾於中央家畜市場の4月は前回比約2,000円の高値でありましたので、曾於中央家畜市場におきましては、5月にまとめて大きな下げ幅となったところでございます。5月に価格が低迷しました要因としましては、配合飼料の価格上昇が続く中、今年3月から肥育牛の枝肉価格が大幅に下落した影響で、肥育農家の導入意欲が急速に冷え込んだためと思われま。

しかしながら、BSEが発生しました前年の平成12年の曾於中央家畜市場の平均子牛価格は38万円であり、5月競り市の平均価格は当時に比べて約3万円高い状況でございます。子牛価格が適性に維持されるためには、肥育農家の経営が安定して維持される必要があろうと思っております。しかしながら、肥育農家におきましては、5月の子牛価格の水準でも、今後配合飼料価格が上昇していけば経営は厳しいものになるというふうを考えます。

このようなことから、生産・肥育双方の経営が維持されるよう、これまで以上の多面的な対策が必要になってきておりますので、関係機関挙げて、このことに対して可能な対策を取り組もうとしております。

○13番（立山静幸君） 今、答弁をお聞きしますと、いろんな対策を講じておられるようでございますが、まだ、ここ一、二か月ぐらいの安値ということで、今後の動向は分からないわけですが、いろんな、後でも申し上げますけれども、今日の新聞にも700億円政府が追加支援を、決めたんじゃないかと、そういう方向でやるということであるようでございます。

そういうことで、後で濃厚飼料等も申し上げますけれども、やはり自給飼料の普及というの、この牛の価格低迷に合わせて、水田等の遊休農地活用とか、そういうことにもやっぱり市で取組をしていかなければ、指導していかなければならないと。新聞紙上によりますと、日本の自給飼料は25%しかないんだと、あとは海外の稲わら等に、飼料作に頼っているというようなことであるようでございます。そういう遊休農地の活用面についても、やっぱり力を入れるべきではないかと。

また、反面、子牛が安値で推移している中では、畜産農家にとっては更新なり、優良牛の導入も更に進めていかなければならない時期でもあるわけですね。そういう優良牛の導入等も、やっぱりこの時期に貸付金等もありますので、進めていくべきではないかと、このように思いますが、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 現在の状況というのは、本当にまだまだどういった状況になるのか予測が極めてつかないような現段階ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

現在、こうして畜産の、特に子牛価格が下落したというような背景については、原油高騰に伴って飼

料価格が上がって、それから様々な資材が上がってきていると。そして、飼料のエタノール化によりまして飼料価格が上がってきているというようなことが大きな原因ということでございますので、元になっている原油価格の高騰というものが今後またどこまで続くのかということを見ると、非常に見通しが極めがたいというような状況ではあるかというふうに思います。

そのような中で、私どもは現在、取り組むべき課題というものを整理いたしまして、今後取組をしていきたいというふうに思いますが、ただいまお話がありましたように、自給飼料の確保の向上というものについては、当然このことについては指導をしていきながら、自給率の向上を高めていきたいというふうに思います。

そして、優良素牛の導入につきましても、本当にそのような形で、積極的に進めなきゃいけないということでございますが、そのことにつきましても、少し状況等を見極めながら対応をしていかなければ、農家の方々がそれらのことについて来られるのかなというような懸念もあるところでございます。

いずれにしても、いつまでもこういった形で、今までは上昇が続いてきたわけでございますが、今度下落の場面になりましたので、この下落がまたいつまでも続くということではないというふうに信じますので、そのことが下げ止まりがあ

って、また良い形で業界の展開が図られる見通しがなったときに、いち早くこの地域がそのときに良い状況になるように、そしてまた、その状況が迎えられるような踏ん張りを持った地域というものを形成していきたいというふうには考えているところでございます。

○13番（立山静幸君） 次に、（２）の濃厚自給飼料作付指導に力を入れるべきではないかということですが、昭和30年代半ばから後半にかけては庭先にコンクリートの壕を造り、それにかんしょづるを切り、米ぬか等を混ぜて自給濃厚飼料を賄っておった時代があります。50年代になりまして、トウモロコシやニューソルゴー等に変わりまして、特に酪農農家では、大型機械を購入して濃厚自給飼料の生産に努めて、ほとんどがこのトウモロコシ自給飼料に頼った時代があります。平成10年ごろになりましてロールがはやりだして、ロールの自給飼料へと変わって、トウモロコシやニューソルゴーの作付けが現在はもうまれに見るほどになっております。

それで、配合飼料価格の高騰と子牛価格の低迷に対して少しでもコストを下げるために、またトウモロコシ栽培や小麦なり大麦を作付けして濃厚自給飼料で賄う自助努力が必要ではないかと、こう考えております。幸いに、市には既にこの取組をされた会社もあるようであります。早急に作付体系や貯蔵方法について指導すべきではないかと、こう考えますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

配合飼料高騰に対応するために、栄養価の高い濃厚自給飼料の作付指導を強化すべきではないかということと思われますが、これまで、肉用牛生産において自給粗飼料生産と購入による配合飼料の給与については、長年の歳月の中で現在の形で展開されてきたものと受け止めております。

このような中、本市の濃厚自給飼料としましては飼料用のトウモロコシ及び大麦等が考えられますが、そのうちトウモロコシの平成19年産の市内における作付面積は約240haで、春・夏飼料作付面積の約26%を占めております。昨年、志布志地区の農業生産法人が国の強い農業づくり交付金事業を活用しまして、

トウモロコシの大型収穫作業機械の導入を図りまして、本市の作付面積の約3割を占める80haの作付けを行い、面積も一気に拡大しており、トウモロコシサイレージとして県内外の畜産農家に供給を開始しております。今年度は約90ha作付けしまして、約4,000tの収穫を見込んでおります。しかしながら、この法人が生産するトウモロコシサイレージの本市での利用は少ない状況であります。トウモロコシサイレージは濃厚飼料高騰対策の一環に通じるため、農協や畑かんセンター等の関係機関と連携しまして、昨年6月から市内の生産牛農家で給与実証を行っております。今後、調査結果を基に市内への普及・利用を推進することで、畜産農家の飼料コストの低減を図りたいと考えております。

飼料用の大麦につきましては、20年ほど前までは当地域でも栽培があったところでありまして。大麦は同じ秋・冬作のイタリアンライグラスと比較しまして栄養価が1.5倍と高い作物であります。収穫時期が5月上旬から中旬になるため、春・夏作の植付け時期と重なることや病気の発生が多いことなどから、今のところ秋・冬作については、3月から4月に収穫でき、病気も比較的少なく、収穫量も安定しているイタリアンライグラスへの転換を進めてきたところでありまして。

このような中で、今年度は新たな取組としまして、自給飼料の中で栄養価の高い飼料稲を水田の効率的活用と飼料自給率向上対策の一環として、実証を始めたところでありまして。

このように配合飼料の高騰に対応する形でトウモロコシサイレージや飼料稲の実証等を行っておりますので、この成果等も見極めながら、農家への普及推進と併せて、今後の濃厚自給飼料作付指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（立山静幸君） ただいま答弁を聞きますと、昨年6月からもうそういう研究もしている。そして、今年は稲作も作付けしているというようなことでございます。ぜひ、これを一般の畜産農家に普及させていただきますようお願いしておきます。

次に、(3)の借入金等の利子補給支援策と経営安定強化策に努力すべきではないかということでありまして、JAグループ鹿児島中央会長たちが畜産危機突破対策を知事や国へ働き掛けておられます。

知事へは、配合飼料の高値分を補てんする安定基金制度の強化策と、所得確保など経営安定化強化の実現で、畜産農家の生産基盤を維持するために必要な対策を行政も一緒に政府に働き掛ける要請であります。

各省庁や県選出国會議員などへは、飼料高騰の続く中、現行の経営安定対策を改定し、強化・充実する、いわゆる肉用牛肥育の現行マルキン補完の6割補てんを10割に引き上げること、また肉用牛子牛の補償基準価格の生産コストを賄える水準への引上げ等、抜本的な経営安定対策の確立を要請されたようでありまして。

JAの取組については新聞紙上等で情報を入手しておりますが、市長会とか町村長会等の行政の考え方、要請等の情報はさっぱり入手していないところでありまして。行政として、どのような取組をされているのか、また借入金等の利子補給支援等について、現在まで増頭や規模拡大をされた方々が多く、それなりの借入金も多いと考えております。これらに対して利子補給支援対策は考えておられないのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の畜産危機に対する行政全般としての取組、要望というものにつきましては、先日全国市長会が開催されまして、その中でも畜産危機に対する各関係機関の対応について、それぞれ要望をさせていただいているところでございます。

そして、本市における借入金等の利息補給支援策につきましては、飼料高騰対策としまして、国が創設しました家畜飼料特別支援資金に対しまして、県が今年度に貸付利息の2分の1を補給することに合わせて、本市も残りの2分の1を更に補給し、無利子化による農家支援を実施しております。

農家の経営安定のために、経営再建のために国が創設している畜産業経営改善資金に対しましては、昨年度、本市も県と同レベルまで利子補給を実施しております。

また、運転資金が不足している畜産農家を対象に、公庫資金の無利子資金の借入れ相談会を実施し、四、五件ほど申込みがあったところでございます。

経営安定強化策につきましては、昨年度まで実施しておりました畜産環境施設整備事業に新たにメニューを追加しまして、畜産生産基盤施設整備事業としまして、今年度新たにスタートしております。また、優良種畜保留導入事業や乳用牛・肉用牛の貸付事業についても、引き続き実施することで畜産農家の経営安定に努めていきたいというふうに思います。

しかしながら、最近の配合飼料価格の高騰は構造的な問題になっているため、国として支援していく必要があります。そのために、平成20年2月に、畜産危機突破に向けた畜産政策価格に関する陳情書、5月には畜産危機突破に向けた5月末追加対策に関する陳情書を農協と一体になって国に要望しております。

また5月には、大隅半島4市5町で構成する大隅総合開発期成会の総会で、配合飼料価格安定制度の強化を国に要望するという事も決定しております。

さらに市長としまして、本県選出の国会議員の方々へ機会をとらえて畜産農家の経営安定に向けた要望を随時しております。今後も様々な機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

そして、なお市としまして、更なる支援につきましては、国の追加対策等も見極めながら、畜産経営の安定が確保できるよう、利子補給等も含めまして支援策を検討してまいりたいと考えております。

○13番（立山静幸君） 今、答弁によりますと茶と同じく、今後の動向をにらみながら利子補給をしていきたいというような考えのようでございます。

もう12時になりましたけれども、もう一つ。

肥育経営安定対策貸付基金がありますよね。肥育農家の買い支え、肉の低迷による買い支えが原因ではないかということですが、志布志市のこの基金活用はどうなっているのか、答弁を願いたいと思います。

○畜産課長（中崎章文君） お答えいたします。

市の肥育基金の関係でございますが、総体といたしまして、1億2,000万円ほど基金としては準備いたしております。これにつきましては、先の3月議会で、1頭当たりの貸付について40万円から50万円に引上げの議決をいただいたところです。

そういった対策も講じながら、現在2年で1億2,000万円と、借受けをして2年後に償還というふう

になっていますので、おおむね1年間の運用が6,000万円程度というふうに見込んでおりますが、5,500万円程度の3月末の実行のようであります。おおむね予定している金額が使われているということでございますが、今後におきましては動向等を見極めながら、また必要によっては基金の積み増しというふうなことも場合によっては検討しなきゃならないのかなというふうには考えていますが、今後の動向を見極めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（立山静幸君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

○21番（上野直広君） 昼から一番でちょっと眠いですけど、頑張ってみたいと思います。

畜産のことに関しては3月定例会で私が一般質問をしたんですけど、その時市長が穀物飼料関係の自給率については難しいというような答弁でしたので、今日はちょっと色よい返事をもらったところなんです。それが分かっておればせんところだったんです。

今日の南日本新聞に、畜産・酪農対策の700億円の飼料高の追加支援対策が載っておりました。ここで新たに700億円規模の支援策の実施を決めたわけですが、これは加工原料乳の補給金単価の引上げなどが柱となっているみたいです。

牛や豚に、えさに配合飼料、2006年は1t当たり4万3,000円だったのが、2008年は4月から6月期に約6万3,000円と1.5倍に値上がりしております。飼料高、高騰が続いたことで、価格の変動を和らげるために基金の財源が枯渇し、農家の不安が高まっております。これは養豚農家から聞いたことですが、配合飼料の基金、配合飼料の価格安定制度のこの基金が、通常補てん基金というそうですが、3月末時点で1,000億円の不足を来している。例えば市中銀行から借り入れている状態ということです。今年、また今年度末で1,400億円になるような状況です。

こういう状況で、この前、新聞に載っておったんですが、配合飼料価格安定制度の支援金の廃止が載っておりました。これらのことについて、市長は御存じですか。前置きです。

○議長（谷口松生君） 質問を続行してください。

○21番（上野直広君） 失礼しました。本論に入ればよかったんですが、今朝、新聞に載っておったものですから、それを聞いてみたいと思ったものですから。

また、原油市場に投機マネーが流入しまして、6月8日でしたか、一日に10ドル上がったんです、原油が。それにつきまして、1バーレル当たり139ドルという再び高騰が続いております。この原因につ

いては、一番、中国やインドの新興国の台頭による食糧の増大ですね、新興国の食糧の増大。それと、バイオ燃料の原料として穀物需要の増大、地球温暖化などによる気候変動の影響、中東情勢が不安定になってきたことによるものです。

この資源高は景気動向指数C Iが50%を下回っていることを考えれば、しばらくは景気がじわじわと悪化している、長期化するというような状況です。この中で、例えば資源価格の高騰は近い将来改善するとは思えず、農家への影響が懸念されます。今日、一般質問で立山議員への答弁に支援策をいろいろ述べられましたけど、もう支援策だけじゃどうしようもないような時期に来ております。ということは、今までのやり方ではやっていけないと、例えば構造的な問題だから、すぐには解決できないだろうと思います。

そこで、こういう状況の中で、今、明るい話ですが、ロシアが大統領声明で穀物輸出規制撤廃を検討しております。ロシアは今、米国・カナダに次ぐ輸出国で、世界の総輸出量の1割、1,500から1,700万tにしていますが、輸出関税を40%と今しております。この関税40%の撤廃を検討したいという明るい材料もありますが、経済協力開発機構と国連食糧農業機関は、高騰する食糧価格は徐々に下落に向かうということもあるが、今後10年間は高止まり感が続くという予測を発表しております。10年間は、今3倍ぐらいになっている食糧の価格が大体半分ぐらいにはなるかもしれんけど、2倍ぐらいまではずっと、10年間ぐらいは続くというような予測を発表しております。

それで、飼料高は止まりません、長期化しそうです。このままでは多くの畜産農家は廃業に追い込まれます。ひいては我が国から畜産が無くなりかねません。今後も中国の経済成長によって、中国で食肉消費が高まり、飼料高騰は続き、海外に依存した畜産システムは続かなくなるだろうと言われております。市長はこの飼料高をどうとらえているのか、3月定例会ではあまり難しく考えていないようでしたけど、ここ3か月で相当情勢が変わってきていますので、再度お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の御質問にお答えいたします。

飼料の高騰が続いていると、そして本市については大問題だと、このことに対してどんなふうを考えているかということのお尋ねでございます。

飼料高騰の影響については、平成18年の工場渡し価格で1kg当たり43円ということで、エタノール需要等によりまして平成19年1月でkg当たり50円、10月には54円、20年1月で58円、20年4・6月で63円というふうに20円も高騰してきたということでございまして、このことは農家段階においては解決できない構造的な問題だというふうに考えるところであります。

肥育牛を例に取りますと、1頭当たり、飼料代の比較ですが、出荷までに約4,500kgの配合飼料を給与しておりますので、約9万円の増となっております。飼料価格補てんはあるものの、生産コストが上昇しているのが現状であります。併せまして、原油価格高騰が追い打ちを掛けている状況であり、いずれの畜種も同様の傾向であるところであります。

また、生産物の販売価格がコスト増加分を吸収できないような状況になってないということから、経営の悪化や先行き不安による飼養規模の縮小、あるいは廃業ということも考えられ、畜産農家にとっては危機的な状況であると。併せて、それらの関連企業が多く立地している本市においては、地域経済に

とりまして、非常に重要な影響を与えかねない憂慮すべき事態であるというふうにとらえております。

このため、これまで関係機関とも連携しながら政府に対して強く要請を重ねてまいっているところがありますが、今後は更なる危機感を持って、このことについては取組をしていきたいというふうにとらえております。

安定基金につきましては、担当に回答させます。

○畜産課長（中崎章文君） 先ほどの配合飼料価格安定制度の関係につきまして、お答えいたします。

議員仰せのように、本日の新聞等で政府、自民党等が今年度の追加対策を決定するというようなことで、最終的には本日決定の見込みであるというふうな報道がなされたところでございます。

その中で、配合飼料価格安定制度の基金につきましては、御指摘のように非常に基金が、資金が不足しているというふうなことでございます。この中で、今打ち出されている見込みとしましては、これまで20年4・6月期現在ですが、現在におきましては、前四半期分の4%を上回る分についても交付金の対象になっておりました。この分について廃止しようというふうな方針が出されているようであります。なお、過去1年間の上昇に係る分の差額については従前どおりに支払されると。ただし、前四半期分に係る4%については、これを廃止するというふうな方向でございます。

なお、基金の借入れ等につきましては、これまで900億円の借入れをするというふうなことで決定をみておりますが、今回の追加対策で、新聞等を見ても、非常補てん基金と農畜産業振興機構の方から、通常補てんに対しまして400億円から500億円の長期貸付を行うというふうな方針が示されておるようでございます。

以上です。

○21番（上野直広君） 配合飼料価格安定制度の4%のルールが発動の停止ですね。これに代わる支援策として、自民党は経営安定対策などに財源を重点的に配分するというようなことを言っておりますけれど、それは承知していますか。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの経営安定対策の関係でございますが、これも本日の新聞で見えておりますけれども、政策価格の関係すべて単価を引き上げるというふうなことが示されております。加えて、繁殖農家等につきましては、価格が1頭当たり、子牛価格ですが、40万円あるいは都道府県の平均価格のいずれか低い方を下回った場合につきましては、優良な種雄の精液を人工受精した場合、1頭当たり9,000円を交付するというふうな新たな取組も示されております。

それから、自給飼料の生産拡大、これにつきましては、特に北海道の酪農家というふうにしておりますが、当地域の府県に係る酪農家の支援につきましても、前回2月に示されました価格に対しての引上げというふうなことも示されておるようでございます。このほか、食品残さ飼料や自給飼料の改善を取り組む肥育農家等に対しましても、交付金の支払を検討するというふうなことです。

それから、養豚農家におきましては、配合飼料の削減に取り組む養豚農家を対象に、豚肉価格が地域基準価格を下回った場合に、出荷頭数に応じて1頭当たりで交付金を出すというふうな新たな支援が検討されているというふうなことが、本日最終的には決定するというふうなことで、経営安定対策ということで、それらのものが示されておるようでございます。

○21番（上野直広君） 政府のやり方として、価格安定制度の4%ルールの発動を禁止と。これは借金が膨大になるということで、そういう形にしたと思いますけど、それで経営安定対策に財源を打ち込むと。こうなった場合に総体的、全般的にみれば、経営者としては頭数を減らさなならんじやないかなと懸念もされますが、そういう点についてはお示しできますか。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの配合飼料価格に対する4%の廃止の財源、そのものを縮減し、浮いた財源について経営安定対策の方に振り向けるというふうな方針が政府、自民党のそういった検討、協議の中で検討されてきたところでございます。

個々の畜産農家にとりまして、それがどういった形で、明らかに貢献するかという分については一概に言えないわけですが、結果として、畜産経営における農家の方々が国の制度に基づき支援を受けられるというふうなことで、極端に廃止になったから経営を縮小しなきゃならない、というふうには一概には言えないんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしましても、国として畜産農家を守るための支援対策というものを追加対策として700億円を打ったわけですので、そのことによって農家が困るということは無いんじゃないかというふうに受け止めております。

○21番（上野直広君） 畜産農家にしてみれば、説明をよく受けていないというのが見受けられます。4%の発動を停止してなんで経営安定対策に持っていかないかんのかと、そういうことに不安を持っているような意見がありましたので、その点について説明がちょっとやっぱり足らんのではないかなと思いますので、機会あるごとに説明をお願いします。

次の問題ですけど、危機感を強める自民党は、総額1,871億円の畜産・酪農対策を決めた直後の3月下旬、同党内に配合飼料高騰対策プロジェクトチームを立ち上げ、追加対策の検討に入りました。これが今の追加対策じゃないかと思えます。主な検討項目には、配合飼料価格安定制度等経営安定対策、生産コストの適正な価格転嫁対策、自給飼料基盤の強化などを挙げております。

民主党の主な検討項目は、配合飼料価格安定制度や、生産費と販売価格との差額を補う戸別所得補償制度の創設などで、当面は既存の価格安定制度の見直しなどで乗り切り、中・長期的には自給飼料の増産を目指す方がいいというような意見を述べております。

両党とも問題意識の違いはほとんど無いようです。それで、ここで一致しているのが、自給飼料の増産には一致しております。ここで、自給飼料の具体策をどう考えているのか、それについてお願いします。

○市長（本田修一君） 自給飼料の具体策を、向上の具体策をどう考えているかということでございますが、肉用牛・乳用牛につきましては自給粗飼料をいかに確保するかということに尽きるということでございまして、現在の自給率を申し上げますと、繁殖牛の一般的な粗飼料給与率は90%、乳用牛の一般的な粗飼料給与率は50%ですので、栄養価換算での現在の自給率は86.7%であります。今後更に飼料が高騰した場合においては、トウモロコシの二回作付けを行うなどの対応によりまして、98.7%まで自給率を高めることが可能であります。

現在の取組状況について申し上げますと、栄養価の高い粗飼料確保のために、水田での飼料稲の栽培実証に取り組んでいるところです。また、市内の子牛農家がトウモロコシ栽培・販売に取り組まれている

ますが、昨年から市内繁殖牛への給与試験を行い、その結果を基に適正な給与体系等について関係機関で協議し、繁殖牛農家への情報の提供を行い、粗飼料コストの低減を図りたいと考えております。さらに、本年度はかんしょの裏付けを利用しまして、粗飼料の供給体制が構築できないか取り組むこととしております。併せまして、畑かんセンターを中心としまして飼料作物のワーキングチームにより、畑かんを利用した実証展示ほ場を市内3箇所に設置しまして、適期作付けによる増収効果の実証に取り組んでいるところであります。

このような取組状況、及び今後の取組を基に、自給率の向上を図りたいと考えております。

○21番（上野直広君） 3月の定例会時点は自給率の向上は難しいというような答弁でしたので、今回また質問したわけですが、地域によっては、志布志では5年前から、志布志の坂上造園ですね、元々は芝生産だったんですが、現在は加工用のジャガイモ・さつまいも・ケールの契約栽培に軸を移しているそうです。そこで、この会社はトウモロコシ生産もしております。2003年から畜産と酪農の飼料安定化のため飼料供給サービスを始め、250箇所、65ha、この4月から6万円/tを超える勢いだったトウモロコシが、同社の飼料だと2万5,000円/tと格安だということです。そういうのを2003年から取り組んでいるらしいです。

それで、私が3月時点で質問したのは、早めにということを言ったんですけど、市長の答弁が難しいというようなことでしたので、今回、またしたわけです。

また、飼料米についても、山形県の酒田市で、養豚農家が市内の地域全体で600haを確保し、年間に出荷20万頭すべてに必要な量の米を与えることを目指しているそうです。これは遊休農地を活用したのと、生産調整を活用して600haを達成するというようなことのようにです。同市内には1万haの水田面積があるそうですので、これを達成したいと。助成額としては、産地づくり交付金や県の助成などで、10a当たり4万4,000円、飼料米は平田牧場が1kg46円で引き取り、10a当たりの目標収量は540kgとして、販売価格と助成額を合わせて1反当たり6万8,840円の収入があるそうです。今年限りですが、生産調整面積を拡大したということで、今年限り国の緊急一時金として5万円も加わっているそうです。今後はこの5万円は無くなるわけですが、こういった米で育てる豚、これは特産品に持っていきたいということのようにです。こういう取組を市長はしたいということですかね。それとも。

○市長（本田修一君） 先ほどお話したのは、実験ほ場で栽培しているのは飼料稲ということでございまして、稲わらの供給をするというようなこととございまして。そういうようなことで、自給率を高めるための新しい取組ができないかということで試験をしているということとございまして。また、さらにかんしょの裏作を利用した粗飼料の供給体制も研究していきたいということとございまして、今、お話にありました養豚農家に米を供給するというようなことではないということとございまして。飼料米として供給するということを考えているわけではないということとございまして。

○21番（上野直広君） 市長が言われるのは、どのくらいの自給率向上につながるのか、そのへんのところは計算しているんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、現在86.7%の自給率だということで、今後様々な取組をしまして将来的に98.7%までの自給率を高めるということが可能だということとございまして。

ので、このあたりまで持っていきたいというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 90%以上の自給率に持っていきたいということですけど、それは肉用牛のことに関してですか、それとも。養豚とかブロイラー関係はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 鶏や豚ということにつきましては、現在配合飼料の依存率が100%近いということでございますので、その原料を調達するというのは非常に困難であるということでございます。

先ほどお話になりましたように、穀物、飼料米からということになりましたら、いろいろな障害があるかというふうに思います。そして、またトウモロコシをというような生産ということについても、我が市ではかなり生産費が高くつくということでございますので、消費者がそれを吸収する価格になるかということも考えられますので、現在ではそのことについては取組が考えられないということでございます。

○21番（上野直広君） 豚とかブロイラーについての取組は難しいということですね。だけど、コストの問題があるものですから、コスト以上に海外から来るものと国内で生産するコストの違いがあるということは、まだ豚とかブロイラー関係は配合飼料を買った方が安く上がるということですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員の方から例がありましたように、約6万8,000円の収入がある米というようなことでありますし、そしてさらに、これに一年限りで5万円の補助金が付いた形で栽培されて、やっとうにかこうにか採算が合うというような形であろうかと思えます。

そういうようなことを考えますと、現在でも輸入の穀物に頼った方が安い形で、豚や鶏についても飼料として供給できるというふうに考えます。

○21番（上野直広君） ということは、養豚とかブロイラーなんかは配合飼料を輸入するということですね。

結局そうなれば、肉用牛はほとんど自給飼料として確保はできるけど、豚とかブロイラーなんかは買った方が安上がりというようなことの答弁です。しかし、世界の食糧市場では在庫率が急低下しているんです。そして、その結果、価格は高騰して、この背景には中国やインドなどの新興国が経済発展して、もうおう盛な消費に対して生産が追い付かないような状態だといわれております。

そこで、世界の穀物在庫は取り崩されるという構図にあります。世界の在庫がほとんど無いということですね。調査によると、2007年度から2008年度の世界の穀物期末在庫率は15.3%ということですよ。2000年度は30%台だったそうですが、2008年度から2009年度も在庫率は15.5%にとどまる見通しです。ここ数年の穀物の高騰を、投機マネーによるマネーゲームと見る向きも多いようですが、これも一つの原因だと思います。だけど、人口26億人を抱える中国やインドなどの発展途上国が工業化によって猛烈な勢いで先進国を追い越そうという動きが始まったことが、結局穀物高騰の原因だと。投機マネーはそのときの要因であると、元々上がるのに、また上がったような状態で、投機マネーが下地で、なお上がったというような状況ですね。

この状態は長期化しそうです、原油にしたってそうです。肥料にしても、農業資材にしても、相当な高騰が続いていきます。今まで市長が施政方針で述べられている農業政策、これと今後の世界やら日本の状況は長期的に対応できるかと。そこで、市の農業政策を明確にすべきじゃないかと、施政方針だけ

で済むのかどうか、その辺のことについてお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年の冬ぐらいから、急速に原油が高騰してまいりまして、そして、それにつられて資源も高騰してきているというような状況でございます。特に、資源につきましても、様々な資源が投機筋によって高騰されているというようなことが伝えられておりまして、現にそのような形で価格がどの分野においても上がってきているというようなことであるようでございます。

しかしながら、私どもの地域で産出されます一次製品の価格については上がらないと、むしろ低下の傾向にあるということ、そのことは今年に入りまして春先以降更に顕著になってきているということにつきましても、本当に極めて重大な局面だなというふうには認識しているところでございます。

しかし、その状況がいつまで続くかというような見通しについても誰もまだ立てられないというような状況でございますので、私どもとしましては、従来から進めようとしてきております農業振興政策、そして今朝ほども、今、議員の方から新聞記事等で紹介があったように、政府、自民党で出されている新しい緊急対策というものと併せも

って、市の農業振興政策、あるいは、すべての分野の産業の振興政策についても再考しなきゃならないというふうには考えているところでございます。

今現在、考えている農業政策につきましては、現在の畑かんの受益面積が4,000haでございますが、このうち飼料作物1,480haで夏作年1回、冬作年2回で刈り取る場合の収量が6万9,870tということでございまして、この粗飼料の生産がかん水によりまして、その効果が10%プラスになってきているという結果が出ておりますので、この粗飼料の生産につきましては、面積一定にした場合6,990tというものの増収が見込まれるということでございます。

飼料の自給率につきましては、この分で86.7%から92.1%まで高まるということでございます。残り8%につきましては、トウモロコシの2回作付けへの転換、かんしょ裏作の飼料作付け、飼料稲の普及や子牛農家が販売しているトウモロコシサイレージの利用等を関係機関と連携しながら推進し、粗飼料の自給率を高めていかなければならないというふうに考えております。

現在の農業政策のうち、肉用牛についての取組についてはそのようなふうに考えているということでございます。

○21番（上野直広君） 私は農業政策の構造改革、議会初日の時に国保税のあれもあったでしょう、結局1億円ぐらい給付ができなかったと。そういうのを5月に分かって6月の定例会にできるわけですから、そういうことを5年前か6年前から分かっているはずなんですけど、政府の方針だろうと思えますけど、こういう政府が半年前、1年前の方針を示さんというのがおかしいんですよ。

それで、こういう畜産関係とか農業政策関係はもう10年前から分かっているわけですから、国保税だって、もう少子高齢化で人口構造は逆三角形になっていることは分かっているわけですから。それはもう前もって準備しておかないかんはずなんですけど、もう急激にまた対応しなくちゃいかんというようなことです。それで、政治というのはその場当たりで対策を組むんじゃなくて、5年先、10年先を見通してある程度やっていかんな何事もうまくいかないと思います。それが100%いくということはないです

けど、国保税やってん逆三角形の人口構造というのは前もって分かっておったわけですから、こういう時期が来るというのは分かっておたら対策を前もって取っちゃかないかんやったわけです。

今度、農業政策であっても、もう10年前から分かっているのに、今ごろ構造改革をしたって実際はもう遅いんです。市長は、今言われるように、構造的な問題と言われますけど、構造的な問題だから構造改革を。それが来年はさっと消えるんであれば話は分かりますよ。ところが構造的な問題であれば、ここ3年、5年続くわけですから、10年そうです。そのことに対して政策を、構造を変えていかんな今までのやり方じゃやっていけないということです。だから、そこを聞いているんです。

それで、今輸入穀物の話をしましたけど、自給率は畜産飼料が25%ということですが、この輸入穀物を栽培面積で換算すれば1,200万haになるそうです。国内全耕地面積の2.5倍になるそうですので、日本では当然今の畜産飼料の生産はすべて確保でけんということです。そういう点で、結局私が言っているのは、50%以上は確保できるようになった方がいいんじゃないかと思って質問しているわけです。

それを成功させるためには、やっぱり財政改革、おととい議会初日に言われましたけど、しっかり農業も、農業構造改革なんです、同じなんです。世界の状況、日本の状況は変わってきたわけですから、それに対応していかんないかんわけですから。それで、財政改革ばかり唱えても、もう結局社会とか世界は変わっていくのに、それに対応できんわけですから、農業構造改革もやっていかんないかんと思っているものですから質問しているところです、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、今回の原油の高騰につきましては昨年の末以来急激に上がってきたことでありまして、このことについては誰にも予測できなかったものではなからうかというふうに思っております。普通、物は需要と供給というような観点から相場は決まるというようなことになっておるようでございますが、例のアメリカのサブプライムローンの問題で、その金融資産が一気に投機筋に向かったという流れから、様々な分野での投機が図られて、そして世界で、各地で資材が、原油が上がってきているというような状況で、世界経済が混乱しているというようなことにならうかと思えます。

先ほど議員がお話になられました中国、あるいはインドが経済発展いたしまして、それらの方々が食糧輸出していた構造が輸入の構造に変わってくるということについては見通しを立てられて、そのような経済政策、農業政策が取られていたというふうには私は思うところでございます。そのような観点から、私どもの地域につきましては、農業振興を更に進めるべく、畑かんというものが導入されておまして、このことが今ようやく構想以来30年かかって営農が本格的に始まろうというようなことになるわけでございます。

このことは、多分長期的な観点に立った食糧政策に基づいた事業ということにならうかと思えますが、今お話になられた現在の、現下のこういった急激な環境変化についてということについては、その場しのぎというとおかしいですが、後手後手になってしまっているということは否めないということになります。今後も更なる高騰があるとすれば、またその都度、その都度対策を打っていかねばならないということにならうかと思えます。

そのようなことから、現在、今お話しておりますように、この地域での畜産に対する、肉用牛に対す

る自給率の向上はどうするのよといったことでは、今お話したようなことで私どもの地域では対応していき、今の急激な環境の変化について乗り切っていきたいというふうに考えるということ述べたところでございます。

○21番（上野直広君） 私の言うことがちょっと市長は分かっているんじゃないんでだろうと思います。昭和48年当時、それと第二次石油ショックは昭和54年でした。その時もやっぱり原油が倍ぐらい上がりました。その時は、給料も上がりました、農産物も上がりました、何もかも上がってバランスは取れたんです、54年と48年は。今回からは取れないんです。

結局、原油は上がる、食料は上がる、給料は維持か下がるかでしょう。それと、農産物は上がるかと思えば、農産物は上がるどころじゃない下がる。ここに構造的な問題が出てきているんです。従来どおりじゃ、もうちょっとやっていけないと。農家もおそらく、来年まで続けば悲鳴を上げるんじゃないかと思っております。その長期的な、構造的な不況だから来年も続くと思います。だから、足腰の強い市の財政基盤と、足腰の強い農業を目指すためには、やっぱり構造改革しかないだろうと思います。そこを私は市長に言っておるんです。

私たちが江戸時代が明治時代になった時のように、ぐりっと変わるような今の世代です。今はなんとか借金して維持しているんですけど、このままずっと借金してやっていけるわけではないです。政府も支援策でいろいろ何百億円と追加支援しているんですけど、それが来年も再来年も続くとは限りません。だから、地方分権のように地域のことは地域でやっていかなくちやならんから、その下準備だけはしちよかんないかんじゃろうと、私は思っております。それができなければ、もう道州制になるでしょう。今の、合併後の市が維持できないような財政状況になってくれば、もう道州制にならざるを得んですよ。でも道州制にはなりたくないとも思っていますので、なんとか志布志市は農業のまちですから、農業の基盤をしっかりと構造改革してやっていくべきじゃないかと。

支援策はいいですよ、それがずっと続くんだったらいいんですけど、そう何年も続くわけにはいかんですから、その点のところをよく調査して、勉強して職員とともにやってもらいたいと、私は農業政策にはそう思っております。私は農業政策のプロではありませんので、素人ですので詳しいことは分かりませんが、食の安全とか安心して国産の小麦も、これも非常に需要が多くなってきております。それに対応していかないかんやろうし、そして大豆も国産の需要拡大が大きいというような状況になってきております。トウモロコシは国内の総需要量は1,650万t、ほとんど100%輸入しています。これはほとんどアメリカに頼っていると。

このトウモロコシというのは海上輸送で高くなるらしいです。原油の方が、燃料の方が高くつくらしいです。それで原油が下がってくればトウモロコシも下がるというような状況になります。だけど、そんなことを当てにしておってはいけませんので、やっぱり志布志市は志布志市のちゃんとした農業政策をやっていくべきだと思いますので、今までのことで対策をその都度その都度していくのはいかがなものかと思えます。再度お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産の関係でいけば、肉用牛の方は先ほど言いましたように自給飼料を増やしていくということをお

話したところですが、鶏や豚というものにつきましては配合飼料に100%近く頼っているというような現状でございます。そのような畜産のえさを、この地域で生産できれば望ましいということになるとういうことでございますが、現在の段階では、とても国際的な価格に太刀打ちできる形で生産できないというようなことでございます。それはほかの農産物についてもそういうことで、なかなか農産物自体は上がらない状況ということは、今現在では輸入農産物等の価格競争で、そういったことで低位で推移しているというような状況でございます。

しかしながら、今お話がありますように、長期的な観点でいけば必ずまたそういった農産物、輸入される農産物についても上がるんだということは予測されるところでございます。私どもは、私自身30年、40年、農業という現場を見てきておまして、その場ではいつか国内産が見直されるんだという励ましの言葉をいただきながら農業を維持してきたというような経緯があります。

そのことが、なかなかそのような場面に至らないという形で現在来ているところでございますが、現在の状況を見てみますと、ひょっとすると国産ですべて賄わなければならない時代というのが、もう目の前に来ているのかなということも考えられるということでございます。今、お話をいただきましたことを私どもは十分参考にさせていただきながら、今後の農業政策に、転換できる農業政策に取り組みさせていただければというふうに思うところであります。

○21番（上野直広君） 世界の食糧在庫が調査をしても少ないわけですから、いずれ品物が来ないというような状態になるかもしれません、来るかもしれません、それはもう予測ですから、100%は分かりませんので、今後農業政策に全面的に取り組んでもらいたいと思います。

次に、教育振興についてお尋ねいたします。

これは、教育振興は、日本は資源が無いです。あるとすれば人間だけです。それで、経済的にこういう状況が続くとなれば困ります。だけど、人間がなぜ日本を支えているかといえば、結局は日本が技術国ですから、製造業が強いもんですから、それで稼いで国を維持しているわけです。地方もそのため交付税をもらったりしてやりくりしているわけです。

こういう状況の中で2006年でしたか、経済協力開発機構が、昨年ですから2007年ですね、57か国・地域の15歳、約40万人を対象にした生徒の学習到達度調査で、日本の高校1年生ですので教育長はもう範囲外だろうと思いますけど、その前がありますので質問するわけですが、前回、2003年に調査があったそうですが、この調査は読解力と数学的応用力、科学的応用力の3部門に分かれているということです。これが、2003年に比べて読解力が14位から15位に下がったということです。数学的応用力が6位から10位に下がったということです。科学的応用力も2位から6位に後退したことが判明しております。

この学習到達度調査は義務教育の段階で学んだ知識を実生活で活用する能力を評価するテストで、出題は回答を導き出す課程や概念の理解を重視しているテストであります。日本を含め教育改革の指標とする国が多いと言われておりますので今回質問するわけですけど、この2007年度の学力調査で日本の15歳の学力が落ちている原因というのは何だったか教えてもらいたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御質問は、人的資源国である日本の学力がはたしてこのままでいいのかと、大変議員御自身も憂いて

おられるようでございますが、教育の根本にかかわる学力の問題についての御質問でございます。私も携わる者として大変関心を持っている問題でございます。

経済協力開発機構、OECDの学力調査、これはまた一方でOECD生徒の学習到達度調査、略してPISA調査などと呼ばれておりますが、今議員御指摘のように、この調査は読解力、それから数学的なリテラシー、応用力、科学的なリテラシー、科学的な応用力、この三つの分野から調査がされております。57か国から40万人の児童、15歳児、つまり高校1年生が参加した調査であります。

そして、これは2000年、2003年、2006年とこれまで3回実施されておりますが、これも今議員御指摘のように、その回を追うごとに日本は順位を下げているのであります。57か国中で、読解力でいいますと15位、2006年、それから数学的な応用力で10位ですか、そして科学的リテラシーは6位と、こういうふうに経過をしてきているわけであります。

その原因についてということでございますが、この原因はなかなか一義断定的には申し上げられませんが、マスコミ等では単にゆとり教育の弊害と、こういうふうに報道した向きもございます。しかし、私はむしろそのことよりも、いわゆるゆとり教育の理念が正しく理解されずに未消化のまま様々な教育実践が行われてきたことにあるのではないかと、こういうふうに考えているわけであります。そのほかには価値観の多様化、あるいは少子化などであります。さらには生活の豊かさというんでしょうか、そういうものがマイナスに作用いたしまして、いわゆるハングリー精神が喪失したというようなことも言われておりますし、学校では確かにゆとり教育ということを行いましたので、授業時数が削減された。あるいはまた一方では、あまり勉強しても意味はないんだよみたいな不勉強を督励するような教育的な批判とか、あるいは学歴が生活を保障しない、つまり高校・大学はすでに全員入学に近いというようなこと、ことほどさようにそういうものが複合・脱線的に作用した結果がこういう結果を招いたのではないかと、私は原因として考えているところでございます。

〇21番（上野直広君） 今、教育長がゆとり教育と言われましたけど、文部科学省はこういうのは使ったことがないと言うような記事が出ていましたけど。文部科学省のいうことは、確かな学力、豊かな心、健やかな体と、自ら考え、判断し、行動できる力を合わせて生きる力と言っております。これがゆとり教育だと、文部科学省は言っております。

そこで、私たちもゆとり教育、ゆとり教育と言うものですから、あまり勉強しすぎかなと思ったりして、考えたりして、あまり日本人は勉強しちよっちゆどん、この学力調査を見れば低下しているものですから、日本は人的資源しかないものですから、これはなんとかせんないかんやろうと教育長の考えを聞いてみたいと思ったところです。

そこで、いろいろ考えられますけど、日本は、生徒に対する調査では、科学に役立つと考えたり、科学に関心を持ったりする生徒の割合は、OECD加盟国平均を大きく下回っております。科学は楽しいと思ったり、テレビや本など、日々の生活で科学に触れたりする生徒の割合も、参加国中最低レベルです。今、日本は技術国で製造業は強いですけど、科学関係の職務に就きたいと考える生徒はOECD加盟国平均で25%らしいですが、各国の平均が、日本はわずか8%であると。ここに科学離れ、技術離れというのがあるんじゃないかと、私は思っております。

そこで、ここ日本は技術立国、技術創造立国ですか、政府が唱えているのは。それが、反対の方向に行っているんじゃないかと考えたものですから。ここで、今年度はこの状況を踏まえて教育基本法の改定が大体決まるわけですけど、その今までの反省を踏まえて改定基本法というのができたものかどうかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この教育基本法は平成18年第165回の臨時国会で可決されまして、平成18年12月22日に公布・施行されているところでございます。これは、昭和22年に制定されました旧法の普遍的な理念は大事にしながらも、道徳心、それから自立心、それから公共の精神など、まさに今求められている教育の理念についての規定をしていると、私どもは理解しております。

このことにつきましては、これはまさに個人の考え方や、あるいは心の中に立ち入ることになるのではないかという意見もあるようではございますが、これまで日本人の心の中に自然な姿で培われてきたことを、もはや法律に定めなければならないような時代となってしまったと、そういう一面を物語っているのではないかなととらえている気持ちもございます。

その中に、実は幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養うと、こういうふうに述べられておりますので、このことが今議員のおっしゃるような学力の定着や向上に関係していると考えておるところでございます。

ところで、2006年のOECDの学力調査の結果は、御指摘のように、この教育基本法改正とほぼ同じ時期に行われておりますので、結果が改正に直接かかわったかどうか確かなところは定かではございませんが、今後施行が予定されております新しい学習指導要領には理数教育、御指摘の理数教育であります。あるいはまた言語活動の充実のための授業時数の増加等も盛り込まれているようでございます。私ども教育委員会といたしましては、今後とも幅広い検討を重ねまして学習指導要領を踏まえながら具体的な対応を工夫する中で、本市の児童・生徒の学力向上に努めてまいりたいと、こういうふうにございます。

○21番（上野直広君） 今年度、学習指導要領改定が行われるようですけど、その特徴をちょっと述べられましたけど、具体的にちょっと教えてください。

○学校教育課長（山口幸彦君） 失礼します。

学習指導要領の改定についてのお尋ねでございます。今回の学習指導要領改定の基本的な考え方につきましては、先ほど議員も御指摘がございました生きる力の理念の共有ということが、まず1番目に挙げられるようでございます。生きる力という概念が先の学習指導要領の中でも言われてきたわけですが、その内容について教育関係者そのものがまだまだ共有が十分でなかったために理念の実現に向けて不十分であったということで、基本的な考えについては前回の学習指導要領の考えと同じというようなことでございます。

2番目に、基礎的・基本的な知識・技能の習得ということが言われているようでございます。授業時数が増えるということに戦後初めてなるようでございますけれども、これまで授業時数がどんどん減ってきましたけれども、改めてまたこの期の子供たちに必要な時数を調査し直したところ、授業時数を増

やして、必要な知識・技能等を身に付ける必要があるということで改定がなされております。特に、読み書き・計算等の基礎的・基本的事項につきましては、小学校低学年での体験的理解や繰り返し学習等を重視するなどの学習の基盤を構築していくことが大切であると言われていたようでございます。また、重点的な指導、繰り返し学習といった指導法の工夫等が更に充実されることが求められているようでございます。

3番目に、思考力・判断力・表現力等の育成についても、今回重視されているようでございます。知識・理解的な要素については付いているが、その応用にかかわる力が不十分であるという先ほどの調査等の結果を踏まえ、思考力・判断力・表現力をはぐくむための、例えば理科の学習等の中で観察や実験等を重視したり、社会科等の中でレポートの作成や論述等を重視する学習活動を発達段階に応じて十分発揮できるよう充実させるということが言われているようでございます。

さらには、学習意欲の向上、それから学習習慣の確立、さらに豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実等が内容として盛り込まれ、先ほど申しました、それを元に必要な学習時間の確保ということが盛り込まれているようでございます。

以上でございます。

〇21番（上野直広君） この改定はゆとり教育の見直しじゃないということですね。その点、授業時間数が増えたと。このため、増やしたことで、条件整備関係が求められております。いけば教員を増やしたり、学校と地域の連携のため助成をしておりますね、50億円ほど。

こういったことに合わせて、どう説明、地域との連携をどう図るのか。その点についてちょっと教えてもらいたいと思います。

〇教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

国におきまして、指導する先生方を増やしていこうという動きも今御指摘のとおりでございます。また、一方では、先生方の指導力を向上させようというひとつの試みもまたやらなきゃならないということもございます。

そういうことを含めまして、国といたしましては定員増ということ、文部科学省としては財務省にしきりにお願いしておられるようでございますが、なかなか昨今の経済状況等々から、そんなに人的配置がままならないようなことを、私どもは報道でしか分かりませんが、伝え聞いているところでございます。

そこで、それぞれ全国都道府県・市町村におきましては、本市もそうでございますが、財政担当課等をお願いいたしまして、私どもは市独自の指導力不足教員を支えたり、あるいは補助教員を配置していただいたりということで、大変私は、御本人を目の前にでございますが、本田市長の教育に対する御理解は、私はそれぞれ聞いていただいておりますので、他市町に比べてそんな色なく配置はいただいております。

ですから、今後また、まだまだ手当てをしなきゃならない、100%ではございませんので、そういうところには市独自でできるところは補っていただくと。あるいはまた、放課後児童教室等々につきましても、今現在やっている学校もございますので、そういうものの拡充、それから特別支援教育支援教員

の配置というようなことも、また厳しい財政は分かっておりますけれども、お願いすべきところは曲げてお願いいたしまして、教育の充実に努めてまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 前回改定で削った学習内容も復活させていますね。今答弁の結果、過剰負担の心配はないかということですが、そういう措置は考えられたのか、その点についてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） よく、ゆとりと、それから詰め込み教育の相反する二つの理念をもって議論されることがございますが、私はやっぱり必要に応じては、言葉は言いすぎ、乱暴な言い方になりますが、詰め込むときは詰め込むことも必要だろうと。しかし、また一方では子供たちにゆとりを与えて考えさせる、あるいはまた自由に表現させるということもないといけないと。だから、教育はやはりバランス感覚だと、かねがね私は思っているわけでございますが、もうゆとりが良いから、それいけ、もうゆとりは駄目だから、さあ詰め込めと、こういう二極相反するような教育論では教育は決して実を結ばないだろうと思っております。

ですから、できる限りにおいて本市の教育におきましても、十分運動をする時期は運動をしてもらって、あるいは勉強するときは集中的に勉強してもらってということを経験の度々に申し上げているところでございます。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 今、ゆとり教育が出ましたけど、教科の授業に対しては知識習得型ですね。それで総合学習が課題探求型になりますけど、その両者を別々に考えるのか、同様に考えるのか、その点についてお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

これは二つまったく両極にあるものとはとらえておりません。やはり総合的な学習の時間に命の尊さを学んだり、あるいはまた機能・構造、あるいはまた稲の、あるいはまた農作物の取り入れ方、あるいはまた生まれ方、大きくなり方というようなものもまた生物的な、理科的な学習も学ぶでしょうし、そういう両方相まって、これは学習がなされて、そして人間的に成長していくという形が総合的な学習の時間の設置理由だろうと思っておりますので、こちらはこちらで、あちらはあちらでという相反する、あるいはまた両極端に位置するものではないと。お互いに相互作用しながら人間的形成を目指すものが教育だろうと、こういうふうと考えております。

○21番（上野直広君） バランスが重要であるということですね。

もう一つお伺いいたしますけど、今回いろいろ内容が増えた関係で、学校週五日制の限られた時間で足りないという意見もありますが、その点についてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

これもまた同じように、学校週五日制が元々生まれた根拠というのがいろいろとあるわけでございますが、これを再びまた週六日制に帰すのか、あるいは時間数を増やして1日の学習時間を、例えば小学校なら小学校で7時間授業、あるいは中学校では8時間授業みたいなことをやっていいのかということ

になりますと、これはまた極論だろうと思っております。

そうすると、当然また先生方も増やしていかなければならんということも出てまいりますので、私は今現在週五日制、その根本に、なぜ週五日制を設けようとしたのかということの根本に立ち返り、そしてまたできる工夫をしながら、この制度の中で詰めていかなければならないと。また、市町村におきまして、あるいは国におきましては、夏休み・冬休みを短くしてもいいんだよみたいな考え方も出てきているようでございますので、これなどもまた研究に値することではないかなと思っておりますが、またまた学校長等とも話し合いをしながら、研究課題として挙げていってみたいと、こういうふうに考えております。

○21番（上野直広君） ということは、今度は指導要領で一応達成できると、100%はいかなくても、ある程度は前回より良いということですね。

○学校教育課長（山口幸彦君） 今お尋ねの週五日制につきましては、御案内のように学校は、私も土曜日は午前中行った時代の小学生でございましたけれども、以降世の中の変容によりまして、週五日の中で子供たちは学習をしというようなことになってきたことは御案内のとおりでございます。

今回の改定によりまして、週五日制は堅持されるであろうというふうに考えているところですが、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得や、繰り返し学習の時間の確保のために、小学校・中学校の学年によっては現在の時間割枠に週の中で、1時間ないしの時間を増やすということにはなるといふふうに考えているところでございます。そういう方向で今改定がされているというふうに聞かされております。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 最後になりますけど、私が前、学校運営協議会というのを言ったことがあります。これは文部科学省が導入している政策ですが、この中に、文部科学省の中で今まで取り組んできたのが、小中一貫教育や中高一貫教育、学校選択制、学校運営協議会、副校長・主幹・指導教諭制度、そういうのが今まで導入されてきております。

私が前回質問したのは、学校評議員では物足らんのじゃないかと、学校運営協議会の方がいいんじゃないかと考えて質問したわけですが、ここで文部科学省が導入したのに学校評議員というのが無いものですから、その点についてはどうなんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校評議員会というのは24校すべてに設置されております、本市でも。ただ、それに、今御質問がありました学校運営協議会というのをもう一つ作ったらどうかというのが文科省の一つの助言、提言なんです。

これは学校評議員よりも更に権限を持たせて、学校の運営、文字どおり運営にも反映できないのかという方策でございます。しかし、これも実際に運営協議会というものを導入した場合の、これまたバランスであります。メリット・デメリットを考えたときに、学校長が学校を運営するときに、しやすいようにという学校の経営責任者としてやろうとするときに、運営協議会なるものが、かえってひいきの引き倒しみたいな形になってしまうという、校長といたしましては非常にやりにくさるうというよう

なことも考えられます。

ということで、私どもといたしましては、現在学校評議員会が設置されておりますので、いろいろな問題については遠慮なく、その学校評議員、PTAでもない同窓会でもない、第三の委員会、評議員会ということでございますので、そういう方々に遠慮なく相談をし、そして助言をいただきながら学校運営の一つの手本、あるいはまた手掛かりとして学校運営をやってくれということは申しております。

ですから、今後また、この学校運営協議会というものを設置が必要であれば、必要な時が来るのか、あるいはどうしても本市において設置しなければならないような事態が発生するのかどうか分かりませんが、私は今のところ評議員会で十分足りていると、こういうふうに判断しているところでございます。もう少し、また実際この運営協議会を設置している市町村があれば勉強してみたいと思っております。

○21番（上野直広君） 学校評議員は校長に絶対の権限があるわけですね。だから、今後の学校運営として、やっぱり家庭と地域も連携しているわけですから、そういう関係上、やっぱりある程度の意見は通すべきじゃないかと思ったものですからもう一度質問したわけです。それがもの見事に外れましたけど、今回は考えるということですので、よろしく願います。

最後ですけど、今、日本は資源国ではありませんので、もう世界的に資源が枯渇しております。それに人間しか資源が日本はありません。人をいかに成長させて、日本人として育てていくかということは、学習調査でも分かるように、他国より現状維持なら良いですよ、下がっていくことを考えれば、やっぱりなんらかの原因があるんじゃないかと思っておりますので、今後はぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、上野直広君の一般質問を終わります。

ここで50分まで休憩いたします。



午後 2 時 36 分 休憩

午後 2 時 51 分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、15番、長岡耕二君の一般質問を許可いたします。

○15番（長岡耕二君） 今日の最後の質問になりますが、同僚議員も疲れた、眠いという意見を聞きましたが、それなりに、我慢をしなくて気楽な気持ちで、時間もたっぷりあるような気がしますのでやらせていただきたいと思います。

それでは、早速二つの項目について質問させていただきます。

まず、農業振興についてお伺いいたします。

本市の基幹産業である農業がかつてない危機にさらされている。皆さんもマスコミで報道され、耳に

され、お分かりのことだと思いますが、個々の農家だけでは対応できぬほどの厳しさがあります。いろいろな作物の中でも、志布志市の基幹作物である三つの作物を取り上げて質問させていただきます。

畜産農家の今のおかれている現実、世界的な飼料の高騰、生産物の価格の下落、各資材の高騰など、様々な問題を抱えているのが現実であります。本市の対策をどのように考えているか、まず伺います。

また、全国に誇るお茶の生産地となり、30年ぶりの価格の下落と聞いておりますが、近年にはかなりの投資がされて、お茶農家の方々が大変対策に苦慮されていると思いますが、その対応を伺います。

また、本市のピーマンはブランド産地として多くの農家が経営され、燃料の高騰によるピーマン農家の対応をお伺いいたします。

次に、農家の皆さんが相談に行かれる場所は、例えば、松山の農家の方は松山支所の産業振興室に相談に行かれると思います。また、志布志の農家の皆さんは志布志支所の産業振興室にお伺い、相談されると思いますが、今、支所の産業振興室周辺の人事というものを考えたとき、今の職員の体制で大丈夫かということをお伺いいたします。

次に、学校給食についてお伺いいたします。

新しい給食センターの運営がスタートするわけですが、近年、食育に取り組む効果が出ており、児童・生徒のいる家庭での食への考え方が大きく変化している中、センターの役割は期待も大きくなると思われれます。学校給食センターの運営の中で食育をどのように考えているかお伺いいたします。

また、新しい給食センター利用の食に対する教育も効果的だと思いますが、どのように考えておられるかお伺いいたします。

我がまちは食糧生産地域であり、豊かな農畜水産物が生産され、この地元の農畜水産物の利用を更に進めていく方策は考えられないかお伺いいたします。

次に、食の安全性が問われている現在、大量の食材を取り扱う給食の提供を含め、どのような管理をしていかれるかお伺いいたします。

外部からの食品の毒物・異物の混入など、職員のいないセンターの夜間の管理を含めた危機管理対策を万全に考え、されると思いますが、その手法などをお伺いいたします。

誠意ある答弁をお願いいたします。あとは一問一答式で質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の質問にお答えいたします。

まず、はじめに農業振興の中で、厳しさを増す農家への対応ということで、飼料高騰による畜産農家への対応についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

配合飼料の国内価格は、中国やインドなどの経済発展や世界的なバイオ燃料需要の増大によりまして、一昨年秋以降上昇を始め、今年4・6月期にはt当たり6万2,800円となっております。上昇前の4万3,300円に比べ1万9,500円の高騰となってきたところでございます。

このうち飼料価格安定制度により20年第一四半期はt当たり1万500円の補てん金が交付され、農家の実質負担額はt当たり5万2,300円というふうに軽減されていますが、農家負担額はt当たり9,000円増となっております。今後においても、この価格上昇の傾向は続くのではというのが専門家の見方であ

ります。

現行の飼料高騰への対策としまして、昨年度、国が創設しました家畜飼料特別支援資金に対しまして、県が今年度貸付利息の2分の1を利子補給することに併せまして、本市も残りの2分の1を更に利子補給し、無利子化による農家支援を図ったところであります。

国におきましては、このほか20年度の緊急対策としまして、1番目に肥育牛生産者収益性低下緊急対策の実施、2番目に地域肉豚事業に係る基金を活用した緊急経営対策の実施、3番目に都道府県酪農緊急経営強化対策の実施、4番目に家畜飼料特別支援資金の融資限度額の拡充、5番目に畜産酪農生産性向上のための個人向け補助付きリース事業の創設等により支援をしていくこととされております。

また、本市においては畜特資金の借換えや農林公庫への要請を行い、資金相談会を開催し、無利子資金活用推進も展開したところです。このほか、構造的な問題でありますので、関係機関等とも連携しながら政府・与党に対しまして、20年2月は、畜産危機突破に向けた畜産政策価格に関する陳情書を、先月は、畜産危機突破に向けた5月末追加対策に関する陳情書を、いずれも志布志市長名で行うとともに、大隅総合開発期成会においても配合飼料価格安定制度の強化を国に要望することを決定しております。加えて、機会あるごとに本県選出の国会議員の方々へ要請を重ねているところであります。

このように、畜産農家への対応につきましては、国に対して支援対策を講じるよう強く要請を重ねてきております。新聞報道によりますと、本日700億円の追加対策が決定されるとのことであり、今政府として取り組める最大限の支援対策が示されるものと期待しております。

なお、市としましては更なる支援につきまして、国の追加対策等も見極めながら、畜産農家経営の安定が確保できるよう利子補給を含め、支援策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の価格下落による茶農家への対応ということについてのお答えでございます。

先ほど立山議員の質問の中でもお答えしましたように、今年度は一番茶の平均価格が昭和53年以来30年ぶりの安値ということになりまして、茶生産農家におきましては、本当に生産意欲を失うような価格で厳しい情勢が強いられているということでございます。

しかしながら、これらの厳しい状況を生産者・関係機関一体となって、組織を挙げて良質茶生産に取り組み、乗り越えていかなければならないと思います。そこで、市としましても、特に生産農家の経営状況の把握や融資を必要とする対象者の把握に努め、経営指導を含め、経営の安定が確保できるよう利子補給等を総体的に検討いたしまして支援をしてまいりたいと思います。

3番目に、燃料高騰によるピーマン農家への対応についてお答えいたします。

ピーマンに使うA重油価格につきましては、平成16年度、0当たり48.3円であったものが、平成19年度最高値は0当たり77.9円というふうになり、平成20年度は0当たり96.6円となりまして、平成20年6月1日現在については0当たり111.8円ということで、平成16年度に比べると2.3倍でありまして、平均的なピーマン農家の経営においては285万7,500円の経費の増加となっており、深刻な問題となっております。

現在、燃料高騰によるピーマン農家への対応としましては、平成17年度から18年度に国庫事業の施設園芸原油価格高騰緊急対策事業で、1番目に多層被覆装置、二重カーテン・三重カーテンでございます

が、これをすると。2番目に多段式サーモ装置の設置、3番目に循環扇の設置、4番目に排熱回収装置の設置を行い、ハウスのエネルギーの効率を高め、暖房コスト削減に努めています。

また、今年度においても、県単事業の施設園芸原油価格緊急対策事業によりハウスのエネルギー効率を高めるための施設整備を実施し、施設園芸農家の経営安定、生産安定を図っていくとともに、重油以外の燃料による加温機の導入やハイブリッド環境システムによるランニングコスト、CO₂排出量の低減を検討しているところでございます。

今後につきましても、温暖な志布志市においては地の利を生かし、更なる品質向上による他産地との競争力の強化、ピーマン農家の懸命な省エネ技術対策による重油コスト削減、経営面積の拡大、反収の向上を図ることで産地の維持、拡大に努めてまいりたいと思っております。

しかし、今日の燃料高騰による厳しい経営状況を考えたときに、市としてもお茶農家同様、生産農家の経営状況の把握に努め、経営の安定が確保できるよう利子補給等を研究し、支援してまいりたいと考えております。

次に、各支所の職員の減少の中で、職員体制はこのままでよいのかというようなことについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

農林水産関係課におきましては、合併前に各町ごとにそれぞれの地域に沿った事業を実施してきた経緯があります。合併と同時に、これらの事業を合併協議に基づき調整し、現在、事業の推進を行っております。また、農林水産業の振興を図るため、各町ごとに多数の関係組織があり、これらの組織を合併と同時に可能な限り一本化に向けて進めてきたところであります。

そこで、今後これらの事務事業を市内全域に均衡に進めるために、本庁と支所の事務事業の見直しを早急に行い、集約できるものについては本庁へ機能集約をしたところであります。今後は、支所との連携を更に密にしながら、市民のニーズに速やかに、的確に対応し、農林水産業の振興を図っていくことが、本市の将来の発展につながるものというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、学校給食は、食育を推進する上で大きな役割を担っておりますとともに、一層の充実が望まれているところでございます。そのような中にありまして、私ども市教育委員会といたしましては、昨年度は食に関する指導をはじめ、学校・地域・家庭と連携を取り合いながら、生産者との交流給食会、あるいは親子料理教室、学校給食展等を積極的に取り組んでまいったところでございます。

また、昨日もお答えいたしましたけれども、松山学校給食センターにおきましては、学校給食優良共同調理場として、県の表彰を受けました。これは、とりもなおさず、地産地消を生かした学校給食の運営や、あるいはまた、栄養教諭が各学校に出向きまして食育指導をするなどの本市の給食センターを中心とする食育実践が評価されたものであらうと思っております。さらにまた、本年度は文部科学大臣表彰に係る学校給食優良表彰候補として、近く実施調査に来られる予定になっております。

新センターにおきましても、これまで同様栄養教諭を中心に、引き続き学校・地域・家庭と連携を取り合いながら、食に関する指導等をはじめ、交流給食会や親子料理教室、学校給食展等を実施してまいりたいと考えております。これらの活動によりまして、児童・生徒にとって安心・安全でおいしい給食

の提供と、本市における食育の推進が図られまして、食育の一端を担うことができるのではないかと思っているところでございます。

次に、地元の農産物の利用はどのように図るのかということでございますが、学校給食センターにおける地産地消の取組でございますが、3センターとも、現在年間の食材費の約40%の割合で地元の食材を生かした学校給食を実施しているところでございます。昨年度も、地場産物購入計画会を開催いたしまして、生産者と密に連絡を取り合いながら黒牛や黒豚、新鮮な野菜、果物など、計画的に献立に取り入れてきたところでございます。また、地域に根ざした学校給食推進事業というものを市当局によって計画に予算化していただきましたので、児童・生徒に郷土食への興味を持ってほしいことから、市の特産物であります黒牛・黒豚・はも・うなぎなどを給食に提供いたしましたところ、子供たちも大変喜んでくれたところでございます。

今後とも、志布志・松山両給食センターにおきまして、地元の農産物をこれまで同様、各納入業者に負担が掛からないように、また地元の農産物がいつでも納入できるような体制を確立していただきながら、市内の生産農家のバランスを考慮し、地産地消を推進してまいりたいと考えているところでございます。

学校給食の食の安全管理、食品管理対策はどうかということでございますが、学校給食は教育の一環として行われておりまして、対象者が非常に抵抗力の弱い子供たちでありますことから、極めて高度な安全性が求められているところでございます。このことを踏まえまして、新しい給食センターを建設するにあたり、食の安全性につきましては、これまで十分協議・検討を重ねてまいりました。これまでのウェット方式から、ほとんど水を使わないドライ方式に変わります。このことによりまして、水の跳ね返りが無くなりまして、衛生的かつ食の安全性が保たれることになるはずであります。

また、それぞれの調理員同士が持ち場を離れて自由に出入りしたり、接触することがないなどの工夫もいたしまして、今後はまた学校給食衛生管理基準に基づいた、県内でも有数の施設になるものと自負しております。

最近では全国的にノロウィルスなどの食中毒が発生しておりますが、食を管理する前に、人の安全対策が重要でありますことから、調理員への指導徹底を図るなど、食の安全管理には万全の体制で臨んでいるところでございます。新給食センター稼働に向けまして、これまで以上に緊張感を保ちながら、異物混入など無いようセンター職員一丸となって、安心・安全な給食を提供していきたいと考えております。

それから、新センターにおけるセキュリティ体制でございますが、御指摘のとおり食の安全・安心を確保するためには、センター内部の安全管理体制のみならず部外者の侵入防止等も、これまた極めて不可欠なことでありますので、設置を予定しております施設ですね、及び割れにくいガラスのはめ込み等に加えまして、機械警備を考えてみたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（長岡耕二君） 今、答弁をいただきまして基本的な考え方、そして今まで同僚議員が質問しておりますので、内容はある程度理解したものであります。私は、今おかれている現実を国がやらない

といけない政策、そして県がやらないといけない政策、そして我が市でやる政策があると思います。その大きな形ではありますが、私は今回、志布志市で取り組まなければいけない問題を中心に質問させていただきたいと思います。

今、飼料高騰、畜産農家が大変厳しい状況にあるということではありますが、市長の考えの中で、いろいろな政策を考えているということ、利子補給などを考えているということではありますが、やはり今の現実をある程度大まかに考えたとき、世界情勢をみたとき、飼料高騰の原因の中で投資の材料としてなっているというのが一番大きな原因のように報道されておりますが、そのほかにやはり船運賃の高騰、そしていろいろな世界の食生活のバランスの違い、そして人口問題とかいろいろな問題があるかと思えます。その中で、単に飼料がトウモロコシの燃料としてであるというようなふうにもマスコミもとらえておりますが、それだけではないような気がいたします。

近い将来食糧が足りなくなる、その対策を、この志布志食糧基地として目指している農家の対応、そういうところをもうちょっと掘り下げて真剣に考えていかないといけない時期じゃないかなというふうにとらえています。それはなぜかと言いますと、今、畜産農家の中でも黒牛の繁殖から肥育牛、そして酪農、豚、鶏とありますが、今、日本で酪農家はかなり頭数も減っておりまして、生産農家も減っております。これはなんでかと言いますと、世界的に乳製品の下落ですよね。輸入農産物のコスト、日本のコスト高、そういうところを中心に酪農家は辞めていかれた、そういうところがあります。そして、数年前BSEで生産農家の、零細と言いますか、この地域でも二、三頭飼いの農家さんが辞めていかれたというのが現実であろうと思います。そして、価格がかなり安定して生産農家が多頭化の投資があったということで、今の現実がこの地域の産業として成り立っていると思います。

そして、養豚農家でも今、相場は良いですが、養豚農家も大変厳しい現実であります。それは、やはり病気、いろいろありますが、そういうところを考えたとき、この地域で畜産を推奨していくときに、畜産だけではなくて、私がこの三品目を取り上げたのも、この地域が農家が多いということです。畜産農家、そしてお茶農家、今かなり投資しているのがこの三品目だろうということで私も取り上げてまいりました。うちの同僚議員もそういう形であったろうというふうには考えていますが、この地域でやはり考えていかないといけない部分が、今ではないかなというふうには考えております。

それは、農家と行政が一緒になっていろいろな政策をやっていく中で、農家の皆さんがいろいろな今後は問題点が増えてくるんじゃないかなというふうには考えています。その対応を、この市でどういう対応をしていけばいいかということが一番重要になってくるんじゃないかなというふうには考えています。

そこで、市長の考えとちょっと違う部分が、この支所の対応であります。それは、農家の意見を聞きますと、やはり支所の職員の方が減り、JAの職員もかなり減っているというのが農家さんの見方の対応です。それはなんでかと言いますと、身近な所で身近な人に相談するのが、やはり農家さんの対応じゃないかなというふうには考えています。そういうところを改革の下に、農政の方で少なくなると、本所が多くなってきたと。そういうところが農家の不安の材料の一つになっていると私はみておりますが、その点を市長はどのように考えておられるか。

それと含めて、今後支所の職員を増やす予定はないか、そして今後どういう、減らす方向に持ってい

くのか、そこをひとつ最初に伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、現在、職員の数は減っているということでございますが、組織機構の見直し方針に基づきまして、今回4月で部制を廃止しまして、課制に移行したところでございます。

今後も、常に変化する社会情勢や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するために、更に再編計画による課の統廃合や定員適正化計画に基づいた職員の抑制にも努めていかなきゃならないというふうに考えております。

支所におきましては、総合支所方式を維持してまいりましたが、議員が御指摘のとおり支所の職員ということにつきましては、産業振興課内の業務のことでお尋ねであります。この産業振興課内につきましては、19年度から試行的に課長を支所では置かず、課長補佐級の室長を配置しまして、産業振興室として集約できる部分は本庁へ機能集約をしたところでございます。

本庁をはじめ、各支所におきましても、業務量に応じた体制を考える必要があるかというふうに考えております。集中改革プランの中でも組織機構の見直しということで、本庁と支所の機能分担など、組織機構の課題について経過を踏まえながら検討するとともに、事務事業の再編・整理・廃止・統合等の見直し、及び適正な人員を配置しまして、住民にとっては分かりやすく、より簡素で効率的な、そしてサービスが低下しない形の組織体制を構築するという具体的な項目を示してあるところでございます。

集中改革プランに掲げました項目の実現のために、今年度から実施します行政評価制度を通じまして、本庁と支所の業務の役割分担を今後もまた再検討しながら、組織機構の見直しと、そしてそれぞれの担当の部署の推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○15番（長岡耕二君） 今の答弁を聞きますと、私の考え方、この産業振興室、この考え方を考えたとき、農家の意見というものは十分に反映したものでないといけなような気がいたします。

その中で、先も述べたように、やはり農家さんの悩みを聞く場所として支所の機能というのが大事じゃないかなというふうに考えています。実は農家さんの相談がありまして、松山の畜産農家でございますが、松山の支所も一人しかいないが、畜産にはかなり農家は力を入れているんだが、もう一人ぐらい増やせないかという話もありました。そして、志布志支所も二人の分を一人になりました。やはり、行革というものは分かりますが、地域の農家の声というものをもうちょっと大事にして、産業振興に力を入れる気持ちがあれば、そういうところも改革というような、本庁だけでなく、やはり支所の機能というものももうちょっと改めて見直し、反対の方向に見直しをしていただきたいというふうに、農家の要望はそういうふうにあります。市長はもう一回答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

支所の機能につきましても、機能の見直し、あるいは組織の再編につきましても、基本的にはサービスが低下しない形で、そして更なるサービス向上ができるような職員体制の配置という考えの下にしているところでございます。

今、お話があったような形で、農家の方々、それぞれどういった場面で職員がもっと欲しいというこ

とをお考えになったか、ちょっと私自身分らないところでございますが、その状況をもっと詳しく、私どもの担当の方にも直接お話をさせていただければ、そのことにつきましては、本庁、支所、総合的に速やかに対応するというような体制になっておりますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） 今も話したように、やはり畜産も牛だけではなく、養豚、鶏、いろいろと、それのほかに飼料の状況、そして志布志の場合は飼料工場もある、と場もあります。そういういろんな角度から意見というものも、本所だけではなくて、そういう対応というものを、やはり農家の声を聞いてみますと、市長も前、畜産をやっておられたと思うんですけど、やはり農家の気持ちからすると、職員がいなくなったらあまり興味を持

っていないのかなというふうなとらえ方をされる部分があるんです。職員が減ったりするとそういう雰囲気になる、分かりますかね。表現がどう言った方が正しいのか分かりませんが、そういうところを組み入れて、私はいつも言うんですが、私に言わんじ市長に直接言ってくださいよと農家の皆さんにも言うんですが、やはり身近に、私なんかも農業をしますので、そういうところで話を聞く機会が結構ありますので、そういうところでいろんな形で表明されます。そういうところを、市長はそういう直接、話を聞いたことはないですか、どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、私自身がそのことについて話を承ったことはございませんでした。

私どもは合併いたしまして行財政改革に取り組みまして、そして、その中でも特に職員の適性化計画に基づきまして、職員の削減をしているというような状況でございます。そのような中で、各部署におきまして職員が減っているというような状況でございますが、先程来言いますように、そのような状況であっても、総合的に課全体で対応できるように、支所も含めた、本所・支所を含めた形で対応する体制というものを模索しながら、現在支所の場合は、産業振興課の場合は室を設置して対応しているというような状況でございます。

それが基本的には、先ほどもお話しましたように、市民の方々からサービスや、その事業について対応がなされていないとか、あるいは振興が図られていないとかということが御指摘がございましたら、即、そのことについて、課全体で課題解決に取り組みながら、対応していくという体制を採

っていくということでございますので、そのようなことがあるというふうにはまだ聞いていないところでございます。

確かに、人が減れば総体的には寂しくなるなというふうには感じるところでございますが、行財政改革の流れの中での取組だということで御理解いただければ有り難いなというふうに思うところでございます。

○15番（長岡耕二君） やはり私の考え方、そして農家の考え方と市長の考え方にはかなりの差があるような気がいたします。この一つを取るのではなくて、やはり今後農家の厳しさというものはますます角度を変えて、いろんな角度で変化があつて悩みが出てくると思うんです。

そういうとき、やはり今まで投資してきた畜産行政、そしてお茶の行政、そういうところで今後は国

際競争に勝つ日本の農業を進めていく中では、かなり今から問題が浮上してくるだろうというふうに考えています。

まず飼料で始まりましたが、肥料が今度は値上がりいたします。一つの例として申し上げますが、肥料年度が7月であります、昨年は3回ほど肥料が上がったわけです。農家さんも大変でした。今後はますますまた肥料が上がっていく。需給生産をする肥料であります、今度は7月が3割程度上がるだろうというふうにみられております。

そして、農家さんの肥料というものはすべての作物に必要な原料であります。そして、燃料も200円まで上がるんじゃないかという現実です。それをとらえたとき、ますます農家の意見、心配とかそういうのが増えてくると思うんです。それで、行革であるという名の下に職員を減らすという方向というのは、この地域の産業としてちょ

っと、市長と私の見解の差がかなりあるような気がします。そういうところをもうちょっと、市長がそういう考えであるということですのでこれ以上は追求しませんが、やはり見直しというものを今後は考えてほしいというのが現実であります。

やはり、農家は身近な所に声を掛けていくんですよ。本所にわざわざ来て、私はこういうふうな悩みがありますよと行きますか、志布志、松山の人が。やはり有明の人はここに来るかもしれませんが、そういうところも心の片隅にはおいてほしいということで、この質問は終わらせていただきます。また、機会あるごとにやっていきたいというふうを考えていますので、今回はここで終わりたいと思います。

続きまして、学校給食の問題について質問させていただきます。

基本的なところは教育長がおっしゃるとおりであろうというふうを考えています。今までも食育にはかなり力を注いでこられたというふうにも考えています。また、地元農産物もかなり、4割使っている所は、ほかには少ないかなというふうにも考えていますが、農産物の使い方を増やそうということもあるかと思いますが、やはりそれには限界があるというふうにも考えています。ここの地域で季節的に採れる分と採れない分、時期的にもありますし、価格面でもあろうかと思えます。やはり今、食育の中で給食、そして子供さんと食育の中で、かなりの浸透の中で教育がなされているというのは理解しています。

そこで、今後新しい給食センターができるに当たって、こういう新しい企画を考えているよというものがあれば教えていただきたい。よろしく申し上げます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その前に、今現在、具体的にどういう地産地消のための品目があるかということをお簡単に御紹介していきますが、品目といたしましては結構ございまして、トマト・お茶・カボチャ・にがうり・さつまいも・大根葉・さといも・にら・菜っ葉・だいこん・はくさい・干し椎茸・チンゲンサイ・春菊・かぶ・ゆず・いちご・オクラ・なす・ピーマン・ほうれんそう・ジャガイモ・菜の花・切り干しだいこん・きゅうり・にんじん・キャベツ・葉ねぎ・小松菜・深ねぎ・みかん・たまねぎ・水菜・レモン、あとたけのこ・デコポン・ブロッコリー等々でございます。一日そんなにたくさんは扱えないでしょうし、量も限られておるでしょうから、可能な限り地産地消を目指して使うようにという指導はかねがねしており

ます。

今、お聞きいただきました新しい給食センターで何か新しい試みはないかということでございますが、直接給食センターでやろうかということではございませんが、一つ私ども前々から考えておりますのは、この地域も米の生産地でございますので、その消費拡大の一助にならないかなと前々から思っておりますのは、米粉パンの試作というんでしょうか、それは実は現在やっている所もあるわけですが、これはなかなかまた難しい問題がありまして、もちもち感があって温かいうちはおいしいんですが、ちょっと冷えますとちょっとねばっぼくなるわけですね。ただ、それは何か克服できることがあるものかどうかというようなことを研究はできないかなと思ったりもしております。

それともう一つ、これはどうしても問題はイースト菌をどう使うかということでありまして、現在、市販のパン屋さんには時々米粉パンが並ぶんですが、あまり広がらないんですね。学校給食でやろうかというところまでいかないというのには、やはり何か問題があるんだろうと思っておりますが、そういうことも何かできれば、遠くから米粉パンを運ぶわけではありませんでおもしろいかもしれないなと思ったりもしております。

ただ、そうなりますとパン屋さんの御理解もいただかないと、ただただ小麦粉が大変高い時代ですから、今度はもう米粉パンでいこうということも、また機械の問題、製造機械ですね、もあるでしょうから難しいことがあるかもしれませんが、これも研究に値するかもしれないなどと考えてはおるところでございます。

あと、安定供給のための地産地消の割合をもう少し広められたらなと思うんですが、なにしろ昨日も答えましたが、下ごしらえの問題、どうしても今度は水を使いませんので、そうすると当然下ごしらえをできるだけ水を使わずに済むようなものを提供いただかないとできないかなと。また、大きさは、子供の給食でございますので、例えばいちごならいちごを提供していただいたときに、これはあまり大きさが違うとですね、子供たちでございますから、おいがとは太かった、細かったという話にもなっては困るかなと思ったり。それからまた、例えば野菜でもそうですが、葉っぱに、洗浄していただかないと、また、うちでしましてもガラス破片が付いたり石ころが付いたりという場合が中にはあるんですね。そういうところの異物をどういうふう除去するかと。それからまた一番決定的なのが、青虫が付いたとか、これは毒じゃないでしょうけども、我々は小さいころは食べたぐらいのものですからいいんですが、今の子供たちはなかなか厳しいというところがありますので、そういうチェック問題もありますので、この地産地消をそれなら50%、あるいはもっと高く上げていくかということについては、今後また、これもちょっと研究してみたいなと。できるものならやってみたいなと、こういうふう考えております。

以上でございます。

○15番（長岡耕二君） 今、新しい企画はないかということでありますが、今お米はどの程度地元のお米を利用されているのかお伺いします。

それと含めて、この地域もおいしいお米が採れる時期がありますよね。そういうとき新米を学校給食に使えるのか。そしてパンとの割合とか、そういうところをもうちょっと教えていただければ有り難い

と思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、パンは週に2回、御飯が3回という割合で米飯とパン食をやっております。これは全県的にそうでございます。もちろん、離島におきましてはまったくパン食ができない所がございます。これはパン屋さんがいらっしゃらないということでもありますので、本市の場合はまだパン屋さんが協力いただいておりますからよろしいんですが、どこまで御協力いただくかどうかということも、これまた問題でございます。

それから、米のあれですが、旧松山では松山産のものを使っておられると。あと志布志と有明は学校給食会からの、おそらくパルライスから支給される県産のお米ではないかと、こういうふうに思っております。これは県産でございますので。

ですから、松山町の米を使う、それから今おっしゃったように早期のお米などができる、新しい新米ができた時ですね、そういう時に学校給食にも使わせていただきたい、使えればいいなと思っておりますが、値段の関係がございまして、学校給食の場合はどうしてもkgいくらという予算がございまして、こちらに回していただけるものかどうか、結構な量をですね。それはまた農協さんあたりとも相談いたしまして、使えるものなら新米の時期に一回か二回は地元の米を使った米飯ができたらいいなと思っております。今のところはまだ具体的に早期米が採れた時に給食で、一時的に使っている所があればもう少し拡大できればいいなと思っておりますが、値段がなにせ給食の場合はkgいくらと予算でいくものですから、高ければこちらに回していただけるかなということもございまして、これはちょっとまた協力いただけるかどうか勉強してみます。

○15番（長岡耕二君） ぜひ地元のおいしい米をやっぱり子供に提供していくということも、今後は考えていただきたいというふうに考えています。食育にもかなりレベルの高い志布志市ですので、今後引き続き、そこに力を入れてほしいということで、給食センターの方は質問を終わらせていただきます。

最後になりますが、私も畜産をやっておりますが、やはり畜産農家というものはかなり今から問題が増えてくるだろうというふうに考えています。振興と同時に、やはりいろいろな角度で問題点が増えてくるということで、市長が本庁で良い形で対応していくということもありますので、その面も含めて、そして私が質問しました支所の充実というものも含めて考えていただきたいというふうに思います。

お茶については私もあまり詳しくありませんでしたので、同僚議員からお茶のもうちょっと勉強せよということで、これだけ資料をいただきまして勉強したんですが、やはりお茶農家もかなり努力されているというふうに考えています。そして、お茶もかなりのレベルのお茶ではないかなと。みんなに話を聞いてみますと、「どうも上がり下がりはいろいろ今までもあったから、これぐらいは大丈夫や」という農家もあれば、「これは大変やど」という農家もおられました。その資料の中で、ひとつ市長に紹介しておきたいというのが、今、地元の鹿児島銀行がアグリクラスター構想を計画されております。これは2年前からですかね、されておりますが、この地域は、鹿児島は農業で三つのトライアングルで成り立っていくだろうと。そこで、ほかのJAさんもありますが、このクラスター方式を銀行は今から農家を育て投資していくんだということで、かなり銀行さんも力を入れられているところがあります。

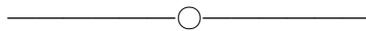
その中で、やはりお茶農家、これはお茶の農家の説明でありましたが、やはり畜産の中にも、今、頭取が考えておられる部分がかかなり農業に力を入れたいというのがありますので、そういうところもやはり一緒になって研究していただければ有り難いというふうに考えています。

例えば、今の志布志市の畜産の基金がありますよね。あれでもやはり銀行も投資したい、そして市が利子補給していただければ、いくらでも金を出しますよということでもあります。それもですね、なぜかと言いますと、やはりこの地域は飼料工場にも投資している、と場にも投資している、あとは農家にも投資すれば、この財は生まれていくんだと。それに関して人もそれだけ働ける場所もあるんだということで、かなり投資していきたいという話でありました。

そこをうまく利用して、この財政難の折ではありますが、うまく利用して、これはただ一つの参考ですが、やっていただければ有り難いのかなというふうにも考えていますので、ぜひそういうところもいろいろな状況にアンテナを高くして、農家だけではなくて、そういうことをすることによって税収も増すということで、この地域が潤うということですので、ぜひそういうところも目を向けて、私と市長はちょっと意見が違うんですが、その違った部分でお互いに勉強していけたら有り難いというふうに考えていますので。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日13日は、午前10時から、引き続き本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで延会とします。

御苦労さまでございました。

午後3時47分 延会

平成20年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成20年6月13日（金曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

日程第3 事件の撤回について

（議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

日程第4 議案第55号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
国保対策監 若 松 光 正	文化財管理監 米 元 史 郎

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時15分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、若松良雄君と下平晴行君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。私は平成3年に志布志の町議会議員に立候補して当選させていただきました。以来、18年目になろうとしています。日本共産党は、いつでも、どこでも、国民が主人公と、そういった立場で活動をして、全国いろんなところで頑張っている政党でございます。

今、私は国の状況、こういう大変な時期を迎えて、それぞれ地方自治体の議会の一般質問に臨むというのを、平成3年に当選してからいろんなことがありましたけど、住民の皆さん方の御苦勞を考えると、大変な時期であるというふうに認識しております。そうした立場で、行政当局を含めて地方自治体が住民の砦になると、そういった立場が必要ではないかというふうに私は思います。そういった立場で質問をしてみたいと思います。

通告をしておきました1番目の後期高齢者医療制度について質問をします。

今、市長も御存じのように、全国のいろんな所、いろんな階層の人、医師会をはじめとして反対、いろんなことがあります。この法案、提案された与党の自民党・公明党政府においても見直しをします。まさに、制度を決めたのは2年前でしたけど、始まって1か月もたたないうちからもうすごいものでございます。参議院では廃止法案が可決をされる、こういった状況を迎えて、今、衆議院の方にその廃止法案が出されておりますが、本田市長は今のこういった状況をどのように受け止めておられるのかなという思いがしております。そういうことも含めて、3月の時に私は、この新しく導入される後期高齢者医療制度をどう認識しておられますかと質問しました。

再度、今のその状況を踏まえて、今日の状況を踏まえて、この制度についてどういうふうにお考えか、認識を持っておられるか、答弁を求めるものであります。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の質問にお答えいたします。

現在の私の後期高齢者医療制度に対する認識というような形の御質問かと思っております。3月議会で議員から御質問がございまして、その後、私どもの方では私自身も対応しております。そのことも含めまして御答弁を申し上げたいと思います。

4月から実施されました長寿医療制度、後期高齢者医療制度につきましては、国会でもいろいろと議論されているところでございます。また高齢者の方々や、その御家族の御関心のみならず、国民全体の医療保険制度としての観点から、新聞やテレビ等でもこの制度の仕組みや課題を取り上げており、国民全体が注目している状況であります。

3月議会での御質問に対しまして、本制度に対する私の考えを述べさせていただき、答弁もいたしたところでございます。そして、早くこの新しい制度が市民の皆様方になじんでいただきたい、また、市として制度の理解を深めていただくため周知等を図ってまいりたいというふうにお答えしたところでございます。

住民の方々への説明会は、制度が実施される前の3月までの取組としましては、校区の公民館長会議や出前講座などでの説明会、また各種団体等への説明会開催を働き掛け、依頼のあった団体等に出向き、説明を行ってまいりました。さらに、年齢到達によります老人医療受給者証の取得の時期にも毎回、直接担当者が出向き、説明を行うなど、半年以上かけて市内全域を回ったことを御報告いたしました。

4月には老人クラブの総会などで依頼があった市内21の老人クラブや民生委員の方々への説明会を実施し、5月には地区ごとの説明会を市内20地区で実施いたしました。ふれあいサロン等でも引き続き説明しておりまして、直近では5月23日から実施されましたがん検診の待合時間を利用して、受診者の方々へ後期高齢者医療制度の説明を行ったところでございます。重複してお聞きになられた方々もおられると思いますが、数字で申しますと住民の方々への制度説明会は延べ132回開催いたしまして、3,000人を超える方々へ説明してきたところであります。

次に、3月議会で減免制度について周知されていないと、資格証明書の発行についての説明がされていないという御指摘がありましたことにつきましては、その後の説明会用のチラシにこのことを掲載し、説明をしてきております。今後も機会あるごとに住民の方々への制度説明を行い、周知に努めてまいりたいと思います。

次に、健康診査について、健診の対象をどうするか、一つの疾病があるということだけでどうなるかというお尋ねがあったところでございますが、健診体制につきましては20年度の特健診実施に向け、集団健診のみでなく個別に医療機関でも同じ健診が受けられるよう、曾於地区2市1町合同で曾於郡医師会と協議を重ねてまいりました。そして個別健診の体制も整ったところであります。

健康診査につきましては、現在75歳以上の方の長寿健診の希望申込みを受け付けているところであります。個別の医療機関で受診していただくことにしております。この健診は生活習慣病を早期発見することを目的に行う健診でありますので、既に生活習慣病で治療中の方については、あえて受ける必要はないものとなっております。

包括医療制度についてお尋ねがあったところでございますが、いわゆる後期高齢者診療料についてお答えいたします。

鹿児島県の主治医届出の状況ですが、平成20年6月4日現在、届出件数512件で、その割合は90.7%となっております。全国の状況は4月14日現在で保険局医療課の速報値しかありませんが、鹿児島県は全国で最も高い割合になっており、青森県に至っては0%ということで、都道府県でかなりのばらつき

があるようでございます。

この制度で市民の方々が心配されておられることについて、厚生労働省の見解を述べさせていただきたいと思えます。一つ目ですが、一月の医療費が6,000円分にされることについては、医療が制限されることはなく、必要な医療はこれまでどおり受けられるというふうにしています。二つ目には、担当医を決めたらもう別の病院に掛かれないのかということにつきましては、病状に合わせていつでも好きな病院に行くことができるとしております。三つ目には、75歳になったら必ず誰か担当医を決めなければならないのかということにつきましては、身近に相談できる担当医が必要な方のみお医者さんに申し出てくださいとしております。四つ目には、担当医を決めたらもう変更できないのかにつきましては、患者さんの希望でいつでも担当医は変更できますとしています。このことにつきましては、4月以降の長寿医療制度の説明会でも説明してきたところでございます。

次に、終末期医療の件でございますが、このことにつきましては、相談支援料についてただいま厚生労働省で支払い中止についての検討がされている状況でありますので、調整が早く整うことを願っております。

また、前回の国の財政支援等の御質問で、制度の中で改善する内容があるとするれば、広域連合の方にもきちんとそのことを伝えて、そして広域連合自体でまた国の制度を変えるようなものを求めていかなきゃならないというふうにお答えしたところでございます。市民の方々の御意見をお聞きしまして、伝えるべきことと改善すべき点はしっかりと関係機関にお伝えすることが私の務めだと思っております。そして具体的な行動としまして、公費負担についての国による財源措置の充実、高齢者支援金制度の加算措置の撤廃について、市長会として要望すべく市総務課長会で協議をさせたところでありましたが、4月にスタートした本制度であり、要望は時期尚早として要望書提出の議題にならなかったという報告を受けております。また、全国市長会から各自治体の首長あてに長寿医療制度に関するアンケートがあった際も、見直していただきたいこととして幾つかの意見を申し上げたところでございます。

御承知のように、この医療制度は4月からの制度実施以来、多くの意見が指摘されており、政府でも具体的な検討がされているところであります。特に低所得者層につきましては、被保険者の方々の保険料負担が重荷になり、生活に支障を来すことのないように十分御配慮願いたいというふうに思っております。

この高齢者の医療制度につきましては、国の方で10年来の議論を経て作られた制度であります。今後高齢化の進展に伴い、ますます医療費が増大することが見込まれる中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、世代間で負担能力に応じて公平に負担してもらい、公費を重点的に充てることにより、国民全体が支える仕組みであるというふうにとらえております。

この新制度につきましては、現在国会でも様々な議論がされており、市民にとってよりよい医療制度となるよう改善が図られることを願っております。

○25番（小園義行君） 私が聞きたいことは、今の状況を見て、どういうふうにして市長として、この後期高齢者医療制度を思いますかと。僕がまだ聞いていないことを全部、お宅おっしゃっていただいて、今度は僕がそれに対してまた質問するという、ちょっと変ですよ。質問したことだけにして、そのメモ

はもう見なくていいから、一緒に私の目を見て答弁していただけないですか。

再度聞きます。今、3月の時、いろいろありましたね。その中で、国の動き、地方の動き、役所の中にもいっぱいいろんな苦情、問い合わせがあったと思うんですよ。こういった状況が生まれている中で、あなたは3月に、「国民全体の医療保険制度というものを考えたときに、やむを得ないものなのかなというふうに考えているところでございます」と、これは2回目に私が質問した時の答弁。1回目は、当局の担当の方が書かれたものをそのまま棒読みでしたよ。今もそうでしたね。

もう一回聞きます。こういう制度を発足して2か月ちょっとたった段階で、こんなに批判、非難、いろんなこと、マスコミを通じたり直接来たり、いろいろしていると思います。そういった状況の中で、75歳以上を別立てにするというこの医療制度についてどういうふうに思うのかというのを聞いているんです。あなたの生の声で答えてみてください。

○市長（本田修一君） ただいま御答弁申し上げましたように、この医療制度につきましては、高齢化が進むということで、国全体の医療制度の見直しをするというような方向の中で採られてきた制度だということであろうかと思えます。その中で、75歳以上の方につきましては別枠で医療制度を設けて、その方々について特段の配慮をしながら、国全体の医療制度の改善を図っていこうという中で採られたこととございます。

現在、この制度がスタートいたしまして、その制度についての様々な不備な点が指摘されておりました、そのことに国の方でも改善策を求めるべく議論がされているというふうに認識しております。

私どもとしましても、現場の方でそのような声をくみ上げながら、関係機関へそのことについて意見を述べたいというふうに思っています。

○25番（小園義行君） もっとですね、職員の人たち、これ、国がこういう制度を始めましたね、大変ですよ、コロコロ、コロコロ変わって。そしてこのまちの一番トップとして、首長として、こういう悲しい制度はやめてほしい、立場上言えないかもしれないけど、私が市長ならちゃんと言いますね、それは。

なぜなら、75歳以上の人を別立てで診療をやるということ、さっきあなたがいろいろと答弁されたこと、ほとんど厚生労働省が言っているそのままですよ、ちゃんと私たち調べています。ほとんどですね、そういう状況にない、だから見直しがどんどん、どんどんされているわけでしょう。これは全国の声が挙がっているからですよ。老人クラブをはじめ、医師会、こんなものしたら自分たちがつぶれていくよということも含めて地域医療が壊れると、そういうこといっぱいの声が挙がっています。そのことをどう受け止めているのかなあ、うちのまちの市長は、という思いがあって、この志布志市をずっと戦前からですよ、お生まれになって支えてこられた方々じゃないですか、75歳以上といたら。そういう人に最期にですよ、こういうふうに、今厚生労働省は言わなくなったけれども、多かれ少なかれ複数の病気を抱えている、認知症が入っている、三つ目にやがて死を迎える、こういうくくりをして75歳以上というのをやっているんですよ。これ厚生労働省が出している資料です、その中にうたってありますよ。そういう制度が良いのかというのを僕は聞いて、あなたにお願いしたんです、市長。

もう一回、志布志市の高齢の方々結構おられます、そういう中で、こういった制度について再度、こ

の制度は良い制度と思いますか。もう一回聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） 現在、様々な不備な点、そして改善してほしい点というのがたくさん出てきているという状況を見たときに、そのようなことが無いような形の制度が施行されるべきだったなあというふうには思っております。

○25番（小園義行君） 市長の受け止め方はその程度なんですね、分かりました。

じゃあ、具体的にちょっとお願いします。3月議会で、もう先ほど答弁がありましたけど、この保険料の減免、こういったものは連合会が実際具体的にやるわけですね。そのことについて周知徹底をやっているんだと、やってきたと、その後は。そういうことですね。

その中で、説明をしていく中で、こういったこの制度に対しての問い合わせ、苦情、そういったのを含めて声が挙がっているのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

説明会であった意見というのは、本当にマスコミ等でも様々な形で報道がされておりましたので心配されておったような状況でございました。その中で一番多かったのは、保険料についてのお尋ねでありました。「年金天引きの通知が来たが見方が分からない」、「年金天引きの通知が来なかったがなぜか」、「年金天引きは違法だ、年金の額も分からなくなる」、「年金問題が解決していない中に天引きとは何事か」などというものがあつたところでもございました。また、掛かり付け医についての質問も数件あつたと聞いております。ほかにも、75歳からも年齢に応じて段階的に保険料を変えたらどうか、あるいは保険料を上げてでも低所得者層の負担軽減をすべきだと思う、そうしないと逆に滞納が増えることになるというような意見が説明会でもあつたということでもございます。

○25番（小園義行君） 本当に当事者にとっては大変なことだから、そういう今、市長がおっしゃったような声が挙がると思います。そういう声を聞いて、対応をちゃんと県の連合会、そして国等に、私はちゃんとやってよ、ということを含めてですね、声を上げるべきだというふうに思うわけです。

市長もそういったいろんなもろもろに関して、健診のそういったもの等も含めて、県の広域連合に声を上げるべきと考えるがどうかと私がやった時に、前向きに検討、対応できるように努力するというふうにおっしゃったんですね。でも、先ほどの答弁では、要望書を上げていないんだということ等を含めてですね、ありましたね、答弁にね。だから、やっぱり今のそういう当事者の方々の生の声を聞いたら、しっかり受け止めて上に上げていく。そして、そのことで更に県連合会等が見直しを含めてですよ、国にも上げて、全体の運動として良いものに作り上げていかなきゃいけないというふうに思うわけです。

そういったものを国また県の連合会に要望も上げない、今見直しの途中だからと、そういうことじゃないでしょう。見直しの途中だからこそ、いろんな声を上げないといけないというふうに私は思うんです。そこに自分のまちに住んでおられる高齢者に対する思いがいかにか深いものかどうか、「まあ見直しをしちよっじ上げんでよかたいが、なんとかうまくいかせんどかい」と、そういうことじゃなくて、ちゃんとそういう声を受け止めたら、きちんと返してほしいものは声を上げないといかんでしょう。それが僕は首長としての務めだと思います。僕はそこに行けないんですよ、ここにおられる議員の方々行けませんよ、その場に、そうでしょう。ちゃんとそういう形で私は見直しをすべき、声がいっぱい挙がっ

ていますね。そういったものはちゃんと上げてほしいと思います。そこで、この要望書をなぜ上げなかったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要望書につきましては、市長会の方に提出するという事で、要望書を提出したところでございますが、4月直後でしたので、このことについてはしばらく状況を見てというようなことになったということでございます。

さらに、各自治体の首長に全国の市長会からアンケートがございましたので、このことについては見直していただきたいことということで回答を、要望をしております。

まずはじめに、国民年金しか収入の無い低所得者に対する保険料の減額措置、二番目に、人間ドック費用の補助、三番目に、老人医療制度同様に滞納者であっても保険証を取り上げることなく、高齢者が安心して受けられるような制度に改善、四番目に、医療制度は国民全体が家族だとの思いで守っていかなければならないものであり、滞納対策については、最も小さな単位の被保険者の家族で保険料を徴収する仕組み等が必要である。五番目に、年金からの天引きについては高齢者からの不満の声もあり、普通徴収の場合、徴収コストや未納者への対応が懸念されるなどの問題がある。今後も引き続き検討願いたい。六番目に、医療費適正化計画については、医療機関で市民が安心して治療を受けられるよう、医師会等とも十分な合意形成がなされた上で実施してもらいたいということで、このような意見をアンケートの回答として提出しております。

○25番（小園義行君） そういうふうには市長会の方には出されたんですね。様子を見るって、やっぱり決める段階でいろいろ言わんと、決まってからはもう難しいんですよ。与党の合意案、しんぶん赤旗に載っていますけど、あれを見ても本当にその制度の根幹そのものが問題だという、全国の声は正直なところでしょう、市長も一緒だと思います、そういう意味では。やっぱりそれが良いという、国の言いなりだけでは僕はいけないと。もちろんそれは執行していかないといけないからそうだけど、でもちゃんとやってよって声は、全国市長会、そして地方6団体含めて、こういう制度を見直しをしてくれと声を上げているんですよ。構成されているあなたも一員じゃないですか、決議もされていますよ、そういうことを含めてですね。

私たちは、衆議院では今、民主党や国民新党、社民党も審議はボイコットみたいなことになって審議に入れてないですけど、そういうことではなくて、自らが出した法案については責任を持って堂々と国民の前で審議をして、明らかにして良いものに作り変えていく、これが私は基本的な考え方だと思う、共産党はそう思っています。そういった意味で、国の段階でおそらく継続審議になるのかなと、マスコミのあれを見ていると。そういうことではなくて、今大事な時にですね、本当に国会の中で慎重に議論して決めていく。その根底になるのは、やっぱりもう一回廃止して、元に戻してやっていく、それが僕は必要だろうと思います。そういった立場でこの問題については努力をしていかなければいけないと思います。

この市でも、もう始まっています、今日は2回目の年金天引きですよ。これは本当に皆さん大変な状況になっていくと思います。減免の問題を含めて、上にきちんと上げる、そして、保険証の機械的な

取上げはさせないという確認がもう済んでいますので私は聞きませんでしたけれども、そういうことを含めて、本当に志布志市の市長として、ここに住んでおられる方々のために力を、思いを深くして僕はやっていただきたいと思います。それをしないと、次、国保の問題を聞きますけど、この問題があるがゆえに国保も大変なんですよ。ぜひ、この後期高齢者医療保険制度、やっぱり国に見直すべきは見直せと、本来だと廃止だと、そういった声を私は上げてほしいなど。厚生労働省から来たアンケートを見ました、あれで書けますか、反対と。書けないような仕組みで書いてあるじゃないですか。だから、そういうときは勇気をもって声を挙げないと国は変えませんよ、正直言って。再度、思いをちょっと語ってみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、この制度につきましては長い期間かけて議論されて、そして制度が発足したというような認識でございまして、その制度については十分理解がいただけるような形で施行されるというふうを考えておったところでございます。しかしながら、現実スタートした時、特に年金天引きの件について非常に懸念される向きが多いということ、それから先ほどアンケートの回答の中でも述べましたように、高齢者の方々を個に分けた形で扱ってしまっているというような意味合いからも、この件についてはかなり、今まで私どもが家族という単位ではぐくんできた日本社会を、なにかバラバラにするものになるんじゃないかなということ懸念したところでございます。

そのような意味合いから、この制度の見直しについては今後も要望していきたいというふうを考えます。

○25番（小園義行君） ぜひ、市長、今、思いを述べられましたね。そういう立場でしっかり取り組んでください。そうしないと、扶養になっていた人は、75歳、月の半ばで変わります、仮にちょうど真ん中で変わったら、国保から変わる人がいますね、国保も払わんといかんのですよ、入院されて、そして後期高齢者も払わんといかん、倍になるんですよ、こんなのとんでもないでしょう。今市長がおっしゃったようなそういう思いを持って、この問題については声をぜひ挙げてやっていただきたい。

もちろん、私たちはこの制度は廃止をさせて、もう一回きちんといろんな意見を出して作り直していくという、そういう立場で努力をしたいというふうに思います。これについては終わります。

次に、国民健康保険について少しお願いします。

今回、条例改正で、私は議案が配布されて見てみました。すごい上げ率だなと、正直言ってびっくりしたんですよ。他の議員の方々もこれは一緒だろうと思うんですけど、市長に少しお聞きします。

こうした、いわゆる住民の方に大きな負担をしなきゃいけないことになった、今回の条例改正をしてやっていかなきゃいけないということになった大きな原因はどこにあるというふうに、市長、お考えですか。

○市長（本田修一君） 大きな原因ということにつきましては、高齢者が増えまして、そしてその方々の医療費が増大してきているというような中でのこういった負担増といったふうになっているというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 市長、国保の仕組みというのは御存じですよ。高齢者だけではないんです、

これ。国が公費で負担するものと、そして保険料を取る、いろんなものをいろいろして、結果、税が一番最後に決めるわけですよ。だから、総額これこれ有りきで歳入と歳出をやられるわけでしょう。そのとき、やっぱり高齢者って、そういう認識じゃいけないんじゃないですかね。やっぱり国保のシステムですよ、国が負担を減らしてきたというのが大きな原因なんです。そのことは、そう思いませんか。国庫負担を下げた、いろんなことを下げたんですよ、そのことについてはあまり認識ないですか。

○市長（本田修一君） 自治体の方で、あるいは被保険者の方で負担が増してきているというのにつきましても、国の方でそのような財政措置が長年取られてきた結果、負担増になったというふうには考えております。

○25番（小園義行君） 本当にしっかりそこだけを押さえてもらわないと、毎年毎年住民の方に、国保に加入されている人に大きな負担を強いることになっていくんですよ。いいですか、以前は国保の関係は、今回26.7%の引上げということで、新聞報道等も議案上程があつてびっくりされている方から電話をいただいたり、どういうことだということになるわけですが、当局も大変だろうと思います。だから、これまで私は議員になつてからずっと、この国保の会計、予算、決算、反対してきました。その討論は、毎年のように同じような討論でした。国が国庫負担、これを下げた、これが大きな原因である、そのことに対してきちんと行政当局として声を挙げなければいけないじゃないか、そのことをずっと言ってきました。でも、まあそうは言ってもといて、国保がずっと上がっている。これは合併した時もそうです、上がったんですよ。そして、今回またそうでしょう。旧有明町の方なんか大変ですよ。その前にちょっと税率を上げて基金を確保して、そして合併でまた上がつて、合併の時に3方式だったのが4方式になつて、これ、大変でしょう。今回またそういうことですよ。

そこで、そういう小手先の問題ではもうどうしようもなくなつてきているというふうに思うんですね。国が1984年に国民健康保険法を変えたんですよ、それまでは医療費の45%としていたんですよ。それを、定率の国庫負担を医療給付費の50%に変えたんですよ。医療費は患者の負担も入っていますよね。給付はそこから保険を除いた、治療にかかった保険から給付された部分だけです。それで大きく下がっちゃつて入ってくるのがないから、今度は、いきおい住民の方に税という形でやっていかなきゃいけないように、負担をお願いしなきゃいけないということになつたんですよ。

そういうふうに、僕は大きく国のそれがかかっていると。だから、今回のこの改正案を見てごらんなさい、支援金分、これまで0ですよ。今回後期高齢者医療保険制度を作つたから、これはあなた方が出されている資料です、それに書いてあるでしょう。これでもですよ、本当に国のやり方でそう変わっていくんですよ。そこら辺は、市長、どうですか。住民の方々、何も医療費が急に何十億円も上がったわけじゃないです。そのことを考えたときに、国から来るものが減れば住民から取るというこのシステムでは、もうバンザイでしょう。そこをどう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員今お話がありましたように、度々、また改定をしなければならないということについては、本当に私も市民の皆様方に申し訳ないなど、心苦しい気持ちでいっぱいでございます。

今お話がありましたように、国庫負担金が減ってきているということについては、毎回その報告は受けているところでございます。また、今後更に国保の改定ということになるとなれば、このことについて国に対しましてきちんと要望を申し上げたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 今、市長がおっしゃるように、本当にこれは全国市長会、ほとんど地方6団体もそういう声を挙げているんですよね。なかなかそれを聞いてくれないわけですよ。

そこで、国庫支出金、こういった問題も含めて、国は定率の国庫負担、ここもだんだん下げてくる。併せて、国が全額負担していた事務費負担金、こういったものを削減して全額自治体の負担にしているんです。そういうふうにしてどんどん、どんどん下げてきたんですね。

今回、いいですか、改正のここをちょっと見てください。26.7%も国民健康保険税を引き上げなければいけないという資料の中に、1ページですよ、前期高齢者交付金△9,027万2,000円、9,000万円から減額ですよ、これは入ってくるものが入ってこないんです。これはなぜか分かりますか。担当課長、大丈夫ですか、これ分かりますか。

○保健課長（今井善文君） 前期高齢者交付金の減額でございます。当初予算時に計上いたしました部分につきましては昨年度通知があった金額をいたしておりましたが、その後、平成20年度におきます前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整に用いる加入者数等の報告についてということで、平成18年度前期高齢者給付額を集計した結果、過大と認められるものであるため、推計した額で算定するというところで通知があったところでございます。

具体的に申し上げますと、一番大きい額になりましたのが、障害認定に伴います老保対象者の部分の給付額の所が推計値に置き換えられたということで伺っております。

○25番（小園義行君） 課長、これ退職者医療制度の関係ですよ、65歳から74歳までの関係でしょう。これも、市長、国がまたやったんですよ。いいですか、退職者医療制度というのは、定年退職されますね、その後被用者からの保険、やっていたわけですけど、折半ですよ。それで国保に移って来ますね、その分は向こうの組合からいただいたり、いろいろしていたわけです。去年の医療改悪、その時ですよ、後期高齢者医療保険制度も始まりますよということで、去年の医療改悪で、2006年ですよ。その時に、この退職者医療制度、これ廃止が決められたんです。そして、2008年4月から、65歳から74歳の前期高齢者は退職被保険者と一般被保険者の区別が無くなっちゃって同じになっちゃったんです。だから、向こうから来るお金が来なくなっちゃったわけですよ、これ。

いわゆる向こうからのものがいただけないから、こっちでちゃんとして、国保でやってくれと。その分で調整で今回、本来だと、これは9,000万円入ってくるというつもりでやっていたんでしょう。国の方が、「いや、これはあんまりやっど」と言って調整をかけた、廃止されたからです、これは。退職者医療制度、そこが大きな私をはがんだと。これが無かったら約1億円からじゃないですか、こんなに大幅に引上げしないでいいというふうに思うんです。

だから、この国のやり方が住民にいっぱい負担をかけて、担当者の方々も徴収含めて大変な状況になっているということでしょう。だから、ぜひその認識を新たにちゃんとしてほしいなというふうに僕は思います。私が言っているのは間違いですかね。

○市長（本田修一君） 今回、大幅な改定をお願いしなきゃならないということになった原因というのは、今課長の方からも言いましたように、前期高齢者交付金の9,000万円が減額になったというようなことで、このような措置を取らざるを得なくなったということでもあります。

このことにつきまして、本当に私ども自身はこの制度を維持するために、国からそういったような形の見直し等がなされてきている中で組み立てていかなきゃならないということにつきましては、本当に苦渋の中での改定のお願いだったというふうに考えております。

○25番（小園義行君） そういう国から痛められて、もうどうにもならん状況じゃないですか、正直言って。本当に声を挙げて、運営していくためにやらなきゃいけない。

そこで、国保の加入者の状況、実際これまでも当初予算含めて所得の伸びというのはマイナスですということで提案がありますね。今日の議会も、本当に農業・漁業・商業含めて国保に加入されている方々の状況はもう言わないでも十分お分かりでしょう。それと、実態調査をやっていないということでのこれまでの答弁でしたけれども、前年の所得としたら、もうマイナスでしょう、これ。もう本課税が始まるわけですけど、いかがですか。前年の国保に加入されている方々の所得の状況というのは、どういう状況にありますか。

○税務課長（外山文弘君） 国民健康保険に入っていらっしゃる被保険者に係る平成19年度の所得でございますが、お一人当たり大体150万7,700円程度でございます。前年度と比べますと、約18万円ほど所得が落ちているという状況でございます。

○25番（小園義行君） 今、課長の方からありましたように、平均の所得として150万円ということで、150万7,000円、前年からしたときに約18万円程度所得が落ちていると。その中で、今回そういう大きな引上げとなったら、これちょっと大変じゃないですか。

それで、実態として5月31日現在の国民健康保険の滞納の関係を所得区分でいただきました。30万円以下の所得無し、そして50万円未満、そして50万円から100万円、100万円から50万円単位で500万円以上ということで、市長もそれをお持ちでしょう、これを見てください。未申告の方はしょうがないですね、ちょっと分からないから。所得無しのその人から100万円未満の方のこの件数を見て、全体で877件のうち、所得無し、50万円未満、50万円以上100万円未満、ここの方々が約8割占めています、滞納されている方ですよ。それで、その平均滞納額としても6万1,470円、これは所得無しの方です。50万円未満の方が約9万6,000円、そして100万円未満の方が13万2,000円、こういった形で滞納が平均でされているんです。本当に所得100万円未満の方で、これは平均ですから13万円といたら1割以上でしょう、これ。そういったものが滞納になっているというのは、それだけ生活優先だから払えないということに、これが実情じゃないですかね。そのことをよく理解した上で、よくもこういう時にこんな引上げなんか提案できるなあと、僕は思うわけですけど。

前段で言いましたように、国がそういうふうに何年か前にそっと決めて、自治体やそこに大きな負担をかぶせてくる時にこそ、地方自治体はその防波堤になってやらなきゃいけないじゃないですかね、僕はそういうふうに思います。そういう時にこんな26.7%の引上げなんてですよ、誰が理解ができますか。これはここ議場におられる議員さんたちも当然みんな、私は賛成だという議員さんはおられないと思

ますよ、住民の方だってもちろんそうですよ。だから、ここはひとつ国に対しても、先ほどおっしゃいましたね、ちゃんと声を上げなきゃいけないと。

そういうことと併せて、一般会計から繰入れをする、いろんなことをして財源を生み出して、この26.7%の引上げをしないよと。国保に加入されている人の所得が落ちている時にこんな負担をかけたなら、また皆さん方が滞納が増えて、徴収率が悪くなる。もう一つ資料を、市長、持っておられますね。19年度の徴収率をお聞きしたら92.2%、やっとなら2です。それを切ったら5%の調整交付金、これも国は減額すると、ペナルティかけるんですよ。そんなことになったら、おそらくすごいペナルティが来ますよ。

僕は本当に国のそういう政策のまずさ、併せて自治体いじめをやっている時は、防波堤になって、みんな我慢してやろうと、それぐらいのことはないといかんとします。だから、そういう今の実情はもう私が言わなくてもそういうことですね、滞納のこれを見てもそうです。一般会計から繰入れをして、この引上げを本当にさせないと、そういう姿勢が必要じゃないですか。まったくそういうふうに、ゼロにしろとかそういうことは皆さんも思っていないかもしれないけど、基本的にはそういう状況にならないための方策もいっぱいあったはずですよ。

今回、この26.7%引上げ、僕はおそらく賛成される議員さんはおられないと思います。ぜひ、繰入れをする、そういったものをして国保に加入されている方々の今の実情を考えてやるという思いはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、御提案申し上げております国保の改定につきまして、本当に高額になったというふうにご考えているところがございます。それに税率改正までに至った経緯というのは申し述べてきたところがございますが、その後、様々な形で再検討をしているところがございますが、現在の段階では、御提案しました議案で審議していただきたいというふうには考えているところがございます。

ただ、このことについて配慮がかなり足りなかったということについては反省しております。

○25番（小園義行君） 私は財政が大変厳しい、国保の財政も大変厳しい、こういう時に簡単に国はイエスと言いませんよ、声を本当に大いに挙げないと。それと併せて、全協等でもいろんな議員の方々もお話されていたじゃないですか、首長も特別職含めて、そして私たち議会の議員も管理職の方々も、住民に大きな負担を強いるときは、やっぱり自らも身を削るとというのが私は姿勢だと思います。

そういった意味で、この財源はいろんなところをちょっとやめて、こちらに回してという形を採って、私は住民の負担を和らげていく、これが今、首長がやるべき仕事じゃないですか。昨日までの一般質問の方々もみんな農業、そういう関係の方々、いっぱい質問ありましたね。すべて大変だからどうかしてちょうだいという、今の地域に住んでおられる住民の方々からいろんな意見が出てくる、そのことで議会に届けられているわけでしょう。そのことはもう十分承知の上ですよ。

ぜひ、市長、ここは本当にみんな一緒になって対応していくべきだと、私は思います。もちろん私たち議会議員の報酬を引き下げたっていいじゃないですか。ぜひ、そういう立場、首長や三役の人たち、管理職の手当もよく吟味していただいて、財源を作り出してやってやる、ほかの事業も少し見直すべき

は見直しをして、私はこういう大幅な引上げはやめさせるべきだと、そういうふうに思います。再度そのことで首長の、今、時間をいただきたいみたいなことでしたけれども、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議案提案以来、様々な御意見をいただきまして、そして御しつ責をいただいていると。そして改めて、この地域の社会状況、経済状況というのを、厳しい状況というものがあるというのを再認識しているところでございます。

そのような中で、このような税率の改定というものをお願いしなきゃならなかったということにつきましては、本当に反省しております。私どもはこのことを受けまして、毎日課長会等もしております。そのようなことを受けて管理職の職員も、自らの給与についてもどうにかしなきゃならないというような雰囲気も出ているようでございます。それらも併せまして、私自身も、そして教育長、そして副市長についても、改めて減額について考慮したいということで、市長等の給与のカットについての議案を撤回させていただいたところでございます。

そのようなことでございますので、全庁挙げて、このことについては改善に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○25番（小園義行君） そういう立場で臨むということでもありますので、よく理解しました。自分たちは共済だから関係ないよということじゃなくて、ここにおられる人たちは本当に住民に奉仕をしていくという立場の人ばかりです、私たちも含めて。そういった意味で、今市長の答弁されたそのことで、ぜひ、住民にこんな大きな負担をさせないと、その立場で取り組んでいくというふうに述べられましたので、理解しました。ぜひ、当局の皆さん一体となって、また、もちろん私たち議会議員としても、私はそういう対応をしていくべきだろうというふうに思います。分かりました。ぜひ、国が本当に大変なことをやってきたときは、地方自治の本旨を發揮して、やっぱりここで防波堤になってなんとかして守ってやる。それが私は地方自治体のあるべき姿、その姿勢は、いみじくも首長の姿勢に私はかかっているというふうに思っています。ぜひ、そういう立場でこの問題についてもお願いをしたいと思っております。

次にいきます。

生活保護の関係ですが、今回、予算の中に、生活保護適正実施推進事業ということで予算がされてあります。当然生活保護は適正に事業が実施されないといけないわけですが、全国で123通達事項を、北九州市をはじめとしていろんなことが起きています、生活保護の関係で。そのことに関して本市が、この適正実施推進事業ということで提案がありましたので、生活保護は憲法の生存権から出発して始まっていることだというふうに思います。この推進事業、議案上程の中でも若干ありましたけれども、具体的にどういうことをさせていこうとされているのか、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護適正実施推進事業につきましては、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護面接相談員を設置して、他法・他施策の活用も含めたきめ細かな指導援助の実施、処遇困難ケースに対する指導援助体制の整備強化、被保護者の地域職業相談室等の利用による就労の促進を図るため事業導入するものでありまして、内容としましては、新規申請に関する指導・助言、被保護者との面接による相談及

び就労指導、ケースに関する地区担当員へのアドバイス等であります。

○25番（小園義行君） じゃあ、一つ確認させてください。新規申請に関する指導・助言とあるわけですが、本来、生活保護の申請というのはなんら指導を受けたり、そういったものでは僕はないというふうに思うんですが、間違いですかね。いちいちそういった人から指導や助言を受けなければいけないというふうに生活保護法はなっているんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答えいたします。

これにつきましては、窓口で御相談等来られるケースがかなりございます。その段階で、いろんな他法・他施策が使えないかということも含めてお話をさせていただかなければならないことがございます。その中で、生活保護の仕組み・制度ということも十分お話をする中で、保護についてはこういうものですという理解をいただく必要がございます。その段階で、例えば預貯金、そういうものが無いのかの確認、生命保険等についても無いのか、それらの確認をした中で、どうしても必要であると言われる方については当然申請をしていただいております。

ですから、その入り口の段階で、相談に来られたときに制度を十分理解していただくための相談員ということで御理解いただきたいと思います。

○25番（小園義行君） だから心配するんです。生活保護法の第7条は何て書いてありますか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 第7条でございますが、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」ということでございます。

○25番（小園義行君） そういうふうに書いてありますね。ということは相談に来られたときに、じゃああなたの貯金いくらね、こうねと、これはあくまでも相談、いわゆる申請があった後に始まるのが当たり前じゃないですか。それを申請の段階でいろいろやるというのは、生活保護法の第7条に反しています、そういうことで今回のこの事業が始まるというのであればですよ。だからすごく心配したものですから、今回、本会議場でちょっとやり取りをさせてもらいたいと思ったんです。だから、生活保護法第7条、今あなたがおっしゃったように、「要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と、ただこれだけです。事前に、普通に生活保護を申請する、大変勇気が要りますよね、役所に行っているいろいろやるというのは。だから、そこにですよ、それはどうだと今おっしゃったような、貯金がどうだとか、そういうことをやられると、もうとてもじゃないけどできないじゃないですか。だから、そのことを、今回の適正事業というのはどういうことですかとお聞きしたんです。生活保護法の第7条、いわゆる申請の拒否や却下する権限は無いわけですし、無条件で受付、審査をしなきゃならんわけです。申請がされてはじめて最小限の調査、いわゆるミーンズ調査と言いますね、これが始まるんです。違いますか、これ。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今現在の事務の流れとしましては、申請が上がってきた段階で、申請を受け付けた段階で、その方につきましては各金融機関等、生命保険会社等への調査を行います。

その調査を行った段階、行うということと、それからその方々の所得状況等を情報収集しまして、それに基づいてケース検討会議を行い、保護に該当するか、しないかの判断をいたしております。それに

基づいて要保護の必要があると判断した場合に保護の支給が開始されるという流れになっております。

○25番（小園義行君） 入り口の段階の話ですよ。じゃあ、今課長が答弁されるように、申請に来ますね、お願いしますと。そこで先ほどおっしゃったように貯金が、何がこうだと、これは違うと、それは生活保護法の第7条がそういうふう書いているんです。そこで、厚生労働省が2006年3月30日に通知を出しています、そんなことをしちゃいかんと。福田総理も2007年10月4日、国会で答弁してます。

これは、行政手続法の第7条に何て書いてありますか。僕が読みますよ、行政手続法第7条、申請に対する審査、応答、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

」、受けなさいということです。そして、生活保護法は第7条でそういう申請の拒否、却下、こういったのは全部、無条件で受け付けて審査しなきゃならないとなっているんです。そのことは、今言いました2006年3月、厚生労働省の通知が来ていますよ、見てください、後で。福田総理も2007年10月4日、国会で答弁しています。

申請がされてからはじめて貯金がどうだ、こうだと、そういうことなんでしょう。最初の段階でね、おかしいですよ、それ。それが正しかったら正しいと言ってください。僕はおかしいと思います、この行政手続法の第7条と生活保護法のここを含めて。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。

—————○—————
午前11時21分 休憩

午前11時32分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答え申し上げます。

ちょっと説明が足りませんでしたけれども、議員おっしゃるとおり、当然申請をなされた場合は無条件に受け付けて、それについては申請を受理して、その後の事務手続を遂行していくということであり、ます。なお、この相談業務と先ほど申し上げましたのは、申請前の生活に困っていらっしゃる方々に対しての制度の御理解をいただくための窓口での相談をしていただくということで御理解いただきたいと思います。

○25番（小園義行君） 新たにそういう人をお願いして、申請前に相談をするといけないよというのが行政手続法第7条であり、生活保護法第7条です、申請の保護ですよ。先ほど言ったでしょう、厚生労働省が2006年3月30日に出していますよ、通知を、事前にそういうことをしちゃいけないと。なぜかと言うと、北九州、いろいろありましたね。そういうことを含めて、福田総理大臣も去年の10月4日に国

会でそういう答弁をしています。生活保護法第7条、そこは申請の保護で、これを侵しちゃいかんでしょう。「法律上認められた生活保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むことが必要」と、2007年10月4日、国会で答弁しています、福田総理大臣ですよ。

憲法で保障されている、そういうことで相談前にいろんなことをやったら圧力とを感じるじゃないですか、普通申請される人は。先ほど課長がおっしゃったように貯金がいくらだとか、本来そういうこともおかしいわけです。実際、申請を受けて、そして必要であれば2週間以内にやる、やむを得ないときは30日以内に回答するというのが、法律が求めているものです。そこを、事前の相談だと。事前の相談をしちゃいけないというのが、ここに法律が書いているわけです。

だから、今回そういうのが事業として出されて、ここの住民の方々、本当に今生活保護がどんどん増えているんですね。その中で非常に、申請に行って却下されるというそういうことは、本来おかしいわけだから、きちんと対応をしてもらわんといかんと思ってこの内容をお聞きしたら、そういうことだとおっしゃいますので、法律はこういうことですよということを今、答弁として求めているわけです。

○福祉課長（津曲兼隆君） 相談と申しますのは、現在生活に困窮されている方々が窓口に行っちゃうわけですが、様々な御相談が福祉事務所ということでございます。そういうことで志布志支所ないしは本庁の保護係の窓口に来られますが、頭から生活保護をどうするかということでの御相談ではなくて、なんとかならないのかという御相談があるところであります。そういう意味での相談と申し上げておりますので、生活保護を前提に、それが妥当か、妥当でないかの判断をする相談ということではございませんので、説明が足りない部分があったかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

○25番（小園義行君） これは僕が作ったんじゃないですからね。当局の方が、5ページですよ、予算書の説明、目的ですね、生活保護適正実施推進事業ということで目的が書いてありますよ。「生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護面接相談員を設置し、他法他施策の活用も含めたきめ細かな指導援助の実施、処遇困難ケースに対する指導援助体制の整備強化、被保護者の地域職業相談室等の利用による就労の推進を図る。」と書いてあるんです。一番心配することが全部書いてあるものだから質問をしているんです。

北九州市で餓死されましたね、あの人たちも保護を受けていたんです。受けていて、働きなさい、働きなさいと、ずっとそういうことを言われて、いわゆる就労支援、そういうことをやられて、結果、辞退届を出させて死に至るといふ、そういうことがある、これはすべて今課長がおっしゃることとはちょっと違うじゃないですか。これ違うの、これとは。だから国庫支出金という形でこれ来ているんでしょう。

○福祉課長（津曲兼隆君） 生活保護の適正実施につきましては、面接相談員というのもございます。なお、レセプトの点検をする点検員、それから、現在活用しておりますが、社会保険の専門の指導の方におきましては、年金関係の手続で社会保険事務所等とのやり取りで年金が受給できるかできないかを、被保護者の方々の確認をさせていただいております。そういうものと同じ制度の中で面接相談員というのもあると。その中で、先ほど申し上げましたように、申請に至る前の生活困窮者の方々が窓口で相談に

来られたときに、こういう制度がありますということの御理解をいただくための相談員ということでもあります。ですから、生活保護の入り口の段階でそれを適正だ、適正ではないということの判断をするための相談員ではないことは御理解いただきたいと思います。

○25番（小園義行君） 生活保護適正実施推進事業と、課長、書いてあって、ここは持ち出しゼロでしょう。だから、国がちゃんとそういう事業をしているわけじゃないですか、生活保護の適正実施。これは123通知と来ていますよね、いろいろ。それに基づいていろんなことがされて北九州市のああいう状況になっている。今、また逆にそんな駄目だよということが起きているんです。

今回うちはそういうことを、ここに書いてあるのをそのまま読めば、僕は生活保護の申請が受けにくくなる、申請を受け付けにくくなる、こっちする側から受け付けてもらえないんじゃないかと。でも、法律は行政手続法第7条を含めて、生活保護法の第7条、これは申請の保護ということで無条件で受け付けなきゃいけないと、国の総理大臣もそうしなさいと言っています。厚生労働省の通知が来ているはずで、2006年3月30日付けで出ているんです。

だから、今回のこの事業が始まることによって、大変厳しい状況におられる人たちが生活保護の申請もなかなか難しいということになると、私は厄介なことになるなと思うから、じゃあ、そういう一切申請をお願いに来られたら適正にちゃんと受けるということをお約束できますか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先ほども申し上げましたように、申請については無条件に受け取らなければいけないということは議員おっしゃるとおりでございますので、引き続き今後もそのような姿勢は変わらないところであります。

なお、この相談業務というのは、福祉事務所への相談ということの事業の一つということで県の方も確認を取っているところでございます。

○25番（小園義行君） じゃあ、課長、大変失礼ですけど、この方はどこに配置されるんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 面接相談につきましては、一応相談が一番多い部分でもありますし、被保護者の方々が約75%ほどいらっしゃる志布志支所に配置したいと考えているところです。

○25番（小園義行君） 志布志支所の福祉課ですか、福祉課ですね。じゃあ、先ほど答弁がありましたので、そういう生活保護の申請、そういったものについては法に基づいてきちんと対応するということですね、そのことをもって理解しましたので。

一番扶助費というのは自治体にとっては大変ですよ、持ち出しもあるわけですし。だけど、憲法が保障している生存権、そこからはじまって生活保護法があり、こういうものになっているという立場からしたときに、本当に困っている、そういう人を守るのが地方自治体の役割じゃないですか。

ぜひ、そういう立場は堅持していただいて、生活が困っている人たちに対しての生命・財産、そういうのを守っていくというこの姿勢は、本田市長、間違いなく変わりませんよね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方から回答がありましたとおり、この申請については受け付けるということでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○25番（小園義行君） 市長の方もそういうことで、担当の津曲課長の方も、きちんと生活保護の申請

については法に基づいて対応するという答弁が出ましたので、ぜひ大変厳しい経済状況の中におられる住民の方々の暮らしを守ると、命を守るという立場で法の下に対応していくという答弁がありましたので、次に移ります。

児童福祉についてということで、保育所の関係を少し質問させていただきます。

志布志市は公立保育所を6保育所ほど抱えています。そして、幼稚園が公立幼稚園1つ、あと民間に移管されている保育所等あるわけですが、旧志布志町時代に、志布志町にある保育所はすべて民間移管ということでなっております。この保育所の問題については、これまで市長も、旧志布志町の民間移管がスムーズにいったって何ら問題が無いということ、再三、ここの本会議場、担当の当時部長であった方も、問題無く移行したんだという答弁がずっと出ておりました。私たちも保育所を無くすということは、そこの地域にとって本当にコミュニティが崩れていくということで極力残してほしいということで、旧志布志町時代も、特に農村部の保育所については公立であってほしいということ等も含めていろいろ議論してきたんですが、結果、民間移管ということになりました。

本田市長は、保育所については民間に移管するのが一番良いというような考えで、これまでもいろんな提案があって、議会としては全会一致否決というようなこと等もあったんですが、旧志布志町の田之浦保育所が、この前文教厚生委員会で現地の調査と言いますか、それをした時、初めて私たちもあそこが休園をしているということを知りました。民間移管をされていますので、その報告とかそういうのは無くていいんでしょうけど、実際に行ってみて、ちょっとびっくりしたところです。

田之浦保育所が休園をしていますが、この経過と今後の対応というものについてどう考えておられるのか、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

田之浦保育所は、昭和44年に45名の定員で開所しました公立保育所でありましたが、児童数の減少から平成2年に定員30名となり、平成16年4月1日に民間移管され、安楽保育園の分園として定員15名で運営されておりましたが、本年度から、議員の御指摘のとおり休園しております。

経過につきましては、法人から、18年度中から現在の入所状況、地域の児童数及び児童数の推移を考慮しますと、休止若しくは廃止を含め、今後の方針について相談があったところであります。年々、児童数が減少する中、法人におかれましては最大限の努力をさせていただき、4年間にわたって経営してこられたということでございます。しかしながら、平成19年度の状況といたしまして、当時の入所児童数6名のうち4名が年長でありまして、平成20年度におきましては児童が2名しか残らない状況で、持続的な運営が非常に厳しく、休止したいとの法人からの申出があったところでありました。その後、保護者への説明会を実施し、理解を得られ、県への手続を経て平成20年3月31日をもって休止したところであります。

今後の対応につきましては、周辺地域の人口増などによる入所児童が見込まれる場合、スムーズな再開が可能なよう、法人によりまして草刈りや窓開けなど管理していただいております。施設の老朽化の防止に努めております。

また、本年度入所予定でありました2名の児童につきましては、他の保育所へ入所している状況でご

ございます。なお、民間移管の際に地域の児童数の推測をしたところ、平成20年度の地域の児童数は10名と推測しておりましたが、現在では7名ということで、このうちおおぞらに3名、ひばりに1名、安久に1名ということで、就学前児童がおりますが、推測以上に過疎化・少子化が進行しているというところでございます。

現状を考えますと、今回の休止に至ったということにつきましては、致し方ないというふうを考えております。

○25番（小園義行君） そういう状況があるわけですね。それで、民間に移管をすると、そういう経営をしていかなきゃいけないわけで、マイナスになっていくと当然そういうことが起こり得るといのは考えますよね。だけど、志布志市としてはきちんと児童福祉のそれで保育所に対して、保育を市の責任をもってやらなきゃいけないというのがあるんですが、この現状を市長は、やっぱり致し方ないというふうに思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

児童数の減少というようなことで、このような経過に至ったということでございます。このことについては、致し方ないかというふうに考えます。

○25番（小園義行君） やっぱり市長の深いところには保育所はもう民間でいいんだと、そういう考えがあるんですね。この志布志市の議会は、本田市長が提案された有明町・松山町、この公立保育所を全会一致否決しました、民間移管は駄目だと。そのことを受けて、あなた自身はやっぱり民間移管をやるということなんですか。

こういう状況を見てごらんください。私たちは旧志布志町の時も、農村部の保育所についてはきちんと公立で残すべきじゃないかと。そうしないと児童が少なくなったときには園を閉じてしまうということも考えられる。そうなったら困るのは、その児童だし保護者の方々ではないですかと。だから、農村部は残してということをやったんです。

それでも民間に移管すると、こういう結果ですよ。でも、私は民間が悪いとは言いません。行政が公的責任を放棄しちゃうからそういうことになっていくわけで、行政の公的責任として、どうあるべきかということを論じないと、やっぱり農村部は急激に人口が少なくなっていく、そういう状況の中で地域コミュニティが、学校も無くなる、保育所も無くなる、どんどん、どんどん、そういうことで果たしていいんでしょうかということを考えていかなければいけないんじゃないですか。去年の全会一致否決された、そのことをもって本田市長が考える保育所の在り方というものは、僕は方針を変更したのかなと思ってはいたんですけど、今のやり取りで致し方ないということは、あの議会の議決をどうも軽く受け止めておられるんじゃないですか、いかがですか。

○市長（本田修一君） 民間移管がされたからこういったふうには、民間の経営の論理でこういったふうに至ったということについては、そういった面もあろうかと思いますが、仮に公立で残した場合でも、このようなふうに児童数が減少して、例えば二人というような状況だったら、統合・再編というものを考えなければならないというふうには思うところがございます。

昨年、民間移管について議案を提案いたしまして臨時会で否決されたということにつきましては、本

当に重く受け止めております。その中で様々な論議があったところでございますが、民間移管については反対じゃないんだ、しかしやり方がまずいんだよというような形で、あのような結果になったというふうに認識しております。そのことを踏まえ、私どもはその一つ一つが解決できるべく、今年度についてもその方向で取組をしているということでございます。

○25番（小園義行君） じゃあ、いいですか、あそこ園が閉じなかつたら20年度7名ですよ、あの地域に、田之浦地域に住んでおられる0歳児が2人、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児。そして、あそこを閉じたからほかの所に行かれるわけでしょう、これ正直言って。21年度、来年は6名います。新しく0歳児も見込まれています。お持ちでしょう、これ。こういうときに全く公的責任を放棄しているとしか、僕は思えない。

やっぱりですね、民間移管するときに頑張りますよということで、でも経営的に僕なんか大変だろうなと正直思ったんです。だけど、いっぱいそういう問題を抱えながらも、議会が議決してスタートしたんです。でも、わずか何年でこうでしょう。そういうのを考えたときに、やっぱり公的責任として、志布志市がどうそのことの責任を負っていくのかと。民間移管したからなったんじゃない、公的であってもこうだと。ここはやっぱり公の責任として、そこに住んでおられる人たちがおられるんですよ、現実的に。この人たちはじゃあ遠い所へ連れていかんかって、それでいいわけですか。僕はそうは思いません。

だから、そういう意味で市長としてはどうもそういうところが、もう保育所なんかどうでもいいよみたいな感覚に僕は思えてならないんです。しっかりここに保育園があつたら、多分通わされたと思いますよ。閉じるというから、探さないといかんからほかの法人に行ったりいろいろでしょう、これおそらく、違いますかね。

だから、去年のあの議会でのやり取りも含めて、ぜひこれはもう一回よく考えていただいて、ここはあと何年ぐらい、一人でもやるとおっしゃるんですかね、その法人は。7名ほど20年度おられるんですけど、無いから、閉めるというから行かれているわけで、法人はいつまで休園されるんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 休止の期間を4年間で申請してあります。

○25番（小園義行君） 20年度からですね。じゃあ、維持管理というのは向こうの方でされるんでしょうけど、やっぱり人がそういう状況で活用しなきゃ傷みますよね、正直言って。僕たちが行った時は草がきれいに刈ってありましたけど、それ以前は私もちょっと通ったりしてあれでしたけど、それなりでしたよ。だから、ぜひ対応をちゃんとしてもらいたいと思います。

でも、本来は志布志市の住んでいる児童ですよ。そのことをちゃんと踏まえて、私は保育所、保育に関する公的責任の在り方として、市長によく考えてほしいと思います。

それともう一つは、そういう児童福祉にかかわる人事異動ですから、僕がどうこう言うあれはないんですけど、ただ基本的な考え方だけ教えてください。

民間に委託していますにここにはうすありますね、そしてはぐくみランドありますね、そして保育所ありますね。こういった所はやっぱり、保護者、児童との信頼関係の構築というのは非常に大事なことじゃないですか。やっぱり、そういった意味からしたときに、そういう専門性の高い所の異動というの

はよく考えてやらないと、僕はそこに通っておられる人たちとの信頼関係含めて、そして民間に委託している所も、その法人にお願いして、極力、法人が保育所が三つあれば、その三つを定期異動みたいな形ではなくて、にこにこはうす、そういった所は、そこで本当に蓄積をしていくというような考え方を持って、保育士の方を育てていくという姿勢が当然必要かなというふうに僕は思うんです。そういう点で、首長としてはそこら辺はいかがですか。

○市長（本田修一君） 今回、4月に臨時職員の中に辞められる方がおられたと、そしてまた新規に入って来られた方がいたということで、異動しなきゃならなかったということで異動をしたところでございました。

基本的にはそういった形で人事異動はするわけですが、今お話があるように、こういった保育が必要な児童と、それから保育士との関係というものについては、非常に綿密な人間関係が必要かというふうには考えるところで、その信頼関係を築くためには、長期間同じ所でするのが適切かという考え方もあろうかと思えます。

しかしながら、今申しましたように、人員の入と欠の関係での異動と、それからその保育士の質の向上を促すための異動というものもあろうかというふうに思います。そのような観点から今回、異動をしたというようなことでございます。

○25番（小園義行君） 基本的には同じような考え方ですね。人事異動のことですので、僕はそこに口を挟むつもりはありませんが、やはり子供、そして保護者の方々との信頼関係、きちんと構築されないと、せっかく一所懸命やってもそれが無駄になっていくという、一昨年でしたか、松山と有明はガラッと替わりましたよね、保育士の人たちが。やっぱりそういうことはいかがなものかということもあったりしていますので、やっぱりそういうところは蓄積をしていくというのがとても、民間の法人の方々も大変な中で運営されているわけですけど、そういうのが大事じゃないかなというふうに思いますので、念頭において対応していただきたいと、そういうふうに思います。

今、非常に大変厳しい経済状況の中に、我が志布志市の住民の方々おられます、高齢者の方々、現役の方も含めて。そういった中で、本当に自治体がそういう住民の命と暮らしを守っていく、いろんなものからちゃんと防波堤になってやる、その姿勢を持ってこれからも全力でスタッフの皆さん一緒に取り組んでいってほしいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで昼食ため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

毛野議員が所用のため早退です。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） 皆さん、こんにちは。

一般質問も三日目に入り、市長はじめ執行部の皆様方も大変お疲れのことだと思います。お疲れさまです。

去年の6月議会の一般質問で、AEDを全小・中学校に配置して子供たちの命の安全を守ってほしいと強く訴えましたが、そのことを真剣に受け止めていただき、子供たちのために担当課はじめ教育委員会サイドの御努力をもって体育館までも工事発注の運びとなったことを大変うれしく思うと同時に、子を持つ親の気持ちを十分にくみ取ってくださった市長に深くその英断を感謝申し上げます。ありがとうございます。

感謝申し上げますが、一般質問はしっかりとやっていきたいと思っておりますので、真剣に、また期待ある答弁をお願いしたいと思います。このAEDがまた永久的に使うことのない無用の長物になるように心より願っております。

それでは、まずはじめに、ふるさと納税制度について質問いたします。

このふるさと納税制度は、これまで地方税法改正案に基づき国会でいろいろと審議された経緯もあり、内容はもちろん御存じかとは思いますが、簡単に言いますと、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者が、ふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合に、寄附金額の5,000円を超える部分について、個人住民税からその1割程度を上限として控除される制度のことです。このふるさととは生まれた所だけでなく、応援したいと思う所をふるさとにすることができます。平成20年度、与党税制大綱に盛り込まれスタートいたしました。

市長は3月の施政方針の中に、「志のあふれるまちづくり推進事業として、市外の方にも志布志市を応援していただく「志民登録事業」にも取り組んでいき、将来はふるさと納税に結びつけていかなければと考えております。」と述べられております。

そこで、この制度について、まず市長はどのように現状を認識されていらっしゃるのか。また、ふるさと納税制度に対しどのような思いを抱いておられるのか、市長の思いを率直にお聞かせください。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度について、現状の認識と意思ということでございますが、お答えいたします。

ふるさと納税制度は、居住地以外のふるさとに貢献や支援をしたいという納税者の思いを形にするため、支援したい地方自治体に寄附を行うことにより、寄附額の一定限度を居住地の個人住民税等から控除できる制度であります。寄附金のうち5,000円を超える額については、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、翌年度の個人住民税から特例控除されることになっております。

現状といたしましては、県下全市町村が加入し、県と市町村が一体となった「かごしま応援寄附金募集推進協議会」が5月29日に設立総会が開催されまして、6月から本格的な活動が始まっているところでございます。県は東京と大阪の両事務所にふるさと納税課を新設し、職員を配置して県人会をはじめ鹿児島県に関係する個人・企業等へ積極的に寄附金募集を行うことになっております。また、パンフレット作成の印刷費、PRの経費、東京・大阪等県外事務所設置に伴う人件費等はすべて県が負担すること

になっております。さらに、申込書の受付、お礼状の送付、寄附金受領証明書の発行等の事務は、県が行うことになっております。ここで募った寄附金の配分は、10分の6が市町村へ交付されることになっております。寄附者が特定の市町村を指定しない場合は、その4分の1を均等割、4分の3を人口割とされることになっております。寄附者が特定の市町村を指定した場合は、指定された当該市町村に交付されることになっております。

市といたしましても、この協議会への加入をしておりますので、鹿児島に思いを寄せ、寄附していただけるように多くの人たちに呼び掛けをしまいたいと考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長に現状認識と、市長の思いはどうですかということで質問いたしました。今、制度の仕組みをいろいろと述べていただきました。私も制度の仕組みを書いていたんですが、そこは省くことができますのでよかったですと思いますが、まず、今の答弁の中に市長の思いが少しも入っていないぐらいの感じを受けたのですが、ふるさと納税制度という制度自体のことはよく承知しているつもりであります。市長の思いを、再度お聞かせください。

○市長（本田修一君） このふるさと納税制度につきましては、この制度が今回発足するという事になったわけですが、それ以前からこの納税制度がスタートするという事で国会で論議されていたという事で関心を持っていたところでございました。

私どもは、元々私どもの地域の出身者の郷土会というものを大阪・東京で組織しております。これらの方々とは年1回ではございますが、交流を重ねて、改めてふるさと出身者の方々に対する思いというものを、熱い思いを受け止めているところでございます。

その方々は、かねがねから自分たちの出身地であるふるさとに対しまして何らかの形で貢献できる場所があればいいということは、その交流を通じて感じておりましたので、今回この制度が発足するに当たり、そのような形で郷土会出身者の方々が貢献していただけるものが制度として確立できたのではなかろうかというふううれしく思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、本市の中においても、ふるさとに対して熱い思いを持っていらっしゃる、関東志布志会とか関西志布志会を中心にならうと市長の答弁を受け止めるのですが、そういう方々がたくさんいらっしゃるということで、なんとかふるさとに貢献したいということであります。

そこで、市長の思いも少しは伝わったんですが、そういう思いを受けて、このふるさと納税制度は先ほども申しましたが、いろいろと審議されて、新聞に出ない日が無いくらいスタート前にありました。そういう中で、市長としては、その期間、ただ傍観的に、客観的に眺めていらしただけでありますか。その思いをただ秘めていただけでありますか。

○市長（本田修一君） 私自身といたしましては、志布志民制度というものを発足させまして、これらの形でふるさとを応援していただける方に対しまして、このふるさと納税制度に沿うような形というものを導入できればいいのかなというふう考えていたところでございます。

そのような意味合いから、このふるさと納税制度という法律自体が発足しなくても、私自身としては、そのような形のを郷土会の方々をお願いしたいというような形の準備はしているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 全国的にふるさと納税が決定されないうちですので、その制度に向けての取組の早い所、また先進地の事例を見ながら、検討しながら、また良いところを吸い取って自分たちの施策に向けてやっていくという、全国市町村いろいろであろうと思いますが、インターネットなどで調べてみますと、それを先取りして、スタートしない前から市町村でこういうホームページで、これは広島県の尾道ですが、「心のふるさと尾道への応援をよろしく申し上げます」というような形で、いろいろ決めたわけじゃありませんが、広報をですね、こういう制度が始まるんですよ、こういうふうに広島尾道とか、「ふるさと有田川応援団～ふるさと納税制度～」といって和歌山県の有田川町とか、京都の伊根町とか、全国でいろいろ取り組んでいるんです、啓蒙、啓発にも。そしてふるさと納税、中身はふるさと納税に沿った中身で寄附条例を設置したりとか、いろんな取組をやられています。そういうことでちょっとお聞きしたのですが、一応まだそういったところまでは行っていないような感触ですので、次に移ります。

そこで、県ではなく全額志布志市に寄附したいという方もいらっしゃると思います。こういう方々の思いや意思が尊重されるように、きめ細やかな対応が必要になってくるだろうと思われま。県に直接寄附される方もいらっしゃると思いますが、県を通したら先ほどおっしゃるように、県が4割、市は6割ですので、配分が。だから、いや全額したいという方が大方ではなかろうかなと思います。そういうときに、市町村への申告とか、また確定申告の手続とかいろんなことが出てくるだろうと思います。その煩わしさや煩雑さで寄附者の行動が減り、この制度の広がりや危ういようなことであってはならないわけです。

そこで、大口市はふるさと納税の支援窓口を税務課内に、また、霧島市は総務部収納課内に設置条例案を議会に出したと、そういうのが新聞報道で分かりました。そこで、本市でもそういう大口市や霧島市のように、そのような分かりやすい親切な対応ができるように、担当窓口の設置は考えられないか、まずお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、先ほど答弁しましたように、県の方でこの制度についてかごしま応援寄附金募集推進協議会というのを設置して、県の方で取り組むということが先に決定されております。

今お話がありましたように、全額志布志市へと、我がふるさとへとという方もおられるかと思ひます。それらの方々がきちんと対応できるような体制を、私どもの方も早急に整備したいというふうに思ひます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長が、今、早急に我が本市でもそういう対応を取りたいと思ひますとおっしゃいましたが、いつまでに、どういう所に置こうかとお考えですか。

○市長（本田修一君） まだそこまで、例えば証明書を発行するというようなこともございますので、具体的に検討はしてないところですが、現在のところ、窓口は企画の方で対応するというふうにしております。

○7番（鶴迫京子さん） 具体的にはまだ検討していないので、企画の方で一応取りあえず対応すると

ということですが、今後ふるさと納税制度に向けて、本市としては今の感触で、そんなに検討されていないような感触を受けましたが、どのような方向性を持って進められようとしているのか、まずそこを具体的にお聞かせください。方向性です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、私どものふるさと出身者の郷土会というものが、先ほど話しましたように関西地区・関東地区というもの、あるいは中部地区でも、そして鹿児島市内にもあるということでございます。

それらの方々が総計で3,600名ほどいらっしゃいますので、これらの方々を中心に、この制度についての御案内を申し上げて、そしてそれから更に拡大ができるべく御紹介を賜ればというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 今日は梅雨が晴れて、とても外は良いお天気になったのですが、梅雨のつかの間の晴れ間ですが、市長、ふるさと納税制度はスタートしたんです、もう始まっているんです。そういう始まっているところに、なにかしら全体的には進むというより遅れているというか、そういうような感触を受けるのですが、まずふるさと納税として集められた寄附金の使い道をどのようにされるのかとか、いろんなことが、このふるさと納税制度についての検討をしなければいけない、協議しなければいけないことというのはいっぱいあると思いますが、全然、庁舎内というか、担当課内ではこのことに対してどういう今まで議論がされてきたのか、その経過を少しお知らせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 今年度に入りまして、先ほども話しましたように、志布志市の志民制度をふるさと会を中心とした方々にお知らせして、ふるさと納税制度なるものに対応しようかというふうに考えていたところでございますが、県の方でこういった形で法律が施行されて、すぐ協議会を立ち上げるというような案内が来たということで、そちらの方とともに、今この制度についての取組を市としてもやろうということで検討を重ねているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） ふるさと協議会というのが第1回目もう行われたと思いますが、全市長村長が集まって協議されたと思いますが、その第1回目の会議には出席されましたか。

○市長（本田修一君） 別途、会がございまして、そちらの会に出席しまして、こちらのふるさと納税の協議会の会には参加しておりませんでした。

○7番（鶴迫京子さん） 出席したからどう、しないからどうということではありませんが、参考に聞いてみたいと思ったので聞いてみましたが、まず、この寄附金の使い道を本市ではどのようにされるのか、考えられておりますか。

○市長（本田修一君） 寄附金の使い道につきましては、寄附者の意向というものもあるということでございますが、こちらの方であらかじめこのようなことに使用しますよというようなことの使途を明確にして寄附を受け付けるということもあろうかというふうに思います。

現在、市に対する寄附金の受入れにつきましては、普通の公有財産管理規則に基づいて受け入れておりますが、現在のところ、市の活性化のためというような理由で申込みをされているということでございます。

かごしま応援寄附金募集推進協議会において作成されましたチラシには、各市町村での使い道の一覧

が設けてありますので、私どもは市の振興計画の基本理念であります「志のあふれるまちづくり」のために、この七つのまちづくり事業を定め、記載したところでございます。

一番目に、みなとづくり事業、二番目にごみゼロのまちづくり事業、三番目に高齢者が元気なまちづくり事業、四番目に子育て日本一のまちづくり事業、五番目に安心安全健康な食の産地づくり事業、六番目に生涯学習推進のまちづくり事業、七番目に歴史のまちづくり事業を掲げております。

今後、使途を明確にするため、基金条例等の制定を行うということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） まだあまり検討されてない方が、私の今からの質問に対してはうれしく思うのですが、まず5月10日の新聞ですね、市長も御覧になったかもしれませんが、ここに「長島町ふるさと税で景観づくり、寄付条例議会提案へ」というのが5月10日付けで出ています。長島町という所は、「がんばる地方応援プログラム」というのでいろいろなプロジェクトチームを作って、いろんなことを考えておられます。そして、それにも応募されていますが、そこで、ふるさと税で景観づくりということは、特化して、先ほど市長が本市の活性化に使いたいということでありましたが、その中にはいろいろありましたね、子育て支援、福祉、医療、るる全部だと思えますが、市長の書かれたのは、一応そのようなことを書いたとおっしゃいましたが、長島町という所はもう特化して、このことだけに使うという意味で寄附条例、景観づくりということで、私、これを読んで本当にすごいなと思いました。すぐ飛び付くとか、ということにはさすが準備を、備えあれば憂いなしで準備をされていたと思うんです。ふるさと納税で、スタートしたらこういう形でやるんだという意味で、すぐこういう6月議会で議会提案へなったのじゃないかと思えます。

そういうことで、先ほども使い道をお聞きしたのですが、まだ全然、協議・検討されないで、ただ書かれたような気がします。本当はこの使い道こそもっと時間をかけて、いろいろ視点を変えて考えてから、そういう納税制度スタートに向けてほしいなという強い思いがあるものですから、今回質問しているわけでありませう。

特化するか、先ほどは選べるような形ではありますが、再度聞きます。そこいら辺をもう一度時間をかけて検討する考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど七つの事業に使途を明記したということでございますが、具体的にその中で一つに絞ってするかということについては、まだ検討していないところでございます。共生・協働・自立のまちづくりを推進しているということでございます。そして、まちづくりの基本理念に、志あふれるまちづくりをしたいということでございますので、このような形の検討をさせていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） また検討していきたいということですので、少しはそこに余地もあろうかと期待しておりますが、まず私の提案になります。通告していましたが、ふるさと納税の寄附金の使い道を長島町に倣って景観づくりに特化して、（仮称）「志布志ふるさと景観条例」の制定は考えられないかということで質問通告しておりますが、今、いろいろとまだ使い道を検討していただきたいなという思いもありまして、まず特化するか、選ぶのかということと時間をかけて、それからここに来るのではないかと思いますので、これはちょっと、もう次に入りますので、そこを時間をかけて検討していただ

きたいなと思います。

まず、特化した場合の話ですが、私の提案は、国際の森は旧志布志町にあります、合併して旧松山町民、旧有明町民にとっても貴重な公有財産であります。戦場の場として陣を張った陣岳の歴史的由来の案内板が設置されていますが、宮崎と鹿児島との境に位置し、太平洋の黒潮と志布志湾を一望しながら、目を閉じると先人たちの戦の様子や暮らしぶりが想像され、戦の悲しさと国際の森の名にふさわしく海に向かって遠き異国へのロマンも併せて感じられる場所ではないでしょうか。国際の森に行かれた方はもちろんのこと、眺望のすばらしさは誰もが認めるところであります。

市長、約4,600万円あれば国際の森に水が引ける、その財源確保ができないので今日まで来た、そのようなことですね、国際の森の水の話は。その財源として、ふるさと納税の寄附金を活用することを考えてほしいのです。砂漠の中のオアシスは命の水であります。「国際の森にオアシスを！」のキャッチフレーズで特化すれば目標を一つに絞れるんです。ふるさとを思う人たちの気持ちを国際の森に水を引くという目標一つにターゲットを絞ってですね、できるのですが、そして具体化することで、もちろん水を引くことは嫌だよという人も現れるかも知れませんが、特化することで賛同が反対に得られやすいのではないかと思います。

そして、活用方法を先ほど5項目とか6項目とか、いろんな所でやられています。南九州市は5項目でしたかね、新聞に載っていましたが、「平和・福祉・教育など5項目、南九州市条例提案へ」ということで載っております。だから、選択制にしている所、特化している所、いろいろですが、私は特化して国際の森に水を引くということを最優先していただきたい。そして本市の観光の目玉にするべきだと思いますが、市長はどのように考えられますか。まず、そのことをお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光の目玉にこの国際の森をするために、そしてふるさと納税制度が志布志市のふるさと出身者の方々にとって取り組みやすい、寄附していただきやすいという環境をつくるために、特化した形というふうなお話であるようでございますが、私自身もこの国際の森には何回か登りまして、本当にすばらしい眺望であるというふうに思っているところでございます。

現在、本市の観光振興につきましては商工観光戦略会議の皆様が提言書の作成のために、様々な視点から市内の観光資源を洗い出しておられ、そして議論を重ねておられます。その中において、景観等についても議論がされておりまして、曾於八景ならぬ志布志八景というものを設定して観光のPRをすればいいのではなかろうかというような意見も出されているようでございます。これらのことも踏まえながら、今お話にありました御提案につきましても検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） まず、国際の森に水を引くということで、市長、これは平成3年、基本構想計画で旧志布志町時代に会があったんです。そこに志布志町の松元トヤさんという方が、そこでも「水と電気を引いてくれ」という要望をされています。そして、女性議会が2回ありまして、またトヤさんが再度質問され、「水が欲しい、電気が欲しい」ということでですね。その翌年の第2回目の女性議会でも東郷ミイ子さんが、また「国際の森に水、電気設備をしてほしい」ということがありました。それから平成3年ですので、今平成20年です、17年かかっているんです。そして、そういう思いがなかなか

実らない、それは財源が無いということです。その財源が無いということで、今までずっと検討を重ねても、なかなか水一滴も無いですよ、国際の森には。

でも、考えてみてください、市長。17年間というのは、0歳の乳飲み子が高校2年生になるんです。すごい長い時間だと思いませんか。その間、あのシンボリックな国際の森に水が引けてないのであります。そして、去年ですね、9月議会で同僚議員、立山議員がまた、そのことを全部調べられて、他町の議員さんであります、真剣に市長に訴えられました。その時の答えが、4,600万円の財源が必要だからできない、状況が厳しいということでありました。

そこで、財源が無い、無いでいたら、本当に永久に国際の森に水は引けないのであります。市長、本市のホームページ御覧になっていますか。本市のホームページにはまず何が出てきますか。国際の森から眺めた志布志湾の眺望です。PRしているんです、全国に。そして国際的にも、全世界にもPRしています、今、PRが大事だということで。だから、そういう国際の森をPRしているにもかかわらず、水が無いんです。そこに力を入れようと思いませんか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市内には、すばらしい観光資源が各地にあるということでございます。そのような中で、どこを重点的に整備していき、そして、その地を観光の目玉にするのかということについて、ただいま商工観光戦略会議の中で真剣に討論していただいております。

そのような中で、この国際の森について、「ここを志布志の観光の中心にしようや」というような形で御提案いただくとなれば、そのこともすぐさま整備しなければならない内容になろうかというふうに思います。財源的に厳しい状況でございますので、各所にそういった形で整備するということになる、かなりいろんな点を精査しながら取組をしなきゃならないというふうに思っています。

今現在、高齢者の方々がいつも集まれる場所についても、いろんな意味で施設が、整備が不足しているということを要望を賜っているところでございます。それらの方々につきましても、しばらくお待ちください、猶予をください、順次整備したいというようなこともお話しております。

そのようなことから、この国際の森の整備につきましても、理解していただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） ふるさと納税制度がスタートして、そして、ふるさとに対する熱い思いの寄附金であります。まだ入っても来ていない寄附金に対してこういう質問はどうかという思いもありますが、やはり財源的にそういうふるさとに使うってほしいという思いの、ふるさとへの恩返しというような思いのお金であります。ですので、貴重な大切な寄附金でありますので、それを目に、子々孫々、永久的にですね、自分たちのふるさとを思って寄附したお金は、国際の森に寄附したことで水が引けて、そして今、こんなふうにご利用されたんだとか、この水はおじいちゃん、おばあちゃんが寄附してくれてできたんだよねと、そういうようなしっかりとした本市のですね、一番いいあれではないかと思うんですが、ただ、もう集まった寄附を全額国際の森に使えと言っているのではありません。その中の最優先にいただければと。議会でお金が無い、財源が無い、今度国保税のこと、いろいろあります、そして今議論されています。休憩中に同僚議員が、「鶴迫さん、もうやっせんど、お金がなんも無い、無い

中で時期が悪かったな」と言われたんですね。私は反対だと思います、時期が良かったと思います。なぜかと言うと、市長も逆境はチャンスなりと、ピンチはチャンスでありますよね、そういうときこそ。みんなが下向きに下向きに歩いているんです、もう何も良いことはありません。国保税は上がる、もう本当にうれしい話なんて何も無いじゃないですか。市長だって、議会が終わったらへとへとになられると思います、そうじゃないですか。そう思います、そこに座ったらそうなると思います、誰でも。

だから、そういう中でやっぱり、昨日、大雨が降りましたね、今日は晴れじゃないですか、晴れの日もあるんです。だから、そういうもちろん、こちらの両極、こちらではお金が無い、それをどうかしないといけないということも一つの知恵であります、この国際の森に水を引くということは、そこにもつながるんです、国保税を上げなくて済むとか。なんでかと申しますと、市長もおっしゃいますよね、商工観光戦略会議でそういうようなことも議論している。そこにつながるじゃないですか、観光産業、所得向上。いやす場だけではないのです、国際の森というのを目玉にすべきではないかと言っています。私、しっぽにすべきではないかと言っています、目玉にするんです。そのことによって、いろいろなことが広がっていくような気がします。

まず、志布志市に来て、やっぱり自慢ですよ、眺望がすばらしいということで。志布志市に来られる、来庁される方で時間のあられる方を案内されるとき、市長、どこに連れて行かれますか。

○市長(本田修一君) 志布志市はなんといっても志布志港ということになろうかと思えます。そして、この志布志港の進展が図られる、振興が図られる元になるのが、その後背に豊かに広がる大地で営まれている農業ではなかろうかというふうに思えます。

そういう意味で、港と、そしてそれに関連する農業というのを見せていきたいなというふうには思っておるところでございます。

○7番(鶴迫京子さん) 市長、志布志港だとおっしゃいましたね、そうですね。そのとおりだと思いますが、港だったら港ですよ、まず。国際の森に第一番目に連れて行ってあげてください。あそこに登ったら本市が全部見えますよ。志布志湾も港も見える、全部見えます。だから、まずパンフレットとかいろいろなので宣伝していらしゃるので、いらした方は、まず国際の森に連れて行ってあげて、そしてあそこからの本市の、あそこから、高い所からいろいろ、ここはこうです、農業のこと、漁業のこと、商業のこと、一目で説明ができます。

ですので、まずお願いしたいのは、まず国際の森に連れて行ってほしいと思います。それぐらい国際の森という所を真剣に受け止めていただきたいなと思うのですが、またふるさと納税に返りますが、いかがですか。

○市長(本田修一君) 国際の森にまずはじめに観光客を案内しろということでございますが、確かに眺望はすばらしいものがございます。そして志布志市内の全域が見れるということでございますが、こちらの有明にある岳野山についても同じようなことで、こちら松山まで本当にしっかり見えるというようなことになろうかと思えます。

そのようなことで、私、もちろん国際の森も岳野山も御案内を申し上げたいというふうに思うところでございますが、やはり、この港と、志布志港というものに御案内申し上げて、この志布志の発展性と

いうことを語りたい、そして、それに志布志港の振興につながる産業の農業を見せていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） それこそ、国際の森もすばらしいし、岳野山もすばらしい、松山の城山、すばらしいですね。松山の城山は360度です。国際の森は半分ですね。ですけど太平洋に臨む黒潮も見られるし、志布志湾もあるし、まず国際の森にお願いしたいと思います。そして、特化するかと、項目を選ぶか、ふるさと納税ですね、財源確保に、簡単でいいですが、そういうことを、国際の森、考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来お話しするように、そのことも含めた形で検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 検討されるということですので、とても期待して、また経緯を見守ろうと思います。

あと1点、ふるさと納税のことでですね、長野県泰阜村という所は人口2,100人余りで、そこはふるさと納税ではないんですが、4年前から、平成16年から寄附金条例を作りまして、「ふるさと思いやり基金条例」というのを作りまして、3年間で、今年の3月時点で2,300万円ほど寄附が集まっています。だから、そういう全国でいろんな事例がありますので、そういういろんなことを研究・調査されまして、その村は2,100人です、本市はそれに比べたら人口がどうですかね。だから、いろんなことを調査されまして、難しいことではないと思います。できると思ったらできるんだと思います。市長のいつもの口から出てますがね、志のあふれるまちづくり、志布志市は「志」が二つもあるということでは、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

では、国際の森続きで、次に移らせていただきます。

国際の森と志布志町の天神にある大師公園の管理と整備についてお伺いいたします。

はじめに、市長と担当課長にお聞きいたしますが、国際の森と大師公園に最後に行かれたのはいつですか。

○市長（本田修一君） 国際の森につきましては今年の2月ぐらいに行ったかと思います。大師公園につきましては、合併後すぐ行ったわけですが、今回、議員の質問があるということで、また改めて行ったところでした。

○7番（鶴迫京子さん） 行ったということですので、通告を受けて、それは有り難いと思います。通告していても行かないとなるとちょっとかなと思います、ちょっと市長の点数が上がったのかもしれませんが、行ってくださったということで、次に話がスムーズにいきます、見ていらっしゃるので。

まず、国際の森について、安全面から管理がどのようになっているのかお伺いいたします。

国際の森の夏井からの入り口の道路は舗装されていますが、見通しの悪いカーブが多いし、車の離合する場所も少なく、標識も立ってません。それに頂上付近に至っては、大きな岩石ではないですが、落石もありました。まして遊歩道に至っては、無惨に朽ち果てております。とても危険だと思いますが、市長は行かれた時に、2月でしようが、どのように現状を感じられましたか。国際の森という形で市がPRすることをいかなことかなと思います。そのような危険な状況を見まして、どうですか、どう思

われますか。

○市長（本田修一君） 私が行った時はわりかしスムーズに頂上まで行けまして、それで去年台風があった時に一部崖崩れがあったりして道路が閉鎖されたという関係もございまして、それから整備されているのかなというふうに感じたところではございました。

遊歩道につきましては、現在利用されていないというようなことございまして、その関係かどうか分かりませんが、整備がされていないというようなことございまして。今後、必要最小限の整備はしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長が通られた時は2月であります。私も何回か行きましたが、全然、先ほど申しましたような状況でありまして、大変危険だと思います。私などは志布志町に在住していますので、国際の森というのがどういう坂で、どれぐらいしたら頂上まで登れるんだという時間とか分かりませんが、国際の森は志布志の人はあまり訪れません。なんでかという、先ほども何度も申しますが、志布志市以外にPRしていますので、串間とか、又は県外、本州とか、そういう方々が行かれます。

そのような場合、どうでしょうかね。あの坂を登って行って、頂上まであと何mあるのかなとか、そう思いながらもハンドルを握りしめて、カーブは多いし、とても危険だと思います。それで、今の状況を言いますと、ちょうど今が一番木が生い茂っていて、見上げたときに空が見えないような所がいっぱいあるんです。そして危険箇所。だから、そういう所の整備、本当に人の命、安全対策がまず最優先されるべきだと思いますが、市長が通られた時にスムーズに行ったということは、整備しなくてもいいのではないかというように受け止めますが、もういっぺん、担当課長は通告しておきましたが、行かれましたか。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 通告がございまして、電話でお尋ねをいたしまして、私は9日に行ってまいりました。そういう中で、先ほど2月に市長が国際の森に行った時も通常に通れたということございまして、9日に行った時は通常にきれいに通れました。ただ、先ほど質問がありましたとおり、一輪車で五台ぐらいの、軽トラック1台も無いぐらい、ちょっとした崩れはありました。それを取り除かなければいけないというようなことで、部下の方に指示をしたところでございます。

昨年も8月、9月、1月、林道の伐採はいたしております。そして、また電線も通っておりますので、九電の方にも覆いかぶさっている所は、危ない所は伐採をしてくださいということでお願いをしているところでございます。

それで、通行に支障のないことであれば、やはり今現在、自然を大事にしよう、あるいは森林浴ということも考えられますので、極端に言えばたくさん木がある所を、そういうふうに行ったときも国際の森が開けていいんじゃないかなということを私自身もちょっと考えるところでございました。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 担当課長の方から報告がありましたが、そのとおりです。落石もありましたよね。

今の担当課長の答弁は、少し違うんじゃないかと思います。森林浴ができるからいいと。全然違うと思います。もし、そういう見通しの悪い歩道の上が、なんでか事故が起きたらどうしますか、本市の責

任は。森林浴どころじゃないですよ。どう思いますか。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 私が申し上げましたのは、今、議員がおっしゃいますように、交通の妨げになる危険な場所は必ず伐採をして、安全を確保しなければならないというふうには思っております。それは今、議員がおっしゃいますように、生命を守ることが第一だし、事故が無いようにしなければいけないというふうには考えております。

○7番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。そのとおりです。それからの森林浴ですね。

私は思います、やはり人の命、安全対策がまず最優先だろうと思います。それがあってはじめて本市は国際の森、本市にはこういうすばらしい所があるんだぞというPRになろうかと思えます。そうでなかったら本末転倒で無責任だと思います。事故が起こらないからよかったです、今まで。もしたび事故が起こってみてください、今度の議案でもまた追加議案でありました。やはり、小さなことでもそれだけでは済まなくなるのです。そのときの国際の森のダメージというのはどれだけだと思いますか。みんなにPRしていればこそ、そのダメージは小さな事故でも大変なことになります。立ち上がれないぐらい国際の森が悲しむと思います。早急に危険箇所を把握して、そしてミラーや立札を取り付けたりということは考えられませんか。離合場所の確保などもされて、見通しをよくするために木の伐採はしますということでしたので、安全を確保してほしいものです。

そして、トイレにも行かれましたか、トイレの状況。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） はい、トイレも行きました。一応、中も見ましたけれども、私が見た時には汚れてはおりませんでした。

以上です。

○7番（鶴迫京子さん） トイレの管理はシルバー人材センターでしょうか。月に3回ほどぐらいですか、どれくらいですか。管理されているとは思いますが、まずトイレに行かれて、担当課長が行った時には、そう汚れてはなかったとかおっしゃいました。そのようですかね。私が1週間以内に行ったんですけど、汚れているとかいうよりも、中に入られましたか、落書きもいっぱいされています。まず、あの落書きを消してほしいなと思います。

そして、お水が無いです、水。トイレを使用した後に、お水が無いんです、国際の森には。仕方がないといえば仕方がないんですが、仕方がないままでずっと17年きたんですかね。極端に言いますと、昔のことを言うようですが、家の中にトイレが無いときには、外にこういう三角なのがあって、それに水が入って、手をこうして洗ったりするものがあるものでした。全く無いんですね。トイレだけがあって、手洗い場が何も無いわけです。それに対する今までの間にでき得る工夫というものは、全然考えられなかったものでしょうか、いかがですか。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 私も4月に異動になりまして、その前に国際の森には何回か行きましたが、トイレに行ったことがありませんでした。それで、今回通告を受けまして、トイレを見ました。議員がおっしゃるとおり、まず手を洗うことができないということを感じました。

その手だてといたしまして、何か手を打たなければいけないというようなことも今、検討いたしております。先ほどから財源の話がありますが、財源がそれほどかからないようなアイデアがありましたら、

また教えていただきまして、私どもも何か手を打って、手洗いの水だけでもなんとか確保できないかなというふうに考えました。

それと、落書きの件でございますが、落書きもありました。それも修正をしなければいけないし、またトイレットペーパーの方も無かったです。あれもなんとかしなければ、やはり、緊急のためにトイレに行かれるわけですので、行って紙が無かったということでは困るなということで、それは早速職員の方に指示をして手だてをするように、既定予算の中でできるような方法を考えてくれという形で指示はいたしております。

以上です。

〇7番（鶴迫京子さん） 今、担当課長が現地調査をされていますので、いろいろとお気づきになった点、その点を改善していただきたいなと思います。

そして、先ほど遊歩道は壊れているのでということでありましたら、早速撤去してほしいと思います。朽ち果ててはいますが、やはりあるんです。そこにまた子供なり、道がありますから、そこを行って、また事故でもけがでもされたら大変だと思います。もう朽ち果てて壊れているのでしたら、遊歩道の柵は撤去するなりしてほしいと思います。それかまた新しくするとか、その辺を検討してほしいと思います。

国際の森の施設の充実として、いろいろ訴えましたが、このことは、やはり声を大にして「国際の森に水を、オアシスを！」ということと言い続けていきたいなと思います。

では、次に、大師公園の管理と整備について質問いたします。

大師公園は桜の名所で知られ、大師様の立像や大東亜戦争で亡くなられた方々の英霊を祭られた慰霊塔があります。昔から地域に密着した公園です。松山や有明の人にはなじみがないかも知れませんが、一般的には台風の接近時にその様子を「志布志湾の上空からです」といって、志布志からのテレビ中継がされる場所でもあります。

私も何回か訪れていますが、まず思うことは、国道220号からの入り口に大師公園入り口の標識がまずありません。明確な駐車場の表示も無く、駐車場が確保されていませんので、車をどこに止めたらいいのか、とても迷うほどです。それと、トイレ使用時の不安感と不快感です。

私も大雨が二、三日続きましたので、昨日、早速夕方行ってまいりました、また。そうしたら車が4台止まっていた。そうすると、その車が公園内に駐車場がどこということもないわけですので、公園内に入っているんですね。そうすると、私まで入れて5台ですか、もういっぱいになるわけです。そういう状況で、何かしら公園なんですけど、降りられなかったです、一人で行ったもんですから、なんとなく車は4台あるんですけど、人影が無くて。

だから、いろいろ見てこようかなと思ったんですが、1週間ぐらい前に行きましたのでいいやと思いながら、ちょっと不安感があって怖いような気がしましたので、もうそのまま、ちょこっと降りて、また車に乗って帰って来ました。

そこで市長にお伺いいたしますが、市長も行かれたということですが、どのように感じられましたか。

〇市長（本田修一君） 私も今回、また改めて行ったということですが、場所的には本当に高

台に位置していて、そして志布志湾が一望できる、枇榔島が一望できる所、そういう意味でもすばらしい景勝地、そして景勝地にある公園だなというふう感じたところでございます。

今、桜の名所になりつつあるということで、話を聞いたところ、以前あった桜の木が枯れて、また新しく植えられたのが今の桜の名所になりつつあるというふうにお伺いしたところでございます、本当にいい花見ができる所だなというふうには感じたところございました。

○7番（鶴迫京子さん） 公園内においては、今市長が、以前の木は伐採して、また植え直したということですが、昔は木が小さくて見通しが良くて、眺めが良かったような気がするのですが、最近木も大変茂ってしまっていて、何かしら先ほどではないですが、森になっているような、こんもりとして、そうですね、いいといえはいいのですが、反対に何かしら暗いイメージがあり、案内板に書いてあるように、健康の場やいやしの場のために設置したと書いてあるんです。何かしら、そういう場にはとてもふさわしくないような今の木の茂り具合というか、そういう状況のように思われました。

それで近辺の方に、よく行かれますかと聞いてみたんです。そうしたら、桜の時期は行きますと、その後は桜が済んだらあまり行かないよねと。地域の方はそのようにおっしゃったのですが、多分、私もそう感じたのですが、ちょっと休憩に、仕事の途中で休憩をあそこでするとか、そういう方たちも利用されている、市外の方とかですね、じゃないかなと思われまます。

また、公園にある大師をですね、大師公園という名前が付いているとおおり、大師様がすごく何となく粗末に扱われて、そして由来の表示がありませんし、そして大師様の立像の裏にいろいろ建てられた方たちの何か書いてあると思うんですが、それを見ようとしてもちょっともう分からないんです。ですので、とても荒涼とした印象を受けて、そして、大師様自体もなにか寂しそうな顔をしていらっしゃるように私には思えたのですが、やはり名前が付いているくらいですので、もっとそこいら辺の管理もしっかりしていただいてもらいたいと思います。そういう中で、何を思ったのかおさい銭も上げてありました。そういうこともありますし、やはりしっかり、由来と申しますか、そういう立札も立てていただきたいなという思いがいたしました。

いろいろ述べましたが、この大師公園を、そんなに金をたくさんかけろと言っているのではありませんが、整備されるお考えはありますか。

○市長（本田修一君） 今、お話がありました、例えば、この公園の入り口の案内板とか、それから駐車場の明示とか、必要最小限のことについては取組をしていきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 公園である以上、犯罪の温床になったり、地域の人が背を向けるような場所であってはいけないと思います。

案内板にも書いてありましたが、ここを共同で使用するときには支所の方に連絡をくださいということですが、どれくらいそういう形での利用がありますか。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたしますが、ちょっと利用率までは調査を現在しておりません。申し訳ございません。

○7番（鶴迫京子さん） 利用率はよしといたしまして、そのためには公園としての明るい雰囲気づくりが大事なと思いますので、先ほども述べましたが、犯罪の温床になったり、地域の人が背を向ける

ような場所にならないようにしていただきたいなと思います。

そしてトイレもなんですが、トイレも水はあります。しかし何かしら、そのトイレに行く、使用するのに本当に不安感もあります。やっぱり暗いというか、そういうところもよくいろいろ考えられて整備していただきたいなと思います。

では、次に移ります。

本市の歴史民俗資料の保存の現状はどのようになっているのかお伺いたします。

また、本市の歴史民俗資料など、文化財の保存場所への来訪者数はそれぞれどれくらいの方が見えていますか。学校教育での子供たちの参観もその中には含まれるとは思いますが、それを除いた数はどれくらいであるのかお聞きしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の歴史民俗資料の保存の状況はどうなっているかということですが、一般的に歴史民俗資料と呼ばれるものの中には、多くのジャンルのものが含まれることになります。それには、御存じだろうと思いますが、埋蔵文化財の出土遺物、それから農機具や庶民生活の道具であります民俗資料、それから歴史的な価値の高い古文書類、それから絵画や漆器等の美術工芸品などがございますので、それを保存・管理する環境も種類によって異なってまいります。

そこで、御質問の本市の歴史民俗資料の保存状況についてでございますが、現在は、合併前に旧町ごとに行われておりました状況をそのまま引き継いでいるのが現状でございます。松山で1箇所、志布志で2箇所、有明で3箇所の合計6箇所の施設で保存をいたしております。

収蔵品の内容で分類いたしますと、松山は歴史民俗資料館として建設された施設でございますし、民俗資料も出土遺物も保存されているところでございます。志布志は、整理作業室も併せ持った出土遺物収蔵庫と民俗資料収蔵庫の2施設がございます。有明は、整理作業室と出土遺物の収蔵庫が体育館に、民俗資料は農業歴史資料館の屋外とトラック車庫2階にそれぞれ保存されているのが実情でございます。収容能力から見ますと、出土遺物も民俗資料もすべての施設が限界に達しておりますので、機能的な整理・整頓が困難な状況でございます。

なお、過去に志布志町で実施いたしました歴史民俗資料の調査結果等によりますと、市内にはまだ数多くの美術工芸品が個人宅にも収蔵されていることが分かっておりますが、それらの資料は松山の歴史民俗資料館の特別収蔵庫でしか預かることができませんし、しかも、それらを行政で管理するには、現在の管理状況では十分とは言えません。湿度、それから温度、遮光等に適切な環境が求められることになるというのが実態でございます。

それから、先ほどありました歴史民俗資料館、それから今私どもがっております有明・松山・志布志等の参観者の数でございますが、ただいま担当課長が来ておりますので、答えさせます。

○生涯学習課長（小辻一海君） こちらに訪れた方については、今調査をいたしておりますので、しばらくお待ちいただけますか。

○7番（鶴迫京子さん） 後で報告していただきたいなと思います。

文教で調査に松山の歴史民俗資料館に行った時に、大体、あそこの松山町の歴史民俗資料館は年間200

人くらいかなというようなこととお話いただいたんです。年間にしてですので、とてもそれに相応するぐらい少ないのではないかなと思っておりますが、報告は後で受けたいと思います。

市民から預かっている貴重な宝物、財産も含まれておりますので、先ほど教育長の答弁にもありましたように、湿度、温度など、環境整備が大変重要になろうかと思いますが、そういうためにも興味のある方だけでなく、多くの市民がそういう価値あるものに触れる機会をつくるべきだと思います。

本市には博物館も美術館も無いので、せめて歴史資料など、文化財を保存活用する館が欲しいものだと思います。そこで、まちごとに6箇所あるそういうバラバラに保存されている歴史民俗資料などを1箇所に集め、展示し、同時に鑑賞できるように、9月から空く志布志町の給食センターをその館に整備することは考えられていないのかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、志布志学校給食調理場のうち、志布志給食センター並びに有明給食センターにつきましては、新しい給食センターを旧有明町の役場跡地に建設が進んでおりますことは御存じのとおりと思いますが、平成20年9月1日から開始ということも御案内のとおりでございます。

これに伴いまして、両給食センターの跡地利用、それから建物利用について、これは今後検討していかなければならないと考えておりますが、これは市有財産の利用ということになりますので、教育委員会だけで決定できるものではございませんので、しかるべき所で利用についての検討が早めになされるべきものであろうと、こういうふうを考えております。

また、今、議員御指摘のように、これを1箇所に集めて、今志布志が持っておりますこの資料を志布志の給食センター跡地、あるいは有明の跡地と、2箇所にまた分散することになりますが、いずれにしても1箇所に集めて展示ということになりますと、とても今の施設では無理であろうと、私も素人ではありますが、そう考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 1箇所に集めるのは少し無理ではないかという教育長の答弁でありますので、中身的なことは担当課の方でいろいろ検討されて、志布志町の保存状況ですね、それを見たときに、大変粗末に扱われているような状況であります。そういうところを見まして、やはり早急に検討していただきたいと思いますが、教育長、早急というのはどのぐらいで検討されますか。

○教育長（坪田勝秀君） 私どもはいろいろとお金がありませんので、持っている課じゃございませんので、また財政当局とも御相談をして、今、御指摘のとおり志布志・有明・松山にあります遺物も相当傷んでおる所もあるようでございますので、こういうものは長い歴史の間に培われて、そして大事に守られてきたものでありますから、いったん壊れるとなりますと、それは簡単に作れるものでもございません、手に入るものでもございませんので、これはまた担当部局にも早急をお願いいたしまして、予算措置でもしていただきまして、保存の方向にできるように努力してまいりたいと、こういうふうを考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 前向きに進むであろうという予測をいたしまして、では次の質問に入ります。

最後になりますが、観光資源を開発して、現存するものも整理しながら、本市の広域的な観光ルートづくりは考えられないかであります。

市長の施政方針の中にも、「志布志観光入込み客数・年間100万人計画を目標に、集客力のあるイベントを推進していく」とあります。今年のお釈迦まつりが約6万人、去年のやっちく祭りが6万人ということです。ほかのふるさとまつり有明や志布志みなとまつりなどを入れても100万人は相当にハードルが高いですが、目標に近づけるためにどのような方法を取られるのか。

また、新たな観光ルートを作成とありますが、「新たな」とは何に対して新たになるのか、どういうルートづくりを目指されているのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の観光資源につきましては、港をはじめ、自然や歴史、イベントや特産品、環境への取組など、ほかにはない大変すばらしいものが多数存在しております。

先ほども申し上げましたが、現在、本市の観光振興について、商工観光戦略会議の皆様が、提言書作成のために様々な視点から観光資源を洗い出して議論を重ねております。観光ルートづくりについても、志布志の魅力発信というテーマにおいて、現在ある観光資源を整理しましてルート化についての議論も進んでおります。また、市内のみならず、大隅半島及び日南・宮崎等も含めた広域的な観光ルートの設定も検討されているようであります。

これらの提言を受けて、観光資源の整備や観光ルートの作成を検討しまして、魅力ある観光地づくりを推進していきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 日南・宮崎など、広域的な観光ルートを図っていきたいということですが、一番観光をいうときに、資源というといろんな素材があると思いますが、ある方が、旅は一般観光型から目的型へ変化し、価値観も宿る・食べる・見るという行為そのものから、そこに行くとは何ができるかという経験や体験が旅の魅力になってきている。旅の魅力を倍加するには地域の素材や資源をどう見せるかというコーディネート機能が重要で、この機能を果たす人を地域の観光人材というそうです。そのようなことを近畿日本ツーリストの方が言われています。まさしく、この観光人材の育成が本市には求められていることだと思います。

まず、素材や資源はあっても、それを動かす人がいなければ回らないと思います。点・線はあっても面的にならない、面的にするのがこの観光人材だと思うのですが、去年からNPO法人全国生涯学習まちづくり協会と近畿日本ツーリスト株式会社と財団法人日本余暇文化振興会との共同で、旅のもてなしプロデューサー養成講座の運営が始まり、観光人材の育成がスタートしています。

本市にも、この観光人材となり得るであろう旅のもてなしプロデューサーがたくさん増えて、地域のネットワークづくりの中心的存在になることとしたら、魅力ある本市のまちが更に魅力を増し、市長が目標に挙げていらっしゃる入込み客が100万人に届くようになるかもしれません。

そこで、本市でこの旅のプロデューサー養成講座を開催することは考えられないか、来年度でもよろしいですが、市長の所信をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光資源を開発しながら、そこに魅力ある観光地というのをつくるのも観光客誘致のために重要な課題だというふうに思います。

それと同時に、訪れた方が本当に来て良かったなというふうになるためには、そこに住んでおられる、そして案内してくださる方がおもてなしの心を持って、きっちりと案内して、そして紹介していただくような形が必要かと思います。

そのような二つのものが絡み合って、何回も何回もこの地に来てみたいなど、またあの人に会ってみたいなどというようにまちになっていけばいいなというふうに思っております。

そのような観点からこのような取組をしていき、100万人の入込み観光客が達成できるまちになるんじゃないかなというふうに考えますので、今、御提案ありましたことにつきましては、検討させていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 検討してみたいということではありますが、市長も創年市民大学の総長であります。その創年市民大学の名誉学長である福留強先生が聖徳大学で生涯学習研究所ということで、こういう「創年時代」というのを発行、御存じですね。その中にも、本当に福留先生は志布志を全国に発信されています。今度の号にも志布志が載っているんです、ここに。全国創年大会のことが載っています。こうやって、本当に全国に行った所、行った所で口でも宣伝、情報発信されていますし、そういう意味で、旅のおもてなしプロデューサーというのも始まったということで、ここにも載っているんです。そして、また本市の担当係長の荒平さんの、ここに創年市民大学のPRが載っています。「志あふれるまちづくり」という所で、またここにも志布志がいっぱいPRされています。

このようなのが全国に出回っていますので、志布志というのは本当に全国的に発信されていますので、みんなから見られているということでもありますので、先ほどの国際の森のこともそうですが、観光産業ということで大きなまちづくり事業としてですね、いろんな視点でまちづくりを推進していただきたいなと思います。

旅のおもてなし、先ほど「おもてなしの心で」とおっしゃいましたので、本当にそのことです。本市の住民が一番、志布志のことを分かっていますので、それを心からおもてなしする、プロデュースする、そしてまた来て良かったなど、もう一回行きたい、リピーターですね、そういう客を増やす、そういう小さなことが大きな観光につながっていくのではないかと思います。

広域的なルートといいまして、ちょうどこういう養成講座も本当に真剣に考えていただければ、近畿日本ツーリスト株式会社ですので、交通関係の会社ですので、バスとかそういうルートづくりは専門でありますので、そういうところに乗っかっていろいろ検証されて、福留先生と総長であられる市長もいろいろ話をされて、そういう養成講座を開くということは、市長もイベント大好きであります、一つのイベントであります。そのことによって全国各地からも集まります。そのことで交流が始まります。一期一会です。そういうところから観光も広がっていくのではないかと思います。

ですので、ただ講座だけじゃなくて、一過性に終わるのでなくて、大きな視点でこういうのをとらえていただきたいなと思いますが、先ほど検討しますということですが、どちらの検討か、ちょっともういっぺんお聞かせください、見当が付きませんので。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私のことをイベント大好きというふうに表現されました。確かに好きは好きなんですけど、そういう

ふうと言うとちょっと誤解があるのかなというふうにちょっと感じたところでございます。

私、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というのを志布志市は将来像と定めて合併したわけでございます。そのにぎわいを創出するためにイベントというのは必要なんじゃないかなと、そのイベントに積極的に取り組む、地域の市民がこぞって取り組む姿勢がまちの活性化につながっていくというふうに考えているところでございます。そして私自身が様々なイベントに取り組んで、一所懸命何か月もかけて準備をしまして、そしてそのイベント当日、たくさんの方に来ていただいて喜んでいただけるという、そういう苦勞の結果、報われるという感動が得られるということがすばらしいことになるんじゃないかなと。そういったのを市民の方々それぞれ味わってもらいたいなということで、イベントというのは大切だというふうに思っているところでございます。そのような形で皆さん方にも積極的に参加していただきまして、このまちをにぎわいのまちにしていただければ有り難いなというふうに思っています。

そのような意味合いから、先程来お話がありますように、この旅のプロデューサーの講座ということにつきましても、市民の方々お一人お一人が自分のまちを好きになって、誇りに思って、そしてそのことを人に話してみたいというような形になっていただければ有り難いなと。そして、そのことで話すときに、特に歴史等について十分お話をしていただければ、そのことに触れた方々がまた、志布志ってすばらしいまちなんだなというふうを考えられて、また来ていただけるんじゃないかなというふうに思うところでございます。このことにつきましては、前向きに検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） イベント大好きということで誤解してはとらえてません。市長のそういう姿勢は、大変私はすばらしいと思っています。やはり積極的人間でありますので、挑戦する姿ですので、いろんなことをやって達成感があって感動する、一番大事じゃなからうかと思えます。今、感動の無い時代でありますので、やはり感動、そういうのを求めて、行政にも必要だと思えますので、ぜひ、そう心を弱くしないで、僕はイベント大好き人間だというぐらい胸を張ってやられたらいいと思えます。クリーン作戦にしてもしかりですので、それは応援したいと思えます。

検討するということですので、今は前向きにという返事をいただきましたので、これで終わります。

○文化財管理監（米元史郎君） 先ほどの松山の歴史民俗資料館の入館者数につきまして、御案内を申し上げます。

御承知のとおり、合併をしましてちょうど建物が工事に入ったものですから、この2年間で館を閉めていた時期と、それと工事に入っていた時期がございましたので、再開後のキャリアというのは1年足らずというようなことございまして、実数につきましては、従来旧松山町で利用されていた人数というのが、おおむね正確な数字ということにならうかと思えます。

利用者につきましては、秦野小学校の1学年が毎年1回研修にまられるということでございますので、おおむね20人足らずの人数ではないかと思えます。それと、松山町民で県外等に出ている方が、帰省の折に家族が御案内をされて見学に来られるというのが年間10名ぐらい。ですから、トータル30名以内ぐらいの実数ではないかと思えます。

そのような状況でございますので、この館の活用につきましては、私の思うところでは、かなり抜本的な館の在り方というものを絞り込んで活用を検討しないと、今以上の急増というようなことは図れないんじゃないかと考えております。

それと、先ほど収蔵品のことについて御質問がございましたけれども、教育長の方から答弁がございましたように、6箇所の施設でお預かりもの、それから考古学関係の出土資料を保存しております。主に収蔵しておりますのは、出土遺物と民俗資料でございます。

出土遺物につきましてはパンケースで1,000点、収蔵品につきましては3箇所に分かれてたくさんございますので、正確な数字は把握していないところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩いたします。



午後2時44分 休憩

午後3時01分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） 最後になりましたけれども、通告書に基づいて質問いたします。

はじめに、家庭用火災警報器の設置の取組についてであります。

消防法により家庭用火災警報器の設置が義務付けられたが、取組はどうかということであります。この名称については住宅用火災警報器、あるいは住宅用防災機器とも言っております。消防法により新築住宅は18年6月1日から、既存住宅は5年間の猶予期間があり、23年6月1日から設置が義務付けられます。この日までに設置が必要になったところであります。昨日も大変不幸な火災がありました。

住宅火災によって亡くなった方の多くは逃げ遅れによるもので、警報器を設置することによって火災を早期に発見することができ、命を守ることにつながることになります。そのようなことから設置が義務付けられたと思えます。

住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準、その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村条例で定められておりますが、志布志市は大隅曾於地区消防組合で条例を設置しています。連携は取れているのか。また、特に高齢者の方や障害を持っておられる方は早急な取組が必要であろうというふうに思います。どのように取組を考えておられるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

家庭用火災警報器の設置についてのお尋ねでございますが、家庭用火災警報器の設置につきましては、消防法の改正によりまして、新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務化されております。また、既存の住宅につきましても平成23年6月1日までの間に設置することとし、具体的な設置基準につきまし

ては市町村条例により定めることとされております。

このことを受けまして、本市では、一部事務組合で設置しております大隅曾於地区消防組合の火災予防条例により、設置期限を平成23年5月31日までと定められているところでございます。

議員お尋ねの取組についてでございますが、本市では消防法の改正のありました平成18年5月号の広報紙に掲載いたしまして、市民の皆様方に周知を図ったところでございます。なお、大隅曾於地区消防組合におきましては、横断幕の設置や、高齢者の防火訓練講習会等の折にリーフレットを配布したりして啓発活動を行っているということです。また、平成19年度におきましては、市内の一部の地域につきまして、地元の消防団員による周知活動も行われております。

今後の取組につきましては、設置義務期間が平成23年5月31日までとなっておりますので、再度、広報紙やホームページに掲載するなどして周知活動を行い、推進してまいりたいと考えております。

○1番（下平晴行君） 大隅曾於地区消防組合との連携、これについてはどのような連携というか、取組と申しますか、そこをちょっとお願いいたします。

○総務課長（中崎秀博君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、基準につきましては、大隅曾於地区消防組合の火災予防条例の中で住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等ということで、大隅曾於地区消防組合の方で定めております。

その中で、消防組合の方でも住宅における火災の予防の推進ということで、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進ということで、消防組合の方も関係2市1町と連携を取りながら啓発活動に取り組んでいるところでございます。

なお、また消防組合の方もことあるごとに、この家庭用の火災警報器の設置につきましては説明等も行っているということでございまして、先ほど市長の方も述べましたとおり、市の方におきましても広報紙等で呼び掛けはいたしたところでございますが、今後につきましても、広報紙あるいはホームページ等でも警報器の設置の件につきましては啓発活動を行っていきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 住宅火災の死に至った原因の7割が逃げ遅れということから、早期に火災を知らせる重要なものだというふうに思います。

警報器を設置した場合の効果のデータがありますが、出火から覚知までの通報所要時間の平均は、警報器を設置しない場合5分48秒であるのに対し、設置した場合4分30秒で、1分18秒短縮されているデータがあります。それから、焼損床面積では、1件当たりの焼損床面積を比較すると、それ以外の火災では15.5㎡に対し、警報器が作動した火災では5.5㎡であり、約3分の1となっております。

この法は罰則規定は無いわけですが、人命を守る観点からも早急な取組が必要であるというふうに思いますけれども、今、答弁のとおり、広報あるいはリーフレット等で対応しているということですが、市としてもですね、当然消防組合の方で条例を定めて、消防組合の方が率先して取組をするということですが、やはり人命を守る観点からも、市としての取組もやはりいろんな角度から、ただ広報だけじゃなくて取組をしていったらいいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

2点目に入りますけど、そのためにモデル地区は設置できないかと。

市民の方から、長年消防にかかわる仕事をしてきて、今まで地域の方々にいろいろお世話になり、何か恩返ししたい、そう思っていたところに火災警報器の義務化が出てきたので、今までの知識を生かして地域に貢献できることはこのことだと思う、との相談があったところであります。

そのようなことから、悪質な訪問販売を未然に防ぐことや、お年寄りからの相談にすぐ対応できるモデル地区は設置できないかということではありますが、そのことについては、市長、どのようにお考えですか。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お尋ねの、モデル地区ということについて設置はできないかということですが、先ほど申し上げましたとおり、既存の住宅については平成23年6月1日までに設置することとされておりますので、市としましては、広報紙やホームページ等による広報活動と併せまして、大隅曾於地区消防組合や消防団、並びに自主防災組織等と連携して周知活動を図るとともに、今後、市内全域の設置状況を調査しながら、どのような方法、方策があるのか検討してまいりたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） これは、市長がおっしゃるとおり23年6月1日までということになっておりますが、それじゃなくてですね、昨日の火災のように、やはり行政として何らかの形で、市民の皆さんが、ああ、あそこはモデルだと、ああいう所に聞けばいろんなことが分かるんじゃないかと、そういう意思表示、あるいは相談ができるような所、これは消防組合におっしゃるとおり任せておけばいいかもしれませんが、市としての取組ですね、そこ辺を考えて取組をしていただきたいと思います。

3番目の弱者に対して援助はできないかということではありますが、このことについては助成している市町村もありますが、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

最近、御承知のとおり年金や介護、後期高齢者医療費などの出費が重なり、大変な生活をされている方々に対して援助はできないかということでもあります。お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

家庭用火災警報器の設置につきましては、消防法の改正によりまして、新築住宅については平成18年6月以降、また既存の住宅には平成23年6月1日までに設置が義務付けられているということでございます。

現在、市では市民全体を対象とした事業は取り組んでおりませんが、福祉政策としまして、高齢者日常生活用具給付等事業によりまして、おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者の方やひとり暮らしの高齢者の方に対しまして、火災警報器や自動消火器などの給付を行っております。合併以降、平成19年度までの申請はありませんでしたが、今年度に入り3件の申請を受けております。制度を利用される方は、市民税非課税世帯は無料ですが、課税世帯は1割の負担をお願いしております。なお、本事業は県の補助金が平成17年度で廃止されたことにより、県内の他市町村では廃止されていますが、本市だけが実施しているところであります。

また、障害者の方に対しましては、重度障害者等日常生活用具給付事業により、火災発生感知や避難が著しく困難な障害者のみの世帯に対しまして、火災警報器や自動消火器などの給付を行ってござい

す。

高齢の方や障害を持たれる方はとっさの行動が取れないために逃げ遅れるケースが多いため、今後は本事業の強化と広報に努め、火災警報器の設置の援助に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 本市だけがそういう補助をしているということで、大変有り難いことです。これはやはり広報をもうちょっといろんな角度でしていただかないと、せっかくある支援も援助も分からないわけで、受けられないわけでありますので、ぜひ広報に力を入れていただきたいなと思います。そういう、少しでも援助することによって設置も早まるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の補助金の取扱いについて御質問申し上げます。

補助金の見直しについて、19年度中に方針を決定し、廃止を含めた見直しをしていくとのことであったがどうかということであります。

18年の12月議会で薩摩川内市の公募提案型の事例を説明しながら、財政難とともに補助金の役割が適正に活用されているのか、すべての補助金のチェックをし、見直しをすべきであるとの質問に対して市長は、「健全な財政運営を図るためにも、この補助団体に支出されている公金が目的どおり適切に運用されているかどうかを検証して、行財政改革の一環として抜本的な見直しをしていく必要がある。今後の具体的な取組は行財政改革推進本部で様々な角度から検討して、補助金見直し方針の作成、交付基準、審査基準の作成、各補助金の成果の市民への公表など、平成19年度中に方針を決定し、廃止を含めた見直しを行財政改革推進委員会の意見を聞きながら、順次進めていく」と言われましたが、どのような進捗状況であるかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の補助金等を見直しにつきましては、平成18年7月に策定しました行政改革大綱の中で、自主性・自律性の高い財政運営の確保から、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等について検証し、総合的な補助金の整理合理化を積極的に進めることとしておりました。その具体的な実施計画となる集中改革プランで、補助金制度に関する指針を平成19年度に策定するという一方で、行財政改革推進本部幹事会や行財政改革推進本部会議で協議しましたが、結論まで至っていないところでございます。

今後の具体的な取組としましては、市の行う事務事業に対して、その目的や目標を明確にしながら、目的にかなった取組をしているのか、目標に対してどれだけ成果が出ているか等の観点で客観的、体系的に評価して、その結果を事務事業の改善や予算編成、企画等に反映させていく行政評価を導入いたします。本市の行政評価の目的としまして、市民への説明責任と行政情報の共有、行政の効率化、職員の意識改革と政策形成能力の向上の三つを基本に、専門のコンサルタントから支援を受けるものであります。

現在、業者も決定し、作業に着手しようとしているところでありますが、施策に基づく事務事業が行政評価の基盤となりますので、その中で補助金制度に関する指針の策定や、補助金交付基準の見直しも含めまして事務事業評価と連動して作業を進め、特に住民に直接関係のある事業等については、行財政改革推進委員会等による外部評価を受けながら次年度に向けた改革を進め、集中改革プランの実現に取

り組んでまいりたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 市長の答弁では進んでないようですが、いろんな委員会がありますけども、やはり委員会に頼ってはいけませんね、これは本当に進まないというふうに思います。

前も言いましたように、薩摩川内市が市単独の補助金で242件、金額にして12億円を、ゼロベースで提案公募型の補助金に取り組んでいるという話を説明しました。

今年度は、53団体から54事業の応募があり、32団体32事業を選考しております。分野別では、保健・医療・福祉が4、子育て支援が1、子供の健全育成が4、環境保全が1、芸術文化振興が5、イベント開催が11、経済活動活性化が3、その他が3。事業の中で一番少ない補助金で48万円、多い補助金で500万円であります。

この審査項目であります、公共性、必要性、有効性、妥当性、緊急性、実現可能性、独創性という七つの項目から補助金等評価委員会の審査結果を受けて選考されているようであります。審査選考は、各団体の活動や事業の優劣を評価したものでなく、市民の皆さんの貴重な税金である補助金を交付する観点から、提案公募型補助金の趣旨に沿っているかを審査したものであるそうであります。

市長、このような薩摩川内市の取組をどのように思われますか。

○市長（本田修一君） 補助金の見直しにつきましては、市の取組につきましては本当になかなか難しいところがあるのかなというふうに考えているところでございます。市民の皆様にはいかにして理解していただく形で補助金の見直しをしていくかということが、大きな課題となっているところでございます。そのような中で、今、お話にありましたように、薩摩川内市の取組というのはすばらしいものかなというふう実感するところでございます。

私どもとしましては全面的にそういった形でやっているわけではないですが、例えばふるさとづくり委員会におきます事業、それからむら再生促進事業によります事業、それらのものについては提案型、公募型というような形での事業になるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

これまでの補助金は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきたわけであります。その交付が長期化、いわゆる補助金の役割というのが、もう補助金を受ければずっと受けられるという、そういう取組がされてきたわけであります。既得権化する傾向になっているということであります。

補助金は、先ほども言いましたように、市民の税金をもって交付されているものであるわけですが、すべての補助金は、先ほど市長もおっしゃいましたように、透明性・公平性が確保されなければならないというふうに思います。そのことから見直しについては、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、ここです、自助努力、なお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要があると思います。そのことについてどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助金につきましては様々な性格があるわけございまして、例えば昨日も話がありましたように、

現在、社会情勢、経済情勢が非常に厳しいというような中で、私どもが振興している事業について、そして特に農業関連について、そのことに関して緊急的に補助できないかというようなこともあったわけでございまして、いろいろそのような経済の振興のための補助、あるいは地域の活性化のための補助、あるいは文化振興のための補助といったような形で、様々なタイプの補助があろうかと思えます。

当然、そのことにつきましては今、議員から御指摘がございましたように、受けようとするものが自助努力した上で、なおかつ不足する分について、行政としては手助けをしながら地域振興を図っていくということは前提かというふうに思っております。

○1番（下平晴行君） そのようなことから、次に移らせていただきます。ぜひ、見直しについては、やはり今年から事務事業の評価制度も始まるわけでありますので、その点を踏まえて取組をしていただきたいというふうに思います。

このことを踏まえて、2点目の校区公民館補助金の調整について、地域ふれあい交流事業の補助金を上乘せしているが、補助金の在り方をどう考えているかということであります。

校区公民館補助金の調整については、12月議会での答弁で、20年度から調整するという事で調整はされたわけでありますが、補助金の総額で1,490万9,388円を、まあ調整するのは当然であるわけであります。それにもかかわらず、福祉関係の地域ふれあい交流事業の予算400万円を上乘せして調整を図っておられるが、それぞれの旧町の公民館の補助事業の取組の内容を調査されたのか。

また、3年間そのままであると相当な補助金の差額が出る、早めに調整すべきである、そういうことでありながら上乘せして対応しているという、教育長、そのことについて伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、地域ふれあい交流事業の話が出ましたけれども、これは、旧松山町で高齢者向けに実施されていた事業が、合併後に志布志市全体で取り組もうということで、地域ふれあい交流事業として、これまで他の部局で、教育委員会以外の部局で事業実施されてきております。

内容はもう御案内のとおりだと思いますが、高齢者あるいはまた子供たち、そしてまた親子の世代をつなぎながら、地域に伝わる伝統行事というのは大変大事だから、これを高齢者の生きがいづくり、子供たちの健全育成、ひいては地域の教育力向上にもつながるものと考えられますので、積極的にやっつけようということで、平成20年度からは各公民館の事業として位置付けられたわけでございます。今後は私どもといたしましても、この事業がより充実し、それで公民館活動を中心に地域住民の融和、親睦、地域づくりの充実が図られるよう、教育委員会としてもバックアップしてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

補助金の在り方につきましては、これまでもいろいろと、今、市長も答弁をなされましたが、そういう方向で今後はまた新たな補助金の在り方が模索され、そしてまた策定されると思っておりますので、私どもいただく側といたしましては、より健全な活動の一助として補助金をいただきたいとは考えておりますが、今回の上乘せにつきましては、各校区公民館長さん方には既に説明をして御理解いただいておりますので、今後こういう補助金の在り方は、当然抜本的に改善されていくべきものと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 教育長にふれあい交流事業の中身を私は聞いているわけじゃないです。公民館の補助金の取組の内容を調査されたのか。例えば研修費用が自己資金、一方では補助金で負担をしていく、負担をしないというような公平でないようなこともあるわけです、調べてみると。そこ辺はどうですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

校区公民館連絡協議会の活動補助金の配分についてでございますが、昨年度12月議会で議員の質問等でお話があったわけでございますが、そのことについては21校区公民館がありまして、その中で連絡協議会というのができております。その中で、各公民館のそれぞれの役員の方々、それから地域の公民館の方々の意見を聞きながら、先ほど言われました補助金見直し等もこれから来ますので、そういう研修、そういうのは十分に、旧町時代のようにいろいろと違いましたので、踏まえてということでいろいろ調査をお願いして、その中で結論が出たところでございます。

○1番（下平晴行君） 結論が出たら、こんな予算配分はできないですよ。例えば、大変失礼ですけど、旧有明町公民館の削減の多い所で5万3,348円、少ない所で1万3,552円。これは明らかに補助金を削減、落とさない、できればそのまま行こうという考え方でこれをされているんですよ。そのためにふれあい交流事業の予算を上乗せしているんじゃないかなと、これは誰が見てもそのように思いますよ。なぜかと申しますと、調整されてないじゃないですか。

教育長、課長が今、調査したって、何を調査したんですか、実態調査をされているんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま課長が申しましたように、その活動の状況、そしてまた利用状況といえますか、そういうものを各公民館単位で調査したものと、そしてそれについての実態を調査して上乗せし、そしてまた削るところは削って調整したと、こういうふうに理解しております。

○1番（下平晴行君） そういう調整は私が言っている調整じゃないんです、それは予算の調整じゃないですか。中身をどう、予算の執行している補助金の内訳をどう調査したのかと、そこを聞いているんですよ。教育長がおっしゃるのは全体の予算を調整したと。それはちゃんと資料を持っていますからよく分かっています。

先ほど補助金の見直しでも言っているように、やはり、補助事業の取扱いの内容がほかの公民館と同じように実施されているのか。補助金の取扱いは公平・公正・均等、これが基本なんです、合併協議会の中でもこれを言っています、ちゃんと書いてあります。調整というのが基本的になされなかったというのがおかしいことであるわけですが、これは過ぎたことであって、教育長の方も20年度まであったのをさかのぼって18、19、20、それを1年早めに取組をされた、21年からだったですね、それを1年早くされたと。これは評価します。

薩摩川内市の選考基準であったように、各団体の活動や事業の優劣を評価したものではなくて、さっきの税金も一緒です。要するに、市民の皆さんの貴重な税金である補助金を交付する観点からとありますように、そういう視点で補助金の調整はしなければいけないというふうに思うわけでありまして。

市長、この地域ふれあい交流事業は元々、先ほど教育長もおっしゃいました、松山町で校区自治会敬老行事として取組をしてきた事業であります。いわゆるお年寄りの方々に行事に参加していただいて、いつまでも健康でありますようにと、こういうことじゃないかなと。一人1,000円ということでありませ、18年度。その以前はいくらか分かりません。

それが、19年度の事業の400万円に対して、実は240万6,400円の実績なんです、60%実績です。この実績で400万円上乗せ、おかしいと思われませんか。実績60%ですよ、それをまるまる400万円ですよ。無駄遣いじゃないですか。市長、おかしいと思われませんか。

元々これは福祉関係の事業ですよ。この予算に対しての考え方、それと事業を実施しなくなった理由、それをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては2年間実施したところでございますが、その検討といたしまして、公民館に今後主体的に取り組んでもらった方が有意義なものになるのではないかなというように、生涯学習課の方や公民館長の方々と協議しまして、今回このような措置をしたということでございます。

今お話がありましたように、実績としてはだんだんだんだん上がってきているということで、その実績を、熟度が高まってきているというような面からこのような措置をしたということでございます。

○1番（下平晴行君） 市長、実績は上がってないですよ、下がってきてます。まあそれはいいです。

福祉課と教育委員会がどのレベルでこのことについて協議されたのか、ちょっとお聞かせください。どのレベルで協議されたのか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 19年度の予算編成の段階で、生涯学習課の方と協議をいたしました。課長同士で協議をしたところでございます。

○1番（下平晴行君） 市長、教育長、課長同士ですよ、知っていましたか。市長は認めたということですね、知っておられたら。教育長も一緒です。

こういう大事なことを課長レベルで決めて、予算に上げる。先ほど、昨日から財政健全化を市長が言っておられますよね。だから、そういうのが全然ここに出てきていないじゃないですか、補助金の在り方、財政の使い方、財源の使い方。

例えば、教育委員会の事業で青少年育成活動補助金6万円、これに対して予算決算は当然であるわけです。これに活動写真、それから通帳の写し、領収書の写し、これを添付するようになっているわけです。6万円に対しても、教育長、添付するんです。ところが、実態も調べずにそのまま上乗せする、これは基本的に、私はあまりにもお金の使い方のいい加減さ、誰が考えてもおかしいと思わないですかね。これは当然な事務処理ですよ、この6万円のこの処理の仕方。ところが先ほど言いましたように、この高額の補助金をそのように、いい加減と申しますか、予算配分をしているわけです。

それじゃ、ちょっとお尋ねします。予算の内容から、地域ふれあい交流事業の予算の配分が無い公民館、結局どことは言いませんが。この事業はどうなんですか。全体でその考え方なんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○生涯学習課長（小辻一海君） このことについて、補足してお答えいたします。

先ほど福祉課長の方が申し上げましたが、担当課長レベルで一応話をしまして、その後市長ヒアリングがありますので、教育長も中に入れてヒアリングの立場で話をして予算の方はお願いしたところがございます。その内容について申し上げます。

地域ふれあい交流事業の件についてでございますが、議員申されましたように、校区公民館連絡協議会に単に上乘せした事業であるならば、生涯学習課としては応じられなかったということを福祉課の方に申し上げたところがございます。なぜかという、事業の趣旨等をお聞きしたところ、地域ふれあい交流事業は、昨年事業として業務担当された福祉課になるのではないかと私は考えたところございました。

そこで、私どもの担当課としてこの事業をお引受けしたのは、先ほど教育長が少し申し上げましたが、地域ふれあい交流事業に代わる事業として、高齢者と子供たち、そして親の世代をつなげながら、地域に伝わる鬼火焚きのような行事や、わらじづくりのようなものづくりなどを伝えていくことが高齢者の生きがいづくり、子供たちの健全育成、ひいては地域の教育力の向上にもつながるものと考えられましたので、地域の行事などを通して地域活性化が様々な活動を通して生涯学習の一環として公民館全体で取り組んでいただくことと、市長が施政方針等で申し上げております「高齢者が元気なまち」の推進、また市民一体の運動として「子育て日本一のまち」の推進、「ごみゼロのまちづくり」の推進、それから私どもの担当でしております「生涯学習推進のまち」といったような、市民や議会の皆様に共生・協働・自立の社会づくりの協力を施政方針でお願いされましたので、この実現のためには、やはり校区公民館連絡協議会の協力無しでは不可能だということを考えまして、校区公民館の組織の大小に関係なく、積極的に取り組んでいただきたいということで、校区公民館をお願いしたところがございます。

また、これと同時に、合併をいたしまして、今それぞれ地域過疎化、少子化によりまして校区公民館連絡協議会の活動の参加者が減少になりまして、なかなか一人の負担が大きいということが公民館連絡協議会から申出がありましたので、そのことも踏まえまして、今年この地域ふれあい交流事業に代わる事業として、そのまま400万円をこちらの方に増額ということでさせていただきまして、大小にかかわらず、今年は全体の21校区公民館で取り組んでいただくということで、事業を新たに生涯学習課の方で取り入れたということでございます。

また、議員申されました補助金の考えにつきましても、先ほど市長の方が申し上げましたが、行政改革大綱の中で、自主性・自立性の高い財政運営の確保から総合的な補助金の整理・合理化を積極的に進めるということになっておりますので、校区公民館連絡協議会の補助金の減額も近いうちには来ると思っておりますので、このことについても、ただいま校区公民館連絡協議会と協議をする時期が来ていると思いますので、事業の必要性や効果等を見極めながら、計画的に事業の整理統合また廃止等をお願いしたいという形で、今公民館連絡協議会の方にはお願いしているところがございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 教育長、だったら旧有明町は減っているわけですよ、公民館。それはその事業をしないということですか、どうなんですか。今の答弁全然おかしいじゃないですか。志布志と松山だけがその事業をやれということですか、そういう答弁をしているけど。おかしいですよ、これ、それは

答えにならんですよ。

実は、私の公民館も会員が70歳までだったんです、19年度までは。それが、やはり少子高齢化も進んで運営上も大変であるためをお願いして20年度から、元気な間は年齢制限無しの会員となっていただきたい、いつまでも元気で後輩に御指導してもらいたいということで、会費2,500円いただくようになったんですよ、市長。補助金の取扱いの基本、先ほど市長もおっしゃいました、私も言いましたけど、自助努力です、自助努力、これは、地域の。そんないい加減な答弁おかしいでしょう。教育長、もう一回お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今課長も申しましたけれども、この補助金の使い方、そしてまたその状況について、市民がどこにあっても平等な恩恵が受けられるようにするのが当然でございますので、今申しましたように、その補助金の在り方につきまして、400万円の使途につきましても含めて、どこにどういう問題点があるか、今課長が言いましたように緊急にまた校区公民館協議会等を開くということでございますので、もう一回そこについては点検すべきは点検して、見直すことができるものであれば見直していきたいということは当然だと思います。

○1番（下平晴行君） ぜひ、教育長、やはりおかしいときは1年であろうと、半年はできません、1年スパンで動きますから、予算は単年度予算でありますので。この前の議会でも曾於市が2年間やっておかしいから、次の年度は見直しをします。これが行政の補助金の使い方の基本ですよ、これ。だから、課長の方でいろいろ事業をおっしゃいましたけど、それはまったく理由にならない。補助金を上乘せした一つの理由です、それは。

ですから、やはりもうちょっと、市長、原点に戻って行政運営をしていただきたいと思うわけです。その裏では一所懸命自助努力して、補助金、あるいは生活保護の問題も先ほど出ました、やっぱり見苦しいからもらわないと一所懸命頑張っておられる方もいらっしゃるわけです。それと一緒に、この補助金についても。この貴重な市民の皆さんの税金であるという、これを基本的に行政の方もやはり考えて取組をしていただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



日程第3 事件の撤回について

（議案第52号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

○議長（谷口松生君） 日程第3、事件の撤回についてを議題とします。

事件の撤回理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を撤回することについて、御説明を申し上げます。

本議案の撤回に関しましては、議案第44号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして、議会の皆様方の質疑の中で、再考すべき点もあることを真しに受け止め、給与の減額措置について、その率を更に検討いたしまして改めて提案することとしたため撤回の承認をいただきましたこと

に伴い、関連する議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）の見直しを行い、新たな議案として提案するため、撤回の承認を求めるものでございます。

議会の運営に御迷惑をおかけしますことをおわび申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の撤回についてを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の撤回については、承認することに決定しました。



日程第4 議案第55号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各種事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

なお、本案は、議案第44号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についての撤回に伴い、議案第52号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）の見直しを行いまして再提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億2,811万5,000円を追加し、予算の総額を200億611万5,000円と定めるものでございます。

議案第44号の撤回に伴いまして、関連する予算を補正前の予算に戻したことにより、前回の議案より総額で100万9,000円の増額となっております。増額となった分の歳入は財政調整基金で調整いたしております。

それでは、予算書をお開きください。前回の議案と変更した項目について御説明申し上げます。

予算書の1ページでございます。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入の18款、繰入金でございます。繰入金の補正額を、今回1,826万円と変更しているところでございます。

3ページをお開きください。

同じく第1表の歳出の方でございますが、2款の総務費でございます。総務費に関しましては、市長・

副市長の人件費を補正予算前の予算額に戻すことに伴いまして、1,721万4,000円に補正額を変更しております。

5ページでございます。

10款、教育費でございます。教育費は、教育長の人件費に係る部分を補正予算前の予算額に戻すことによりまして、補正額を1,197万1,000円減額に変更しております。

7ページでございますが、事項別明細書につきましても、歳入の18款、繰入金、それから8ページの歳出の2款、総務費、及び10款の教育費については、同様の補正額に変更しております。

15ページをお開きください。

歳入予算でございますが、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、前回の予算と比較しまして100万9,000円増額しまして、補正額を9,293万円の減額に変更しております。

19ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、市長と副市長の給与を補正前の予算額に戻すことによりまして、補正額を345万4,000円に変更しております。

39ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は、教育長の給与を補正前の予算額に戻すことによりまして、補正額を2,549万8,000円の減額に変更しております。

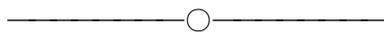
なお、45ページ、46ページの給与費明細書につきましても所要の項目に変更しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月26日までは、委員会審査等のため休会とします。

6月27日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時54分 散会

平成20年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成20年6月27日（金曜日）午前10時23分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 和解について
- 日程第6 議案第50号 土地改良事業の施行について
- 日程第7 議案第55号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第53号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第54号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第11 議案第57号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 陳情第5号 教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書
- 日程第13 発議第3号 教育予算確保に関する意見書の提出について
- 日程第14 発議第4号 食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出について
- 日程第15 発議第5号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第16 発議第6号 農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第17 発議第7号 道路建設対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第18 議員派遣の決定
- 日程第19 閉会中の継続審査申出について
(文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長)
- 日程第20 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (33名)

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
31番	野村公一	32番	谷口松生
33番	若松良雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長	本田修一	副市長	井手南海男
教育長	坪田勝秀	総務課長	中崎秀博
情報管理課長	徳満裕幸	企画政策課長	溝口敏久
財務課長	溝口猛	港湾商工課長	萩本昌一郎
市民環境課長	竹之内宏史	税務課長	外山文弘
福祉課長	津曲兼隆	保健課長	今井善文
農政課長	永田史生	耕地林務水産課長	立山広幸
畜産課長	中崎章文	建設課長	白坂照雄
松山支所長	上原登	志布志支所長	五代豊一
水道局長	徳田俊美	会計管理者	楠川昭博
農業委員会事務局長	大園朗	教育総務課長	上村和憲
生涯学習課長	小辻一海		

議会事務局職員出席者

事務局長	徳重昭一	次長兼議事係長	徳田弘美
調査管理係長	坂元正知	議事係	武田賢一郎

午前10時23分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、若松良雄君と下平晴行君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長及び広報等調査特別委員長から、調査を終了した旨、報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第3 議案第45号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本案につきましては、去る6月10日、文教厚生常任委員会に付託となり、13日に委員会を開催し、審査方法について協議し、その結果、本議案は市民への影響が大きい案件であるため連合審査が適当であるとの結論に達し、総務常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申出を行い、結果として連合審査と決定したところであります。

連合審査を6月17日に開催し、当初は保健課長及び担当職員の出席を求め審査に入りましたが、途中から市長、副市長及び財務課長の出席を求めて審査を行ったところであります。

主な質疑と答弁について報告申し上げます。

審査に入り、提案理由に「被保険者の所得の状況等を勘案し」とあるが、市民の所得の厳しい現状での税率のアップは、低所得者、中間層でも不況に陥れ、滞納などの悪循環になっていくのではないかと思うが、それらのことを総合的に勘案した結果なのか経緯を示すよう質したところ、19年度の所得の確定に伴って試算をした結果、上げ幅が42%になったが、あまりにも大きすぎるとの議論となり、当初の法定外繰入れをそのまま残して26.7%の提案になったとの答弁でありました。

26.7%の負担は、あまりにも市民には大きすぎる。事務事業の見直しや思い切った法定外繰入れなどの激変緩和措置に対する庁内の議論はなかったのかと質したところ、国からの交付金や繰入金が大きな穴を空け、所得も2億5,000万円落ちるという中で、財務課や市長とも協議したが、今回の心苦し

い提案となったとの答弁でありました。

通常、国保の予算編成は3年をスパンにして立てるものであり、今回の税率アップは当初で計上すべきものである。6月の補正は理解できない。本来であれば、19年度ぐらいから年次的に3段階ぐらいでアップすべきではなかったか。基金については、合併時には1億3,300万円しかなく、突発的な事件があるとすぐに消えてしまう金額であった。さらに、19年度末では2,600万円の残高しかなかった。この時点での市長との真剣な協議はなされなかったのかと質したところ、20年度では制度改正もあり、医療費給付は賄えず、6月の税率改正の見込みはあったが、前期高齢者交付金の減額は予定外であった。基金については市長とも協議したが、想像外であったとの答弁でありました。

19年度途中で基金が枯渇したことで、本来ならば次年度の予算編成も組めない状態であり、今回の税率の引上げは当初の段階で分かっていたはずである。議会に対し、見直しについて明確な説明はされたのか。現在、滞納は全部で2億5,000万円あり、仮に滞納がなければ引上げなしで済むという状況の中で、滞納繰越は20年度当初で、医療給付費分が1,020万円で、19年度の一般被保険者医療給付費だけの滞納繰越分の1,500万円よりも少なく計上している。市民に重い負担をお願いする以前に、滞納に必死になって収納するという当局の姿勢が全く見えないのは問題ではないかと質したところ、滞納繰越の収入は18年度2,300万円、19年度3,300万円である。20年度は、かなり抑えめに組んであると思う。滞納を少しでも減らすという取組の姿勢を、今回の引上げを前提とすれば当初で示すべきであったとの答弁でありました。

現年度の国保の滞納者約900人を所得別に見ると、無所得者の約500人を含め、200万円未満の低所得者がほとんどである。また、人口の40%弱を占める国保の被保険者1万2,500人中、過年度分を含めて1,300人、実に10人に1人が滞納者であるという現実を真剣に見ると、今回の26.7%の税率引上げの提案は理解できない。国保運営の組織的欠陥も踏まえて、税率を引き上げずにする考えはないかと質したところ、税率を引き上げれば滞納者が更に増加することも予想されたが、法定外繰入れをすると他の市民に別途の負担をお願いすることになるので、極力制度内での解決を考えたのでこのような形になった。深く反省している。滞納については、現在債権対策委員会を設置して総合的に取り組んでいるが、今後は何らかの形で少しでも税徴収ができるように工夫していきたいとの答弁でありました。

全国市長会が2005年4月に「国の責任における国保財政の強化を」という緊急アピールをしているように、国保への国からのお金は減っている。住民の所得は減る、今後、団塊の世代が退職で国保に加入してくる、このことは目に見えている状況で、もはや小手先のことでは来年度以降も引き上げていかなければならない。国保が存続できないことさえあり得る中では、議会に相談して一般会計からの繰入れ以外に手はなく、真剣に考えるべきではないかと質したところ、3月の当初で1億3,000万円の法定外繰入れを認めてもらったが、財源が枯渇して6月の運営までに支障を来すことがあったので引上げを提案したが、次年度も国保の改定をしなければならない事態を迎えると、新たな形での方策を議会に相談しなければならないと考えているとの答弁でありました。

市長の今後の具体的な方策は、すっきりした形で示せないのか。26.7%を何%に引き下げるという踏み込んだ答弁はできないのかと質したところ、ただいま議案審議中であり、様々な意見を聞き十分

反省しているが、税率改正は十分に検討した上で提案している。下げるものがあれば下げたいという気持ちであったことは理解してほしいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような主旨の反対討論がありました。

国保財政の状況は大変厳しいものと理解するし、税率も引き上げざるを得ない状況にあることも十分承知しているけれども、今回の提案は26.7%引き上げるということで、市民感情を考えたときに、あまりにも上げ幅が大きいと考える。そういう観点から、上げ幅の縮小を含め再検討すべきであるという理由により反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対討論です。

○1番（下平晴行君） 議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案に反対の立場で討論いたします。

合併当初、基金残高約1億3,300万円であります。大きな疾病等が発生した場合は、1億円、2億円の単位で予算の歳出が考えられるわけであります。国民健康保険事業の基金額として必要な額は事業費の5%、約2億円であります。国保事業の運営を円滑にするためには、平成19年度は当然税率を考えなければならなかったと思います。国民健康保険税は、医療費の増減により単年度で見直していくものであり、当然、当初予算の時点で予算編成を行うのが基本であります。

そのようなことから、6月補正で予算編成すること自体が真剣な国保運営がなされていないことでもあります。特に、地方税法により7月の本課税は定められており、このことから補正で対処すべきではありません。

御承知のとおり後期高齢者医療制度、介護保険、年金の問題、物価の引上げ、燃料の高騰、農産物価格の下落など、市民の負担は大変な状況であります。また、平成14年度の医療制度の改正により、より一層の医療費が増大している現状であります。

そのようなことを踏まえて、国民保険税の取組は大変重要な福祉政策であります。このような状況の中で、国民健康保険税の26.7%の増税は、市民の立場を無視した取組であり、到底理解を得られるものではありません。

よって、私は委員会の否決に賛成し、原案に反対するものであります。皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。順番的に言いますと賛成討論でございますが、その旨、発言をして討論をお願いします。

○3番（丸山 一君） 反対の立場で討論いたします。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。20年3月に20年度予算が審議をされ議決されたのに、すぐ次の6月議会において、その提案については何をかいわんやであります。

3月31日に前期高齢者交付金9,027万円が減額が確定したとはいえ、20年度において10億2,000万円も不足するとはどういうことか。そのため、一気に26.7%もアップするという、それがカバーできるんだという論理は、見通しが甘かったと言えます。

この不景気の中、滞納額がますます増大すると予想され、不足額をカバーできるとは到底考えられません。また、納税者に対する配慮はみじんも感じられませんし、そもそも6月議会に条例の改正を提案するとは何事かということを考えます。

我々旧有明町民にとりましては、合併直前に国保給付の5%を保有するよりの達しにより大幅アップをし、その後、二度ほどアップをしております。そしてまた、今度この大幅なアップであります。果たして、旧有明町民が納得するのでしょうか。合併をして何でもかんでも上がるんだという印象を与えますし、市民にとりましては「合併して何も良くならん。小さな負担、大きなサービスはどこへ行ったか。」という声が聞こえてまいります。

3月の当初予算審議における提案か、9月、10月における補正提案であれば納得をいたしますが、今この6月議会における条例改正には反対といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をします。

今回の提案は、医療分、支援金分、介護分含めて、計で所得割が3.4%引上げです。資産割、これも医療分、支援金分、介護分含めまして13.1%の増であります。そして、均等割、平等割、ここがそれぞれ、均等割8,000円、平等割8,500円、合わせて26.7%の引上げをするという提案については、基本的に認められないという立場であります。

また、今回の引上げについて当局の提案理由が、「医療費の動向、被保険者の所得の状況等を勘案し、国民健康保険特別会計の健全財政運営を図るため、国民健康保険税の税率を改正する必要がある」という提案理由であります。日本語を正しく理解している人であれば、こういった提案には私はならないと思います。被保険者の所得の状況等を勘案し引き上げますと、それは、まさに国保に加入されている方々の所得が大いに伸びている、そういった状況で国保会計が大変厳しいから御負担をお願いしたいというのが、本来の日本語の在り方ではないでしょうか。

ここに、私は委員会の審議の中等でも一般質問等でも、国保に加入されている方々の所得は対前年度比どうなんだということで質問をし、マイナスでありますという当局の答弁であります。

こういった状況を考えるときに、財政当局、そして税を徴収する所、本当に真剣になって志布志市の役所の皆さん方が、この問題を議論をして提案に至ったというふうには思われぬ、そのことが一つ目の理由であります。

国保に加入されている方々は、農業、漁業、商業、すべての方々、大変な状況になっているのは皆さん御承知のとおりであります。そういったことを踏まえた上でこのように大幅な提案というのは、とても真剣にそのことが議論された上で議会に提案されているというふうに思えないからであります。

二つ目は、国が大変いろいろに事を地方に押し付けております。そして、そのことが国保会計を大変困難な状況に陥れているという現状があります。私は平成3年に志布志町の議会議員になりましてから、国保会計のことも勉強させていただきました。1984年から、国がそれまで医療費の定率国庫負担を45%としておりましたが、84年に改悪をしまして医療給付費の50%に改定をするとやりました。すなわち、45%から、実際は医療給付費は保険給付に払った分だけありますので35%に引下げをした。現在、国保に関しての医療給付費の国庫負担は34%と、これも当局の答弁で出ております。

併せて、2004年度からの配偶者特別控除の廃止、老年者年金控除の廃止、高齢者の住民税非課税措置の廃止、定率減税の段階的廃止、こうした国の政策が国保に加入されている、年金を納めている方々含めて、大きく影響をしていることは間違いはありません。

また、今年度からは後期高齢者医療保険制度、これが始まりまして、まさに新しい制度で支援金分の負担もしていかなきゃいけない。国保からやっていかなきゃいけない。当局は、後期高齢者が始まるから医療費は下がるのではないかというふうに甘く考えておられたのかもしれませんが、そうはいきません。国は、国保から後期高齢者への特定健診等で目標を達成できなければ更にペナルティもかけると、こういった仕組みまで作られております。

こうした大きな国の政策が、地方自治体でゆだねられている国保税の税率のアップに大きく影響しているというのはもう間違いがありません。こうした時こそ、私はしっかりと地方自治体はその防波堤になって考えていかなければ、住民の皆さん方の負担はますます増えていく。

先ほどの討論にもありましたように、滞納の問題も大変深刻であります。その滞納は、約8割の方々が低所得者と言われる方々であります。そのことがすべて、志布志市の国保の会計、運営の状況、そして国保税の徴収のこと等を含めて反映しているというふうに考えております。

国は、徴収率が92%を切れば調整交付金を最大20%カットする、こういったペナルティも用意をしております。今回この引上げがなされるならば、この調整交付金も当然92%を徴収率上回ることは難しいだろうと、そういうことも予想されます。そうしたことをしますときに、更にペナルティがかけられてきて国保の状況がますます厳しいものになっていくというのが心配されてなりません。

私は、先ほどの討論者にもありましたように、しっかりとそのことを議論をして財源を新しくつくり、首長や私たち議員、そして当局の管理職の人たち、事務事業を見直しをする、いろんな財源を見い出して一般会計からの繰入れをして、しっかりと国保の会計を守っていくという立場で真しに考えて提案されたものかどうか、非常に不信であります。

今後大変な状況になる中で、しっかりとそのことを踏まえて私は提案をしていただく、そして住民の負担を軽減していく、国がとんでもないことをやるときには、しっかりとその防波堤になってやるというのが自治体のあるべき姿勢だというふうに私は考えます。

そうした観点から今回の26.7%、この引上げにはとても認められないという立場で討論を終わります。

す。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

○30番（福重彰史君） 反対の立場で討論をいたします。

議案第45号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国保税を現行より26.7%大幅に引き上げる、旧町時代にもなかった前代未聞の大幅改正である。

国保税は医療費の動向に比例するものでありますが、今回の改正は平成19年度に想定していなかった突発的な伝染的疾患も無い中で、19年度当初の医療費の見込みの甘さ、また基金が年度途中で枯渇するという基金の留保額にも疑問を呈するなど、国保会計運営そのものに対する姿勢が問われ、平成20年度の予算編成は、危ぐは予想される中で慎重にも慎重を期して行うべきであり、当初の時点ではいくら5月の末にならないと、より正確な数字は示されないというものの、法定外の一般会計繰入れが無ければ42%もの引上げをしなければならぬという異常な状況でありながら、議会への事前の説明、打診もなく、驚くことにここまで引き上げざるを得ないとは思っていなかったと発言されるなど、医療費の動向、国保に対する常日ごろからの認識の欠如を指摘せざるを得ない。

また、平成19年度末の滞納繰越が2億5,000万円を超えているにもかかわらず、更に大幅に税率を上げるとは、現在でも納付の困難な状況にありながら、これまで以上に滞納者、滞納額が増えることは目に見えている。

また、本市の基幹産業である農畜産業は、今日価格の下落や低迷と併わせ、原油並びに穀物の高騰により燃料や飼料、肥料、資材等の値上げが行われ、経費コストの増による二重の打撃を被っており、非常に厳しい経営を強いられている状況でもあります。一般市民におきまして、もろもろの値上げが市民生活を直撃しており、さらには高齢者に対する負担増も重くのしかかっており、このような取り巻く厳しい環境の中で、大幅な引上げに対して市民の理解は到底得られるものではない。

さらには、平成19年度に対し20年度は滞納繰越の歳入は少なく見込んでいるなど、大幅引上げをするには滞納者に対する徴収姿勢が大きく問われる。滞納者の中には払いたくても払えない人や、一方、悪質な滞納者も散見されるが、精一杯の徴収努力をすることが第一義的である。

そして、払いたくても払えない算定システムの見直し、また、根本的には国からの補助金の引上げの要請を強く求めていく必要もある。

これらも含め、もう一度長期的、総合的に調査・検討を行い、市民への極端な負担を強いることなく、安定的な国保財政への取組を模索すべきであります。

よって、今回の議案については反対であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第45号は、否決されました。

ここで前後しますが、学校教育課長の山口課長が欠席しております。県教育委員会の方から学校訪問がありまして、その対応のために欠席しておりますので御報告を申し上げます。



日程第4 議案第46号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第46号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、6月16日に委員全員出席の下、給食センター所長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、現在志布志市立志布志・有明・松山学校給食センターと、それぞれ旧町時代を引き継いでセンターごとに分かれて呼んでいるが、新センターが完成すると条例による新しい名称と位置の制定が必要になった。教育委員会では、課長会で協議、検討した結果、名称を「志布志市立学校給食センター」とし、臨時教育委員会に諮り、本定例会に上程したところである。なお、松山センターについては、従来どおり当分の間は「志布志市立松山学校給食センター」としたい。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

重油、ガソリンなどが高騰しているが、9月から既定予算でやっていけるのかと質したところ、A重油などが値上がりして既定予算では対応できないので、9月に補正予算で対応していきたいとの答弁でありました。

志布志・有明旧センター跡地利用について、今後の対応と見通しについて質したところ、8月10日に完成予定であるが、志布志・有明旧センター跡地については取り壊す考えはない。現状の形を活用する方向で検討し、10月か11月には方向を示していきたいとの答弁でありました。

旧センターで使用していた備品で新センターに持って行く備品はあるか。また、残った備品で使えるものは広く市民に入札の形でも提供していく考えはないかと質したところ、現在調査中であるが、基本的に使えるものは持って行く。特に、ロッカーは十分に使えるので持って行く。残されたもので使用できる備品は、入札なり市民に広報していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第46号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第48号 和解について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第48号、和解についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第48号、和解について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、委員全員が出席し、財務課長ほか職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

平成12年6月21日、志布志町安楽978番地、故迫田アヤさんから不動産並びに預貯金、国債など、約1億円の遺産を志布志町の福祉に役立ててほしいとの主旨で、公証人により遺言公正証書が作成された。

平成18年4月2日、迫田アヤさんの死亡により遺言公正証書の効力が発生し、〇〇との協議を始めたところ、生前病床の看護や葬儀を執り行った迫田アヤさんの〇〇にあたる〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、自分との間に口頭による死因贈与契約が成立しているので志布志町に対する遺言公正証書は無効であるとの申入れがあった。これを解決するため、〇〇〇〇〇さんから大隅簡易裁判所に民事調停の申立てがあり、協議の結果、調停条項のとおり和解が成立したため、議会の議決を求めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、遺産がおおよそ1億円ということだが、土地、建物など、不動産も含まれるのか、管理は誰がするのかと質したところ、郵便局・銀行の普通・定期預貯金及び国債がおおよそ1

億円である。今回の和解では、不動産は市には寄贈されず個人物件となるということ、また一人暮らしのお年寄りの交流施設については、〇〇〇さんが建設し、施設管理も個人が行うとの答弁でありました。

さらに、なぜ裁判に持ち込まなかったのかとの質疑に対し、遺言者の遺志になじまないこと、裁判は結審まで年数がかかり費用もたくさんかかること。弁護士にも相談したところ、こうした事案は通常は和解が一番望ましいとの助言を受けたことなどの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号、和解については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 1点ほど確認をさせていただきたいんですが、今、委員長の方から御報告を受けました。確か、全協等でもお聞きした経緯がありますが、今、和解を得まして、この〇〇〇さんが故人の遺志を継いで、いわゆる一人暮らしの高齢者のための施設を造っていくという方向で和解になったわけですね。これも期限が付いているということも御報告を受けました。いわゆる、この期限が付いている中に、そういったことに素人である方が、そういった施設を今後どのように造っていくのか。そういった施設が出来上がっていくとすれば、それはとりもなおさず本市の福祉施設としても大事な施設になってくるといふうに、僕は思うんですね。

そういった観点から、行政として、そこへのいわゆるお手伝いといいますか、取組といいますか、そういった部分についての考え方というのは委員会で出なかったのか、1点確認をさせていただきたい。

○総務常任委員長（迫田正弘君） その件につきましては、市の方といたしましても、一人暮らしの老人が集まる交流施設というものを造るのであれば市が建設した方がやりやすいし、後の管理もいいんじゃないかということで提案をされたという説明でありました。それについては、本人が自分でやりたいということで固辞をされたというようなことから、〇〇〇さんの方で建設をし、後の管理も個人で行うという答弁でありました。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第6 議案第50号 土地改良事業の施行について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第50号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第50号、土地改良事業の施行について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、6月16日、委員全員出席の下、執行部から農政課長、畑かん推進監ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は、国営曾於南部土地改良事業が平成20年度に完了することにより、ダム等の主要施設は関係市町へ管理が移管され、曾於南部土地改良区と連携しながら維持管理を行っていくことになり、維持管理にかかる経費を軽減するため、補助事業である基幹水利施設管理事業を導入し、平成21年度からダムの所在地である鹿屋市役所輝北支所の方で執行するものであるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、これを議決することによって、これからずっと続くであろうことを既に決めるということになるのかと質したところ、今年度事業申請をして来年度から実施だが、曾於南部土地改良区の水利用の加入率が上がることによって採算ベースが取れてくれば、この事業は自然消滅ということであるとの答弁でありました。

921万円は、市の方で補助事業を取り入れて、すべて志布志市の分かと質したところ、補助率は国が30%、県が30%、関係市町が40%で、面積案分で40%のうちの46.975%、173万559円を志布志市が負担するとの答弁でありました。

次に、操作体制の補助とは別かと質したところ、国営が今年度完了するが、前年度と今年度で操作体制事業を導入し、事業完了後は基幹水利へ移行するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号、土地改良事業の施行については、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第55号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会の所管に係る審査の経過の概要と、その結果について報告申し上げます。

本委員会は、6月16日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

最初に財務課の審査に入り、説明を受けました。

まず、第2表 地方債の補正については、建設課の地方改善施設整備事業について国の内示があり補正するもので、財源としては合併特例債を適用し、限度額を16億3,810万円とするとの説明でありました。

歳出予算の総務費、一般管理費のうち、補償補填及び賠償金4,500万円は、議案第48号で提案された和解金を計上している。地方債については、20年度末の残高見込額が229億4,729万3,000円となる予定であるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りましたが、特に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、総務課、選挙管理委員会の提案理由の説明を受けました。

主な説明によりますと、総務費、一般管理費は、職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費である。

9款、2目、非常備消防費733万3,000円の増額補正については、3月いっばいで消防団を退団した団員23名分の退職慰労金であること。消防施設費については、既設防火水槽の乗入口の移設費の増額であるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、消防団員退職慰労金制度について質しましたが、合併前の3町はそれぞれ計

算方法がまちまちであったため、合併協議において合併後入団した団員については、国の退職金しか支払わないとの申合せがあった。合併前の団員については個人でも掛金を掛けており、また消防後援会も基金を積み立てて退職慰労金に充てているということでもあります。今回退団者が多く、基金に不足が生じたため一般会計から補うものであるとの答弁でありました。

選挙管理委員会については、昇格に伴う人件費の増額のみであるとの説明であり、質疑はありませんでした。

次に、税務課並びに情報管理課の審査に入り、提案理由の説明を受けましたが、すべて人事異動に伴う職員の給与費等の補正で、予算に対する質疑はありませんでした。

次に、港湾商工課の提案理由の説明を受けました。

主なものを申し上げますと、商工総務費については、人事異動に伴う補正と、今回機構改革により新たに企業立地推進係が設けられ、担当3名が配置されたことによる給与費等の増であるということでありました。

観光費の運営費補助金130万円は、さんふらわあ利用促進、また入込客の増加対策の一環としてスポーツ団体の合宿やキャンプの受入れを促進するため、仮称スポーツ団体誘致推進協会設置に伴う運営費補助金であるとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、どんなスポーツ団体の合宿等を想定しているかと質しましたところ、サッカー、テニス、野球など、高校も含めプロ・アマを問わず、キャンプや合宿を行う団体が対象であるとの答弁でありました。

また、企業立地推進係が設置されたが、現段階での立地に向けての状況について質しましたところ、昨年から今年にかけて数社の企業に当たっている。ただ、諸条件があり最終的に誘致できるかは分からない状況である。新若浜の工業団地については、倉庫業としての指定がなされているので、現在製造業への用途変更を県にお願いしている。当地域は、一次産業が盛んなので、これらの産物を活用した製造業の誘致についても数社当たっている状況であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

続いて企画政策課、会計課、議会事務局、監査委員事務局の提案理由の説明を受けましたが、すべて4月1日付けの人事異動に伴う人件費に係る補正予算でありました。これらに対する質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決に入り、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっております議案第55号、平成20年度志布

志市一般会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、6月16日と17日に、委員全員の出席の下、各所管課の課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

それでは、審査順に従い報告いたします。

まず、市民環境課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、戸籍住民基本台帳費は、4月の人事異動で転入4名、転出5名の1名減の件数であること。国民年金費については、賃金と報酬の組替えに伴う増額補正であること。保健衛生総務費についても、今回の異動による件数の増減であること。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

本庁窓口の臨時職員を嘱託職員に変えたときの条件は変わったのか、また同じ人かと質したところ、同じ人で条件は変わらない。窓口取扱件数などが昨年に比べ1.4倍に増えたために、業務に精通した職員を嘱託職員にして対応したものであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課、給食センター、3課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入で施設整備事業基金繰入金1,453万9,000円は、小・中学校の建物耐震診断委託事業に係るものである。

歳出では、教育総務費と小学校費、中学校費、学校給食センター費の件数の主なものは、4月の人事異動に伴う補正である。小学校費の賃金60万円については、休校となっている四浦小学校の学校施設管理に伴う賃金である。小学校費の委託料1,214万円は、平成18年度耐震化優先度調査の優先ランク①・②の上位に位置付けられた志布志小学校ほか7棟について、中学校費の委託料2,399万円は、同じく優先ランク①・②に位置付けられた有明中学校、松山中学校の2棟について、耐震診断調査を実施して、建物状況を詳細に把握するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

耐震化優先度調査の優先順位の①と②のとらえ方と、小学校の場合7校で8棟、約1,200万円の事業費であるが、その内容を質したところ、優先ランクの①・②は、市内の小・中学校の中での優先順位である。今回の調査は、より専門的な耐震診断調査であり、国の耐震基準の I_s 値で、学校の場合は0.7以下は耐震化工事をしなければならない。志布志中の場合は0.68であり、今後具体的に耐震化工事が必要であるとの答弁でありました。

耐震診断調査後の事業の見込みと補助率を質したところ、本年4月に国の強い指導により、20年度から3年、遅くとも5年以内に耐震化工事を終えなければならない。本市も緊急に耐震性の現状を把握して、必要な補強改修工事を直ちに実施しなければならない。補助率は、本年度から2分の1から3分の2に引き上げられたとの答弁でありました。

特認通学委託事業を利用する学童の現状と、今後の見通しについて質したところ、現在の特認校は

八野小、出水中と、休校の四浦小である。そのうち通学事業を利用しているのは八野小の4名である。特認校等の小規模校の今後については、学校在り方検討委員会で検討中であるが、特認校制度については今後も維持していくとの答弁でありました。

教育委員会の松山・有明支所で試行的にグループ制を導入して2か月たったが評価はどうか。また、行政執行の流れや人員の配置が、地域別・業務別の組織体系図に問題はないかと質したところ、今までは学校管理などの身近な行政は従来どおりやってきたが、社会教育事業は本庁に一本化を図りつつある。支所も本庁も人員が減少していく中で、現状は試行錯誤であり、改善しなければならない問題点が多々ある。3年目を迎え、与えられた人員でいかに効率的に事務を執行していくか、本庁、支所の連携を密にして、改善できるところは改善していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課及び図書館分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものは、社会教育費の社会教育総務費は、嘱託職員の産休に伴う報酬の102万円の減額、給料などの人件費は、4月の人事異動に伴うもので、合わせて1,461万8,000円の増額となっている。図書館費は、同じく4月の人事異動に伴う人件費で118万円の増額となっている。保健体育総務費も、4月の人事異動に伴う人件費で43万4,000円の減額となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

産休の嘱託職員との契約内容を質したところ、嘱託職員は臨時職員と異なり、保険付で身分も産休として保証されているとの答弁でありました。

次に、図書館の人数を質したところ、志布志の本館は職員4名、嘱託職員6名、有明・松山分館は嘱託で各1名、志布志は3つの分館でパート1名ずつの計3名であるとの答弁でありました。

条例公民館の主事と図書館の読書指導員の身分を質したところ、主事は委託契約職員である。読書指導員は、本館は嘱託職員で、分館は嘱託職員のパートであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出は、社会福祉費の社会福祉総務費の給料、職員手当等、共済費は、4月の人事異動に伴う27名分である。報償費は、中国残留邦人に対する新たな支援の法改正に伴う相談支援員配置の謝金である。自立支援費は、曾於地区障害者相談支援センターに対する県の施設整備事業補助金100万円である。生活保護扶助費は、中国残留邦人の生活保護費から社会福祉費への組替えに伴う549万8,000円の減である。生活保護適正実施推進事業費の108万円は、面接相談員1名、志布志支所配置の報酬であり、旅費の40万5,000円は、その費用弁償である。

歳入については、民生費国庫補助金148万5,000円は、生保適正実施推進事業に伴うものである。民生費国庫委託金16万8,000円は、中国残留邦人支援相談員に対する交付金である。民生費県補助金100万円は、志布志支所の障害者相談支援センターに対するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

中国残留邦人支援事業では、どのような人を相談員として考えているのかと質したところ、志布志地区に在住する女性で、中国残留問題に強い関心を持ち、九州や東京での研修も受けている人で、県とも相談している。議決後に正式にお願いするとの答弁でありました。

中国残留邦人支援費は、かなり高額な予算であるが、どの程度の生活内容であるかと質したところ、当初予算では1年で約600万円必要と生活保護係で積算した。内容としては、衣食生活費150万円、医療支援費387万円が大部分で、7月からの9か月分を計上したとの答弁でありました。

次に、自立支援費で、軽自動車とパソコンで100万円ですり足りなのかと質したところ、100万円が上限の補助であり、実際は中古自動車95万円、パソコン12万7,000円で、超過した分は事業所負担で合意しているとの答弁でありました。

次に、保健課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入は、国庫支出金の保険基盤安定制度国庫負担金の保険者支援分が270万7,000円の追加である。県支出金の国民健康保険医療費助成負担金は880万6,000円の追加である。繰入金は、平成19年度の医療費などの精算に伴う老人保健特別会計からの繰入れである。

歳出は、民生費、社会福祉総務費の人件費は、保健課で8人分、支所の分も含めている。繰出金は、国保への繰出しを738万5,000円で、保険基盤安定制度の国保税軽減分974万7,000円、保険者支援分541万3,000円の増額、財政安定化支援事業分は777万5,000円の減額である。保健衛生総務費の人件費は、4月の人事異動に伴う21人分の調整である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

国民健康保険特別会計繰出金の内容を質したところ、国保に対する地方財政措置、交付税として一般会計から繰入れを行うものである。国保税軽減分は、19年度実績値1億7,007万9,000円から当初予算分を引いた974万7,000円で、財源は県が4分の3、市が4分の1である。保険者支援事業分は、基礎となる数字4,856万8,000円から当初予算分を引いた541万3,000円で、国が2分の1、県と市が4分の1ずつである。財政安定化支援事業分は、前年度実績による交付税算定減の777万5,000円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託になった所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっております議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、6月16日、委員全員出席の下、審査に入る前に付託となった案件の審査に伴い、鉄道記念公園ディーゼルカー改修業務委託事業、漁業原油価格高騰緊急対策事業、新設改良事業の地方

改善施設整備事業の現地を調査した後、執行部から関係課長、局長、担当推進監ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、まず耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出のうち林業振興費の3,448万1,000円の増額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に伴う曾於地区森林組合への補助、水産業振興費の500万円の増額は、漁業原油価格高騰緊急対策事業に伴う漁協への補助である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、燃油関連施設を造ったことによって漁業者の方々に対してどういう負担軽減がされていくのかと質したところ、燃油タンクについては南部消防署からも指導があり、タイミングよく県の事業が新規で出てきた。大体10当たり、市販で買うより5円程度安くなる形で負担軽減がされると思うとの答弁でありました。

漁協から、これまでどういった声が要望等も含めて当局に上がってきているかと質したところ、大型製氷機を入れてほしいという要望が上がってきているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農業委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の農業総務費で農業委員会分の人件費を、人事異動に伴う2名分で、給料283万7,000円、職員手当等189万3,000円、共済費67万8,000円、それぞれ増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。主な質疑はありませんでした。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の園芸振興費で380万2,000円の増額補正は、原油価格の高騰に伴う施設園芸農家への支援対策で、内容は、ピーマンハウス、いちごハウスに循環扇を導入し、重油の削減を図る事業である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、循環扇を使うことによるエネルギー効果について質したところ、重油の16.9%削減が見込まれるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の道路橋梁費の道路新設改良費の工事請負費890万円は、上田屋敷地区の住宅内道路の側溝を改修する事業である。都市計画費の公園費は、鉄道記念公園に設置しているディーゼルカー改修に要する業務委託料400万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、鉄道記念公園のディーゼルカーの関係は二転三転してきている気がするが、経緯の説明をと質したところ、当初から経費節減等を念頭に、既設車体の解体・撤去、新たな代替車両の設置、若しくは既設車両の全面的な改修等について考慮してきたが、経費的な面、既設車両

の希少価値を考え、現在の車両を改修・保存という形で残した方がよいのではないかとということで、改修に要する費用400万円をお願いしたとの答弁でありました。また、要望としまして、鉄道記念公園として設置目的に沿って気配りをしていただきたいという要望がありました。

地方改善施設整備事業は、排水によってガスが発生したりして環境が悪くなっているという説明も現地であったが、合併浄化槽の設置も考えられるわけで、排水の処理をするよりも排水を出す前の段階の対策の方が将来的に効果があると思うがと質したところ、合併浄化槽を推進するということで排水の整備も行って、合併浄化槽もしていただくようお願いしたいとの答弁でありました。

地方改善施設整備事業は、道路を市道に指定したのかと質したところ、この事業は排水事業ということで、市道認定されていないので道路は扱えないとの答弁でありました。

事業を進めるにあたっては、登記が済んでからやるのが当然と思うがと質したところ、登記を済ませるように努力して事業に入っていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上、すべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 鉄道記念公園のディーゼルカーの改修について、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

今、委員長の報告の中にも撤去ということであったわけですが、商工会を含めて4団体から観光資源ということで処分がされなかったわけですが、この改修した後の管理、このことについて市が従来どおり行うのか、それともそういう観光資源であれば、それぞれの団体が一緒になってやるのかどうか、そのことについて議論はなかったのか伺ってみたいと思います。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいまの質疑に対しまして、今回改修して10年程度、今後もつんじやないかというようなことでありました。そしてまた、今後は関係4団体と十分検討していきたいというような主旨の答弁がございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第53号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第53号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第53号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会は、6月17日に委員全員出席の下、保健課長及び担当職員の出席を求め、補足説明を求めましたが、補足説明はなく質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

仮に条例が否決された場合、補正予算はどうなるのかと質したところ、補正予算は条例の改正を基に算定しているので、否決された場合、実態のない予算となり2億2,110万円の歳入に穴が空くことになり、財源を確保しなければ今回は特に給付ができなくなる可能性がある。そのときは、何らかの形で議会に相談しなければならないと考えているとの答弁でありました。

旧条例適用のままで行った場合、何月まで給付できる見通しであるかと質したところ、現条例で賦課していった場合に、見合う給付額を計算して当初予算額を考えた場合、うまくいけば年内はもつ見込みであるとの答弁でありました。

前期高齢者交付金を9,000万円減額した理由を質したところ、当初予算は18年度実績額で請求していたが、国が定める20年度を見込んだ推計値に変更したために6,000万円の減額となった。さらに、20年度からの給付費を決める18年度からの伸び率を低く抑えてきたので3,000万円、合わせて9,000万円の減額になったとの答弁でありました。

未申告者が98名、滞納額で724万円、1人当たり7万3,000円と大きいのが、追跡調査はしているのかと質したところ、未申告者は住所は残っているが住所地に居住していない人が大半を占めて、本当の未申告者は少ない。追跡調査はしている。まず戸籍調査をして現地に行って居住の確認をして、居住

不明の判断をしているとの答弁でありました。

曾於市、大崎町の基金残高と国保税率の現状はどうなっているのかと質したところ、基金は、曾於市が19年度末で5億1,200万円で、20年度当初で3億5,000万円ほど繰り入れる予定と聞いている。大崎町は19年度末で1,850万円である。税率は、曾於市は今回は改正案は出していない。大崎町は、5月の臨時議会で25%の引上げを行ったとの答弁でありました。

提案どおり条例を含めて可決された場合、適用はいつからになるのかと質したところ、4月1日からの適用で、引き上げた税率で7月から被保険者に通知が行くことになるとの答弁でありました。

住民は、説明なしにいきなり増額の通知を受けることになるのか、大きな問題である。可決であれ否決であれ、市民への説明責任はないのかと質したところ、スケジュール的にはそうなる。住民には、市報やその他の手法で説明して、理解してもらえようとする努力をしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の反対討論がありました。

今回の議案は、とても住民の理解を得られる状況にはない。国保会計運営に対する当局の真剣な対応というものをくみ取ることができない。今回、住民が安心して医療を受けられるような国保会計としていくために、本市も努力していかねばならないと思う。その意味で、もっと十分な検討を加えた上で税の引上げはしなければならないのに、そのことが欠けているという立場で本案に反対である。

以上で討論を終え、採決を行い、起立採決の結果、議案第53号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、起立少数により否決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第53号について、反対の立場で討論します。

今回、当局の提案が国民健康保険税を26.7%と、こういった大幅な引上げをもった今回の特別会計の補正予算であります。住民の皆さん方の生活の状況、そういったものは委員会の審議の中でも十分に出了。そして、大変な状況に陥っていると、農業、商業、漁業の方々含め。そういった中で、今回条例改正の関係等もありましたが、この2億2,000万円からの引上げ、こういったものについては、住民の生活を本当に圧迫していく。ここについては真しに、当局として住民が安心して医療が受けられる、そういった状況を当然考えなければならない状況の中で、議会等にも、大変失礼な言い方をすると「藪から棒」と言いますかね、そういった突然の大幅な条例改正を含めて引上げでありました。こういうことは、とても市民の立場から見たときに認められる状況にありません。

住民の皆さん方にそのことを話をしても、「とんでもない。」ということが多く寄せられました。そういった意味からして、真しに志布志市の国民健康保険特別会計の運営をしていく当局としては、しっかりとそういった国に対しての問題や当局としての運営の在り方、そこを踏まえて提案がされるべきものというふうに理解をします。そういったものが十分にされない中での提案ということでは、と

でも理解ができないという立場で反対いたします。

○議長（谷口松生君） 次に賛成の討論でございますが、引き続きありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決をします。議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第53号は、否決されました。



日程第9 議案第54号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、6月16日に委員全員出席の下、保健課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、歳入の支払基金交付金は、19年度医療給付等の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加分である。国庫支出金、県支出金についても、前年度の精算に伴う追加交付である。

次に、歳出の諸支出金の償還金は、前年度精算による支払基金への事務費の返納分である。一般会計への繰出金は、19年度の医療給付などの精算に伴う繰出金9,555万7,000円である。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

諸支出金の償還金の返納金の内容を質したところ、レセプト1件につき概算で受けていた分を実績に応じて精算し、各保険者の全国組織である社会保険診療報酬支払基金へ返納した分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第54号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。日程第10、議案第56号から、日程第11、議案第57号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第57号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第10 議案第56号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、保育実施に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年5月20日午後4時30分ごろ、志布志市立有明保育所の園庭で、保育士が自由遊びをしていた男児を抱き上げた際、喜んでばたつかせた男児の足先が、そこに近寄ってきた同保育所の女児の眼鏡に接触し、当該眼鏡を破損したものであります。

この事故は、保育士の不法行為が不存在であり、かつ、男児及び女児が責任能力を問えない未成年者であることから、市の無過失責任により、女児の代替の眼鏡の購入費の総額2万7,000円を市が女児及びその法定代理人に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、可決されました。



日程第11 議案第57号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第57号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育実施に伴う事故の損害賠償金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、既定の予算に2万7,000円を追加し、予算の総額を200億614万2,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

諸収入の雑入は、事故に伴う保険金を2万7,000円計上しております。

6ページをお開きください。

民生費の児童福祉総務費は、事故に伴う賠償金2万7,000円を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○

日程第12 陳情第5号 教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、陳情第5号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました陳情第5号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、6月16日、17日、委員全員出席の下、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、この陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によると、陳情の主旨である子供たちの豊かな教育を保障することは極めて重要なことであり、自治体の財政力や保護者の所得によって教育水準に格差があってはならないことは言うまでもない。陳情書は、基本的には教育予算は国全体でしっかり確保し、充実させることが大切であるということであり、内容的に教育委員会としても賛同できるものである。

ただ、陳情書の5・6項目については、内容的には市教育委員会への要望であるので御一考願いたいとのことでありました。

これらの意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、国が示している各学校の図書標準は市も達成していくという考え方でいいのかと質したところ、市内の各学校への図書購入用消耗品費の固定配分については、学校規模によりばらつきがある。平成21年度からは学校教育の読む力、学力向上という観点から、図書購入費の固定配分という方向で臨みたいという答弁でありました。

この陳情書の1項目から4項目については、国にしっかりと意見を上げていかなければならない事項であるが、5項目、6項目については、国の施策で、わざわざ時限立法などや補助率の2分の1から3分の2への引上げなどで確定している事項であるので不採択でいいのではないかという意見があ

りました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第5号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書については、陳情項目6項目のうち、1項目から4項目までは採決、5項目、6項目については不採決と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

訂正いたします。

陳情項目6項目のうち、1項目から4項目までは採択、5項目、6項目については不採択と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は、陳情項目6項目のうち1項目から4項目までを採択であります。

まず、1項目から4項目までを採決いたします。所管委員長の報告のとおり、1項目から4項目まで採択することに賛成の方は起立願います。

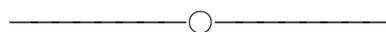
〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、陳情項目のうち1項目から4項目までは、所管委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情項目6項目のうち5項目から6項目について採決をします。5項目から6項目までの所管委員長の報告は、不採択であります。したがって、5項目から6項目について採決します。5項目から6項目について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情項目のうち5項目から6項目までは、不採択とすることに決定しました。



日程第13 発議第3号 教育予算確保に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第13、発議第3号、教育予算確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました発議第3号、教育予算確保に関す

る意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第5号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で一部採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があることから、教育予算に関する事項の実現についての格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、文部科学大臣、渡海紀三朗、総務大臣、増田寛也、財務大臣、額賀出先は、文部科学大臣以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号、教育予算確保に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり決定されました。

日程第14 発議第4号 食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第14、発議第4号、食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました発議第4号、食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、平成19年5月30日、地方分権改革推進委員会の「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」において、国の地方支分部局等の廃止・縮小の方針が示され、国の出先機関の整理に取り組む姿勢が明確に打ち出され、直轄事業についても地方公共団体へ移行が議論されております。

緊急の課題である国内自給力の強化を実現するには、広域食料供給地帯における大規模な基盤整備

は、地方公共団体の実施能力を超えており、国自らが主導して行うこと、そのため直轄事業制度と要員の確保を図ることが不可欠であることから、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するため、農業生産の基礎となる基幹的な農業水利施設の整備、維持管理及び更新などの広域的で大規模な事業については、引き続き国の責任において地方農政局が実施し、地域農業の振興を着実に図ることを要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、地方分権改革推進委員会委員長、丹羽宇一郎、総務大臣、増田寛也、財務大臣、額賀福志郎、農林水産大臣、若林正俊、全国知事会会長、麻生渡でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号、食料の安定供給のための基幹的水利施設の整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第3号及び発議第4号の字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

ここでお諮りします。日程第15、発議第5号から、日程第17、発議第7号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号から発議第7号まで、以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第15 発議第5号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第15、発議第5号、志布志港振興対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第5号、志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は私、丸崎幹男、賛成者は迫田正弘議員、藤後昇一議員、立平利男議員であります。

提出の理由は、中核国際港湾である志布志港は、国際物流拠点として重要な役割を担っており、現在、コンテナ貨物が著しく増大している中、新しく新若浜地区において多目的国際ターミナルの整備も進められています。また、原油価格高騰により、さんふらわあの航路存続も予断を許さない状況下にあります。

以上のことを踏まえ、今後の志布志港の整備・利用促進及び志布志湾を核としたまちづくり等に向けた課題と対策を明確にするため、特別委員会を設置しようとするものであります。

名称は志布志港振興対策等調査特別委員会、委員の定数は11人、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては、配付してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

丸崎幹男議員ほか3人から提出された発議第5号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、丸崎幹男議員ほか3人から提出の発議第5号については、原案のとおり設置することに決定されました。



○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま設置されました志布志港振興対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり

指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、志布志港振興対策等調査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において志布志港振興対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後1時29分 休憩

午後1時38分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に野村公一議員、副委員長に宮田慶一郎議員がそれぞれ互選されました。

○

日程第16 発議第6号 農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第16、発議第6号、農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第6号、農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は私、丸崎幹男、賛成者は迫田正弘議員、藤後昇一議員、立平利男議員であります。

提出の理由は、本市は広大な農地と豊かな農林水産資源に恵まれ、これらを生かした農林水産業が基幹産業であります。畑地かんがい排水による新たな営農が期待される反面、最近の農林水産業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、地域経済への影響はもちろん、農村・漁村地域の存亡までも懸念される状況下にあります。

以上のことを踏まえ、農林水産業振興による農村・漁村地域の活性化等へ向けた課題と対策を明確にするため、特別委員会を設置しようとするものであります。

名称は農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会、委員の定数は11人、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては、配付してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

丸崎幹男議員ほか3人から提出された発議第6号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、丸崎幹男議員ほか3人から提出の発議第6号については、原案のとおり設置することに決定されました。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま設置されました農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後1時42分 休憩

午後1時52分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に坂元修一郎議員、副委員長に長岡耕二議員がそれぞれ互選されました。

○

日程第17 発議第7号 道路建設対策等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第17、発議第7号、道路建設対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第7号、道路建設対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は私、丸崎幹男、賛成者は迫田正弘議員、藤後昇一議員、立平利男議員であります。

提出の理由は、本市は豊かな農林水産資源や自然に恵まれ、南九州の食糧供給基地として位置付けられていますが、反面、地域の発展に必要な道路網の整備が大きく立ち遅れています。

九州唯一の中核国際港湾の指定を受けている志布志港にアクセスする地域高規格道の都城志布志道路、さらには国道220号線の港湾入口付近の渋滞等を解消するための志布志湾岸道路の早期整備は、志布志港を核とした地域浮揚対策として必要不可欠であります。

よって、これらを早急に実現するための調査、提言を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。

名称は道路建設対策等調査特別委員会、委員の定数は10人、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては、配付してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） それぞれ三つの特別委員会が設置されるということですが、今議会でもいろいろありましたが、当局は財政が大変厳しいといった状況の中で、特別委員会を設置している調査をされる、そのことは大いに結構なことではありますが、議会だって聖域ではないというふうに思うわけです。

当局がいろいろな見直しをして国保会計等の財源をつくり出すと、そういった意味からしたときに、今回この三つの特別委員会を設置し、それぞれ調査する予算的なものを含めてですね、十分に考えられているのか。それと併せて、今全国的に議会のいわゆる事務調査、そういったもの等に対して批判、マスコミ等を含めて大いにあります。私たち議会がしっかりとそういった目的に沿って当然やるわけですが、その前段となるべき予算の措置、そういったもの等については十分に検討された上で、三つの特別委員会の設置として提出者の方からありましたが、検討されているのか、少し願います。

○29番（丸崎幹男君） ただいま質疑がございましたが、財政の状況等につきましても十分検討はされたというふうに理解しております。

ただ、過去2年間につきまして、18年度、19年度、特別委員会を結成して調査・研究を進めてまいりました。その報告書の中でも、継続して調査をすべきということでもございました。

当初、3月の予算の中で二つの委員会の予算が計上されておりました。これは3月で議決をいたしておりますが、今回、議運の中で、話し合いの中で、三つの委員会をする理由、それ等につきましてもいろいろと話し合いはございました、意見等はございました。三つの委員会をすれば多くの予算が要るのではないかという意見も出ました。しかしながら、二つの委員会で予算化がされております。その範囲内で対応をしようということでもございます。

そしてまた、去年は二つ、今年三つの特別委員会を設置する、その理由でございまして、この2か年におきまして、高速道路、高規格道、道路等につきまして、特別に調査・研究ができなかったというような理由で三つの委員会を設置をしようとするものであります。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

丸崎幹男議員ほか3人から提出をされた発議第7号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、丸崎幹男議員ほか3人から提出の発議第7号については、原案のとおり設置することに決定されました。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま設置されました道路建設対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、道路建設対策等調査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において道路建設対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後1時59分 休憩

午後2時16分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に丸山一議員、副委員長に鶴迫京子議員がそれぞれ互選されました。

○

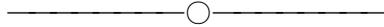
日程第18 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第18、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第19 閉会中の継続審査申出について

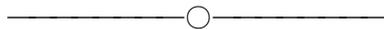
○議長（谷口松生君） 日程第19、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第20 閉会中の継続調査申出について

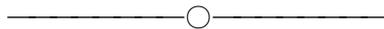
○議長（谷口松生君） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後2時19分 閉会